

令和 6 年第 1 回定例会会議録

令和6年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期33日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月16日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月17日	土	休 会	（市の休日）
2月18日	日	休 会	（市の休日）
2月19日	月	休 会	議案調査
2月20日	火	休 会	議案調査
2月21日	水	休 会	議案調査
2月22日	木	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
2月23日	金	休 会	（市の休日）
2月24日	土	休 会	（市の休日）
2月25日	日	休 会	（市の休日）
2月26日	月	本会議	一般質問
2月27日	火	本会議	一般質問
2月28日	水	本会議	一般質問
2月29日	木	休 会	議案調査
3月 1日	金	休 会	議案調査
3月 2日	土	休 会	（市の休日）
3月 3日	日	休 会	（市の休日）
3月 4日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 5日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日	水	休 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日	木	休 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 8日	金	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 9日	土	休 会	(市の休日)
3月10日	日	休 会	(市の休日)
3月11日	月	休 会	議事整理
3月12日	火	休 会	議事整理
3月13日	水	休 会	議事整理
3月14日	木	委員会	予算決算常任委員会
3月15日	金	休 会	議事整理
3月16日	土	休 会	(市の休日)
3月17日	日	休 会	(市の休日)
3月18日	月	休 会	議事整理
3月19日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和6年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月16日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	21
2. 本日の会議に付した事件……………	22
3. 出席議員氏名……………	24
4. 欠席議員氏名……………	24
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	25
6. 事務局職員出席者……………	25
7. 開 会……………	26
8. 開 議……………	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	26
10. 日程第2 会期の決定……………	26
11. 日程第3 議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	27
12. 日程第4 議案第4号から議案第28号まで一括上程・説明……………	30
休 憩……………	43
開 議……………	43
・説明……………	44
13. 日程第5 陳情第1号及び陳情第2号一括上程……………	54
14. 日程通告 散会……………	54
 2月17日（土曜日） 休 会	
2月18日（日曜日） 休 会	
2月19日（月曜日） 休 会	
2月20日（火曜日） 休 会	
2月21日（水曜日） 休 会	
 2月22日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	57
2. 本日の会議に付した事件……………	57
3. 出席議員氏名……………	57
4. 欠席議員氏名……………	58
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	58
6. 事務局職員出席者……………	58

7. 開 議	59
8. 日程第1 質疑	59
平直樹議員質疑	59
○山田哲二建設部長答弁	59
○村田義喜教育部長答弁	60
東奈津子議員質疑	61
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	62
東奈津子議員質疑	62
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	63
9. 日程第2 委員会付託	63
10. 日程通告 散会	66

2月22日（木曜日） 予算決算常任委員会

2月23日（金曜日） 休 会

2月24日（土曜日） 休 会

2月25日（日曜日） 休 会

2月26日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	69
2. 本日の会議に付した事件	69
3. 出席議員氏名	69
4. 欠席議員氏名	69
5. 説明のため出席した者の職氏名	70
6. 事務局職員出席者	70
7. 開 議	71
8. 日程第1 一般質問	71
(1) 泉田栄一朗議員質問	71
「今後の市営住宅のあり方について」	71
○山田哲二建設部長答弁	72
泉田栄一朗議員質問	72
○山田哲二建設部長答弁	74
(2) 泉田栄一朗議員質問	75
「SDGs推進について」	76
○宇野木浩二市民環境部長答弁	77

○村田義喜教育部長答弁	78
泉田栄一郎議員質問	78
○宇野木浩二市民環境部長答弁	79
○開田智浩総務部長答弁	79
○村田義喜教育部長答弁	80
(3) 泉田栄一郎議員質問	80
「花房坂公園周辺の管理について」	81
○山田哲二建設部長答弁	82
○三池克徳経済部長答弁	83
泉田栄一郎議員質問	83
○江頭実市長答弁	84
休 憩	85
開 議	85
(1) 島春代議員質問	85
「不登校への対応について」	85
○村田義喜教育部長答弁	86
島春代議員質問	86
○村田義喜教育部長答弁	87
島春代議員質問	88
○村田義喜教育部長答弁	88
島春代議員質問	89
○村田義喜教育部長答弁	90
(2) 島春代議員質問	90
「子宮頸がんワクチンの定期接種について」	91
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	92
島春代議員質問	93
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	94
(3) 島春代議員質問	94
「トイレの洋式化について」	94
○村田義喜教育部長答弁	95
島春代議員質問	95
○村田義喜教育部長答弁	96
島春代議員質問	96
○村田義喜教育部長答弁	96

昼食休憩	97
開 議	97
(1) 平直樹議員質問	97
「樹木管理について」	97
○開田智浩総務部長答弁	97
平直樹議員質問	98
○山田哲二建設部長答弁	98
平直樹議員質問	99
○村田義喜教育部長答弁	101
平直樹議員質問	101
○江頭実市長答弁	104
(2) 平直樹議員質問	104
「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金について」	105
○北島悠子政策企画部長答弁	106
平直樹議員質問	106
○北島悠子政策企画部長答弁	106
平直樹議員質問	107
○北島悠子政策企画部長答弁	107
平直樹議員質問	107
○北島悠子政策企画部長答弁	108
平直樹議員質問	108
○北島悠子政策企画部長答弁	109
平直樹議員質問	109
○北島悠子政策企画部長答弁	109
平直樹議員質問	110
○江頭実 市長答弁	111
休 憩	112
開 議	112
(1) 安武睦夫議員質問	112
「国民健康保険制度の将来ビジョンについて」	112
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	114
安武睦夫議員質問	114
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	115
安武睦夫議員質問	115

○中尾孝浩健康福祉部長答弁	116
安武睦夫議員質問	117
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	118
安武睦夫議員質問	118
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	119
安武睦夫議員質問	119
○江頭実市長答弁	120
(2) 安武睦夫議員質問	120
「学力向上と発展的な教育について」	121
○村田義喜教育部長答弁	123
安武睦夫議員質問	123
○村田義喜教育部長答弁	124
安武睦夫議員質問	125
○音光寺以章教育長答弁	126
安武睦夫議員質問	127
○江頭実市長答弁	128
休 憩	128
開 議	128
(1) 田中教之議員質問	128
「デジタル化推進について」	129
○北島悠子政策企画部長答弁	129
田中教之議員質問	130
休 憩	134
開 議	134
田中教之議員発言	134
○北島悠子政策企画部長答弁	134
田中教之議員質問	135
○北島悠子政策企画部長答弁	136
田中教之議員質問	136
○北島悠子政策企画部長答弁	136
田中教之議員質問	137
○江頭実市長答弁	138
(2) 田中教之議員質問	140
「地域医療体制について」	140

○中尾孝浩健康福祉部長答弁	140
田中教之議員質問	141
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	143
田中教之議員質問	143
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	144
9. 日程通告 散会	145

2月27日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	149
2. 本日の会議に付した事件	149
3. 出席議員氏名	149
4. 欠席議員氏名	149
5. 説明のため出席した者の職氏名	150
6. 事務局職員出席者	150
7. 開 議	151
8. 日程第1 一般質問	151
(1) 本藤潔議員質問	151
「菊池市地域防災計画について」	151
○山田哲二建設部長答弁	153
○開田智浩総務部長答弁	154
○宇野木洋一水道局長答弁	155
本藤潔議員質問	155
○山田哲二建設部長答弁	156
本藤潔議員質問	156
○開田智浩総務部長答弁	157
本藤潔議員質問	158
○開田智浩総務部長答弁	158
本藤潔議員質問	158
○開田智浩総務部長答弁	159
本藤潔議員質問	159
○宇野木洋一水道局長答弁	160
本藤潔議員質問	160
○江頭実市長答弁	160
(2) 本藤潔議員質問	161

「移住・定住支援制度のPRについて」	161
○北島悠子政策企画部長答弁	162
本藤潔議員質問	162
○北島悠子政策企画部長答弁	162
本藤潔議員質問	162
○北島悠子政策企画部長答弁	163
本藤潔議員質問	163
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	164
本藤潔議員質問	165
○北島悠子政策企画部長答弁	165
本藤潔議員質問	165
○江頭実市長答弁	165
(3) 本藤潔議員質問	166
「公共施設等総合管理計画について」	166
○村田義喜教育部長答弁	167
休憩	168
開議	168
(1) 猿渡美智子議員質問	168
「水道施設の耐震化について」	168
○宇野木洋一水道局長答弁	169
猿渡美智子議員質問	169
○宇野木洋一水道局長答弁	170
猿渡美智子議員質問	171
○宇野木洋一水道局長答弁	171
猿渡美智子議員質問	172
○江頭実市長答弁	172
(2) 猿渡美智子議員質問	173
「災害時の断水対応について」	173
○開田智浩総務部長答弁	174
猿渡美智子議員質問	174
○開田智浩総務部長答弁	175
猿渡美智子議員質問	175
○開田智浩総務部長答弁	177
(3) 猿渡美智子議員質問	177

「防災における男女共同参画について」	178
○開田智浩総務部長答弁	179
猿渡美智子議員質問	179
○開田智浩総務部長答弁	180
猿渡美智子議員質問	181
○開田智浩総務部長答弁	182
昼食休憩	182
開 議	183
(1) 荒木崇之議員質問	183
「病児保育について」	183
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	183
荒木崇之議員質問	183
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	183
荒木崇之議員質問	184
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	184
荒木崇之議員質問	185
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	186
荒木崇之議員質問	187
○江頭実市長答弁	189
(2) 荒木崇之議員質問	190
「菊池市の公共交通政策について」	191
○北島悠子政策企画部長答弁	192
荒木崇之議員質問	193
○北島悠子政策企画部長答弁	195
荒木崇之議員質問	195
○江頭実市長答弁	196
休 憩	198
開 議	198
(1) 福島英徳議員質問	198
「菊池川流域日本遺産について」	199
○村田義喜教育部長答弁	199
福島英徳議員質問	200
○村田義喜教育部長答弁	200
福島英徳議員質問	201

○村田義喜教育部長答弁	201
福島英徳議員質問	202
○三池克徳経済部長答弁	202
福島英徳議員質問	203
○三池克徳経済部長答弁	203
(2) 福島英徳議員質問	203
「今後の稲作農業について」	204
○三池克徳経済部長答弁	204
福島英徳議員質問	205
○三池克徳経済部長答弁	205
福島英徳議員質問	206
○三池克徳経済部長答弁・発言訂正	206
福島英徳議員質問	207
○三池克徳経済部長答弁	207
○江頭実市長答弁	208
(3) 福島英徳議員質問	209
「菊池川河川管理について」	209
○古田十咲七城支所長答弁	210
福島英徳議員質問	210
○山田哲二建設部長答弁	211
福島英徳議員質問	211
○山田哲二建設部長答弁	212
福島英徳議員質問	212
○山田哲二建設部長答弁	212
福島英徳議員質問	213
○山田哲二建設部長答弁	213
9. 日程通告 散会	214

2月28日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	217
2. 本日の会議に付した事件	217
3. 出席議員氏名	217
4. 欠席議員氏名	217
5. 説明のため出席した者の職氏名	218

6. 事務局職員出席者	218
7. 開 議	219
8. 日程第1 一般質問	219
(1) 稲継智康議員質問	219
「きくち起業塾・未来創造塾に関して」	219
○三池克徳経済部長答弁	219
稲継智康議員質問	220
○三池克徳経済部長答弁	221
稲継智康議員質問	222
○三池克徳経済部長答弁	223
稲継智康議員質問	224
○江頭実市長答弁	224
(2) 稲継智康議員質問	226
「本市スポーツ施設の利用状況・活用に関して」	226
○村田義喜教育部長答弁	227
稲継智康議員質問	228
○村田義喜教育部長答弁	229
稲継智康議員質問	229
○村田義喜教育部長答弁	231
休 憩	232
開 議	232
(1) 東奈津子議員質問	232
「会計年度任用職員について」	232
○開田智浩総務部長答弁	233
東奈津子議員質問	233
○開田智浩総務部長答弁	234
東奈津子議員質問	235
○開田智浩総務部長答弁	235
東奈津子議員質問	236
○開田智浩総務部長答弁	237
東奈津子議員質問	237
○江頭実市長答弁	239
東奈津子議員質問	239
○江頭実市長答弁	239

(2) 東奈津子議員質問	239
「重度心身障がい者医療費助成制度について」	240
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	240
東奈津子議員質問	241
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	242
東奈津子議員質問	243
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	243
東奈津子議員質問	244
○江頭実市長答弁	245
昼食休憩	246
開 議	246
(1) 二ノ文伸元議員質問	246
「本市の火災発生状況について」	246
○開田智浩総務部長答弁	247
二ノ文伸元議員質問	247
○開田智浩総務部長答弁	248
二ノ文伸元議員質問	249
○開田智浩総務部長答弁	250
(2) 二ノ文伸元議員質問	251
「本市の観光について」	252
○三池克徳経済部長答弁	252
二ノ文伸元議員質問	253
○三池克徳経済部長答弁	253
(3) 二ノ文伸元議員質問	253
「本市のまつりについて」	254
○三池克徳経済部長答弁	254
二ノ文伸元議員質問	255
○三池克徳経済部長答弁	256
休 憩	257
開 議	257
(1) 木下雄二議員質問	257
「道路整備について」	257
○山田哲二建設部長答弁	258
(2) 木下雄二議員質問	259

「迫水小学校跡地について」	259
○北島悠子政策企画部長答弁	260
木下雄二議員質問	262
○江頭実市長答弁	262
(3) 木下雄二議員質問	263
「市民広場再整備後の状況について」	263
○三池克徳経済部長答弁	264
(4) 木下雄二議員質問	265
「九州産廃菊池営業所廃止後の水迫地区への対応について」	265
○宇野木浩二市民環境部長答弁	266
木下雄二議員質問	266
○宇野木浩二市民環境部長答弁	267
木下雄二議員質問	267
○宇野木浩二市民環境部長答弁	267
(5) 木下雄二議員質問	267
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	268
○村田義喜教育部長答弁	269
木下雄二議員質問	270
○江頭実市長答弁	270
(6) 木下雄二議員質問	271
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	271
○宇野木浩二市民環境部長答弁	272
9. 日程通告 散会	273

2月29日（木曜日）	休 会
3月 1日（金曜日）	休 会
3月 2日（土曜日）	休 会
3月 3日（日曜日）	休 会
3月 4日（月曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

3月 5日（火曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第6号		277

2. 本日の会議に付した事件	277
3. 出席議員氏名	277
4. 欠席議員氏名	278
5. 説明のため出席した者の職氏名	278
6. 事務局職員出席者	278
7. 開 議	279
8. 日程第1 議案第29号 上程・説明	279
質疑	280
荒木崇之議員質疑	280
○山田哲二建設部長答弁	280
委員会付託	280
9. 散会	281

3月 5日（火曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日（水曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日（木曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 8日（金曜日）	休 会
3月 9日（土曜日）	休 会
3月10日（日曜日）	休 会
3月11日（月曜日）	休 会
3月12日（火曜日）	休 会
3月13日（水曜日）	休 会
3月14日（木曜日）	予算決算常任委員会
3月15日（金曜日）	休 会
3月16日（土曜日）	休 会
3月17日（日曜日）	休 会
3月18日（月曜日）	休 会

3月19日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第7号	285
2. 本日の会議に付した事件	285
3. 出席議員氏名	285
4. 欠席議員氏名	286
5. 説明のため出席した者の職氏名	286
6. 事務局職員出席者	286
7. 開 議	288
8. 日程第1 各常任委員長報告	288
・総務文教常任委員長報告	288
・福祉厚生常任委員長報告	290
・経済建設常任委員長報告	292
・予算決算常任委員長報告	293
質疑	300
討論（議案第8号～12号、議案第23号～議案第26号）	300
（1）東奈津子議員討論	300
（2）平直樹議員討論	304
（3）荒木崇之議員討論	305
採決（議案第4号～議案第7号、議案第13号～議案第22号、 議案第27号～議案第29号、陳情第1号）	306
休 憩	306
開 議	306
採決（議案第8号～議案第12号、議案第23号～議案第26号）	306
9. 日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑	308
討論	309
（1）平直樹議員討論	310
（2）東奈津子議員討論	310
採決	311
10. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	311
11. 閉 会	313

第 1 号

2 月 1 6 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和6年2月16日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和5年度菊池市一般会計補正予算 第14号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第4号 菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 菊池市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 15 号 菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 令和 5 年度菊池市一般会計補正予算（第 15 号）
- 議案第 18 号 令和 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和 6 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度菊池市下水道事業会計予算

一括上程・説明

- 第 5 陳情第 1 号 「重点支援地方交付金」に関する陳情
- 陳情第 2 号 迫間支館および重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情書

一括上程



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 5 年度菊池市一般会計補正予算 第 14 号)
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 4 号 菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 菊池市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定に

について

議案第 7 号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 令和 5 年度菊池市一般会計補正予算（第 15 号）

議案第 18 号 令和 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 19 号 令和 5 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 21 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 5 号）

議案第 22 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

- 議案第 23 号 令和 6 年度菊池市一般会計予算
 議案第 24 号 令和 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 25 号 令和 6 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 26 号 令和 6 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
 議案第 27 号 令和 6 年度菊池市水道事業会計予算
 議案第 28 号 令和 6 年度菊池市下水道事業会計予算

一括上程・説明

- 日程第 5 陳情第 1 号 「重点支援地方交付金」に関する陳情
 陳情第 2 号 迫間支館および重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情書

一括上程

出席議員（19名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 本 藤 潔 |
| 2 番 | 安 武 睦 夫 |
| 3 番 | 稲 継 智 康 |
| 4 番 | 古 田 浩 敏 |
| 5 番 | 島 春 代 |
| 6 番 | 大 山 宝 治 |
| 7 番 | 田 中 教 之 |
| 8 番 | 福 島 英 徳 |
| 9 番 | 緒 方 哲 郎 |
| 11 番 | 平 直 樹 |
| 12 番 | 東 奈津子 |
| 13 番 | 水 上 隆 光 |
| 14 番 | 猿 渡 美智子 |
| 15 番 | 荒 木 崇 之 |
| 16 番 | 工 藤 圭一郎 |
| 17 番 | 二ノ文 伸 元 |
| 18 番 | 泉 田 栄一朗 |
| 19 番 | 木 下 雄 二 |
| 20 番 | 山 瀬 義 也 |

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	北島 悠子
総務部長	開田 智浩
市民環境部長	宇野木 浩二
健康福祉部長	中尾 孝浩
経済部長	三池 克徳
建設部長	山田 哲二
七城支所長	古田 十咲
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	高島 英輔
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄 和彦
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	中原 親弘
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局 長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
事務局課長補佐	笹本 聖一
議会 係長	志水利 貞
議会 係	河田 真沙恵

午前１０時００分 開会

○
○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は１９名です。定足数に達していますので、ただいまから令和６年第１回菊池市議会定例会を開会します。

○
○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から令和５年１２月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○
午前１０時０１分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第１ 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、稲継智康議員及び古田浩敏議員を指名します。

○
日程第２ 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から３月１９日までの３３日間とすることに結論を見ていますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１９日までの３３日間と決定しました。

日程第3 議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から3月19日までの33日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第3号は、令和5年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容につきましては、今年1月1日に発生しました能登半島地震による被災地への支援に要する経費でございます。

なお、議案とは直接関係はございませんが、1月5日から、菊池市役所本庁、各支所及びキクロス1階中央図書館に募金箱を設置しております。数多くの皆様の温かいご支援をいただきましたおかげで、1月末時点におきまして、57万6,532円の募金が集まりましたので、地震で被災された方々を支援するための義援金として、2月7日に日本赤十字社へ送金をさせていただきました。

皆様のご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

なお、募金箱につきましては、引き続き設置を行っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、議案の内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第3号につきまして、ご説明をいたします。

議案書その2の3ページをお願いいたします。

タブレット画面のほうも表示されておりますでしょうか。

議案第3号は、令和5年度一般会計補正予算（第14号）を専決処分したものでございまして、4ページが専決第1号専決処分書で、専決日は令和6年1月30日でございます。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に440万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ298億2,040万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、今年1月1日に発生しました能登半島地震による被災地への支援に要する経費でございまして、県内市町村合同で派遣する、災害派遣職員及び国の災害廃棄物支援員制度による派遣職員の派遣に要する経費でございます。

本補正予算で対応いたしますのは、令和6年1月から3月までの6回、11人分の派遣経費でございます。

また、義援金につきましては、2月8日付で送金をさせていただいたものでございまして、額の算定に当たっては、近隣市町での予算措置と同額としております。

派遣職員による人的支援につきましては、県内市町村合同派遣が令和6年3月までの期間、1回の派遣で26人、9日間の日程で、第11陣まで計画をされており、被災家屋の調査及び罹災証明の交付事務などに当たります。

国の災害廃棄物支援員制度による派遣では、10日間の日程で、被災家屋の公費解体などの制度設計支援に当たりました。

これまで、国の災害廃棄物支援員に、2月1日から10日間、1名、県内市町村合同派遣に、2月4日から9日間、2名、計3名の職員を派遣いたしております。

また、本日から県内市町村合同派遣に、本市第2班の2名を派遣したところでございます。

今後は、4月以降の派遣計画が県において策定され次第、令和6年度分の予算措置を予定しておるところでございます。

本補正予算につきましては、早急な被災地支援を実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

それでは、まず、歳入について、事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

目1財政調整基金繰入金440万6,000円の増額は、今回の補正予算財源でございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

目1一般管理費440万6,000円の増額は、能登半島地震支援事業による増

でございまして、節８旅費３２４万２，０００円、節１０需用費７万８，０００円、節１３使用料及び賃借料８万６，０００円は、本市職員の派遣に要する旅費、消耗品費、車両リース代及びガソリン代などでございます。

節２５寄附金１００万円は、先ほどご説明しました災害義援金でございます。

なお、派遣職員に要する経費につきましては、今後、特別交付税により措置される予定とされております。

以上、議案第３号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○１５番 荒木崇之 議員 補正予算について、質疑をいたします。

義援金の１００万円についてでありますけども、先ほど言われたように、今回は他の市町村と合わせて１００万円にしたということではありますが、合併当初からいらした議員さんをご存じかと思いますが、東北地震のときには、これは福村市政のときでありますけども、数千万円やりました。５，０００万円だったですかね、５，０００万円やられたんですよね。同じ自治体として、東北地震は５，０００万円、今回１００万円、その違いっていうのは何なんでしょう。５０倍ですからね。それを前回はほかの市町村とは全く別で、うち単独で５，０００万円やって、今回は合わせた。その整合性が取れないように思うんですけど、今回１００万円にした理由というのを、前回のやつを考慮して、そういうふうにしたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

議員のほうからありましたように、前回は人口約５万人、お一人当たり１，０００円での算定だったと思っておりますが、前回は考慮してということではなく、今回の災害に当たって、改めて近隣市町村との状況を確認いたしまして、義援金として予算計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第３号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したい

と思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第4号から議案第28号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第4号から議案第28号までの25案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、まず、令和6年度における私の市政運営に関する基本的な考え方についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様へ、ご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

令和6年度の施政方針に先立ち、昨今の本市を取り巻く状況について申し上げます。

はじめに、世界的なコロナ禍の状況は落ち着いたものの、ロシアとウクライナの戦争状態の長期化や、中東のガザ地区におけるパレスチナとイスラエルによる紛争など、依然世界は不安定な状況が続いています。

国内におきましても、コロナ禍からの経済正常化の動きが進み、個人消費やインバウンドの回復が見られますが、一方で急激な円安による物価高など、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

また、本年元日に石川県能登地方での地震、翌日の羽田空港で発生した航空機事

故と、心の痛む災害や事故が発生しています。犠牲となられた方々やそのご家族の皆様は心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様や事故に遭われた皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

次に、本市の状況についてですが、さきにも述べましたとおり、コロナ禍の状況が落ち着き、市民にも日常の暮らしが戻るにつれ、地域の祭りや行事が再開し、ふるさと創生市民広場では、夏の盆踊りや年末のイルミネーションなど、市民発案の新しいイベントの開催や、子ども議会で中学生が提案したSDGsフェスティバルが学校や企業、市民団体などの協力によって実現するなど、官民連携、市民協働によるまちづくりを進めることができました。

本年度はいよいよTSMCが稼働し、本市を取り巻く状況も急速に変化することが予想されます。それらの対策としまして、先般発表しましたゾーニングによる住宅促進を中心に人口増加に転じられるよう、優良な農地を確保しつつ、中長期的に農・商・工のバランスの取れた発展を目指してまいります。

さらに、工場集積地帯から最も近い温泉地という特性を生かし、関連企業の従業員やその家族の奥座敷として、観光誘客にもつなげてまいります。

また、本年度は、合併による市誕生20周年を迎える記念の年でございます。この間、熊本地震やコロナ禍をはじめ、多くの困難や課題に直面してまいりましたが、市民の皆様の団結力により、乗り越えることができました。引き続き、次の10年、次の世代に向け、市民力を結集し、新たな一步を踏み出す年にしたいと思います。

国内外とも一層見通しのきかない情勢が続きますが、本市の持つ自然力・市民力・文化力に自信を持って、市民の皆様と一致団結して取り組んでまいりたいと思います。

そのためにも、市政運営の羅針盤である「第3次菊池市総合計画」を指針として、しっかりと取組を進め、将来像である「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」の実現を目指してまいります。

次に、令和6年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

今定例会に提案しております令和6年度の当初予算については、物価や人件費の高騰により依然として厳しい財政運営の状況の中、TSMC進出といったチャンスや旭志地区の過疎指定に対する施策を講じるとともに、「第3次菊池市総合計画」に基づく将来像の実現に向け着実な取組となるよう編成しています。

また併せて、財源や人財等の資源を有効活用し、財政健全化に配慮しながら、最小の経費で最大の効果を生み出すよう、各種状況に取り組めます。

この結果、令和6年度の一般会計予算の総額は、287億1,800万円となっています。

続きまして、令和6年度の重点施策を説明する前に、T S M C進出を契機とした施策の推進及び個別分野の垣根を越えて横断的に取り組む重要な事項として、総合計画に掲げる四つの項目について説明をいたします。

まず、T S M C進出を契機とした施策の推進については、引き続き企業立地や住宅開発の促進、道路・交通アクセス対策、観光・P R対策、国際交流、教育対策等分野ごとに進めていきます。令和5年11月には、農業・宅地・商業・工業等のバランスのとれたまちづくりに向けて、無秩序な開発を抑制するためにゾーニングを行いました。本年度も住宅開発に力を入れることで、子育て世帯等の定住化促進につなげます。特に過疎地域に指定されている旭志地域については、重点的に誘導します。

次に、横断的に取り組む項目の1点目は、重要な課題である人口減少対策です。本市では、「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような、魅力あるまちづくりを目指し、平成28年度に「菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画的に施策を展開してきました。

今般のT S M C進出効果で県北地域への人口流入もより加速していることから、本市の魅力のさらなる発信や移住支援メニューの充実及びP Rの強化により、子育て世帯等をターゲットとした移住促進を図るとともに、子育て、教育、生活環境の整備などを図り、魅力あふれるまちづくりを進めます。

横断的に取り組む項目の2点目は、S D G sの推進です。

本市は、令和3年度に国から「S D G s未来都市」に選定され、S D G sの達成に向けた施策を進めています。

今後も学校や企業、市民団体、関係機関などと連携することでS D G sの普及促進を図り、市民の意識向上や地域課題の解決への取組につなげ、S D G sの達成に努めます。

横断的に取り組む項目の3点目は、デジタル化の推進です。

本市では、令和3年度に行った「菊池市デジタル化推進宣言」に基づき、市民サービス、自治体経営、地域社会のデジタル化を促進することで、市役所業務の効率化や全ての市民がデジタル技術の恩恵を享受できる便利で豊かな暮らしの実現を目指します。

また、国や県、近隣自治体等と連携した共同システムの活用などにより、効率的・効果的なデジタル化を進めます。

横断的に取り組む項目の4点目は、市民協働の推進です。

「S D G s未来都市まちなかデザイン会議」や「もりまち・はなまち・かわまちづくり」など市民力を生かし、行政と地域が協働した取組を続けていきます。

また、地域住民と学校が連携・協働し、社会全体で子どもたちの学びや成長を支える「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に引き続き取り組みます。

今後も市民・関係機関と協力しながら、住みやすく魅力的な市民参画型のまちづくりを進めます。

それでは、令和6年度の主要施策につきまして、五つの政策分野に沿って説明をいたします。

まず、産業と経済についてであります。

本市の基幹産業である農業については、これからの中心となる担い手農家の確保と育成が極めて重要です。今後も、本市独自の新規農業就業奨励金及び国の経営開始資金や経営発展支援事業補助金等の交付をはじめ、営農指導員による農業技術や経営の助言・指導など農業者に対するサポート体制を充実させ、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。

また、T S M Cの進出により農地の減少が懸念されるため、県や関係機関と連携し、農業者が安心して営農が継続できるように努めます。

安心・安全で高品質な農産物づくりについては、令和3年度に国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業をはじめ、化学合成肥料や化学合成農薬の低減、畜産堆肥の施用による土づくりを行うなど、環境にやさしい農業の推進を強化するとともに、本市独自の生産基準である「環境王国菊池農業生産基準」について、農業者をはじめ、各物産館やJ Aと連携してさらなる普及推進に取り組みます。

農林畜産物のブランド化の推進については、新たな加工品開発支援を通して高付加価値化を促進するほか、首都圏及び都市圏での物産展などのイベントによる普及推進や消費拡大に取り組み、本市農林畜産物のブランド力のさらなる強化を図ります。

また、日本穀物検定協会の米食味ランキングでの最高評価である特A獲得や地理的表示制度、いわゆるG I登録に向けて、県やJ Aと連携して継続した取組を行うとともに、菊池米食味コンクール・九州のお米食味コンクールにより菊池米のさらなるブランド力強化を図ります。

土地改良事業については、継続して農業用施設の安定的な機能確保のための対策を推進するとともに、農地の大区画化・汎用化等を推進し、高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を推進し、豊かで競争力のある農業の実現に向けて取り組みます。

また、市管理農道については計画的な整備を行うとともに、市管理以外の農業用

施設については、適切な維持管理を支援します。

畜産業については、市内において家畜伝染病を発生させないために、県や農業団体等と連携した防疫意識の啓発や家畜防疫体制の整備に努めます。

また、畜産農家の経営基盤強化のために、優良な家畜導入への補助や農業制度資金の利子補給事業、国・県の補助事業を活用した施設整備などを引き続き支援します。

畜産環境対策については、広報紙やホームページ等を活用して、法を遵守した畜産堆肥の適正管理を啓発し、定期的な環境パトロールを実施するなど県と連携した環境指導を行うほか、余剰堆肥については、県や農業団体等と連携し耕畜連携や広域流通を推進します。

林業の振興については、本市の森林に関する課題の解決に向けて、森林環境譲与税を効果的に活用しながら森林整備、林業後継者育成及び木材利用の普及啓発を推進します。

商工業の振興については、創業を目指す事業者に対して、4期目を迎える「きくち起業塾」の充実を図るとともに、商工会と連携した個別相談会を開催し、創業に至るまでのノウハウの習得や個別課題の解決につなげます。また、新規創業や業態転換、新事業・新分野進出への事業者の支援に加え、過疎地域にて創業する事業者に対する制度を拡充します。

事業承継の推進については、中小企業や小規模事業者が長年製造してきた商品や培ってきた技術を次世代へ引き継ぐとともに、地域経済の発展のため経営革新等に取り組む事業者に対し、新たに事業承継推進事業補助金を創設し、商工会及び連携機関とともに事業承継を促進します。

3期目を迎える「きくち未来創造塾」では、熊本大学や金融機関等と連携し、人材育成と地域課題の解決につなげるため、新たなビジネスプランの構築を支援するとともに、副業人財を活用し経営力強化を目指す事業者に対し、産官学金が連携した取組を支援します。

T SMCの進出に伴い、地域経済の様々な分野での活性化が期待されることから、民間の動向に的確に対処しつつ、工業等の進出についてはゾーニングに沿った誘導を行い支援します。併せて、既立地企業の要望等に対応するため、フォローアップ機能の充実を図り、県営新規工業団地の造成に向けて県と連携しながら支援をします。

観光の振興については、観光振興ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、自然回帰・健康志向といった「癒し」を本市観光の柱として、旅行者のニーズに合った観光コンテンツをさらに磨き上げ、官民連携して中長期的かつ戦略的な視点で観光振

興に取り組みます。

その中でも、旅館等が抱える構造的課題等の解決による温泉街の再生及び魅力向上を目的とした「菊池温泉街リブランディング基本構想」に基づき、各主体が取り組む実行計画を官民連携により策定します。取組の方針としては、「旅館等の経営基盤強化」、「食を通じた温泉街魅力化」、「景観まちづくり」の三つの柱で温泉街の活性化に取り組みます。

そのほか、観光関連団体等と連携しながら、滞在時間の延伸及び賑わい創出を図り、本市観光の高付加価値化及びブランドイメージの向上など、観光消費額を高める取組を戦略的に進めます。特に、T S M C 進出に伴い、台湾をメインターゲットとしたインバウンド誘客を促進するため、日本政府観光局、いわゆる J N T O を活用した情報発信、海外メディア・旅行会社を対象としたツアーや動画制作を行うほか、観光協会におけるインバウンド受入体制の強化を支援します。

また、本市観光資源を代表する菊池溪谷やアウトドア拠点である竜門ダム周辺等の受入れ環境整備により、観光客や利用者の満足度向上を図り、さらには都市部と農村に暮らす人々が交流するグリーンツーリズムを推進しながら、本市の魅力向上に努めます。

関係人口の拡大については、松囃子能場周辺を会場とする、本市の伝統、歴史や食を楽しめるまちなか散策型のイベント、いわゆるウォークアブルなまちづくりの取組や、菊池一族の情報発信、ふるさと納税における魅力ある返礼品や返礼品取扱事業者の拡充に取り組み、さらなる菊池ファンの増加を図ります。

また、菊池川流域日本遺産や南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会の関係自治体による連携を継続し、相互交流・地域活性化に取り組みます。

都市間交流事業については、国内友好姉妹都市と、これまで実施してきた人的交流と物的交流をさらに進めることで相互の活性化を図り、継続的な交流を推進します。

国際交流推進事業については、韓国友好都市と相互訪問による交流を行いながら、より一層の友好関係を築くとともに、T S M C の進出を機に、平成30年度に「西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を行った台湾宜蘭市との交流をさらに推進します。

併せて、T S M C の進出に伴い増加が見込まれる在住外国人と市民との交流の場を創出する取組を、菊池国際交流協会と連携しながらさらに加速させ、地域住民との融和を支援するとともに、市民の国際意識の醸成に努めます。

次に、子育てと健康福祉についてであります。

子育て支援の充実については、子育て世代が安心して子育てができる環境を整えるため、障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童を含め、保育等を必要とする

全ての児童を受け入れることができる体制を整え、待機児童ゼロを堅持します。また、放課後児童クラブについても、待機児童が発生しないよう体制を整えます。

さらに、引き続き本市独自の取組として、すくすく子宝祝金や保育所等の副食費の助成による多子世帯の支援を充実します。

「つどいの広場」及び「子育て支援センター」については、子育て中の親子の交流や学びの促進を図り、育児不安の解消・育児の孤立化の防止に努めるとともに、子育て環境の充実を図るために、病児・病後児保育施設の2か所目の開設に向けた準備を進めます。

子育てに関する相談窓口である「子育て世代包括支援センターきくびあ」については、「こども家庭センターきくびあ」に改め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、児童虐待の早期発見や未然防止など迅速かつ適切に対応します。また、「こども健診センター」を活用して、子どもの健診や産後ケアの実施など関係機関との連携を図り、妊娠から子育てまでの伴走型相談支援を充実します。

健康づくりと医療体制の充実については、市民の命や健康を守るため、医療機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症を含むあらゆる感染症からの感染防止対策に努めます。

また、生活習慣病の発症や、重症化を予防するために、特定健診や後期高齢者健診、歯科検診等の受診率を高め、併せて、妊娠期や乳幼児から生活習慣病予防の視点を持ち、正しい生活習慣を身につけることができるよう、保健指導を実施します。

さらに、市民の自主的な健康づくりを応援するため、アプリを利用した健康ポイント事業やウォーキング教室など、運動の啓発・支援等に加えて、健康づくりのための食習慣について、食生活改善推進員協議会と連携し、啓発に努めます。

高齢者福祉の充実については、国保事業と介護予防との切れ目のない支援のために、国保データベースを活用し、個々に応じた健康教育を行うことにより介護予防につなげ、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

認知症対策については、認知機能維持のためのプログラムを実施するほか、認知症サポーターを養成するなど、認知症の人を共に支える地域づくりを推進します。

障がい福祉の充実については、一人一人のニーズに即した適切な障がい福祉サービスが有効に利用できるよう支援するとともに、基幹相談支援センター設置により地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、障がい者差別の解消と理解浸透を図るため、啓発活動を推進します。

生活困窮世帯の自立支援については、生活の困り事や不安があるときに必要な支援を受け、安心して安定した生活を送ることができるよう、世帯の困窮状況に応じた支援プランを一緒に考え、居住、就労、家計等の各種支援へつなぎ、世帯の自立

促進を図ります。

地域福祉の充実については、社会福祉協議会と連携し、地域住民との協働による地域支えあいの仕組みづくりを進めます。

また、民生委員・児童委員の活動を支援するなど、市民全てが相互につながり、ともに支えあう地域福祉の推進に努めます。

さらに、地域住民の抱える複雑化・複合化した生活課題に対応し、解決を図るため、関係機関と連携し一体的に支援を行う、重層的支援体制を整備します。

次に、自然環境と暮らしの基盤についてです。

脱炭素・循環型社会の実現については、2050年までに熊本連携中枢都市圏全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボン・ニュートラルの実現のため、国の重点対策加速化補助事業への申請・採択に向けた取組を進めるとともに、「第三次菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を着実かつ継続的に実施するため、市職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行し、温室効果ガスの削減を図ります。

また、再生可能エネルギーの普及・利用による持続可能な社会の実現に向けたまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電設備設置補助事業を継続実施し、資源循環型社会の形成を目指します。

ごみの減量化については、引き続き広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、出前講座などにおいて広く周知します。具体的な取組としては、フードドライブの実践による食品ロスの削減や生ごみ処理機等を購入する際の補助金の補助率と補助上限額の見直しを行い、市民一人一人がごみ減量に対して、理解と関心を持っていただけるよう意識啓発に努めます。

また、各家庭から排出される空き缶や空き瓶をはじめ、古紙や布類などの資源物を有価物として回収する奨励金交付制度の活用を図り、ごみの排出抑制と再資源化による持続可能な循環型社会の形成に取り組みます。

地下水の保全については、七城地区の地下水対策事業における熊本大学との共同研究により、地下水の定点水質調査及び硝酸性窒素濃度の分析業務を引き続き実施し、調査結果等を踏まえた硝酸性窒素削減対策を進め、安心・安全な地下水保全に努めます。また、基準超過が見られた行政区を対象とした全戸検査を実施し、過去の水質検査結果との比較や経時変化等の状況把握を行いながら、地下水保全等に関する各種取組の協議・検討を図ります。

さらに、昨年度に引き続き県事業を活用した耕種農家及び畜産農家等を対象とした土壌分析業務を実施し、協力農家に対する分析結果書の交付・説明を行うとともに、分析結果を踏まえた適正施肥等に関する助言を行うなど、農業生産活動の向上

や硝酸性窒素削減に資する取組を継続して進めます。

農地の保全については、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を有効に活用し、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地をはじめとする農地の活用・保全に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ります。

森林の保全については、本年度から新たに「経営管理権の設定」の仕組みを活用し、里山林等の整備を促進します。また、引き続き荒廃竹林の解消に向けて支援します。

花と緑にあふれたまちづくりについては、「はなまちづくり」・「もりまちづくり」を通して、空き地等の緑地化に取り組み、市民の憩いの場を創出してきました。今後も協力企業から提供される花苗を活用し、引き続き市民協働で、まち全体がいつも花であふれるような「一家一花運動」の展開や、キクロスカレッジにおける花と緑のマイスターの育成等を進めながら、SDGsの目標でもある「住み続けられるまちづくり」や「観光を核とした経済発展」を目指します。

「かわまちづくり」については、これまで、市民の皆様をはじめ、国土交通省や大学と連携し、社会実験を通して「かわ」と「まち」がつながり、癒しの空間の創造を模索してきました。現在、国土交通省による迫間川の第2期工事が終了し、それに合わせて迫間川と御所通りをつなぐ連絡路を整備しました。今後は、この空間を生かし、「はなまちづくり」や「もりまちづくり」と連動しながら、歩ける滞在型のまち「ウォーカブルシティ」を推進し、活気あるまちづくりを図るとともに、楽しみながら子育てができる環境や若者が住みたいまちの実現を目指します。

また、隈府の街並みを周遊するまちなかづくりを進める「菊池市SDGs 未来都市まちなかデザイン会議」を開催し、ワーキンググループと連携しながら、わいふ一番館や古民家・空き家の利活用等について検討を進め、官民連携・市民協働によるまちなかの活性化を目指します。

さらに、菊池公園の十月桜エリアについては、これまで給水設備や園路の整備を行ってきました。今後はそれらを生かし、市民が主体となって健康的に楽しみながら公園づくりができるようなエリアを目指します。そのほかの公園においても、子育て世代をはじめ市民の憩いの場としての良好な管理に努めるとともに、将来的に民間資力を活用した管理体制についても検討を行います。

防災・消防体制の充実については、市民参加型の総合防災訓練等により、自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

また、防災情報が適時適切に届くように、きくち防災・行政ナビの普及促進を進

めるとともに、高齢者等の情報弱者が誰一人取り残されることなく確実に防災情報を受け取ることができるよう、戸別受信機の貸与事業を進めます。

市民が安全で安心に暮らせるまちづくりについては、交通安全教室や通学時の交通指導、定期的な防犯パトロール、カーブミラー等交通安全施設の整備や防犯灯の整備を計画的に実施します。

公営住宅の管理については、令和4年度から指定管理者制度を導入しています。今後もコスト削減はもとより、入居者へのさらなるサービス向上を図ります。

市道の整備については、市民生活における利便性の向上と地域の活性化及び歩行者等の安全確保のため、道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕等を引き続き実施し、適切な維持管理に努めます。

国県道については、中九州横断道路の早期完成、国道325号の4車線化及び県道の未改良区間の整備要望を引き続き行くとともに、その進捗に併せて将来を見据えた市道整備も検討します。

地域公共交通については、べんりカー、あいのりタクシーなどの既存の生活交通体系の維持、利用促進を図るとともに、TSMCの進出に伴う環境変化も見据えながら、地域住民の移動ニーズに合った公共交通の在り方を検討し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成につなげます。

水道事業については、安全な水道水を安定供給するため、経年劣化している取水ポンプの取替え並びに配水管の布設及び布設替を行い、水道施設の整備・維持管理に努めます。

下水道事業については、菊池市浄水センターの消化槽改築更新工事を継続して実施します。また、泗水浄化センター処理区域の拡大、永住吉地区処理施設との統合などの広域化計画や浄化槽の整備を推進することで、維持管理経費の削減、汚水処理人口普及率の向上につなげ、生活環境と公共用水域の保全を図ります。

次に、教育と文化について申し上げます。

学校教育の充実については、授業改善に努め、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びを目指します。また、全ての小中学校で、SDGsの目標を達成するための教育、いわゆるESDに引き続き取り組みます。

卒業後の進学については、意欲と能力があり、地域の発展に貢献することが期待される子どもたちが、経済的な理由により高校や大学への進学を断念することがないように、引き続き「菊池市教育振興小川基金」を活用した給付型の奨学金により支援します。また、貸付型の奨学資金についても、経済的理由などにより就学困難な方に対して、引き続き入学準備金及び毎月の奨学金の貸付により支援します。

さらに、これまで導入した1人1台端末や電子黒板等の学校ICT機器が、令和

7年度に更新時期を迎えることから、国の補助制度を活用した更新準備を進めます。

中学生の人財育成については、引き続きプラチナ構想ネットワークをはじめとする関係機関と連携し、「森の学校・きくち」の実施や「プラチナ未来人財育成塾」に生徒を派遣することで、未来のリーダーを育てます。

市内3高校魅力化については、菊池前進塾の活用や「高校魅力化コーディネーター」によるサポート体制を充実させることで、学力向上や図るとともに魅力化向上につなげます。

学校施設については、「菊池市学校施設等長寿命化計画」に基づき、菊池南中学校長寿命化改良工事を進め、令和7年度の完成を目指します。

不登校対策については、現状に沿った教育支援センターの在り方を検討しながら、さらにきめ細やかな対応・連携を行い、社会的自立に向けた指導・支援に取り組めます。

学校給食については、給食費の徴収・管理業務の効率化や保護者の利便性の向上に向けた検討を始めます。

また、給食食材への地産地消を推進し、引き続き安心安全な給食の提供に努めます。

生涯学習については、地域住民の協力を得ながら小中学生の学習習慣の確立を目指す「放課後子ども教室」及び「地域未来塾」を継続して実施します。

また、T SMC進出を機に、市内の児童が科学的で独創的な発想に基づく創作活動を学び、創造性豊かな人間形成を図る「菊池市少年少女発明クラブ」を開設します。

公民館については、ライフステージにおける特性や課題を踏まえた、多様で高等な主催講座を開催し、生涯にわたり、学び続けることのできる環境づくりを推進します。また、「キクロスカレッジ」や「生涯学習人財認証制度」及び認証・登録した生涯学習マイスターの活動を支援する「まちづくり支援ネット」の取組を拡充し、「学びと活動の循環」の創出を図ります。

図書館については、市民の要望や社会の要請に応える地域の情報拠点として、デジタル技術を活用したサービスの提供に努めます。

また、外国人の利用者に対しては、情報へのアクセスをサポートするとともに、多文化共生の推進に努めます。

学校図書室と市立図書館の連携を強化し、児童・生徒たちが読書を通じて学び、創造性を発揮できるよう、子どもの読書活動の推進に努めます。

菊池市の貴重な歴史遺産や伝統文化の魅力を全国、さらには世界へと発信していくことを目指し、「記憶の記録」として、菊池市の歴史・文化を保存・活用すると

ともに、郷土愛の醸成へとつなげていくため「菊池デジタルアーカイブ」事業の拡充に努めます。

スポーツの推進では、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめるよう体育施設の維持管理に努めます。

さらに、競技スポーツだけではなく、多世代の交流や健康増進につながる取組を関係団体と連携して進めます。

また、4月には「U12 国際フットボールドリームカップ2024」が七城運動公園のサッカー場で行われることから、これを機に本市のサッカー場の魅力を県内外へ発信します

鞠智城については、県や山鹿市と連携し、鞠智城の歴史や魅力を発信しながら国営公園化に向けた機運を高めます。

また、菊池氏遺跡が国指定史跡として指定されることから、遺跡の保存活用計画を策定し貴重な本市の文化遺産として活用します。

さらに、TSMC進出に関連し、市内の民間開発が増加しており、埋蔵文化財の確認調査を迅速に進め、開発の円滑な推進と埋蔵文化財の保護・保存の両立を図ります。

歴史文化の次世代への継承については、小中学生対象の伝統芸能クラブを発足させ、伝統芸能の継承を目指します。

人権教育・啓発については、様々な人権問題についての理解と認識を深め、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、各種人権教育・啓発研修会、ふるさと懇談会などを工夫しながら実施し、西部市民センター等の地域拠点においても、市民の交流を深めながら人権教育・啓発を推進します。

また、令和4年度に制定した「菊池市パートナーシップ宣誓制度」及び「菊池市人権未来都市宣言」の周知をさらに進め、市民一人一人が多様性を認め合い、あらゆる人権課題の解決に取り組む機運づくりに努めます。

男女共同参画社会の実現については、「第4次菊池市男女共同参画計画」に基づき、男女がともに輝き支えあう持続可能な社会の実現を目指し、市民協働でのフォーラムの開催などにより、男女共同参画の視点に立った意識啓発や女性活躍推進に取り組みます。また、施策や方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、各種審議会等への女性委員登用率の向上に取り組みます。また、男女ともに仕事と生活の調和・両立や多様な生き方が選択できる支援を進めるほか、DV等に対しては、専門委員による相談を引き続き実施し、早期解決に向けて支援します。

最後に、市政運営についてであります。

開かれた市政の推進を図るため、市民に必要な情報を適切に、より分かりやすく

届けるよう、広報紙の充実やホームページ、各種SNS、きくち防災・行政ナビなどを用いて効果的に情報を発信します。

また、市民のニーズや意見を把握し政策に反映させるため、「市長と語る会」をはじめ、各種計画を策定する中でのワークショップやパブリックコメントを活用し、広く意見の聴取の機会を確保します。

職員の人財育成については、引き続き、国・県及び関係機関への積極的な派遣研修を行い、専門的かつ総合的な知識や技能の習得・向上を図ります。また、管理監督職研修をはじめとした各種人財育成研修により、職員の能力及び事務品質の向上につなげ、市民サービスの向上に努めます。

デジタル化の推進については、マイナンバーカードやオンラインを活用し市民サービスの向上を図るとともに、全ての市民がデジタル技術の恩恵を享受できるよう、デジタル推進コーディネーターなどを活用し、情報格差の解消や民間事業者のデジタル化による生産性の向上を図ります。また、コンピューターへの定型作業を自動化する、いわゆるRPAやAIなどのデジタル技術を活用し、事務の効率化を図ります。

また、電子決裁の運用開始により文書の電子化を進め、紙資源の削減と事務の効率化を図ります。

財政基盤の強化については、行政評価や中期財政試算を活用しながら、健全な予算規模となるよう事業のスクラップアンドビルドを進めるなど、適正化を図ります。

また、公共施設等については、保有総量の適正化に向け、個別施設計画に基づき、市民や利用者等との合意形成に努めます。

令和6年度は、私が市政をお預かりして3期目の最後の年を迎えます。これまで、先人たちが紡いでこられた歴史と、自然のもたらす癒し、そしてそれらが調和した豊かな暮らしを本市の魅力として、市民の笑顔が輝く魅力あふれるまちづくりを進めてまいりました。

今後も難しい課題が続きますが、一方で今回のTSMC進出を契機とした様々なチャンスが到来してきております。

これらのチャンスをしっかりとつかみ、地域に波及させ、本市の強みを生かしさらに飛躍できるよう「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」の実現に向けて、一致団結して取り組んでまいります。

合い言葉は「三つのつ」。つどう、つなげる、つづける。市民・地域・行政がつどい、つながり、自分たちのまちについて共に考え、たゆまぬ努力を続けていくことで、次の世代により良いふるさとを引き継いでいく。このことをしっかりと心に刻み、市政運営に取り組んでいくことをお誓い申し上げ、令和6年度の施政方針と

いたします。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号及び議案第5号は、地方自治法の一部改正に伴う、菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例、及び、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、議案第6号は、同じく地方自治法の一部改正に伴う、菊池市監査委員に関する条例の一部改正、議案第7号は、内閣府令の一部改正に伴う、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第8号は、介護保険法施行令の一部改正に伴う、菊池市介護保険条例の一部改正、議案第9号の菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第10号の菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例から、議案第11号の菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、及び、議案第12号の菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例までの4議案は、厚生労働省令の関係基準の一部改正に伴う条例の一部改正、議案第13号は、本市の都市公園の利活用の見直しに伴う、菊池市都市公園条例の一部改正、議案第14号は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う、菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正、議案第15号は、水道法の一部改正に伴う、菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正、議案第16号は、地方自治法の一部改正に伴う、菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第17号から議案第22号までは、それぞれ、令和5年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第23号から議案第28号までは、令和6年度の当初予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時05分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案いたします議案第４号から議案第２８号まで、一括してご説明させていただきます。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

画面表示はされておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

議案第４号、菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、６ページ・７ページが改正する条例案で、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために、条例を改正するもので、令和６年４月１日から施行することとしております。

9 ページをお願いします。

議案第 5 号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、10 ページが改正する条例案で、こちらも地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員が一定の育児休業期間において勤勉手当の支給対象となる場合に、その手当支給を可能とするために条例を改正するもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

11ページをお願いいたします。

議案第 6 号、菊池市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、12 ページが改正する条例案で、地方自治法の一部改正に伴い、条例における法の引用条項を改正するもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

13ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、14ページが改正する条例案で、国が定める施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、特別利用教育を提供する施設に関する読替規定を追加する条例改正を行うもので、公布の日から施行することとしております。

15ページをお願いいたします。

議案第 8 号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、16 ページが改正する条例案で、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料の改定を行う条例改正を行うもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

17ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、23ページの議案第10号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、29ページの議案第11号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び41ページの議案第12号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4条例につきましては、いずれも、厚生労働省令で定める関係基準の一部改正に伴い、施設における緊急やむを得ない場合においての身体的拘束等に関する規定の追加などの改正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

45ページをお願いいたします。

議案第13号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、46ページが改正する条例案で、本市の都市公園の占用、イベント等の許可について、これまで、菊池公園・清流公園・憩いの森公園のみであったものを、全ての都市公園において許可できるようにすることで、都市公園の利活用を図るため、条例を改正するもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

47ページをお願いいたします。

議案第14号、菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、48ページ・49ページが改正する条例案で、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある、管理不全空家等に関する規定を追加する条例改正を行うもので、公布の日から施行することとしております。

51ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、52ページが改正する条例案で、水道法の一部改正に伴い、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることにより、条例の文言の修正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしております。

53ページをお願いいたします。

議案第16号、菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設

置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、５４ページが改正する条例案で、地方自治法の一部改正に伴い、条例における法の引用条項を改正するもので、令和６年４月１日から施行することとしております。

次に、議案書その２をお願いいたします。

議案書その２、１３ページでございます。

議案第１７号、令和５年度一般会計補正予算（第１５号）でございます。

１５ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から５億６，８０５万１，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２９２億５，２３５万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、国の補正予算に伴う学校施設等の改修工事の増額のほか、職員人件費及び各種事業費の執行見込みによる減額補正などがございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細書によりご説明をいたします。

２６ページをお願いします。

１ 枠目の款１市税、項１市民税、目１個人６，５４２万６，０００円の減額及び目２法人９，２０９万円の減額は、税収の収入実績見込みによる減でございます。

２ 枠目の目１固定資産税２億２，４５７万３，０００円の増額は、税収の収入実績見込みによる増でございます。

２７ページをお願いいたします。

２ 枠目の目１地方交付税１億２，９６９万１，０００円の増額は、普通交付税の追加交付による増でございます。このうち６，４６６万６，０００円は、令和６年度及び７年度の臨時財政対策債の償還財源として、前倒し交付されたものでございます。

３１ページをお願いいたします。

最下段の枠の目２総務費国庫補助金のうち、最上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１，９２９万６，０００円の減額は、住民税非課税世帯等に対する３万円の電力・ガス・食料品等価格高騰対応重点支援給付金事業の事業費確定による減でございます。

３段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金９，４５１万３，０００円の減額は、令和５年度における交付額確定による減でございます。

３３ページをお願いいたします。

１ 枠目の目９教育費国庫補助金のうち、節２小学校費補助金１，５４４万３，０００円、節３中学校費補助金２，０３０万９，０００円、及び、節６保健体育費補助金１９６万４，０００円の増額は、学校施設環境改善交付金の増でございます。

菊之池小学校エレベーター設置工事、中学校体育館照明改修工事や、七城屋内スポーツセンター照明改修工事の財源として、国の補正予算により前倒しで申請を行うため、今回予算を計上するものでございます。

35ページをお願いいたします。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、8段目の担い手確保経営強化支援事業補助金2,325万円の増額は、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする認定農業者の農業用機械導入に対する県補助金でございます。

36ページをお願いいたします。

1枠目の目10災害復旧費県補助金、節1総務災害復旧費補助金9,201万9,000円の増額は、平成28年熊本地震復興基金交付金でございまして、県より基本事業分の残額を市町村へ追加交付されたものでございます。

38ページをお願いいたします。

目1財政調整基金繰入金6億7,660万円の減額につきましては、補正予算の財源調整でございます。

42ページ・43ページをお願いいたします。

款22市債につきましては、国の補正予算による小中学校施設等の改修工事に伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、学校教育施設等整備事業債などの増額、各種事業費の執行見込みによる減額等により、市債全体では900万円の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

49ページをお願いいたします。

目4財政管理費のうち、2段目の減災基金6,466万6,000円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、普通交付税の追加交付のうち、令和6年度及び7年度の臨時財政対策債の償還財源として前倒し交付されたものを減債基金へ積み立てるものでございます。

50ページをお願いいたします。

1段目の平成28年熊本地震復興基金9,396万円の増額は、県より追加交付されました平成28年熊本地震復興基金交付金を、平成28年熊本地震復興基金へ積み立てるものでございます。

66ページをお願いいたします。

目1社会福祉総務費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業1,929万6,000円の減額は、住民税非課税世帯等に対する3万円の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の事業費確定によるものでございます。

74ページをお願いいたします。

目1 児童福祉総務費のうち、3段目の子ども・子育て支援事業計画策定事業264万円の減額は、第3期菊池市子ども・子育て支援事業計画を、こども基本法に基づくこども計画と合わせて、令和6年度に策定をするため、減額するものでございます。

86ページをお願いします。

目4 環境衛生総務費のうち、4段目の再生可能エネルギー利活用事業349万円の減額は、住宅用太陽光発電設備設置補助金の執行見込みによる減でございます。

92ページをお願いいたします。

目3 農業振興費のうち、下から2段目の担い手確保・経営強化支援事業2,325万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする認定農業者の農業用機械導入に対する補助で、国・県の補正予算によるものでございまして、繰越明許費の設定も併せて行うものでございます。

93ページをお願いいたします。

目6 畜産業費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業2,050万9,000円の減額は、物価高騰対策畜産経営支援事業補助金の執行見込みによる減でございます。

107ページをお願いいたします。

目1 都市計画総務費のうち、2段目の民間宅地開発支援事業1,224万円の減額は、主に民間宅地開発補助金の執行見込みによる減でございます。

118ページをお願いいたします。

目1 学校管理費のうち、最下段の小学校増築事業4,031万7,000円の増額は、菊之池小学校エレベーター設置工事による増でございます。

120ページをお願いします。

目1 学校管理費のうち、最下段の中学校営繕工事6,443万2,000円の増額は、菊池南中学校を除く4中学校の体育館照明改修工事による増でございます。

131ページをお願いいたします。

目2 体育施設費のうち、4段目の体育施設整備事業538万7,000円の増額は、七城屋内スポーツセンター照明改修工事による増でございます。

ただいま説明しました、菊之池小学校エレベーター設置工事、中学校体育館照明改修工事及び七城屋内スポーツセンター照明改修工事は、いずれも国の補正予算によるものでございまして、繰越明許費の設定も併せて行うものでございます。

ページ戻りまして、20ページ・21ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加13件、変更2件となっておりますが、資材の調達に不測の日数を要してい

ることや、国の補正予算による事業実施などにより、今年度中に事業完了が難しいと判断されたものにつきまして、繰越明許費の補正を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、歳出でもご説明しましたとおり、子ども・子育て支援事業計画を、こども計画と合わせて令和6年度に策定するため、廃止をするものでございます。

23ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容としましては、国の補正予算による、小中学校施設等の改修工事に伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、学校教育施設等整備事業債などの増額、各種事業費の執行見込みによる減額等により、市債全体では900万円の減となっております。

次に、141ページをお願いいたします。

議案第18号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

142ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から1,108万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,504万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、出産育児一時金の執行見込みによる減となっております。

次に、157ページをお願いいたします。

議案第19号、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

158ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から864万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,812万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保険料負担金及び保険基盤安定負担金の執行見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減となっております。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第20号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

168ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から１億６，９１９万８，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億５，１５５万６，０００円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、居宅介護サービス給付負担金や、施設サービス給付負担金の執行見込みによる減となっております。

次に、１８５ページをお願いいたします。

議案第２１号、令和５年度水道事業会計補正予算（第５号）でございます。

１８６ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条の業務の予定量におきまして、水道設備費を６，６００万円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、旭志西部第４水源池及び穴川第２水源池の工事請負費の減額によるものでございます。

この減額の主なものにつきましては、当初、管理棟築造を予定しておりました整備工事の見直しによるものでございます。

次に、第３条におきまして、水道事業収益を３４３万３，０００円増額し、水道事業費用を９０２万７，０００円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、主に、下水道事業会計徴収事務負担金の増額及び人件費、動力費等の減額によるものでございます。

次に、第４条におきまして、資本的収入を３，８６９万３，０００円減額し、資本的支出を６，６００万円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、主に、建設改良費の減額及びそれに伴う企業債借入額の減額でございます。

１８７ページ、第５条の企業債につきましては、借入額の限度額を６，０００万円減額するものでございます。

次に、１９７ページをお願いいたします。

議案第２２号、令和５年度下水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

１９８ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条の業務の予定量におきまして、公共下水道事業を１億１，１９６万円減額し、公共浄化槽等整備推進事業を３，１２７万９，０００円減額するものでございまして、補正の内容につきましては、公共下水道事業においては、社会資本整備総合交付金の減額による浄水センター改築更新工事委託料の減、公共浄化槽等整備推進事業においては、浄化槽設置数確定に伴う、工事請負費の減額によるものでございます。

次に、第３条におきまして、下水道事業収益を３，５６２万８，０００円減額し、下水道事業費用を４，０６４万８，０００円増額するものでございまして、収入につきましては、主に、一般会計補助金の減額、支出につきましては、主に、消費税

及び地方消費税の増によるものでございます。

次に、第4条におきまして、資本金収入を1億3,145万7,000円減額し、資本金支出を1億4,323万9,000円減額するものでございまして、補正の内容としましては、予定事業費の減及びそれに伴う企業債借入額及び国庫補助金の減が主なものでございます。

199ページの第5条、企業債につきましては、限度額を4,940万円減額するものでございます。

次に、別冊となっております、議案第23号から議案第28号までの一般会計・各特別会計・水道事業会計の令和6年度当初予算につきまして、予算に関する説明資料により概要を説明いたします。

タブレットに表示をいたします。

3ページの令和6年度菊池市の財政規模が表示されておりますでしょうか。

まず、一般会計につきましては、予算総額287億1,800万円、前年度比13億5,200万円、4.9%の増で、主な事業内容としましては、防災行政無線等整備事業1億8,217万9,000円、民間宅地開発支援事業4,045万9,000円、中学校長寿命化改良事業7億4,736万8,000円及び小学校増築事業3億3,247万6,000円などとなっております。

続きまして、特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計につきましては、予算総額65億7,722万9,000円、前年度比1億3,198万3,000円、2%の減で、主に、療養給付費負担金の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額8億3,926万5,000円、前年度比1億72万5,000円、13.6%の増で、主に、後期高齢者医療広域連合負担金の増によるものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては、予算総額59億6,384万4,000円、前年度比982万2,000円、0.2%の減で、増減の主なものとして、増のものが、地域密着型サービス費負担金及び施設介護サービス給付金の増、減のものが、重層的支援体制整備事業実施による、介護保険事業会計にて実施しておりました一部事業を、一般会計で実施することによる減でございます。

以上、特別会計全体では133億8,033万8,000円、前年度比4,108万円、0.3%の減となっております。

続きまして、水道事業会計につきましては、予算総額11億1,045万1,000円、前年度比8,389万4,000円、7%の減となっております。

最後に、下水道事業会計につきましては、予算総額33億808万5,000円、

前年度比1, 212万2, 000円、0.4%の減となっております。

4ページをお願いいたします。

令和6年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中の主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、60億2, 472万2, 000円、前年度比1億8, 108万4, 000円、3.1%の増となっており、固定資産税は増額、市民税につきましては個人・法人ともに減額を見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、前年度比5, 000万円、0.6%の増となっており、これは特別交付税5, 000万円の増によるものでございまして、これまでの交付実績や、国の地方財政計画による伸び率などから算出を行いまして、普通交付税73億円及び特別交付税10億5, 000万円の合わせて計83億5, 000万円を見込んでいるところでございます。

次に、国庫支出金は41億2, 382万円、前年度比1億1, 228万5, 000円、2.8%の増となっており、主な要因は、障がい福祉サービスに対する自立支援給付事業費負担金や、私立保育園等への補助に対する、子どものための教育・保育給付費交付金の増によるものでございます。

次に、県支出金は26億7, 617万3, 000円、前年度比5億6, 448万2, 000円、17.4%の減となっており、主な要因は、強い農業づくり総合支援交付金の減によるものでございます。

次に、繰入金は22億541万5, 000円、前年度比9億9, 753万円、82.6%の増となっており、主な要因は、財政調整基金繰入金7億1, 100万円や、減災基金繰入金2億円の増によるものでございます。

最後に、市債は21億1, 640万円、前年度比8, 450万円、4.2%の増となっており、主な要因は、菊池南中学校長寿命化工事や、泗水小学校増築事業に伴う、学校教育施設等整備事業債2億2, 630万円や、防災行政無線等整備事業等に伴う、緊急防災・減災事業債1億280万円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

令和6年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中の主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は2億684万円、前年度比335万6, 000円、1.6%の増で、主に、タブレット端末購入477万1, 000円の増によるものでございます。

次に、総務費は31億5, 906万6, 000円、前年度比5億5, 347万2,

０００円、２１．２％の増で、主に、自治体情報システム標準化対応作業委託料１億２，８６１万１，０００円の増や、退職手当組合負担金１億６，４７４万３，０００円の増によるものでございます。

次に、民生費は１０４億２，１１１万円、前年度比３億３，１９４万８，０００円、３．３％の増で、主に、自立支援給付事業費負担金１億４，７３０万４，０００円の増や、私立保育園経費の子どものための教育・保育給付費負担金７，３２１万６，０００円の増によるものでございます。

次に、衛生費は１６億９，９８８万６，０００円、前年度比４１５万円、０．２％の減で、増減の主なものとして、増のものが、菊池広域連合負担金１億１，２５３万７，０００円の増、減のものが、エコヴィレッジ旭解体事業１億３，５４９万円の減でございます。

次に、農林水産業費は１６億９，０６２万４，０００円、前年度比６億３，８８４万８，０００円、２７．４％の減で、主に、強い農業づくり総合支援交付金事業補助金７億５，０９４万７，０００円の減によるものでございます。

次に、商工費は４億５，７７６万１，０００円、前年度比１，８９４万９，０００円、４％の減で、主に、菊池渓谷トイレ改修に係る経費３，２２５万４，０００円の減によるものでございます。

次に、土木費は２５億９，４９３万１，０００円、前年度比３，５１９万９，０００円、１．３％の減で、増減の主なものとして、増のものが、道路橋りょう維持事業２億４，６８０万８，０００円の増、減のものが、道路橋りょう新設改良事業１億４，１１４万７，０００円の減や、下水道事業会計繰出経費７，５００万６，０００円の減でございます。

次に、消防費は１０億５，４１３万４，０００円、前年度比１億５，５１５万２，０００円、１７．３％の増で、主に、防災行政無線等整備事業９，２１０万４，０００円の増や、常備消防費の菊池広域連合負担金４，０６３万７，０００円の増によるものでございます。

次に、教育費は３６億６５万８，０００円、前年度比５億７６万６，０００円、１６．２％の増で、主に、中学校長寿命化改良事業２億６６４万円の増や、小学校増築事業２億５，７１０万８，０００円の増によるものでございます。

次に、災害復旧費は１，９７０万円、前年度比９２０万円、８７．６％の増で、主に、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金６２０万円の増によるものでございます。

次に、公債費は３７億８，３２９万円、前年度比４億９，５２５万２，０００円、１５．１％の増で、令和６年度は、償還日の関係で、一部の市債について、年２回

の償還が、年3回の償還となった影響による増でございます。

なお、6ページから10ページにかけまして、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、及び、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計・各特別会計の主要事業につきましても、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和6年度当初予算の概要でございまして、以上、議案第4号から議案第28号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

日程第5 陳情第1号及び陳情第2号一括上程

○水上隆光 議長 次に、日程第5、陳情第1号及び陳情第2号の2案件を一括議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号が、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月22日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月19日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前11時46分

第 2 号

2 月 2 2 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和6年2月22日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をたずぬものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつておりますので、質疑を許します。

最初に、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。では、質疑をさせていただきます。

1問目に、議案第13号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。

この条例の制定、改正は、具体的にどんな効果を見込んでいるのでしょうか。

二つ目に、議案第23号、令和6年度菊池市一般会計予算、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、事業番号404番、外国語指導事業3,275万5,000円について、お尋ねします。

(1) 本事業は何年目でしょうか、ALTですね。何名分でしょうか。そして、これまでの費用対効果を数字で具体的にお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、1点目の平議員のご質問にお答えいたします。

都市公園条例の具体的な効果はということでございますが、現在、都市公園条例では、使用料が取れる公園と取れない公園があり、取扱いが一律でない状況です。

また、都市公園以外の公園につきましても、一律使用料を取っている状況でもあ

り、公園全体の整合性の観点からも、今回、統一した取扱いに改正するものです。

この改正による効果ですが、公園使用料における事務取扱が一本化されることによる事務手続の簡易化と、公園使用料の増収が見込めるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、平議員の質疑にお答えいたします。

まず、A L Tの派遣は何名かということでございますが、これにつきましては、令和4年度から令和6年度の3年間で毎年6名ずつの派遣契約を締結しております。全ての小中学校で活用しているところでございます。

また、A L Tの事業は何年目かということでございますが、平成21年度から民間事業者との委託契約によりA L T配置を行っており、令和5年度で15年目となります。

また、これまでの費用対効果を数字で示せということでございますが、これにつきましては、令和4年度末に実施した児童生徒アンケートの結果から、小中学校ともにA L Tの入る授業は90%程度が「楽しい」と感じています。

A L Tを担当する英語科職員18名へアンケートを令和5年度前期終了後に実施しましたところ、「A L Tの配置により子どもの学習効果はありましたか」との設問に対しては「効果がある」と100%回答しております。また、「A L T配置によりどのような技能が向上したのか」との設問については、スピーキング技能が向上したと回答が100%、リスニング技能が76%、発音技能の向上が70%となっております。また、A L Tの英語教材作りや授業外での交流についても100%「満足している」と回答しております。

次に、A L Tが主体となって企画実施した今年度のイングリッシュデイキャンプについては、参加児童生徒全員が「楽しかった」と回答しており、「どんなところがよかったのか」との設問には、88%の児童生徒が「A L Tとのゲームや遊びができるところがよかった」と回答しております。

最後に、中学校3年生の全員公費受験をした今年度の英検受験においては、面接形式のスピーキングテストである3級以上の二次試験の受験者の94.8%の生徒が合格しており、日頃からのA L TとのコミュニケーションやA L Tによる試験対策を行った成果と捉えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 2問目の費用対効果の部分ですが、アンケートを取った結果、前回の委員会の中でもお伝えしたんですが、やっていらっしゃる方々にアンケートを取って、楽しいというのは、それはそうだと思います。

スピーキングが100%、リスニングが70%というところでのお話ですが、15年続けてきて、子どもたちの英語の学力が30点から40点に上がりましたとか、そういった答えを期待していたんですが、そこら辺の具体的な話は予算決算常任委員会や分科会の中でお聞きするとしても、費用対効果として上がっていないのになというふうな印象を持ったところで、終わります。

○水上隆光 議長 次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第8号から議案第12号について、質疑を行います。

議案第8号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の条例改正で、第9期の保険料に関しての見直しが行われておりますが、その内容はどのようなものでしょうか。

次に、議案第9号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きします。

今回の条例改正は、国の省令改正によるものだが、今回の改正の内容はどのようなものか、お聞きします。

次に、議案第10号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きします。

今回の条例改正は、国の省令改正によるものだが、今回の改正の内容はどのようなものか。

次に、議案第11号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きします。

今回の条例改正は、国の省令改正によるものだが、今回の改正の内容はどのようなものか。

最後に、議案第12号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きします。

条例改正は、国の省令改正によるものだが、今回の改正の内容はどのようなものか。

以上、質疑します。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。東議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、議案第8号でございますが、条例改正により、こういったものが変わったのかというお尋ねかと思います。

令和6年度から始まります第9期介護保険事業計画期間、令和6年度から令和8年度ということでございますが、これにおける介護保険料の基準額（月額）につきましては、現在の第8期介護保険事業計画期間と同額の6,300円となっており、変更はございません。

介護保険料につきましては、被保険者の所得状況に応じまして、現在は9段階の保険料率を設定しております。

今回の条例改正により、新たに10段階から13段階を設定し、9段階の保険料率から13段階の多段階へ保険料率を改正しております。

また、多段階へ改正することにより、比較的低所得であると思われる1段階から3段階の被保険者の保険料率は従来より軽減され、保険料の負担額が下がることになります。高所得者である10段階から13段階の被保険者の保険料率は増加することで、保険料負担額は上がることになります。

続きまして、議案第9号から議案第12号につきましては、全サービスの共通事項として主なものでございますが、まず、重要事項のウェブサイト掲載の義務づけ、事業所管理者の兼務範囲の要件緩和、身体的拘束等の適正化の推進などがございます。

その共通事項に加えまして、議案第9号は、新興感染症発生時等における医療機関との連携体制の構築。議案第10号は、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施する場合の従事者、管理者基準の設定。介護予防サービス計画実施状況の把握方法の緩和。議案第11号は、一部の施設サービスにおいて、ユニットケアの質の向上のための体制確保。また、議案第9号と重複しますが、新興感染症発生時等における医療機関との連携体制の構築。議案第12号は、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の緩和などがございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議長 2点再質疑をいたします。

1 点目は、議案第 8 号についてです。

標準保険料は据置きとなっておりますが、新たな区分が設けられた 1 0 から 1 3 段階の方は保険料が上がっています。対象となる方は何人でしょうか、人数をお示しください。

2 点目は、議案第 9 号から第 1 2 号について、再質疑をいたします。

改正の共通の内容の一つに事業所管理者の兼務範囲の要件緩和があるとの答弁がありました。要件緩和の内容について、具体的にお示しください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質疑にお答えさせていただきます。

まず、介護保険料率の件でございます。

令和 5 年度介護保険料本算定時の所得額での人数であり、見込みでの人数となりますが、第 1 3 段階（後に発言の申出があり、「第 1 3 段階」を「第 1 0 段階」へ訂正）が 1 0 8 名、第 1 1 段階が 5 9 名、第 1 2 段階が 4 7 名、第 1 3 段階が 1 4 1 名、合計 3 5 5 名（2. 2 %）の被保険者が該当されることになります。

続きまして、事業所管理者の兼務範囲の要件緩和ということでございますが、改正前におきましては、管理者が兼務できる事業所の範囲につきまして、同一敷地内にある他の事業所に限定されておりました。改正後につきましては、同一敷地内における他の事業所、施設ではなくても差し支えないということに改正をされております。

以上、お答えします。

失礼しました。先ほどの介護保険料の分について、訂正をさせていただきます。「1 0 段階」の部分を「1 3 段階」と申し上げたみたいですので、訂正をさせていただきます。

第 1 0 段階が 1 0 8 名、第 1 1 段階が 5 9 名、第 1 2 段階が 4 7 名、第 1 3 段階が 1 4 1 名、合計 3 5 5 名ということになっております。訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長 これで、質疑を終わります。



日程第 2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第 2、委員会付託を行います。

議案第 4 号から議案第 2 8 号まで、及び陳情第 1 号並びに陳情第 2 号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和6年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第4号	菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	菊池市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第2号	迫間支館および重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第7号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第9号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第13号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第16号	菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第1号	「重点支援地方交付金」に関する陳情
予算決算 常任委員会	議案第17号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
	議案第18号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第19号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第20号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第21号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第5号）
	議案第22号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第23号	令和6年度菊池市一般会計予算
	議案第24号	令和6年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第25号	令和6年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第26号	令和6年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第27号	令和6年度菊池市水道事業会計予算
	議案第28号	令和6年度菊池市下水道事業会計予算

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、2月26日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午前10時17分

第 3 号

2 月 2 6 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和6年2月26日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。

本年は、元旦には能登半島で最大震度7の大地震が起きました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。

さらに、翌日、2日には、羽田空港滑走路において航空機事故が発生いたしました。海上保安庁の職員5名がお亡くなりになり、大変残念なことでございます。

波乱の幕開けとなった令和6年ですが、私たちも心して無事故を祈ってまいりたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、今後の市営住宅の在り方についてということでございます。

以前行われました本市の公営住宅の現況及びアンケート調査結果の中で、幾つか課題が浮かび上がりました。その中で、今後の住宅施策について期待することはということで、高齢者の場合は、安全・安心な住宅や住環境の整備であります。また、居住者の加齢に伴い、永住志向が強くなってきております。そういうことで、高齢者の要望は家賃があまり高くないように改善してほしいというような内容でありました。今後の施策としては、高齢者、障がい者等のバリアフリーを含む、安心・安全な住宅環境の改善が必要だと感じております。

また、子育ての中の若者世代が期待することは、住宅取得の支援や、住環境の整備でした。具体的には、保育所などの子育て支援施設に近接した住宅の供給促進が

必要であるということでもあります。

初めに、市営住宅の現状についてお聞きします。

まず、本市で作成されている市営住宅マスタープランというものがあります。その中で、現在の市営住宅の数、総戸数。２番目に、今後、市営住宅を新設する予定があるのか。３番目に、既存の市営住宅が９か所ありますが、４０年以上たっているということでもあります。老朽化のため、改装予定または廃止予定があるのか。４番目に、世帯主の年齢が平成２９年には６５歳以上が４０．５％だったと。また、子育て世代は３９歳以下が１９％であったというアンケート調査があります。現在、６５歳以上の割合と、３９歳以下の割合をお教えてください。その４点をまずお願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、改めまして、おはようございます。泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず１点目としまして、住宅マスタープランにおける市営住宅の今後の方向性という形になろうかと思えます。

平成３０年３月に、平成３０年度から令和９年度までの１０年間を計画期間とした住宅マスタープランを作成しております。マスタープラン策定時における市営住宅の状況としましては、２９団地、２３５棟、１，１７０戸を管理しておりまして、このうち、耐用年数を経過した住宅棟数は１０３棟で、全体の４３．８％を占めていました。

このような状況の中、まず、将来を見据えた適正な管理戸数の設定を行っております。その上で、ストック活用の基本方針として、耐用年数を踏まえ、建て替え、改善、用途廃止、維持管理という活用手法の選定を行い、市営住宅ストック総合活用計画を作成しております。

現計画については、建て替えはなく、改善が５５棟、用途廃止が４９棟、維持管理が１３１棟として事業を進めているところです。

また、現在の市営住宅における若者世帯と高齢者世帯の入居状況でございますが、４０歳未満のみの若者世帯の入居率は１２％で、６５歳以上のみの高齢者世帯の入居率は４２％となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○１８番 泉田栄一郎 議員 今、お答えがありました中で、高齢者の方がもう４

2%と。そして、39歳以下の方々は12%ということで、非常に若い世代の方がもうこの住宅に入られていないという結果が出ております。

また、古い住宅が235棟あるということで、非常にやはり老朽化しているということも分かりました。今後、これを様々な形でマスタープランの中で考えていくというお答えがありました。

今、私が住んでいる泗水町というところの例を一つ挙げますと、私は田島地域に住んでおります。小学校は泗水西小学校を出て、泗水西小学校の近くには農村地帯、そのために児童数は少ないのですが、私が小学校へ入学した当時は、例を挙げますと、1964年頃は全校児童250人おりました。そして、その6年間で100人が減りました。そしてまた、その減ったときに、数が250人だったのが150人になりました。そしてさらに、2010年頃から100人を切り、現在は、今の全校児童が56人ということで、あの頃、私が入ったときは250人だったのが56人ということになっております。

今までも少子化対策の一環として、田島温泉団地ができております。そしてまた、その横に市営住宅を造り、一時的には児童数が増え、100人ぐらいにはなりましたが、また現在、数年を過ぎると子育て世代がいなくなられたということになっております。

そういうことで、高齢者からの相談の中で、個別に聞いた声でありますけれども、3階に住んでいる自分たちが、どうしても足腰が悪くなって、1階に替わりたいと。また買物ができる店が欲しいと。近くに欲しいと。また郵便ポストが遠いということで、近くにできないでしょうかと。そしてまた、災害時の避難が心配である等々、そういう相談がございました。確かに、若い頃入居した人も高齢になり、足腰が悪くなったり、弱ったり、このような心配があるのは当然だと思います。

このような現状を踏まえて、今後、新築、改装する予定の住宅を子育て世代の若者向け、また、高齢者向けに特化した施策はできないか、質問をさせていただきます。まず、1点です。

二つ目の質問でございます。

先日、山都町が画期的な公営住宅の施策をしているということで、研修に行ってみました。山都町は、皆さんもご存じのとおり、通潤橋があるところで、蘇陽町、矢部町、清和村が合併した町でございます。若者の流出が多く、過疎化していくことを案じ、若者が定着するように、子育て世代の若者向け住宅に特化して造っておられました。

また、玉東町にも行ってまいりました。ここは定住促進のため、駅を中心としたまちづくりが行われていました。駅が近いということで、若者は熊本市や福岡まで

通勤圏内であります。また併せて、田園地帯にトータルプランでオレンジタウンという住宅地も造られていました。これらは山都町も玉東町もPFI住宅整備事業を導入して造られたものということでありました。

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力、技術力、ノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法であります。PFIの導入の目的は、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現するということを目的としております。

内閣府は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や、行政の効率化を図るPFIの手法の推進を通じて、新たな事業の創出や、民間投資の喚起による経済成長を推進しておられるということです。

ここで、山都町のPFIを導入してやった事業の内容を説明させていただきます。

若い人たちの流出の歯止めということで、Iターン・Uターン、転入等による人口増加を狙い、700坪の広さに2階建て、24戸程度の子育て世帯向け賃貸住宅を建設しておられました。1軒に駐車場スペース2台分、子育てしやすい間取りや、24軒が交流できるオープンスペース、皆さんが集まるところです。そしてまた、公園等、若者が好きそうなおしゃれな近代的なデザインになっていました。家賃は、2LDKは平均では7万8,000円ぐらいするんですけれども、そこを若者世帯に特化して、子どもが18歳になるまで4万3,000円の家賃にして、呼び込みを図っておられました。全部埋まっておりました。

PFI方式は、大きく分けて3つのメリットがあるということであります。

市の財政的メリット、初期費用が、市は国から補助金をもらい、足りない分を民間事業者が資金調達するので、市の支出はゼロになります。そして、民間事業者が設計・施工・監理まで一括して行うので、市の負担が減ります。

2つ目に、民間力によるメリットということで、経営上のノウハウや技術的能力が活用でき、竣工後は質の高いサービスが提供できるということであります。

そして、3つ目に、将来的、投資メリットということで、市が先進的に住宅施策を誘導することにより、若者の定着や流入を目的とすることができるということでもあります。

そういうことで、今後、本市において、新しい市営住宅の在り方にPFIを導入する考えがあるか、質問します。その2点をお願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者であったり、若者世代に対しての施策はというような質問であったかと思
います。

現在、若者や子育て世代、高齢者に特化した住宅施策はありませんけども、市営
住宅の抽せんの際に、20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯、それから、入
居申込者全員が60歳以上の世帯、そして、一定の条件に該当する障がい者がおら
れる世帯につきましては、抽せん番号を2つ持つことができる優遇措置を行ってい
るところでございます。

先ほど議員のほうから要望等のご紹介がありましたけども、こちらについては、
指定管理者と協議をしながら、できる部分については、サービスの向上ということ
で、また検討をしてまいりたいと思っています。

それから、PFIについてでございますが、PFIを活用した住宅施策について
ですが、若者や子育て世代が入居しやすい住宅施策の一つとして、他自治体の事例
を参考に、議員のほうの紹介もありましたけども、現在、検討を重ねているところ
でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、部長の答弁の中で、高齢者や障がい者の人たちに
は、そしてまた、60歳以上の方には、そういうメリットとして、2回抽せんを引
けるような対応をしているということでもあります。それはそれとして、非常にあり
がたいことですけれども、今後は、やはり高齢者向けのそういう間取りとか、また
は階段をなくすとか、そういう特別な人たちのための改装というのを、やっぱり将
来に向けてやっていただきたいと考えております。

また、PFIというのにも検討していただくということでもありますので、他市で成
功事例があります。そういうことで、私もよそのどういところがPFIでやって
いるかということで調べてみました。そしたら、佐賀県のみやき町というところが
成功しておられまして、それをちょっと紹介をさせていただきます。

PFI手法で定住促進住宅を6年間で183戸整備しております。みやき町は2
005年から18年間、人口が減り続け、このままだと2035年には人口が2
9%減るという予測でありました。そういう中で、PFI手法を導入し、2014
年から入居が開始されてから7年連続住宅希望者が超過したということで、3年連
続人口増の結果が出ているという、いい結果を出されております。

いろいろな手法があると思います。民間の業者、建設業者を活用した市営住宅と、
今後、いろいろな形で考えていかなくちゃいけないと思いますけど、このPFIと

いうのもその考え方の一つだと思いますので、どうかいろんな形で検討・研究をしていただきたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に、SDG s の推進についてということであります。

菊池市は令和 3 年度に国から SDG s 未来都市に選定されております。全国 1 2 4 都市のうち、熊本県に 5 都市、その中に菊池市が選ばれたということは誇りですし、SDG s 持続可能な開発目標を達成するために、真剣な取組と責任があると感じております。

今、全世界でこの SDG s の達成率というのが何%かといいますと、15%というふうに言われております。また、食品ロス発生量の調査では、日本国民全員が茶わん 1 杯分の食品を毎日捨てているという相当の量の食品ロスがあるということで、茶わん 1 杯分、一人一人が捨てているような計算になるそうです。

私もこの SDG s というのは考えておりまして、今、バッジも、この SDG s のバッジになりますけど、今、職員の方も皆さんつけていただいております。これが一つのやっぱり考えておられる、この SDG s をやっているんだという意識につながっていきます。

市長の所信表明にもありましたが、学校や企業、市民団体、関係機関など連携することで、SDG s の普及推進を図り、市民の意識向上や、地域課題の解決への取組につなげ、SDG s の達成につなげてまいりますという強い表明がございました。

私は以前から、ケニアの女性環境保護活動家であり、ノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんが残した言葉で、日本で最も美しい言葉は「もったいない」ということを言われております。それに感銘しております。以来、このもったいない精神をバックボーンに一般質問をさせていただいております。レジ袋削減のためにマイバッグ運動、食べ物を作り過ぎない、残さない、捨てない等の食品ロス削減運動、また、中学生、高校生の制服を下級生に渡していくリユース運動、そして、必要のないものを必要な人に提供するフリーマーケットの提案などです。

以前、福島議員も生ごみの減量化対策で、コンポストについて質問をされました。また、古田議員も本市のごみの量について、令和元年度から令和 3 年度までの推移をご質問されております。

今回は、その後の令和 5 年までの推移を初めに質問します。

そしてまた、二つ目の質問でありますけれども、ペットボトル削減を推進するためのマイボトルの利用促進についての質問でございます。

初めに、プラスチックごみの有害性について述べたいと思います。

世界各国から、このプラスチックごみの量がどれぐらいあるのかと。海に流され

ていくプラスチックごみの量は年間８００万トンとされています。このままのペースでいくと、２０５０年までに世界中の魚の総量よりも、全ての魚の量よりも多くなると警告されています。

また、化学物質を付着したマイクロプラスチックを魚が食べて、その魚を人間が食べて、人体への影響も懸念されているところでもあります。

また、プラスチックを燃やすことによって二酸化炭素が発生し、地球温暖化の原因になる温室効果ガスになります。今年の冬は特に暖冬の話題をよく聞きました。プラスチックごみ削減の３Ｒが原則になっております。３Ｒとは、リデュース、量を減らすということです。そして、二つ目に、リユース、再使用と。三つ目に、リサイクル、再生利用があります。そして、今、もう一つ付け加えて、リフューズ、ちょっと言いにくいですけど、リフューズですね。必要ないものは買わない、使わないと、そういうことです。これで４Ｒと言われております。

某コンビニでは、今年１月末から、プラスチックスプーン、フォーク、ストローが有料化されるということになっております。もうなっておるところであります。また、ほかのコンビニでは、石油由来のスプーンからバイオマス材を使用する等、工夫しているということでもあります。

今日は、私もちょっと日頃、持参しているものを紹介したいと思いますけども、私は、議長の許可をいただきましたんで、見せたいと思いますけど、これは台湾の桃園市というところから会議に出ていただいたものですけども、これはプラスチックのリサイクルで作られたマイ箸、マイスプーン、マイフォークであります。それを日頃持ち歩いていますけど、衛生面は自己責任であります。そういうことですね。

それともう一つ、マイボトルであります。マイボトルを持っていけますけども、仕事には特にそういうものが必要であります。そういうことで、私たち市民がＳＤＧｓの意識を持って変えていけることは、ペットボトルの削減のためにマイボトル、マイ箸を持つことではないでしょうか。

菊池市では、マイボトル、マイ箸の利用促進のために、学校教育現場でどのように取り組んでおられるか、お答えください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 皆様、改めまして、おはようございます。私のほうから、家庭からのごみの排出量につきましてお答えをいたします。

菊池広域連合施設に搬入されました一般家庭ごみの量につきましては、令和３年度は９，８５９トン、令和４年度が９，９０１トンとなっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの泉田議員の学校でのマイボトル、また、マイ箸の教育はどうなっているかということについてお答え申し上げます。

市内の小中学校におきましては、熱中症防止のため、コロナ禍以前より「水筒」を持参するよう指導しております。また、持参した水筒が空になった場合は、学校の水道水により補充をしております。

次に、お箸やスプーンなどですが、これは給食で準備をしており、食器と同様に洗浄し、繰り返し使用しますので、基本的には使い捨てしているものは少ない状況です。

また、SDGs推進の学習機会として、学習指導要領に沿った家庭科の授業において、「環境に配慮した物の使い方」などについて学習をしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、量も教えていただきました。またそして、今、学校現場では、繰り返し、箸、スプーンは使っている。そしてまた、水筒も持ってこらせて、水道水を使われているということを聞きました。教育面でもやっているということで、安心しました。

私は今年1月に菊池広域連合議会環境常任委員会で視察研修に行かせていただきました。研修先は東京都の町田市のバイオエネルギーセンターであります。また、神奈川県相模原市の麻溝台リサイクルスクエア、また、海老名市の高座清掃施設組合でございます。様々な取組を聞いて、大変勉強になったところであります。ごみの減量化、資源化に関する市民や児童生徒への教育、伝達、周知の仕方が非常に感心しました。

相模原市では、「混ぜればごみ、分ければ資源！」を合い言葉に、冊子を作り、その紙面に、令和4年度に市民の協力で、瓶類や紙類、ペットボトルの資源が約7億3,700万円の収益になったと掲示してありました。

また、町田市では3Rかるたを作り、市民に啓発をされておりました。それで、せっかくだからということで、私もそのかるたを買ってきました。こういうものでございます。それで、このかるたの中を改めて見ますと、非常にいい内容でありました。その幾つかを紹介をさせていただきます。「ごみ減らそう マイ水とうやマイはし持って」、「生ごみが たい肥になって 花元気」、「本当に 捨てても

いいの その資源」、「お母さん 食べる分だけ 作ってね」、「もったいない魔法の言葉で ごみ減量」、こういう言葉を使って、教育をしたり、その意識を変えていくということで、非常にいいことだと思ひまして、できればこういうものも、広域のところで作っていただければというふうに思ひました。

現在、菊池市が奨励しているごみの減量の取組を質問させていただきます。

二つ目に、マイボトル、マイ箸の利用促進についてですが、最初に学校現場での取組をお聞きしました。さらに、公共施設、主に庁舎、図書館、社会体育等でどのような取組をされているか、そこをお答えください。

この2点をよろしくお祈ひします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、ごみ削減の取組状況等につきまして、私のほうからお答えいたします。

ごみ減量の取組としまして、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機等の購入者に対し補助金を交付しており、令和3年度の申請件数は8件、令和4年度は16件となっております。

なお、生ごみ処理機等購入補助金につきましては、補助率を3分の1から2分の1へ、補助限度額については、電動式生ごみ処理機が2万円から3万円、処理容器が3,000円か5,000円に、それぞれ令和6年度より引き上げる予定としております。

また、家庭から出る新聞紙や段ボールなどの資源物を地域の子ども会やPTAなどの団体が集め、資源物を回収する業者に引き渡す活動に対し奨励金を交付しており、令和3年度の申請件数は延べ93団体、令和4年度は延べ86団体となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、マイボトルの利用につきまして、まず、私から庁舎等の状況につきましてお答えをいたします。

全庁的にSDGsの推進の啓発は行っているところでございますけれども、庁舎等におきまして、来庁される方々のマイボトル等の利用の周知・啓発等については、特段の取組は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、私のほうから、教育委員会所管の施設についてお答えします。

公民館や図書館、社会体育施設など、教育委員会所管の施設におきましても、庁舎同様、マイボトルに対する特別な取組は行っていないところです。しかしながら、施設を利用される方々を見ておりますと、水筒やマイボトルなどを持参されている方が多くなっていると感じているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、答弁いただきまして、補助金で、そういうごみの減量化に補助金を出していただくと。それが3分の1から2分の1へというふうに上がったということで、非常にいいことだと思います。さらにこれを市民の方に啓発していただいて、広げていっていただければと思っております。

あと、マイボトルという気持ちは皆さんあると思いますけど、その市民に対しての啓発をしていただくということは非常に重要だと思いますけど、それを持っていたときに、なくなったときに、それがあればと。水をくめる場所というのが水道水というのがありますけども、これは質問ではなくて、提案でございますけれども、私がいろんなところに行きますと、そういうマイボトルをくむ給水器を設置することを提案していきたいと思います。マイボトルを持ち、給水スポットで給水し、1本でもペットボトルを減らすことが、持続可能な社会へ第一歩となるという思いであります。

熊本市では、地下水の価値を高め、マイボトルの普及につなげるために、市役所や動植物園など7か所の公共施設に8台のマイボトル用給水器が設置されているということであります。

世界に目を向けていけば、ロンドン、パリでは、マイボトル給水器が町中に設置してあるそうであります。

そういうことで、できれば菊池市にもこの給水器を設置していただきたい。特に菊池市は菊池溪谷という水源を擁した地下水の豊富なところであります。そういう意味で、菊池市のアピールにもつながっていくと思いますので、その啓発をよろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、これは提案でございますけれども、研修に行かせていただいた相模原市では、リサイクルスクエアというところを設立をして、どういうリサイク

ルスクエアかといいますと、粗大ごみとして出された家具のうち、再使用が可能なものを清掃、補修、そして展示し、安くそれを譲渡しているということでもあります。

例えば、大型洋服ダンス、また、テーブル・椅子セット、これが1,000円程度でほとんど完売するということでもあります。また、データ消去済みのパソコンや小型家電なども回収してリサイクルをされておりました。

このような施設を造るというのは、市民のSDGsへの意識は大きく変わるものと確信しております。今後、広域と一緒に考えていただければと考えているところであります。

以上、これは提案になりますけれども、ぜひ考えていただければと思っております。

次の質問をさせていただきます。

次は、花房坂公園周辺の管理についてということでもあります。

この花房坂公園は「さくら坂公園」という名称で、完成して約1年になります。地域住民の方々や職員の皆様、議員の皆様のおかげで完成し、市民の皆様から大変喜ばれているところであります。昨年の花火大会では、たくさんの人たちがあの公園で花火を観賞されておられました。

以前から、私は造園的見地から、菊池市の玄関口である、泗水が玄関でございますけれども、その市内に行く、下りるところの花房台展望所というところと桜並木については、何回か質問をさせていただきました。

今回は、完成した公園から見る景観について、質問をさせていただきます。

公園内から見える景観で、まず、七城方面を望む景観が竹山で見えないということでもあります。今日は写真を撮って、つい最近の写真でございますので、それをお見せしながら説明をさせていただきます。

[写真を示す]

これが、七城側がこちらの竹山のところでございます。写真を見ると、竹山が見えて、七城側のほうが、そして山が見えないというような状況になっているのが分かると思います。せっかく公園から見る景観が隠れております。ぜひこの景観を何とか見えるようにできないかというところでもあります。

次に、これは正面でありますけれども、真正面が八方ヶ岳という菊鹿の山になると思いますけれども、その正面がまた菊池市内になります。そこがクスノキ、竹、杉、そういう雑木もありますけれども、そういうのがあって、見えなくなっているというような状況であります。

そして、もう一つは、旭志のほうが見えるところでございます。

そういう3点の中心からあずまやがありますけど、そこから撮った写真でござい

ますけれども、そういうところで、特にこの中央と左側が景観が悪いということでもあります。

もう一つ、皆さんも気になられると思いますけれども、ちょうどあずまやの目の前に大きな木が2本あります。この2本の木は、中には切ったほうがいいんじゃないかというふうな人たちもおられますけれども、これは景観をよく遠近的に見せる手法でありまして、造園の手法ではよく使うんですけれども、絵画の世界でも、写真の世界でも、こういう木があることによって、よく奥行きを見せるということで、これは特別害にはなっていない、逆によく見せるための手法として、作られた人が残したんじゃないかというふうに思っております。

まず、その点を1つ質問をさせていただく点と、次に、皆さんもお気づきとは思いますが、菊池市の花房台から菊池市内に下りていくところに、菊池温泉と、ようこそというふうに書いてあります。その後ろに昔からあった古木の桜がありますけれども、今現在、枯れかかっております。もう一つは、雑草、ツタが巻きついて、非常に大変な状態になっているということで、せっかくこの看板の後ろに、菊池市を見下ろす景観が消えているということで、ぜひその点も考えてもらいたいと思っております。

さらに、その下へ下りていきますと、桜が植えてあります。これはのり面の下に桜が3段階に分けて植えてあるということで、ちょっと暗くて見えにくいと思いますが、こののり面に植えてあるところが現状でございます。それを少し行きますと、今度はまた古くなった桜の木にツタがかぶり、非常に見た目に悪い状態になっているところでございます。また、その流れを見てもみますと、もう木が枯れかかっているところもあるし、また、ツタが生えているところもあるということで、非常に大変な状況であります。

こういうことを考えて、ぜひこの2点、まず、公園の中から見る景観、それと今度は、私たち車で行って、その車目線、この2つの景観を執行部のほうとしてはどう考えられているのか、ご質問します。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、建設部のほうから、公園からの景観を阻害している部分についてお答えをしてみたいと思います。

花房さくら坂公園につきましては、令和5年4月1日の供用開始以降、公園西側（七城方面）の眺望に関し、竹林の伐採要望が多かったため、現在、地権者の同意を得て伐採を行っております。

今後の伐採範囲としましては、地権者の意向に沿った範囲内で、エリアの見極め

を行ってまいりたいと考えています。

また、北側のり面下段のクスノキにつきましては、竹の伐採・処分後に必要な作業スペースを確保した上で、伐採作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから、花房坂の桜の木についてお答えいたします。

ご指摘の花房坂の道路沿いにある桜の木につきましては、老木になってきておりまして、その下段にある桜の木は、植栽し7～8年がたち、年々大きくなっております。

これらの桜の木は、本市の「癒しの里」づくりを支える観光基盤整備の一つとして、本市を訪れるお客様にとって里山ならではの「菊池らしさ」を感じてもらい、また訪れたいと思ってもらえるような取組であります。

現時点では、伐採、移植する予定はございませんけれども、下の段の桜の木につきましては、計画的に桜並木を次世代に引き継ぐために植栽したもので、最上段の老木の伐採等につきましては、今後、桜の生育状況などを見て、専門家による助言をいただきながら適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 最初の質問の中では、景観というので、上から見た景観は、地権者が菊池市でないんで、地権者に相談をしながら、徐々に切っていくというようなことを伺いましたんで、安心しました。ぜひこの眺望というのはすばらしい眺望でございますので、実現していただければと思っております。

それとまた、坂から下っていく古木の桜については、皆さん通っていく途中で見ていただきたいと思うんですけど、非常に見た目が悪くなっております。そして、実際、枯れかかっております。そういう中で、まずその部分をツタとかなんかを撤去していただかないと、見た目も悪いし、大変な状態になっていると思います。

それと、下に新しく植えた7～8年たっているという桜でございますけれども、その桜の一段のり面の上、一番上のところがもう相当な大きさになって伸びて、恐らく車目線ではもう景色が見えないというような状態になってくると思います。あと2～3年では、もう同じように古い古木を切っても、新しい上段の桜が菊池市の景観を隠すのではないかというふうな思いであります。これはちょっと検討をして

いただきたいと思いますところでは。

そういうことで、桜というのは、私たち視線の高さで見る桜と、上を眺めて見る桜と、花房台とかその道路から下を見て、見下ろす桜と、3つの桜の見方があると思います。そういう意味では、この花房坂というのは、上から下を見ながら桜の姿を見て、なおかつ菊池市内も見渡せるというような、そういう見方でいいんじゃないかと思います。

そういう意味では、今後、2～3年後、一番上の桜がもう相当な勢いで伸びておりますし、1本は倒れております。大雨だと思いますけども、そういうようなことで、一番上の、徐々にそういう下と上の桜を考えながら、トータル的に上の桜を移植したりとか、また別なところに使うとかいう考えも一つではないかと思います。

そういう意味で、最後に市長の見解をお伺いして、お願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。花房坂公園周辺についての私の見解を述べよということでございます。

まず、下段の雑木についてでありますけども、もともとここは景観を売りにして、景観をよくしようということで、議会等にもお諮りをしながら進めてきたところでございますから、当然今後も整備を続けていきますけども、今、部長が申しましたとおり、のり面につきましては、これは市の所有ではなくて、個人の持ち物でございますので、その同意をいただけた範囲で、今、進めているところでございますので、引き続きご理解をいただければというふうに思います。

それから、斜面の古木のところでございますけども、これも大分老木化してきておりましたので、早めに新しい木を植えることで、スムーズな若返り化を進めていこうということで、計画的に進めてきているものでありますので、下の木が少し育ってきまして、だんだん大人の木になってきておりますけど、その成長具合を見ながら、また老木の状況も見ながら、計画的に進めていきたいというふうに考えておりますので、これもよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、市長からの答弁をいただきましたように、徐々にその内容を整備していくということでありまして、安心しました。特にあその場所は菊池市内に行く玄関でございますので、顔でありますので、どうか計画をよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

開議 午前11時00分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆様、改めまして、こんにちは。本日、傍聴席においでの皆様、ネット配信でご覧いただいている皆様、お忙しい中、大変にありがとうございます。

今回は3問質問したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、不登校への対応についてお聞きいたします。

不登校に関しましては、これまでも議員の皆さんより一般質問に取り上げられています。昨年も東議員、福島議員が質問されておられ、重なる部分もあるかもしれませんが、本市の支援と対応について、私なりに再度質問をさせていただきたいと思います。

不登校の小中学生は、全国的にも増加している状況があり、一昨年の全国の小中学校における不登校の児童生徒数は、約30万人と過去最多になったという危機的状況が文科省より発表されていました。

熊本県内でも6,000人を超え、過去15年で最も多くなり、1,000人当たり36.9人と全国では4番目に多かったそうです。

様々な理由が考えられますが、学校に対する価値観の多様化や、また新型コロナウイルス感染症の在宅、自粛などが続き、学校を休むことに抵抗感が薄くなったのではとの見方も挙げられています。

昨年の福島議員の質問での部長答弁でも、要因としては、コロナ禍における臨時休校や、感染による出席停止などで家にいる機会が増えたことで、生活リズムが崩れたり、特に理由がなく、何となく学校に行かないという児童生徒が増え、さらに、コロナ禍による活動制限も要因ではないかとのことご答弁でした。

新型コロナウイルス感染症が5類相当になった昨年からは、徐々に日常が戻り、完全ではないこともありますが、通常の学校生活が送れる環境になって、生き生きとした子どもたちの笑顔も見かけております。しかし、そんな中で、不登校のまま、

学校に行かない、また、行けない子どもの人数に変化はあるのでしょうか。

まず、1点目の質問です。本市の不登校の人数は、令和3年123名、令和4年163名であります。令和5年直近の人数をお尋ねします。

2点目に、不登校の児童生徒に教育委員会が進めておられる、以前は適応指導教室と呼んでいましたが、教育支援センター、市内に4か所に設置してあります、そちらに実際に通われている児童生徒数は、令和3年18名、令和4年16名となっておりますが、直近の人数を教えてください。

3点目に、在宅の不登校の児童生徒にもリモート授業はできていたのか。

以上、3点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの島議員のご質問にお答えします。

まず、直近の小中学校の不登校の数ということでございますが、令和6年1月末現在での不登校児童生徒数は、小学校61名、中学校136名、合計197名となっております。今年度も不登校対策の充実には努めておりますが、数は昨年度と比べて増加傾向にあります。

次に、教育支援センターの利用者数ということでございますが、令和6年1月末現在で教育センター（後に発言の申出があり、「教育センター」を「教育支援センター」へ訂正）利用者数は19名となっております。昨年度よりも3名増えております。

次に、不登校児童生徒に対するリモート授業はできていたのかということでございますが、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備や、学校のICT環境整備により、現在全ての学校で不登校児童生徒に対してリモート授業を行うことは可能となっております。不登校児童生徒の希望に応じて対応しているところでございます。

以上、お答えします。

ただいま2点目の答弁で、「教育支援センター」と答えるべきところを「教育センター」と答えてしまいました。おわびして、訂正申し上げます。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、ご答弁にありましたように、やはり新型コロナウイルス感染症が5類と変わりましたが、不登校の人数がやはり少しずつ増加傾向があるというのは、やはり難しい問題かなと思います。

それから、在宅のリモート、これはタブレット端末の利用でできているというこ

とでお伺いしました。

不登校に至るまでには様々な要因と背景が複合的にあります。さらには多様化の傾向があるとの指摘をされております。昨今の発達障がいを持つ子どもの増加や、起立性調節障がい、また睡眠障がいなどの様々な心身の症状がある子どもさんもいると考えられています。

発達障がいでは、コミュニケーションが困難で、周囲との人間関係がうまくいかない、学習のつまずきがきっかけになるなど、また、起立性調節障がいは、自律神経の働きが悪くなり、起立時に身体や脳への血流が低下するため、頭痛や目まい、気分不良などの症状があり、朝なかなか起きることができない症状であります。10歳から15～16歳に多く、小中学生の5%から10%に見られると言われております。

また、環境の変化から生じる不安やストレス、ネット依存などからくる睡眠障がいなど、これらは家族はもちろん、接する周りの大人の理解とサポートが不可欠であります。一人一人の状態を把握して、寄り添った対応がどんなにその子を救うかできません。

本市では、不登校の児童生徒に対して、これまでもいろいろな支援体制を取っていただいております。学校や学校教育課ではスクールソーシャルワーカーや、学校支援コーディネーター、心の教室相談員の配置、県から派遣で来られるスクールカウンセラーなどの専門的な面から、市内全小中学校15校に対応しておられます。それぞれに連携して児童生徒や保護者の悩みや相談に尽力しておられることと思います。

そこで、再質問ですが、児童生徒や保護者にとって、相談や悩みは様々なケースがあり、それに対する問題解決に時間を必要としたり、計画的に対応していく上で長期に及んだりするのではないかと思いますし、不登校に限らず、相談があれば対応しないといけない場合もあるかと思いますが、これほど不登校者数が増加している現状の中で、個別に一人一人に対応がどのようにできているのか、お聞きいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの状況はということでございますが、まず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校に県から派遣されております。県は、不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携率100%になること

を目指しております。

しかしながら、各学校におきまして、不登校児童生徒数の増加が著しいため、全ての不登校児童生徒の連携対応は難しい状況となっております。

また、本市におきましても、市独自のスクールソーシャルワーカーが1名、学校支援コーディネーターが1名在籍しておりますが、スクールソーシャルワーカーの依頼件数は令和5年12月末現在で638件、学校支援コーディネーターへの依頼件数は472件と対応件数が多く、これ以上の対応は厳しい状況でございます。

不登校児童生徒の増加に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家のニーズはますます増えております。

教育委員会としましても、県にさらなるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を要望していきながら、十分な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今の答弁にありましたように、相談件数もう爆発的に多い状況がうかがえました。また、連携を100%目指しているということですが、なかなか現状は難しい。また、専門家の増員も必要けども、なかなか難しい状況があると思います。

では、学校に行けない、また、教室に行けない児童生徒が居場所としている別室、いろいろ学校によって違いますが、別室に登校している子どもさんの状況を教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの島議員のご質問にお答えします。

現在の別室登校の状況はどうかということでございますが、12月末現在で学校の教室以外の場所、例えば保健室や図書室、相談室等のいわゆる別室で過ごしている児童生徒の数は、15校合わせまして60名となっております。

その中には、不登校や不登校傾向の児童生徒も多く見られます。学校によっては、その数が20名を超えており、新たに別室を設け、授業が空いている職員が交代で様子を見守ったり、学習指導の対応をしている状況となっております。

このような状況を踏まえ、教育委員会としましては、不登校児童生徒に対してさらにきめ細やかな指導・支援を行えるよう、現在、教育支援センターの在り方について検討しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、伺いました保健室を含めた別室の登校者は60名と。なかなか対応も大変かと思います。

不登校児童生徒の平日の主な生活場所は、圧倒的に家庭が多いということを聞いております。なかなか教育支援センターや、民間施設に行くことに抵抗があったり、行けない理由があると考えます。

先日、教育支援センターに伺い、先生からお話をお聞きしました。センターに来れない児童生徒は少なくないそうで、先生方は子どもたちが家から来てくれるのを待つことも仕事であると言われていました。続けて通ってきた子どもが、学校へ行ける状態を見極めるのも慎重に判断し、背中を押してあげているとのことでした。そして、何より子どもが元気になることが一番であり、そのためにも、うまくコミュニケーションを取っているとのことでした。

しかし、ここまで出てこれない子や、学校に行きたくても、事情があり行けない子ども、例えばヤングケアラーなどいるのではないかと心配されていました。子どもにとって安心できる居場所が家だけではなくるように、寄り添う心の支援、子どもの心の声を聞くことは重要と改めて思います。

ご存じの方もおられるかと思いますが、熊本市教育委員会では、昨年12月から不登校の児童生徒が自宅から授業に参加できる分身ロボットを市内2台を使った実証実験をされているそうです。このロボットは、文科省の全額支援を受けているもので、子どもの目線に近い高さ1メートルの自立走行型で、自宅にいる児童生徒がスマートフォンを使って遠隔操作し、授業に参加でき、会話もできるそうです。学校に来れない児童生徒の感想では、大変喜んでいるという感想を聞いております。学校に来れない児童生徒にとって、先端技術を使ったこの事業の検証が期待されます。

また、ほかの自治体の取組を一つご紹介します。

山形県酒田市では、昨年7月から全児童生徒6,387名に配付されているタブレット端末を活用して、悩み相談SOSを開設しています。自分のこと、友達、クラスメイトのこと、学校・先生のこと、家族のことなどを選択し、子どもが自分の悩みを入力する。そして、送信は24時間可能で、平日と土曜日昼までの間に相談員3名が対応し、それぞれ送られてきた一人一人の悩み相談について、1対1のメッセージのやり取りをしながら対応しておられます。児童生徒の同意があれば、保護者に情報を伝えたり、スクールカウンセラーなどの専門家につないでいるそうで

す。半年で242件の相談があり、タブレットは自分の思いを入力するので、相談しやすいメリットがあると言われています。

ここで、質問しますが、本市では子どもたちにこころの問診票アンケートをされています。これは本市児童生徒にどのように有効なのでしょう。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの島議員のご質問にお答えします。

こころの問診票アンケートは有効かということでございますが、本市では、小学校3年生以上の児童生徒に、年2回、タブレット端末を利用して「こころの問診票」アンケートを実施しております。

教育委員会としては、監修されましたルーテル学院大学の緒方教授を講師として、問診票の見方について教職員研修を行っております。

学校におきましては、「こころの問診票」の結果を基にして、全ての児童生徒に個別の教育相談を実施しております。「こころの問診票」により、気になる児童生徒の状況を把握したり、児童生徒の不安や悩みの早期発見に活用しており、有効だと考えております。

このアンケートのほかにも、県が実施している心のアンケート、さらには学校独自の定期的なアンケートを行い、児童生徒の不安や悩みの把握に努めておりますし、各中学校には心の教室相談員を配置し、児童生徒の相談に直接対応しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 こころの問診票は有効であるというご答弁でした。

年2回というのが、果たして、子どもさんが日々いろんな悩み、親にも言えない、友達にも言えない、いろんなことがあるかと思いますが、年2回のアンケートというのは、それでどうかなというのはちょっと考えます。

事前に不登校の防止をするという観点から見れば、これはもう少し増やすべきではないかなと。悩みをいち早くキャッチするということでは、増やしていくのが本当の悩みを聞けるチャンスかなと思います。このSOSを早くキャッチして、不登校につながらないように、未然に防止するという考えの下であります。

熊本県の不登校対策重点取組事項では、未然防止、初期対応、自立支援の3段階となっています。その中で、民間施設との連携が挙げられています。民間のフリースクールの利用で出席扱いとされている施設では、本市では認定されておりません。

菊陽町、大津町、合志市のそれぞれの教育委員会にお尋ねしましたが、フリース

クールの目的自体は様々で、例えば居場所づくりを目的に自由に過ごさせたり、本人の好きなことをさせる。また、子どもにとって居心地がいい場所としている施設も多くあり、必要な年間教育計画の最低限これだけというカリキュラムができなければ、出席扱いと認めることはやはり難しいとのご説明でした。

フリースクールのカリキュラムを見て、出席扱いと校長先生が認めている施設は、菊陽、大津、合志、それぞれ市外や町外のフリースクールに通っている施設を含め、2か所から6か所と様々でありました。校長先生が直接フリースクールに足を運んで、通っている子ども本人の状況を聞き、出席扱いにするかを一人一人判断されているということで、教育現場として難しい判断があるということが分かります。

しかし、フリースクール、目的自体、否定できない部分もあります。フリースクールに関しては、本市でも同様に校長先生が一人一人のお子さん、直接足を運んで話を聞いていると、そういうふうに対応しておられると認識しているところです。

昨年の国の方針「こども未来戦略」では、誰一人取り残されない学びの保障の対策推進が挙げられています。

昨年の答弁で教育長は、不登校で悩んでいる児童生徒、保護者が孤立しないように支援していくと言われましたように、既存の専門家の先生方の協力と連携はもちろん、子どもが通っているのであれば、そのフリースクールなどの民間団体などとも、今後も連携を続けて行っていただきながら、多様性の時代に生きている子どもたちが孤立しないで安心できるように見守り、そして、成長の過程で学んでいける場所を考えてあげることも責任ではないかと思う次第です。

今後不登校対策に一人残らず見ていけるように、力を入れていただけるようお願いして、次の質問に進みます。

次は、子宮頸がんHPVワクチン接種について、お伺いします。

HPVワクチン接種につきましては、令和4年に質問させていただきましたが、公費助成対象者のキャッチアップ接種が来年3月で終了になりますので、改めて現在の状況をお聞きしたいと思います。

子宮頸がんにつきましては、毎年1万人近くの女性が罹患し、約3,000の方が亡くなっていると言われる、ヒトパピローマウイルス感染が原因の病気です。若くしてがんにかかれば、治療で子宮を失ってしまう可能性もあり、妊娠できないなど悲しい思いをすることになります。

さらに、国立がんセンターが、本年1月、公表した統計では、子宮頸がん患者の5年生存率は88.6%、10年生存率は87.2%であったとのこと。医学は進歩しているものの、生命に関わる大変な病気でもあります。

HPVワクチン接種の目的は、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率を抑えて、

死亡率を下げることにあります。1,000種類にも及ぶがんの中で、唯一子宮頸がんを予防できるワクチンがHPVワクチンであります。一時接種中止となっていました。その時期を経て、約9年ぶりに令和4年4月よりワクチン接種の積極的勧奨が再開いたしました。小学校6年生から高校1年生を対象に接種が公費で開始となっています。また、接種機会を逃した方のキャッチアップ接種も対象となっています。

令和4年再開前には、個人通知、市のホームページ、広報紙で周知をしていただきました。接種開始からやがて2年を迎えようとしていますが、接種人数は令和3年41名で、3回接種のうち1回でも受けた人の割合は3.77%とのことですが、令和4年と現在までの公費対象者の接種状況はどうなっていますか。

また、平成9年4月生まれ27歳から、平成18年4月1日生まれ18歳までのキャッチアップ対象の女子への接種はどのような状況でしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。子宮頸がんワクチンへのお尋ねというところでございます。

まず、公費対象者の接種状況はということでございますが、子宮頸がんにつきましては、先ほど議員のほうから詳しくご説明がございましたが、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんであり、若い世代の女性のがんの中で多くの割合を占めるがんということでございます。

その「1次予防」としましてHPV感染を防ぐためのワクチン接種があり、「2次予防」としてがんになる前の段階や、がんの初期に発見するための定期的な検診がでございます。

ワクチンの定期接種の対象者は、小学6年生から高校1年生でございますが、本市では中学1年生、高校1年生の女子に予診票を同封した通知を個別に送付をいたしております。

令和4年度の実績としましては、対象者1,318名に対し、接種者が134名、率にして10.2%、また、令和5年度の実績、これは12月末現在でございますが、対象者1,289名に対しまして、接種者121名、率にして9.4%となっております。

次に、キャッチアップの状況というところでございますけれども、先ほど議員のほうからもございましたが、子宮頸がんワクチンにつきましては、全国的に副反応報告が多数あったことから、平成25年6月から令和2年10月まで、個別通知による積極的接種勧奨を差し控えていた期間がございました。

接種機会を逃した方々が、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に特例としまして、令和4年度より定期接種の対象年齢を超えて無料で接種ができるよう実施しており、このことをキャッチアップ接種と呼んでおるところでございます。

本市におきましても、対象の方で未接種の方全てに個別通知をしております。

キャッチアップ対象者の接種状況でございますが、対象者1,762名に対し、令和4年度の接種者が689名、令和5年度の接種者は、12月末現在でございますが、416名となっており、657名の方が未接種となっておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、ご答弁ありましたように、公費対象者10%前後の接種率ということで、非常にまだ低い状況であります。また、キャッチアップ接種も、未接種が657名残っているという、なかなか進まない接種ではないかと思います。

現在、承認されているワクチンでございますが、2価、4価、9価の3種類があります。2価、4価は、子宮頸がんを最も発症しやすいHPV16型と18型の感染を5割から7割防ぐ。また、昨年より承認に追加されました9価は、HPV16型、18型に加え、5種類のHPVの感染を8割から9割防ぐことが有効なワクチンであります。

本市も9価ワクチンを追加され、3種類から接種できるということでございます。個別通知やホームページなどお知らせされてはいますが、接種するのはお子さんとご家族の選択によるところでございます。子宮頸がんは命に関わる本当に怖い病気なんだということを子どもたちに知ってもらうことが非常に重要な部分であります。

がん教育は、中学校では2021年から、高校では2022年から、がん教育が全面実施されるようになっていきます。小学校でも児童の発達段階や学校の実情に応じて、がんとはどのような病気か、また、検診で早期発見する重要性、患者への偏見軽減や理解増進などを指導されています。

学校におけるがん教育には、子どもたちにがんを正しく理解してもらう、健康で命の大切さについて主体的に考えてもらうという、2つの目的があります。本市でもいのちの学習で実施されておられると思いますので、今後も予防という観点から、子どもたちへこのがんの予防接種、HPVワクチン接種の必要性、再度周知・推進をお願いしたいところです。

そして、受けられなかったキャッチアップ接種の対象者へ公費接種のタイムリミットが迫る最終期限、来年3月末までに3回目接種を終わらせるために、接種の重

要性を知ってもらうことが必要であります。

そこで、質問ですが、本市、再度推進のための予定などございますか、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 今後の推進の予定はということでございます。

先ほど議員のほうからもありましたが、キャッチアップの実施期間が終了まであと1年余りとなっていることや、全ての接種を完了するまでに、約6か月の期間が必要であることなどを踏まえまして、キャッチアップ接種の対象である方で未接種の方に対しまして、再度個別通知を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、希望される方が円滑に接種できるように、子宮頸がんワクチンにつきまして、情報提供をホームページや広報紙などを利用し、引き続き周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 いろいろな周知するための方法でしてもらおうということで、個別通知が一番効果はあるかなと思っております。未接種が657名と多いので、ぜひとも推進をお願いします。

菊池市は、熊本県の市町村の中では、子宮頸がん検診の受診率は低いほうであります。子宮頸がんは検診と、先ほど部長も言われましたように、検診と予防接種の両輪で防いでいくことが必要であります。個別通知は有効なことでありますので、ぜひ機会を逃された方、接種をされるように推進のほどを今後もよろしく願いいたします。

続きまして、トイレの洋式化についてお尋ねします。

文科省の昨年9月時点での調査で、小中学校のトイレの洋式化率が、23年度全国平均68.3%、県内平均61.2%、菊池市62.8%とありました。ほかの自治体では、菊陽町90.3%、大津町85.7%、山鹿市89.2%、合志市82.5%と、いずれも8割を超えております。

トイレの和式から洋式への取替えには、それぞれの自治体で計画され、学校の老朽化や改築工事など、様々な問題があると思われそうですが、1点目の質問で、本市の小中学校の洋式化が6割台と低い値になっているのはどういう理由があるのでしょうか。

2点目に、学校以外の主な避難所となっている教育施設は、洋式化が進んでいる

と思われますが、現状はどのようになっていますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、島議員のご質問にお答えします。

本市の洋式化が低くなっているが、なぜかということですが、本市の小中学校15校の児童生徒用のトイレの洋式化の割合は、先ほど述べましたように、全体で62.8%となっております。

設置場所ごとの内訳は、校舎は68.7%、体育館及び武道場は92.6%、屋外トイレは22.5%となっております。

なお、校舎につきましては、15校中7校が80%を超えており、そのうち3校は100%でございます。

体育館及び武道場につきましては、トイレがない2校を除きまして、13校中11校が100%でございます。

屋外トイレにつきましては、現時点で100%の学校はございません。

校舎につきましては、大規模改修工事などと併せて洋式化を進めているため、現在は整備の途中となっております。

また、屋内トイレの洋式化を先行しているため、屋外トイレの洋式化率が進んでおらず、全体の洋式化率に影響している状況でございます。

次に、避難所となっている施設はどうかということですが、避難所となっている学校以外の教育施設の洋式化ですが、公民館が89.5%、支館が90.9%、体育館などの社会体育施設が35.3%となっております。

なお、社会体育施設のうち、泗水B&G体育館など二つの施設は100%となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、伺いまして、屋外トイレが低いということですが、

学校としては、いろいろ洋式化、今、進んでいるということで、教育施設も8割は洋式化に進んでいるということで、少し安心しております。

公共施設や商業施設のトイレはほとんどと言っていいほど、洋式化が進んで、家庭でも洋式化が普及していると思います。道の駅とかは避難トイレということで、和式トイレが1個は残してありますが、ほとんど洋式となっているところであります。

洋式が普及している現在、和式を使える子どもさんは少ないのではないかと、ま

た、ほとんどいないのではないかとさえ思います。洋式トイレは清潔感、また快適であることがメリットであります、便座を他人と共有することの苦手な人もおられるのも確かです。しかし、大多数の人が洋式トイレを使用されていることであります。本市も改修の方向へできるだけ早くお願いしたいところです。

また、自然災害が多発する日本において、常に災害の危機感を持っていなければなりません。大勢が集まる避難所で困ることは、トイレ事情であることは誰でも分かることであります。

文科省は、避難所や洋式化の施設などの環境整備が進んでいる状況から、教育施設も洋式化することが望ましいとしていますが、教育施設が避難所として使用されることを考えると、トイレがまだ洋式化されていない外の施設、あと残りの施設も、このことを考えると、洋式化への迅速な対応が望まれることではございますが、この文科省の発表に対してどのように捉えられていますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

文科省は洋式化を望ましいとしているが、どう考えているかということでございますが、市としましては、近年の家庭への洋式便器の普及状況に加え、バリアフリーや防災対策の観点から、洋式化を進める必要があると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 考えは同じであります。洋式化が普及している。また、使いやすさ、また、災害面から考えても、勧めるところであります。

それでは、今後の学校の計画など、校舎の長寿命化、また、工事とかは考えておられますが、今後の計画はどのようになっていますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

今後の計画はということでございますが、今後の整備につきましては、長寿命化改良工事業など、大規模改修工事と併せて洋式化を行っていく計画としております。

また、大規模改修事業がない学校につきましては、個別に複数年計画で整備を行っていきたいと考えております。

本年度から長寿命化改良工事を行っている菊池南中学校は、工事が完了する令和

7年度に洋式化率100%になり、小中学校の洋式化率は全体で71%となる見込みでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 大規模工事、それに伴って100%を目指すということで、また、ないところも個別に対応していくということで、ぜひともお願いします。

予算とかも必要ですが、学校の環境整備と、また避難所となる施設など考えたところでは、対応としての改修ができるだけ早くしていただけるようお願いします。

以上で質問を終わりたいと思います。

○水上隆光 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時44分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかというのが政治の二本柱であり、菊池市の最高決定機関である菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えています議席番号11番の平直樹です。

通告に従って、一般質問をいたします。

まず、1点目の質問です。菊池市の樹木の管理についてお尋ねいたします。

この質問の目的は、市民の安全を守るために、樹木管理計画をつくり、適切な予算執行を図るべきだと考えておりますので、質問をいたします。

現在、市民生活に影響のある本市保有の樹木の数と現状と課題を教えてください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、私から、全庁的な管理施設の状況について、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

市道及び公共施設等の敷地内におけます樹木の本数についてですが、管理台帳ま

たは目視での所管課の調査によるものですので、おおよその数値となるところをご了承いただきたいと思います。なお、数値は高木の本数でございまして、中低木や植栽等は含んでおりません。

まず、市道敷地内における街路樹が203本、都市公園及び公園条例に基づく公園の合計が約5,300本、本庁舎及び支所庁舎の市役所庁舎が計66本、文化会館や生涯学習センター等の社会教育施設が19本、体育館等の社会体育施設が623本、市民広場や各物産館等の農政・観光関連施設が計624本、保育園や老人福祉センター等の社会福祉施設が37本でございます。

なお、小中学校敷地内及びその他の公共施設敷地内の樹木の本数につきましては、把握ができておりません。

施設の所管課におきましては、施設管理と併せまして樹木の維持管理を行っており、定期的または樹木の状態に応じて、剪定や伐採等を実施しているところでございまして、適切な管理も含めたところも課題と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

各本数の報告がありましたが、学校関係のところ、ちょっと本数が把握できていないということは、つまり、全体的に何本あるかが分かっていないということになってしまうのかなというふうに思います。

広報きくちですね。去年、2023年の5月、8月、9月、12月、そして、今年に入って1月、2月のこの広報誌の中に、同じですけども、道路からはみ出した樹木は枝切り、伐採をしてくださいというふうに、こういったところに載せられております。内容は、個人の土地からはみ出している樹木は、土地所有者や相続人の管理責任で枝切り、伐採しなければなりません。放置しておくと、歩行者や車の通行支障、事故の原因となり、管理責任が問われることとなりますと書いてあります。このように、市民の方へ啓発を行う理由は何でしょうか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

広報誌での市民の啓発はなぜかということですが、まず、道路法第30条及び道路構造令第12条では、「道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に通行の障害となるものを置いてはならない」と規定されております。これは樹木の張り出しも含めており、建築限界と

言われております。

次に、民法第233条で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる」と規定されておりまして、同じく民法第717条で「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」とされております。第2項で「竹木に瑕疵がある場合も準用する」と規定されております。

よって、建築限界の範囲内に個人所有の土地からはみ出している樹木が原因で事故が発生した場合、その樹木の所有者に損害賠償の責任が問われる場合があるため、本市広報誌へ掲載し、注意喚起を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 今、教えていただきました各種法律にのっとって、注意喚起を行っているんだというご答弁でありました。

昨年の11月23日付の熊日新聞の記事でございますが、樹木が倒れました。倒木のおそれがあります。4,900本ありますよというような記事が熊日新聞に載っております。

この記事の内容をかいつまんで言いますと、熊本市の中で、公園の1万2,900本、街路樹1万2,600本、市営団地5,000本、小中学校1万4,000本、公共施設8,400本を点検しましたというふうにここには書いてあります。

このことで、熊本市さんに電話をさせていただき、ちょっと取材をさせていただきました。担当されているのが熊本市森の都推進部みどり公園課の課長さんに電話でお伺いしたんですけれども、この点検は150か所程度あって、3年に1度、点検をするのだというところだそうです。

この樹木の総点検に関しては、令和5年9月の議会、補正予算で約3億8,000万円の予算をつけたと。これは全額、一般財源だそうです。もともとは2018年、現大西熊本市長のマニフェストを基に、横断的に実行することになって、この部署ができたということで、熊本市の緑化フェアなどをこの部門がされているということでありました。

それ以外にも、直接的に2年前、民地からの倒木で死亡事故が起きて、最高裁で熊本市にも責任があるとの判決を受けて、こういったことで調べていくことになっておりますということを教えていただきました。

そこで、調べましたが、その事故は2017年6月、熊本市の市有地の樹木が県

道側に倒れて、走行中の車に直撃し、運転していた男性が死亡した。１月２８日の福岡高裁判決は、一審熊本地裁判決と同様に、道路を管理する市に倒木の事故を予想でき、道路の管理に瑕疵があったと指摘するなどとし、市と土地所有者に約５，０００万円の支払いを命じた。熊本市はこの判決を不服とし、樹木は沿道から視認できない奥まった場所にあり、倒木の予想は不可能だったと主張し上告したが、最高裁はこれを退け、判決が確定したということがあったということです。

その後、令和５年１２月３１日のこれも熊日新聞の記事なのですが、こういう事故を受け、そして、この点検を進めていく上で、せっかくだからということで、この学校、子どもたちにもその樹木のことを教えていこうということで、それを教材として学校の森再生を進めるということで、子どもたちにも授業の一環として進めているよというような追記事が載っております。

ここで、樹木匠さんなども登場するのですが、この新聞記事を見た市民の方が、菊池市の学校の樹木もしっかりと管理しないとイケないんじゃないかということで、ご相談を受けました。そこからこの一般質問について、いろいろ調べて勉強させていただきました。

その学校の樹木ですが、この学校の樹木、学校の安全管理はどんな法律で定められているのかということで調べましたところ、学校保健安全法、第３章、学校安全というところがあって、第２６条に学校の設置者というものの責務がうたっております。その次、第２７条で、その学校安全を計画的にやりなさいということで、計画をつくってくださいということで書いてあります。

その学校の計画というのがどんなものがあるんだろうということで、資料を情報公開請求をして、全ての学校、小中学校のこの計画を取り寄せて、全部見させていただきましたが、樹木に関する計画というふうに触れてある計画書というのは、私が見たところ、隈府小学校と泗水西小学校のみでありました。これは各学校の計画のつくり方であり、ばらつきや、同じひな型ではないというのが、現在、はっきり分かっているところではありますが、ここで、議長の許しをいただいておりますので、パネルを示します。

[パネルを示す]

こちらですね。これは南中学校と隈府小学校の間の道、これ多分桜の木であろうと思います。この枝ぶりですね。これは反対側、これは南中学校の角のところに石像がありますが、その石像の横に立っている木でございます。

これはその南中学校から隈府小学校のほうに入っていくほうの給水タンクのところにある、これも桜の木ですかね。ちょっと樹木のこととは分からないので、何の木か分からないですけども、この木。この木は、この給水タンクですか、ここに

大きく枝が引っかかっております。

こちらは限府小学校の正門の中というか、保育園との間のほうに入っていった道の木ですが、これはちょっと斜めになっていまして、枝の途中がこうなっていると。専門の方に聞くと、もうこの枝はもう切り落とさなきゃだめだろうというようなことでしたが、ちょっとお尋ねいたしますが、特にこれが一番分かりやすいんですが、南中学校と限府小学校の間にあるこの木、これは適正な管理ができていますのしょうか。広報では道路にかかっているのは切ってくれというふうに言われている市の持ち物だと思いますが、適正な管理されていますか、お知らせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えします。

学校の敷地の樹木が適正に管理できているかということでございますが、学校施設における樹木の管理については、毎年、造園業者に委託し、年2回の樹木の消毒と、樹形を整える程度の剪定作業を行っております。これとは別に、学校より依頼があった場合は、敷地外へ伸びた枝や施設に影響がある樹木について、必要に応じた剪定を行っております。

本年度は、学校からの剪定の要望が増加したことから、前年度に比べて予算を増額して対応しているところでございます。

また、PTAによる愛校作業の際にも、余分な枝を伐採しております。

これらの剪定作業や、敷地内の日常点検の中で、危険樹木の早期発見に努めており、腐食などにより危険樹木の報告があった場合は、立入禁止の応急的な措置を取った上で、緊急での伐採などを行っておりますが、議員ご指摘の箇所につきましては、今後、専門家の意見を聞きながら対応したいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 多分誰がどう見られても道路に出ておりますので、桜が咲いている時期は、確かに桜の並木のこのトンネルようで、とてもきれいなんですけども、何回も言いますが、広報においては、市民の皆さんに切れ切れという立場でありながら、自分の家には、木がもうどんどん道路に出ているような家に住んでいらっしゃる方がそれを言っているように見えてしまいますので、しっかりと、今の部長の答弁だと、ある程度、きちんと管理していますというように捉えがちな答弁をいただきましたが、実際、できていないのではないかと思いますので、そこはちょっとしっかりしていただきたいなというふうに思います。

神奈川県相模原市公園樹木等維持管理計画というのが令和元年7月2日付でつくられているようです。この計画の目的は、公園の樹木の巨木化や老木化が進む中、樹木の持つ機能や役割を発揮させ、安心・安全で快適な空間として公園を維持することを目的とし、公園の樹木等の維持管理計画について、以下の目標を掲げ、取りまとめますというものがあります。

調べてみますと、ホームページに抜粋して書いてありましたが、本市の都市公園は、設置から30年以上経過している公園が全体の37%に上り、また、公園の面積が500平方メートル未満となる小規模公園は55%と半数以上を占めている状態となっています。このようなことから、公園樹木についても、巨木化や老木化が進み、樹木の持つ機能や役割が発揮されず、逆に、越境や見通し悪化といった阻害要因となっている状況が多く発生しています。こうしたことから、樹木の持つ機能や役割を最大限発揮し、安心・安全を確保していくことを目的として、今後の樹木管理計画の指針となるように、相模原市公園樹木等維持管理計画を策定しましたと書いてありました。

そこで、こちらにも今年お電話をして、担当の相模原市公園整備課の維持補修班の方にお電話で伺いました。

そもそもこの計画というのは、その公園全体的に見る計画であるということでした。ただ、樹木に関する要望と実態が追いついていないところがありますということでした。この計画をつくるまでに、調査研究から約2年で本計画を策定したということです。令和5年度には約7,700万円、こちらは全額、一般財源であるということです、その分の予算を立てているということでした。

ほかにも調べてみますと、富山県高岡市、高岡古城公園樹木維持管理計画というのがありました。都市創造部景観みどり課の担当の方にお電話で伺いました。予算の内訳は一般財源ですが、ほかにこれは、ここの場合は国の史跡で、巨木の管理というがあるので、危険樹木という文化庁の補助金を一部使っているということでした。

ほかに、大阪市公園樹・街路樹維持管理計画、これは建設局公園緑化部緑化課のご担当者様にお電話で聞きましたが、大阪市全体でインフラマネジメント更新計画の個別計画として、本計画を現在策定しておりますと。これまで2年ほどかかっていますが、令和6年度中に完成させて、令和7年度から施行を目指していますと。財源の内訳をお尋ねしたら、基本的には一般財源であります、一部であります、国交省都市局の持っているグリーンインフラ活用型都市構築支援事業というものも活用しているんだということでありました。これは官民連携・分野横断によって、積極的・戦略的に緑や水を生かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を

支援することにより、都市型水害の対策や都市の生産性、快適性向上等を推進するものであるというふうに国交省のホームページにはありました。

このどのいずれの計画担当者の方にも聞いたのは、何で計画をつくったんですかというふうに聞くと、皆、計画がないと予算をつけられないからですというふうに教えていただきました。

ちなみにですが、菊池市もあまた計画がありますが、菊池市道路計画整備マスタープランというものも、もちろんあります。この道路計画整備マスタープランのこの作成の目的なんですが、菊池市は平成17年3月に、旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町が合併して誕生しました。現在、市内や他都市を結ぶ幹線道路の整備が不十分な状況であるとともに、橋りょうなどインフラ整備の老朽化が進んでおり、今後は維持管理に多額の費用を要することが見込まれています。

また、市民生活に密着した生活道路についても、市民から整備、補修を求める声が多く寄せられています。このため、近年の厳しい財政状況を踏まえ、効果的・効率的に整備に関する方針を定めることを目的として、このマスタープランを策定しますと目的のところに書いてあります。つまり、目的を達成するために計画を立てる。市民の安全のための計画であって、そこに適切な予算化を図るという意味だと思います。

幸い、先ほどご紹介しました熊日新聞にあった樹木医さんというのは菊池市在住の方であります。菊池市の造園業組合の皆さんも、こういうふうに市が例えば計画をつくる。計画をつくるに当たっては、必ず調査や研究をしなければいけないので、そういったときには協力をいただけますかというふうに私のほうからお尋ねしたら、もうぜひそれは協力したいと。菊池市にせっきく樹木医さんもらっしやるから、もう切らなきゃならない木は切る。育てなきゃいけない木はちゃんと育てていくというようなことをお話をいただいております、協力は惜しまないという声もいただいております。

予算がないから樹木が切れない、伐採しない、管理もできないなんて言っておきながら、台風時において、平時から市民の安全を脅かすかもしれない樹木が、既に存在しているかもしれません。特に学校生活を送る子どもたちの安全のためにも、まずは現状を把握して、市民生活に影響のある市の管理下にある樹木が、そもそも一体何本あるのか、そういったことを調べるところから、そして、その樹木がどのような状況なのか、市広報で市民に注意喚起を促す立場の菊池市が、まずは自分たちのところからそれをしっかり調査していくためにも、先ほど泉田議員の一般質問の答弁の中にも、計画的にやっていきますというようなお答えがありましたが、関係団体の皆さんと協力して、まずは調査研究をして、そして、各部各課担当、それ

それぞれ個別の樹木計画をつくるか、もしくは、もう全体な総合的な樹木維持管理計画などを策定して、市民の安全な暮らしを守るためにも、必要な予算確保、計画をつくって予算確保をすべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

豊かな緑というのは、市民の暮らしに癒しや潤いを与えますし、また、快適な生活環境の創出であるとか、特に菊池市のような観光都市におきましては、景観形成にも重要な役割を果たしているわけであります。

一方で、老木化した樹木の倒木であるとか、落枝等による事故も、先ほどのように発生しているわけございまして、より一層の適切な樹木管理が求められているというふうに私どもも認識しております。

現在のやり方でありますけども、各担当部署ごとに適宜剪定等を行い、市民生活に危険を及ぼすような可能性があれば、樹木匠等の意見も聞きながら、適切な維持管理に努めておるということでありまして、そのための予算措置も講じてきているわけであります。今後も定期的なパトロール等を通して安全管理を図ってまいりたいというふうに思います。

万一、安全性の確保に不安があると判断された場合には、速やかに予算措置を行って、伐採などの適宜対応をしたいというふうに考えておりますので、当面については、今の維持管理体制を継続していくという前提で考えております。

ただ、学校施設につきましては、学校の管理者によるばらつきが出ないように指導をしてまいりたいというふうに思います。

ご提案の全体的な計画というのは、ご提案の趣旨であろうかと思いますが、それにつきましては、相手が生き物でもありますので、例えば長期的な計画というのがどの程度実行性があるのか、私どもは毎年見るというやり方にしているわけですけども、そうしたことも含めて、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ちょっと検討していただけるというような、最終的にはそういう前向きなお答えだったかなと思いますが、私がこの問題をいろいろ調べていく中で時間がかかったんですけど、今ちょっと市長からいただいた答弁とは、現場とはちょっと違うようなお声をいただいています。それは市民の方からや、例えば執行部の方、執行部の中の方のお話の中でも、木を切らなきゃなりません。ただし、

ほかの施設の修繕もしなきゃいけませんとなったときに、優先順位は木のほうにはやはり回りにくいというような現場の声もありました。だから、計画が要るんだろうというところで、こういう計画をつくられたらどうでしょうかという提案をしています。

なかなか現場で実際にやっていращやるところとの情報の共有が図れていないというのは、もうある程度、致し方がないのかなというふうには思いますが、熊本市さんのそういう判決、判例もございますので、そんなはずじゃなかった、そういうつもりじゃなかったというても、そういう痛ましい事故が起こる前に、ぜひ各部各課、それぞれのやり方で今までいくというだったら、余計に担当するところがそういう樹木匠さんと相談をされたりとか、今、懇意にされているとか、今、実際にお願いされている業者さんなんかにはちょっと相談をされて、見直す機会を1回でも2回でも多く見ていただいて、市民の安全を守っていただければというふうに思って、次の質問に行きます。

続いての質問は、菊池市子育て世帯移住支援事業補助金について、お尋ねをいたします。

本事業、本補助金について、最初の提案も含めて、これまで2022年12月議会と2回、質問をしてまいりました。本事業とともに菊池市民間宅地開発補助金の創設もしていただいております。今回はその3回目という位置づけでお尋ねをしていきます。

おさらいです。2021年12月議会の一般質問にて、本事業のモデルとして、私が最初に提案したのが菊陽町にある補助制度、菊陽町定住促進補助金交付要綱というものでした。ポイントが5つあります。1点目、この町が定める場所ですね。2点目、子育て世帯を対象にしている。3点目、新築なら100万円。4点目、リフォームなら50万円。5点目が、小学生以下のお子様に1人20万円の加算をしているということであるということ提案させていただきました。

翌年の2022年12月の議会の一般質問で現状をお尋ねしたところ、現在、作業部会をつくって検討しています。ゾーニングを設計し、そこに民間の開発を募って、そこに一定の補助金を検討するというアイデアで、現在、検討を進めているという答弁をいただいております。

そして、念願かなって、とうとう昨年、2023年4月1日から菊池市子育て世帯移住支援事業補助金と菊池市民間宅地開発補助金制度がスタートしております。まず、この提案者として、この2事業が施行していただいたことに、心より感謝を申し上げます。

この本事業ですね。補助事業がスタートして1年がたちます。この菊池市子育て

世帯移住支援事業補助金についての現状を教えてください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、こんにちは。ただいまの平議員のご質問についてお答えさせていただきます。

補助金の現状についてということであります。本年度の菊池市子育て世帯移住支援事業補助金の申請件数は17件でございます。交付済額のほうが410万円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。私がこの質問を考え出したときに、ちなみに、菊池市民間宅地開発補助金のほうもお伺いしたんですけど、そのときには、そのタイミングでは3件あると。交付決定額、旧菊池市が2件で、旧泗水町が1件、交付決定総額が1,279万4,500円だったと。この間、予算決算でこれは説明いただいた分だと思います。

この子育て世帯移住支援事業については、17件の410万円の支払いを見てみると。それだけ市外の方が菊池市に家を建てていただいているという一つの目安になるのかなというふうに思っております。

菊陽町定住促進補助金交付要綱のポイントで、新築は町が示した場所に建てることというのが一つのポイントにありますが、現在、菊池市では、その前回の答弁では、まだゾーニングの最中ですよということでありましたが、現在、もうゾーニング決まっていますよね。こちらのほうにありますが、菊池市ではこういうふうに、ここに何棟するというようなゾーニングの計画が示しておられますが、この示した場所指定の中、特にこの住宅ですね、宅地のところで、この補助制度も含めてですが、このゾーニングで示した場所にこの補助金の交付となっているものなのか、もしそうでないといった場合は、そういうことでこのゾーニングの宅地のほうに導いていくという考えはあるのか、もしそれがなければ、ゾーニングって、じゃあ、何ををもってゾーニングなんですか、ゾーニングの意義って何でしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金は、本市に転入し、住居を新築または購入等された子育て世帯の方に交付しており、ゾーニングで示した場所だけではなく、中山間地を含む市内全域をカバーしているものでございます。

特に、過疎地域である旭志地域においては、補助金を上乗せして重点的に転入促進を図っています。

一方で、ゾーニングは、無秩序な開発を抑制し、工業、商業、住宅等のバランスのとれたまちづくりを進めるために、民間事業者に対して市の考えを示すとともに、民間開発を誘導することを目的としています。

それぞれターゲットですとか、コンセプトが異なるものでございますので、本補助事業に関しては、少子高齢化が進む中山間地を含め幅広く転入を促進したいと考えておりまして、現時点ではゾーニングエリアに限定する考えはございません。

以上でございます。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 じゃあ、この宅地、ここですよというようなゾーニングをされている、その線の外に建てようが、中に建てようが、別に補助金のあれは関係なくて、条件は変わらないということですね。

ゾーニングをする意味って、ちょっと薄くないかなというふうに私は感じてしまうので、ぜひ、菊陽町のように、補助金を出す以上は、市がここに建ててくれたらということで補助金を出すということですので、何ら問題もないように思いますので、ちょっとそういうふうな視点も持ちつつ進めていただきたいと思いますと思いますが、では、ちょっと質問を変えますが、現在、この課題はどう捉えられていますか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 現在の課題ということでございます。

引っ越しを検討されている子育て世帯や親族の方からの問合せというのが徐々に増えているところでございます。制度への関心が高まっていると感じているところでございます。今後は、さらに制度をPRするというのが課題かなと思っておりますので、PRをして、子育て世帯の移住促進にますますつなげていくということが課題というふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 これまでの周知方法を事前にお伺いしていますと、チラシ

を配布したり、菊池市役所のそのホームページや広報誌、フェイスブック、防災ナビなどで周知しています。4月の区長会で説明しています。税務課の新築確認の際に、対象者へ通知しています。これからは転入データを基に対象者へ個別の通知をしようと思っています。区長文書による通知、区で回覧してもらおうと思っています。県外へのチラシ配布、東京事務所などを考えていますということで、担当のほうに教えていただいておりますが、これは菊池市外の人が菊池市に家を建てるときに、この補助金がありますよというような補助金だと思っています。つまり、菊池市に家を建てようと思う人は、その補助金情報に引っかかるかもしれないけれど、そもそもどこに建てようかな、工務店で決めようかなというところには絞り切れていないと思うんですよ。

やっぱり本市、もちろん菊池市にある不動産関係は当たり前ですが、これって、そうすると、もう県内の不動産関係とか、あとは家の建てる実際の建築をされる工務店あたりに周知をしていただいて、まずはその情報を共有していただくというのが一番効果的だと思うんですね。その建てる施主さんではなく、建てる施工主さん、またはその土地を媒介する不動産屋さん、そこに重点的にまずは周知をするべきだと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの周知方法についてのお答えをいたします。

制度の周知方法については、現在、地域開発推進室と連携をしながら、議員がおっしゃるように、県内の不動産会社や工務店、宅建協会と建築関係事業者への訪問やチラシによる周知を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、制度のPRが今後も課題と考えておりますので、引き続き関係機関へPRするとともに、効果的なPR手法についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 この本事業の財源についてお尋ねします。

この財源の内訳、この原資は何でしょうか。国や県からの手当てというのはあるのでしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 では、続きまして、財源の内訳ということでございますけれども、本事業の当初予算の財源は、がんばるふるさと菊池応援基金繰入金、地方債、これは過疎債が一番入っておりますけれども、過疎債でございますが、及び一般財源ということになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 ふるさと納税と過疎債と一般財源と。過疎債ということは、もう旭志地域に限定されているのかなというふうに思いますが、この子育て世帯移住支援事業補助金にもふるさと納税が使われているということですかね。はい、分かりました。

本市経済部の商工振興課で行っている、菊池市中小企業振興育成対策事業というのがありまして、本市に住む商売人のお子さんですね。商売人のお子さんが商売を継いでもらう。その後押しをするために、市内在住者向けの事業です。市外向けの新規商売を促し、後押しする施策はまた別途、菊池市創業支援事業というのがあります。こちらのその創業支援事業というの、この事業の原資はふるさと納税であるということでした。

また同様に、経済部農政課の施策で、菊池市担い手育成対策奨励金事業、いわゆる親元就農についての補助金ですね。こちらも全く同じように、地元の農家の後継者育成を進め、背中を押すための事業であるということでした。市外の方の新規就農については100%国費による別の施策があり、その窓口業務を農政課が行っていると認識をしております。

確認も含め、お尋ねをいたします。

同じ菊池市役所内で、今、私がお示した菊池市担い手育成対策奨励金事業、菊池市中小企業後継者育成対策事業は、一般財源を使って、現菊池市に住んでいらっしゃる方を担い手として育成をしていこうという目的であることに間違いはありませんか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの菊池市担い手育成対策奨励金事業、菊池市中小企業後継者育成対策事業については、一般財源により、現市民に対し担い手育成を目的としていることで相違ございません。

以上でございます。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

○11番 平直樹 議員 ありがとうございます。

市民が一生懸命に納めていただいた税金が原資ならば、子育て世帯の人たちが市外に転出しないようにする一助にも、この補助金を改正することでできると思います。こっちの質問も、先ほど泉田議員の質問の中でありましたが、人口を増やしていこうとするときには、市外から市内へ呼び込む策と、同時に市外に市内の人が出ていかなないようにする施策もやらないと、10人呼び込んで、15人出ていってしまっただけは、結果、減ります。10人入って、10人出ても、結局、変わりません。この両方をしないと、外から来てくださえばっかりの施策ではないというふうに思いますし、そういうふうに菊池市民に対してもこの補助金を使えるようにすることが、少子高齢化対策の一助に有効な施策になるというふうに私は思います。

先ほどから言っておりますが、そのゾーニングですね。菊池市に住んでいらっしゃる市内在住の子育て世帯の方が、ゾーニングを行ったエリアに新築をするということであれば、現在、市外の方に出しているこの補助事業ですが、それよりも、余計多く出しますよというふうなことをしないと、今、我々が納めている税金が、我々が納めている税金を納税者に対しては出さなくて、今まで入れてない人にだけ補助を出すという、この形がすごく不公平感を生んでいるのではないかと、納税者の一人としては思います。

私にも子どもがいますが、いつか、このまちに住んでくれたらいいなと淡い期待はしていますが、それは分かりませんが、市外から来る人には市はお金を出して、我が子には出さないというふうにすると、今まで納税してきたのになというふうに誰もが感じるというふうに私は思うんですよ。

商売人を育成しようとしたら、一般財源を使う。親元就農をしようとしたら、一般財源を使う。だったら、この位置づけ的に商売とか農業とかじゃなくて、菊池市全体の後継者という位置づけに考えれば、そういった補助の対象を拡大することもできるというふうに私は思います。

ここで、改めて市長にお尋ねします。

市長の今定例会にお出しされている施政方針の中にも、ゾーニングによる住宅促進を中心に人口増加に転じられるように、本年度も住宅開発に力を入れることで、子育て世帯等の定住促進をつなげます。子育て世帯等をターゲットとした移住促進を図るといった市長自身の方針のとおり、今こそ、この名称も「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金」から「菊池市子育て世帯定住促進支援事業補助金」と変えて、対象者を市内在住者も含みつつ、内容の拡充・改善をする必要があると私は強く思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ご質問に対してお答えをいたします。

この菊池市子育て世帯移住支援事業といいますのは、T S M Cの進出を契機として、外部からのたくさんの居住ニーズというものが見込まれているわけでありまして、これは本市にとりましても大きなチャンスであると同時に、競争も激しいわけでもあります。ですから、この流れを取り逃がさないように、こうした人々をぜひこの菊池市の中に取り込みたいという狙いから、ピンポイントで鋭角的に戦略的につくった制度であるわけでもあります。特に子育て世帯をターゲットにしているという点でもそうであります。

そういうことで、令和5年度にスタートした制度でありますけども、内容の拡充・改善に関しましては、今、ご指摘のことも踏まえ、また今後の実績等も踏まえながら、他自治体の事例等も参考にしながら、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 もうぜひ菊陽町のほうをちょっと見ていただければ、何回もご紹介していますが、菊陽町は100万円だそうです。この100万円という金額が高い安い、それぞれあると思いますが、そこに家を建てて、子どもたちと一緒に住んでもらえれば、もう確実にこの回収するお金です。これが隣町や、全然違うまちに住まれたとしたら、そこからいただけたら、入ってきたお金を考えたら、そういう補助金をつくって、現市民を物すごく大切にする。

今やられていることで、転入者を狙っているのは、それは素晴らしいことだと思いますので、それ以上に、例えば、今はあんまりちょっと少なくなりましたが、長男は家を継ぐ、次男は出ていくみたいなのが少し残っている部分もあるかもしれないけれども、僕、次男だったんで、家を出ていこうとそもそも思っていたんですけど、家を出ていこうと思っている人が、ああ、こういうのがあるなら、まあ近くに家を建ててみようかなというように思う、そういう気持ちになっていただければ一助にも必ずなっていくと思いますし、何度も言いますが、人口流出を出ていかせないためのとてもいい施策になるというふうに思いますので、ぜひしっかりと検討していただいて、早期に拡充・改善していただければと思って、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後1時47分

開議 午後1時54分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。伝えよう輝く未来を子どもたちの手にをスローガンに、よりよい菊池市になるよう皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は、大きく2つのことについて質問をしたいと思います。

1つ目が、国民健康保険制度の将来ビジョンについて。2つ目が、学力向上と発展的な教育についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の国民健康保険制度の将来ビジョンについて、質問いたします。

先日の新聞に6月から医療者賃上げの原資として、初診料負担最大219円増という記事や、児童手当高校生まで拡充、財源確保のため、子ども・子育て支援金を2026年（令和8年）4月に創設、公的医療保険料に上乗せして徴収するため、新たな負担が生じることになるとの記事が掲載されたところであります。大切なことでありますが、医療に関する市民の皆様の負担が増えることを懸念しているところであります。

今回、国民健康保険制度の将来ビジョンについて質問するきっかけとなりましたのは、近隣市町の交流がある議員より、来年度から国保税率を上げなければならないとの話を聞いたことからでございました。他の自治体でも同様に、保険税率が上がるところがあるというところがございます。

また、熊本県では、令和6年度から令和11年度までの国民健康保険運用方針（案）を公表し、パブリックコメントを聴取しており、令和6年3月確定の予定であります。

そのようなことを踏まえまして、国民健康保険制度の将来ビジョンについて、少し難しいかもしれませんが、皆様と課題について共通認識をしていきたいと思い、質問するところでございます。

今回は、2つの観点から質問を深めていきたいと思います。

1つ目が、国民健康保険制度は安定した運営が見込めるのか。

2つ目が、保険料水準統一に向けた備えは十分なのかについてであります。

皆様ご承知のとおり、厚生労働省が令和5年10月に策定しました保険料水準統一加速化プランによりますと、国民健康保険は加入者の年齢構成が高く、医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な保険者、つまり、市町村がございますが、において、高額な医療費に保険税率が変動し、財政運営が不安定になるという課題があるとしております。

これはどういうことかと申しますと、我が国の医療保険制度は、社会保険のような職域保険からスタートしており、国民健康保険は職域保険に入れない人のための保険であります。それを強制加入することで、昭和36年に国民皆保険、いわゆる皆さん保険に入ることによってございますが、国民皆保険を達成したため、国民健康保険の加入者は、農家、漁業従事者、自営業、失業中の人、退職者が中心となるものでございます。

それ以外の従業員の皆さんが加入する被用者保険では、現役の間は職域保険に加入して、退職してから国民健康保険に加入するため、国民健康保険はどうしても年齢構成が高く、医療費が高くなるなどの構造的な課題を抱えることになってしまいます。

そこで、国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化などの措置を講ずるとし、平成30年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険料変動の抑制等を図るため、保険者の規模について、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとしたところでございます。

また、平成30年度から令和5年度まで、都道府県単位化に伴う保険料の激変緩和期間としておりまして、さらに保険料水準の統一に向けた取組を進め、都道府県単位での安定的な財政運営を確保するために、全世代対応型の社会保障制度を構築するための法を令和3年及び令和5年に改正し、都道府県国民健康保険運営方針を定めることを必須としたところでございます。

国は、社会保障制度の段階的な拡充と団塊の世代の後期高齢者医療制度に移行する令和6年度統一に向けた計画で進めてきましたが、熊本県においては統一がなされず、令和12年度の完全統一に向けた、先ほど申し上げました新たな運営方針を策定中であります。国と地方との保険制度改革に対する取組の乖離により、今後の年度間保険料の大きな変動が危惧されるところであります。

さらには、激変緩和に伴う国交付金等も令和5年度で廃止されることから、今後

の将来ビジョンを問うものであります。

以上のことを踏まえて、1回目の質問をしたいと思います。

1点目、先ほど申し上げましたとおり、近隣自治体では、令和6年度から保険税率が上がる場所もあると聞いておりますが、本市は年度途中も含めて、令和6年度において保険税率は上がる可能性があるのか、お尋ねします。

2点目、国の計画では、令和6年度から県単位での完全統一を目指しており、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担となる予定であります。他の先進自治体では、国の計画どおり、令和6年度から完全実施しているところもあります。

そこで、質問します。

これまで熊本県は市町村と協議しながら進めてきたと思いますが、完全統一できなかった理由について教えてください。

以上、2点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、安武議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、1点目の令和6年度中に保険税率が上がるのかどうかという点でございます。

近隣自治体の状況につきましては、こちらのほうも存じ上げておるところでございますけれども、本市においては令和6年度において、国民健康保険税率を上げることは、現在のところ、予定はしておりません。

続きまして、熊本県での完全統一の協議状況ということでございますが、熊本県では将来的な国民健康保険料水準統一を目指しておりますが、平成29年度までの状況から、市町村間の1人当たりの医療費の格差が大きいことなどにより、明確に統一の時期等を示されておりました。

しかしながら、令和6年度からの熊本県国民健康保険運営方針（案）におきまして、統一の時期の目標が示され、市町村との協議をさらに進める予定となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

令和6年度については、保険税率が上がることはないということで、少し安心をしたところでございます。

また、完全統一が国の計画どおりにできなかったことについては、市町村間の格差が大きいのということでございました。これについては、今後の課題ということかもしれませんが、もう少し質問を深めていこうと思います。

それでは、2回目の質問を行います。

国民健康保険制度については、先ほど少し触れさせていただきましたが、法改正の経緯を含めて、改めて国民健康保険制度の概要を説明してください。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 国保制度の概要について、これまでの経緯も含めてということでございます。

国民健康保険制度は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いほか、所得水準が低く、高額な医療費が発生した場合に保険税が変動し、財政運営が不安定になるという課題があります。これにつきましては、先ほど議員のほうからもお示しがあったところでございます。

このため、平成30年度に国保制度改革が行われ、国において財政支援を拡充するとともに、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとし、県が市町村ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が県に納付し、保険給付に必要な費用を県が全額市町村に交付することとなりました。

このことによりまして、国保の財政運営の責任主体が市町村から都道府県単位に変更となり、現在に至っているというふうな状況でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

平成30年から取り組んできたということでございまして、県単位での財政運営という形にはなってきたということでございます。

それでは、もう少し深めていきたいと思います。

3回目の質問を行いたいと思います。

国や県などの改正法に基づいた動きについては、ただいま答弁いただいたところでございます。

では、本市の国民健康保険制度は安定した運営が見込めるのかどうかを聞いていきたいと思います。

決算が終わっております平成30年度から令和4年度までの5年間の推移につい

て、お尋ねいたします。

1 点目、国民健康保険の被保険者数の推移を教えてください。

2 点目、国民健康保険税の現年課税額の全体額の推移と 1 人当たりの金額の推移を教えてください。

3 点目、国民健康保険医療費の全体額の推移と 1 人当たりの金額の推移を教えてください。

4 点目、国民健康保険財政調整基金の推移について教えてください。

以上、4 点について、3 回目の質問とします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、過去 5 年間の推移ということでございます。

まず、1 点目の被保険者の推移につきまして、各年度末の被保険者数でお答えしたいと思います。

まず、平成 30 年度が 1 万 2, 9 6 0 人、令和元年度が 1 万 2, 4 2 4 人、令和 2 年度が 1 万 2, 2 5 7 人、令和 3 年度が 1 万 1, 9 5 1 人、令和 4 年度が 1 万 1, 3 6 0 人と、年々減少傾向にあるようでございます。

続きまして、国保課税額の全体額ということですが、平成 30 年度が 1 2 億 8, 5 5 8 万 9, 1 0 0 円、令和元年度が 1 2 億 3, 6 1 8 万 1, 5 0 0 円、令和 2 年度が 1 1 億 9, 7 2 4 万 1, 1 0 0 円、令和 3 年度が 1 1 億 5, 8 8 0 万 5 0 0 円、令和 4 年度が 1 1 億 6, 4 1 8 万 5, 4 0 0 円。

また、現年度分 1 人当たりの課税額ということでございますが、平成 30 年度が 9 万 6, 6 6 1 円、令和元年度が 9 万 6, 9 6 3 円、令和 2 年度が 9 万 6, 3 4 2 円、令和 3 年度が 9 万 5, 0 3 0 円、令和 4 年度が 9 万 8, 9 7 0 円となっており、課税対象所得が上がったことなどによりまして、令和 4 年度が上がっているような状況かというところでございます。

次に、医療費の全体額ということでございますが、平成 30 年度が 4 7 億 6, 9 4 5 万 8, 4 6 9 円、令和元年度が 4 7 億 7, 0 4 2 万 7, 5 7 5 円、令和 2 年度が 4 5 億 6, 9 1 7 万 5, 1 3 6 円、令和 3 年度が 4 7 億 3, 1 3 4 万 6, 5 8 7 円、令和 4 年度が 4 5 億 3, 2 5 6 万 7, 4 3 0 円。

また、1 人当たりの医療費でございますが、平成 30 年度が 3 6 万 8, 0 1 4 円、令和元年度が 3 8 万 3, 9 6 9 円、令和 2 年度が 3 7 万 2, 7 8 1 円、令和 3 年度が 3 9 万 5, 8 9 5 円、令和 4 年度が 3 9 万 8, 9 9 4 円となっております。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えがございます。翌年度はその反動から医療費が増額しており、令和 4 年度は医療費の総額は減少しております。

すが、1人当たりの金額は医療の高度化などの影響もございまして、増額している状況でございます。

最後に、国民健康保険財政調整基金の毎年度末の残高ということでお答えいたします。

平成30年度が1億6,437万1,923円、令和元年度が1億6,445万4,604円、令和2年度が2億7,118万8,890円、令和3年度が2億7,126万1,085円、令和4年度が2億6,632万813円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

やはり加入者数は右肩下がりで減少している。それは冒頭にも申し上げましたが、人口構成上で以前から問題となっている団塊の世代の全てが令和6年度から75歳以上となり、後期高齢者医療制度に移行すること、それから、定年者の年齢引上げで退職者の加入が減少すること、それから、20時間以上のパートタイム等の短時間労働者の社会保険適用の拡大、2022年10月から101人以上、2024年10月から51人以上の事業所の社会保険適用義務化の拡大、そのようなことから、国民健康保険制度を支える生産人口世代が減少してくることが大きな課題となっていることが分かるものでございます。

1人当たりの現年課税額等を見ますと、やはり平成30年度が9万6,661円から令和4年度が9万8,970円と、加入者数は減るものの、1人当たりの負担は大きくなってきている。また、支出であります医療費につきましても、平成30年度が36万8,014円、令和4年度が39万8,994円と、やはり1人当たりの歳出であります医療費のほうも増えてきているというのが見えてくるものであります。

また、財政状況の安定性について見てみますと、基金残高の推移で分かると思いますが、平成30年度から令和4年度までは約1億6,400万円を推移し、その後、説明にありましたとおり、コロナ禍の影響により、医療費のかかりにくい状況が続き、令和2年度から令和3年度までは約2億7,000万円と基金残高は上がりますが、コロナ禍が落ち着いた令和4年度は約2億6,600万円と微減している状況でございます。

今後も、基金残高は、生産人口の減、加入者の減などから、下降傾向になるのではないかとことを心配しているところでございます。

そのようなことで、それでは、4回目の質問をしたいと思います。

1 点目、これまでの経緯を踏まえまして、国民健康保険制度の将来の見通しを教えてください。

2 点目、保険料水準統一に向けて、今後、どのように進めていくことが予測されるのか、お尋ねいたします。

以上、2 点について、4 回目の質問とします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、今後の将来の見通しはということからお答えしたいと思います。

先ほど議員のほうからもございましたが、今後、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険のさらなる適用拡大の影響などによりまして、特に令和 7 年頃までは被保険者が減少する見込みでございます。

また、その後も少子高齢化等の影響で減少していくことが予想されます。そうなりますと、国保税は減収となる見込みでございます。

そのほか、補助金等も減少傾向にあるというところでございます。

また、医療費につきましては、医療の高度化等により、1 人当たりの医療費が増する一方、医療費総額は、被保険者数の減少により、ほぼ横ばいで移行する見込みですが、歳出総額に占める割合は高くなる見込みですので、今後の見通しにつきましては、大変厳しいものがあるというふうに考えておるところでございます。

それから、今後の保険料水準の統一に向けて、どういうふうに進めていくのかということでございますが、県が運営方針（案）で示しております「保険料水準の統一に向けたロードマップ（案）」におきまして、市町村ごとに異なる保険料率や算定方式を令和 8 年度を目標に調整を行い、令和 9 年度から令和 11 年度までの移行期間を経て、令和 12 年度に統一という内容が示されているところでございます。

このことによりまして、本市におきましても県との協議を図り、国保財政を分析し、準備を始めていくこととしておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2 番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

1 点目については、見通しというのは、やはり厳しいというようなご答弁でございました。

また、2 点目については、令和 12 年度の完全統一に向けて進めていかれるということでございます。

それでは、5回目の質問をしたいと思います。

市民の皆様は、今後、県下完全統一に向けて動いていることや、今の国民健康保険制度の状況について知らないと思います。法改正の動向も含めて、市民に対しての説明責任があると思いますが、今聞いた内容もかなり複雑で難しい内容だと思いますので、広報誌に連載の特集を組んで、市民へ周知する考えはないか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 制度も含めまして、今後の動き等について、広報誌あたりで周知をする考えはないかという問いかと思えます。

確かに、議員おっしゃったとおりで、非常に国保の制度というのは難しゅうございます。そういったところを踏まえまして、被保険者への広報・周知につきましては、広報誌やホームページ等を通して、菊池市国民健康保険事業特別会計の状況や国保税率に関する事、また今後の保険料水準の統一に向けての事項などを分かりやすく周知してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 広報誌やホームページで分かりやすく、今後、周知をしていきたいということでございますので、ぜひ、今後、大きく国保制度は変わってまいりますので、市民の皆様に対する説明責任をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に市長にお尋ねしたいと思います。

これまで部長答弁いただきましたとおり、国民健康保険制度につきましては、様々な要因から被保険者数の減少が見込まれており、厳しい国保財政運営が予測されるところでございます。

また、これまでの国の計画や県が定めます運営方針にて、県下統一した財政運営にはなりましたが、保険税率はしばらくの間、これまでどおりの市町村単位の保険税率になるとのことでございます。結果、市町村単位としては、高額な医療費に保険税率が変動し、財政運営が不安定になるという課題は残されたままではないかと思うところでございます。

そこで、提案したいと思います。

退職者や失業者などの弱者救済制度である国民健康保険制度の安定した運営と保険料水準統一に向けた備えとして、完全統一までの令和11年度までの間、時限立

法的に菊池市国民健康保険財政調整基金条例について、3億円を限度とした定額運用基金制度に改正する考えはないか、総括も含めて、市長にお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、定額運用基金の考えはないかということに関するご質問にお答えいたします。

本市の国保につきましては、税収及び補助金等の歳入の確保と、それから歳出の抑制に努めてまいりまして、税率はおかげさまで平成20年度から改正をせずに運営してきたところでございます。

しかしながら、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたとおり、今後の見通しということになりますと、大変厳しいものがあるというふうに見込んでいるところであります。

そういう中での令和12年度保険料水準の県内統一という目標があるわけでありましますけども、そこまでは極力被保険者の方への急激な負担増加とならないようにというふうに考えておるところです。

今、ご提案のございました定額運用基金への改正ということにもしなりますと、国保財政調整基金が一定額を下回った場合に、その相当分を一般会計から随時補填すると、そういうことをおっしゃっているんだというふうに思いますが、そのことは言葉を変えると、基金残高があるにもかかわらず、国保の被保険者以外の方に対しても負担を求めるということになってまいります。

もっと分かりやすく言えば、ある家計の財布の残金が一定額以下になると、別の財布から自動チャージされるということになりますと、本来の国保事業の受益者負担の観点から申しますと、不足が生じた場合は、まずは基金残高から取崩しを行うということが大原則でありますので、現在のところ、国保定額運用基金というふうな考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

課題認識については同じようなことかなと、私の考えと同じかなというふうには認識したところでございます。

県が予定しておりますのは、いわゆる激変緩和等で、いわゆる基金が底をついてくるとか、税率が上がるとかいうときにつきましては、貸付けを行うということで、3年間無利子で据置きで、3年後に3年間かけてお返ししていくということでござ

います。しかし、それは、じゃあ、誰が返すのか、どこから返すのかという問題でございまして。いわゆる基金残高はもう底をついている状態でございますので、やっぱり一般財源からの法定外繰入れをして返していかなければいけないのかなと。

いわゆる基金というのは、前もって備え置くもの、貸付制度や起債というのは、後年度における単年度の負担軽減策であるというふうに考えております。そういうことを考えていきますと、やはり私は基金をここで定額運用基金に変えるということで、いわゆる弱者と言われている方々の安定した保険制度ができると思って、提案をさせていただきました。

そういう提案をしたわけでございますが、私は12年度でもし県下統一になれば、いわゆる市町村が持っております国民健康保険財政調整基金の額については、一般財源に繰り入れることになるのかなというふうに思いますので、6年間の間の安定運用ということだけを考えますと、私は定額運用基金というのは画期的な話じゃないかなと。いわゆる一般財源からの法定外繰入れを、もうその都度その都度、議論しなきゃいけないということをやらなくてよろしくなるんじゃないかなというふうに思いまして、提案をさせていただいたところでございます。

弱者救済という意味からも、もう少し研究をしていただいて、定額運用基金というものがもしできれば、他の自治体でも例は聞いておりません。もし菊池市がそういうことをやれば、先進的な事例として捉えられるのではないかなというふうに思っておりますので、令和12年度完全統一に向けた備えをしっかりとやっていただきたいというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、大きい2つ目、学力向上と発展的な教育について、質問したいと思います。

発展的な教育とは、学習指導要領に示された内容の理解を一層深める学習や、さらに進んだ内容についての学習であります。つまり、学習指導要領の内容を超える教材を活用し、量的拡張や質的变化により、学習指導要領の内容を深めたり広げたりする学習であります。

さらに、学習指導要領の内容を超える学習であります。私は在職中は学校教育課に勤務し、義務教育は生きる力である知育・徳育・体育を身につけることを目的としており、知育、いわゆる学力や偏差値が全てではないということは承知しているところでございます。

しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果を見ましても、将来の夢や目標を持っていますかの問いに、小学生では81.4%がどちらかといえば当てはまるとの回答をしているのに対し、中学生では66.4%とその割合は下がっているという結果が出ております。

夢も様々ではありますが、夢の中には学力を要するものもあり、学年齢が上がるにつれて、夢を持ち続けるのが難しいのも現実であります。やはり学力の向上には主体的で対話的な学びが大切であり、自ら計画を立てて勉強することが求められるのではないかと思います。

菊池市の教育は、文教菊池の名のとおり、ＩＣＴ教育、特別支援教育、幼・保、小・中連携教育、中１ギャップの解消、小中高における総合型コミュニティ・スクールの創設、ＥＳＤ教育など、ソフト面やハード面において、近隣市町の教育委員会では、菊池市に追いつけ追い越せと言われるほど、充実した教育が実践されているところでございます。

特に、ＩＣＴ教育では、市長のご理解の下、先進的な取組をされており、今ではコロナ禍の補助金を利用して、全ての自治体が整備されてきましたが、本市は熊本県内１４市で最初に国基準ＩＣＴ教育の整備を完了した自治体であります。そのときに、ハード整備だけではなく、教職員指導力向上のための研修制度や支援制度、校内推進制度も整備しており、日経ＢＰという雑誌では、２０２２年版の公立学校情報化ランキングで、小学校が全国１１位、中学校が全国７位と、国内でも上位に位置づけるものであります。

また、ＩＣＴ教育における授業のＵＤ化によって、学力不振の子どもは激減しており、基礎学力は定着していると思うところでございます。

しかしながら、これまでの経験から、菊池圏域の２市２町に比べて偏差値は低いのが現状ではないかと心配しているところです。その理由の一つとして、少子化による学級数の減少に伴う競争心の低下や、都市部と比較して、学習塾に行きにくい環境なども原因の一つではないかと思うところです。

今後、様々な発展的な教育がある中で、家で自分で計画を立てて勉強すること、つまり、自主学習についての学年齢に応じた指導と、同様に家庭学習を促すような親の学びの強化が必要ではないかと考えるところでございます。

さらに、塾に行かなくても、家庭で塾と同程度の学びの環境を整備することも、１人１台タブレットを活用することで可能ではないかと思い、市のこれまでの取組や今後の進め方について、質問していきたいと思えます。

以上のことを踏まえて、１回目の質問とします。

菊池市の学校教育の状況について、全国平均、県平均、菊池圏域２市２町と比較して、総合的に分析して、次の３点について教えてください。

- １点目、本市の学力の状況について教えてください。
- ２点目、本市の家庭における自主学習の状況を教えてください。
- ３点目、家庭学習におけるＩＣＴ教育の活用状況について教えてください。

以上、3点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの安武議員の質問にお答えします。

本市の学力状況はどうかということでございますが、小学校3年生以上中学2年生までを対象とした令和5年度熊本県学力・学習状況調査の結果に基づいてお答えします。

小学校は国語と算数、中学校は国語、数学、英語の調査となります。

まず、小学校の学力ですが、全国と平均（後に発言の申出があり、「平均」を「比較」へ訂正）しますと、3年生の国語以外は、全国平均と同じ、または上回っております。県平均との比較では、6年生の国語と算数が上回っており、菊池管内との比較では、3年生の算数と6年生の国語・算数が上回っております。

中学校の学力でございますが、全国・県・管内の平均を上回った教科はございませんでした。

次に、家庭における自主学習の状況ですが、小学5年生から中学2年生を対象とした児童生徒質問紙の「家で自分で計画を立てて勉強していますか」との設問に対する回答によりますと、肯定的な回答をした児童生徒の数は、小学校では6年生が全国や県、管内の平均を超えておりました。また、中学校では、1年生が管内の平均を超えたところでございます。

3点目の家庭学習における1人1台の端末の利用状況でございますが、令和6年2月に市が独自に実施した教職員対象の調査によりますと、主な活用例として、中学校では（後に発言の申出があり、「中学校では」を「小学校では」へ訂正）ドリル学習及び調べ学習が同率の67.1%、中学校では調べ学習が71.1%、ドリル学習が39.5%となっております。

以上、お答えします。

すみません、答弁をちょっと訂正させていただきます。

まず、1番目の答弁の中で、「全国と比較しますと」と言うべきところを「平均」と答えてしまいました。「比較しますと」が正しいものでございます。

それと最後の質問、3番目の質問で、主な活用例として、「小学校では」と言わなければならないところを「中学校では」と答弁してしまいました。訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

全国平均とか、県平均とかいうものよりも高い学年もあると。学制的にもそういうものもあるということで、全てが平均以下ということではないということは、私も承知しております。しかし、全体的に見ると、やはりどうかなというところもございますので、そういうことを踏まえて、質問を進めたいというふうに思います。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

文部科学省では、平常時から持ち帰ったＩＣＴ端末等を活用した自宅等での学習を行うことは、家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点からも有効であると示されております。

そこで、お尋ねしたいと思います。

1点目、ＩＣＴ教育における1人1台端末で家庭学習も大きく変わってくると思いますが、どのように活用しているのか、教えてください。

2点目、全ての子どもが家庭において同じＩＣＴ教育環境下にあるのか、教えてください。

以上、2点について質問とします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、安武議員のご質問にお答えします。

家庭学習におけるＩＣＴの活用ということでございますが、家庭学習においては、その内容や目的により、紙媒体による課題や1人1台端末を用いた課題に取り組ませております。

その中で、1人1台端末を用いた家庭学習について事例をご紹介します。

1つ目、教科ごとに動画を視聴したり、企業のウェブサイトを開覧したりして、気づきをまとめること。

2つ目、学習内容を事前に予習し、自分の考えをエクセル等に入力し、授業で友達と共有すること。

3つ目、体育での運動量を確保するため、技の動画を視聴し、技のポイントを先生に送信すること。

4つ目、ドリル教材にて自主学習をすること。

5つ目、チャット機能を用いて、課題の疑問点やヒントを友達同士で出し合うことなどでございます。

以上は代表的な活用例でございますが、1人1台端末を用いた家庭学習については、各学校で工夫がなされているところでございます。

次に、全ての子どもの家庭において同じ環境にあるかということでございますが、令和4年度末時点の各世帯インターネット接続環境状況の整備状況は99.1%で

ございます。

インターネット環境未整備の家庭には、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備補助金を交付し、整備を推進しているところです。

なお、インターネット環境が整っていない、または通信状況が不安定である児童生徒においては、学校で課題を端末にダウンロードして家庭学習に臨んでおります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

動画とか、ウェブサイトだとか、ドリル教材だとか、チャットというふうなことで、かなり家庭でも使っているのかなというのを感じたところでございます。

ただ、ICT教育の環境下が全ての子どもが同じかということについては、99.1%ということで、まだインターネットの環境下にないというような家庭もあるということでございます。そういう場合には、学校でダウンロードをして対応しているということでございますが、以前、コロナ禍においては、モバイルWi-Fiの活用とか、貸付けということもやっておりましたので、できればそういう1%の方の子どもさん方にも、モバイルWi-Fiの貸付け等ができれば、そういうことも解決していくのかなというふうに思います。

それでは、3回目の質問をしたいと思います。

本市においては、先ほど申し上げましたとおり、先駆的にICT教育機器を導入し、先生方や児童生徒ともに、慣れるから日常的な活用の段階へと変化したと確信したところでございます。そのことは、先日、熊日新聞にも掲載されましたが、菊之池小学校の教材として、新聞を活用するNIE教育の公開授業に参加させていただいて、子どもたちがタブレットやソフトを自由自在に活用してプレゼンしている姿を見て、ICT教育は定着したなと感心したところでございます。

先進的な自治体では、家庭学習と授業の連動を1人1台端末を活用して、教え込む授業から主体的に学ぶ授業へと転換、自立的な学習者の育成として、振り返りの充実、探究的な自主学習、デジタル教科書を活用した予習、動画コンテンツや教育クラウド等を活用した端末ならではの学習を進めているところでございます。

そこで、お尋ねします。

先進自治体では、先ほど申し上げましたとおり、1人1台端末を活用して家庭学習と授業の連動を進めています。その中で、学年齢に応じた取組などを教育委員会と校長会が共同でリーフレットに取りまとめて、分かりやすく表現したもので保護者の皆様の理解を得るようにしております。そのようなことから、次の3点について

てお尋ねします。

1 点目、家庭における自主学習は学年齢に応じて定着する必要があると思いますが、児童生徒や保護者に対してどのように指導しているのか、教えてください。

2 点目、家庭学習を充実するためには、家庭学習を促すような親の学びが必要だと思いますし、タブレットを使った自主学習について理解していただく必要があると思いますが、理解していただくためにどのような取組をしているのか、教えてください。

3 点目、冒頭に申し上げましたとおり、学力向上を考えると、学習指導要領を超えた教材を活用して、自ら学ぶことが私は必要ではないかと思うところです。そのことで、塾に行かなくても、同様の家庭での学びが可能ではないかと思いますが、今後、家庭学習用のソフトの充実など、ICT教育を充実する考えはないか、お尋ねします。

以上、3 点について、3 回目の質問とします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。今の安武議員の3つの質問に対しまして、総括的にお答えいたします。

まず、自主学習を含めた家庭学習については、学年が上がるにつれて、その内容や学習時間が充実していくよう、系統的な指導が必要であるというふうに考えております。

市の取組としましては、菊池市幼・保等、小・中連絡協議会（後に発言の申出があり、「菊池市幼・保等、小・中連絡協議会」を「菊池市幼・保等、小・中連携推進協議会」へ訂正）が作成したパンフレットにて家庭学習の時間の目安を提示しております。

具体的には、学年プラス10分という形で示しているところでございます。

また、小学校版と中学校版の「学びの手引き」を作成し、各教科の自主学習の内容例や年間を通した学習スケジュール、予習や復習と授業を関連づけた学びのポイントを児童生徒や保護者に紹介しております。

また、ICTを活用した事例集も作成して、各学校のほうに配布しているところでございます。

学校でも、学年ごとに家庭学習の内容を決めており、その中でも特に小学校高学年から中学校では、自分で課題を見つけて学習に臨む自主学習に取り組ませております。

次に、1人1台を用いた自主学習についてですが、懇談会や学校からの通信等で

取組を紹介する事例はございますが、保護者に理解してもらうための通知による周知はできておりません。

ただし、家庭での1人1台端末の使い方のルール等については示しているところでございます。

最後に、今後のICT教育の充実に関しましてお答えします。

まず、現在導入しているドリル教材や、QRコードからダウンロードする学力調査の個別対応ワークシートなど、既存の学習教材をしっかりと活用してまいります。

また、自主学習での端末活用に関する保護者への通知も含め、議員からのご提案がありました家庭学習ソフトの充実と併せて、ICT教育推進委員会で調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほどの答弁で、「菊池市幼・保等、小・中連携推進協議会」と答えるところを「連絡協議会」というふうに答えてしまいましたので、改めて訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

学年齢に応じた家庭学習については、しっかりと周知活動をされているということでございました。そのことは私も勤務時代から見ておりまして、しっかりとやられているなということは感じております。

ただ、そういう中で、ICT機器を使ったものというのは、自主学習というものに対する家庭に対する周知というのは、今後、ICT教育推進委員会等で検討しながら進めていきたいということでございます。

多分各学校においては、それぞれやられているところもあるかと思いますが、やはり教育委員会が音頭を取って、学校の先生方の意見を聞きながら、何かリーフレットの的なものを統一した見解の教育をやっぱりやっていくべきだというふうに思っておりますし、それに対しまして、親の皆さん、いわゆる保護者の皆さんが協力的に家庭学習の充実というものに図っていただきたいし、タブレット自体がどういうものをやっているんだろうかということにも興味、関心を持っていただければというふうに思うところでございます。

最後に、市長にお尋ねしたいと思います。

家庭教育におけるICT教育の充実については、さらなる財政支援が必要だと思いますが、総括して市長の見解をお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、今後のＩＣＴ教育についての考えを述べよということでございます。

本市の第３次総合計画では、ＩＣＴ機器の活用による「確かな学力の育成」に取り組むこととしております。

議員にいろいろ紹介いただいたような先進的な取組も増えておりますので、教育委員会において調査研究し、真に予算が必要と判断される事業がございましたら、これまでのようにしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

なお、１人１台端末等の機器更新の時期を迎えているわけでありますけれども、これまで、市長会等を通して、国への財源措置の要望をしてきたところでありますけれども、今年度の国の補正予算により、都道府県が基金を造成して、市町村に補助金を交付するという方法での地方財政措置がされたところでございますので、こちらのほうも計画的な更新を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○２番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

今後、ＩＣＴ教育推進委員会等で十分検討されて、それに対して必要に応じて市長のほうも財政支援をしっかりとやっていきたいということでございますので、ぜひ今後とも、家庭学習においてもＩＣＴ機器が十分使えるような支援策をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

○
休憩 午後２時４８分

開議 午後２時５４分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○７番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。本日、５番目ということで最後で、皆様、いろいろお疲れでしょうが、私としては元気いっぱい質問

したいと思いますので、皆さん、よろしくお願いします。

最初の質問、デジタル化推進について質問させていただきます。

菊池市のデジタル化といいますか、行政のデジタル化等々は、コロナ禍において、非接触社会というところであったり、また、デジタル化推進宣言など、私は一定程度、ほかの自治体に比べて進んでいると考えております。

ただし、本市がデジタル化推進基本方針に掲げているビジョンは、非常に高いものかなと思っておりますので、そのビジョンに1日でも早く近づけるためにも、現状を精査する必要がある、今回の質問をすることになりました。

これまで、本市は多種多様なデジタル化推進に関する取組を行ってまいりました。ただ、他の先進自治体や他国と比べると、まだまだ遅れている部分もございます。特に補助金の申請など、窓口申請系といった業務が、いまだに紙のやり取りが多いというのが現状でございます。そういった点を含めまして、なかなかそういったデジタル化が進まない分野についての要因は何なのか、今回の質問で確認していきたいと思っております。

そこで、1回目の質問です。

本市のデジタル化推進について、これまでの取組状況と、施政方針を踏まえた今後の計画などがあればお示しください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、デジタル化のこれまでの取組ということでございます。

これまでのデジタル化への取組としましては、ハード面では、シンククライアント環境を導入し、セキュリティ対策の強化を図り、またソフト面では、県内の導入事例が少ない中、コンビニエンスストアの証明書交付、施設予約、ペーパーレス会議、書かない窓口、電子決裁システムを導入しています。

また、費用対効果と経費削減や早期の課題解決等を図るため、公用車管理システム、新型コロナウイルスワクチンの接種予約などのオンライン手続、A I－O C RとR P Aを活用した自動化などを、委託をせず自前でデジタル化に取り組んでいるところでございます。

このように、費用対効果等も考慮し、I C T推進アドバイザーから助言をいただきながら、利便性の向上や課題解決に向けてデジタル化に取り組んでおります。

そのほか、人材育成としまして、幹部職員や若手職員を対象に生成A Iに関する研修を行い、また自動化作業やデジタル技術の活用事例を動画などで紹介し、職員の知見を広げる研修も実施しています。

今後も、意識高揚を図り、さらにデジタル化を推進するための階級別研修等を実施してまいります。

次に、今年度の施政方針を踏まえ来年度の計画を示せということでございますが、来年度は、デジタル化推進アクションプランに基づき、デジタル化を効果的・効率的に推進してまいります。

具体的には、マイナンバーカードやオンラインを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、令和7年度に運用を開始する自治体情報システムの標準化対応や、A I、R P A等のデジタル技術の活用を進めてまいります。

また、新たにデジタル推進コーディネーターを活用し、情報格差の解消を図り、地域社会のデジタル化を推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ハード、ソフト、また研修等々、人材育成を含めて様々な取組をされております。

特に、公用車予約システム等々、またA I－O C Rですか、自前でやっているところ、その点、非常によろしいなと思っているんですが、今後、令和7年度の標準化に向けて、これ、全国の自治体が行っているところだと思っておりますが、ここはちょっと後で述べたいと思うんですが、デジタル庁等なかなか動きがないところでのちょっと課題があるかなとは思っております。

このデジタル化推進基本方針というのを、これは今後、今までやってきたことを含めて肝になるかと思いますが、施政方針の中で、市長は、4ページで横断的項目、③というところでデジタル化の推進ということで項目をうたっております。令和3年度に行った「菊池市デジタル化推進宣言」に基づき、市民サービス、自治体経営、地域社会のデジタル化を推進することで、市役所業務の効率化や全ての市民がデジタル技術の恩恵を享受できる便利で豊かな暮らしの実現を目指しますと。

また、国や県、近隣自治体等と連携した共同システム活用により、効率的・効果的なデジタル化を進めてまいりますと述べております。

デジタル化推進宣言は、以前、私も一般質問させていただきましたが、今回、本市のこの基本方針ですね。その中で、宣言の中で3つの項目があって、それに対して、それぞれ2つずつ、計6つのビジョンが示されております。

まず、その1つで、市民サービスのデジタル化推進、あらゆる市民が便利で、手軽に行政サービスを受けられる住み良いまちを創りますというところの中でビジョンがありまして、市民が自宅からでもオンラインを活用し、手続等が簡単に完結で

きると。

また、ビジョン2というところで、市民に必要な情報を瞬時に届け、共有することができるというところで、ここら辺、少し時間かけて説明したいんですけど、やはりビジョン1で、市民が自宅からでもオンラインを活用し、手続等が簡単に完結するというのは、やはり本人確認というところでマイナンバーカードが必要になってくるというところだと思います。これは行政の手続だけじゃなくて、やっぱり特に福祉関係のいろいろな申請業務、あるいは商工関係の補助金等の申請業務にもつながることだと思っております。

昨今、マイナンバーカードと保険証のひもづけのところで、トラブルといいますか、違う人をひもづけて、そういった事例が全国で多くなったというところで、デジタル庁もその対応を、今、迫られていると思いますが、そもそもその情報漏えいとか、リスクに関して考えると、マイナンバーカード自体にはそういった情報は入っていないと。あくまでも入り口のためのキーが入っているということ、鍵が入っているというだけで、皆さん、私の息子も生まれた瞬間、マイナンバーは全国民つけられるわけですね。ということは、もうマイナンバーの番号自体はもう既に情報として、ある意味、技術的に言うと、サーバーに皆さんのデータは入っていると。それにひもづけするところで、各省庁だったり、自治体がアクセスして、必要なデータを取っていくというところですので、マイナンバーのカード自体をそこでセキュリティのどうのこうの、云々かんぬん、個人情報というのは、ちょっとメディアの方の論調とちょっと違うところかなと思っております。

やはりマイナンバーカードと保険証をつけるメリットというのは、やっぱりなりすましがほぼほぼ防げていくと。今まで保険証には写真もついていませんので、
.....
.....
.....なりすましを防ぐためにも、やっぱりデジタル大臣も、首相も、これは公平性を期すためにやっていくというところもありますので、本市がオンライン化を進めるに当たって、マイナンバーカードはどうしても必要ですので、ちょっと一言、説明させていただきました。

やはりマイナンバーカードはあって便利ですよ。皆さん、今、確定申告の時期ですけど、やはりスマホでe-Taxに対してマイナポータルから入れば、そのまま医療費控除も全て計算されて、手元に情報があって、そのまま申請すれば、今までみたいに税務署に並んで、紙に書いて申告するなんて、大幅なコストが削減できるというところがございます。

ビジョンの2のところがございますけど、菊池市は当初から行政・防災ナビです

か、ああいったシステムを導入して、アプリで活用しているので、瞬時に知りたい情報を取っていただける。あるいは市が知らせたい情報はプッシュ的にお伝えできるところは、今回の今までの中でよくできているところかなと思っております。

次に、自治体のDX化及び職員関係なんですけど、ビジョン3に、職員が、デジタル技術やツールを活用し、業務の効率化、事務品質の向上、コストの削減に取り組むことができるというところで、先ほど部長が一部おっしゃっていましたが、様々なソフトあるいはシンククライアントのハードなどは、これは他の自治体に比べても本当に進んでいると思いますし、あと、職員さんのご尽力といいますか、自前でやられている部分もあるというふうにお聞きしています。

ビジョン4、職員が、データに基づいた政策を立案し、デジタル技術やツールを活用し、実効性の高いサービスを提供できると。これはちょっとまだ、私のほうからまだ見えるようなところは、やってくれるのかもしれませんが、この辺はここからかなという課題かなと思っております。

最後の宣言にあった3番目の項目に関して、ビジョン5、市民が、地域社会のあらゆる分野（農林業、商工業、観光業、教育等）においてデジタル技術やツール等を活用することにより、生産性の向上や新たな価値等の創出を実感できるというところで、また、ビジョン6、誰でもデジタル技術やツールを活用でき、防災や見守り等の情報を市民間で共有し、コミュニケーションや絆づくりが進み、地域や企業の活動情報を共有することで、よりよい地域コミュニティを形成することができる。この2つに関しては、多分今後のコーディネーターの役割も一部あるかと思いますが、今後、これから市民と事業者をつなげていくという、行政の一つの問題かなと思っております。

この基本方針、非常に私もすばらしいと思いますし、非常に目標が高いなと思いますが、徳島県鳴門市の場合は行政のDXですけど、ミッションの使命の中で、一つの計画の中で、そのDXのミッション、いわゆるデジタルトランスフォーメーションのミッションは、便利で心地よいスマートシティへというところで書かれています。そして、ビジョンで、市民が幸せを感じられるまち、職員が幸せを感じられる職場というところで、これは自治体のその内部のところ、窓口業務からの内部のところをやっておりますので、市民の方が便利だということと、職員が働きやすいというところに重きを置いた計画がされております。

こういった先進的な地域に比べて、日本全体の課題があると思います。菊池市だけ頑張っても、なかなか全国、特に国が動かないと、こういったところはなかなか進まないという問題がございます。特にコロナで、やっぱりほかの国に比べて、やはり自治体と市民の口座がひもづけられてなくて、いわゆる本来、マイナンバーカ

ードと口座をひもづけると、災害のときに災害一時金になるべく早く届くようにと
いうところで設置されたものだと思うんですが、そういったもの及び給付金や、感
染症のときのそういった補助金などが、日本は本当に国民に知れ渡る、本当に遅か
ったと思います。

ドイツの場合、極端な例ですけど、やっぱり事前にそういったパンデミックのと
きに、銀行がそういった活動をする。州の銀行がそういった活動をするというの
があったということで、閣議決定がドイツで行われた瞬間、2日後にシステムを開
発したというか、開発することになっていたというところで、個人事業主の皆さん
に1週間以内にそういった給付金が閣議決定から届けることができたというふうな
例もございます。

菊池市においても、そういった全国的な政策に関しては、どうしてもそういった
遅れはありましたが、私も何回か紹介させていただいていますけど、コロナのとき
の2回目、3回目の予防接種、これはしっかり、こっち側からこの日に、特に高齢
者の方はホームページで予約はもちろん厳しいかもしれませんが、電話となると、
なかなか混み合って非常に大変だったと思います。なので、2回目と3回目は、1
回目のデータに基づいて、この日にこの病院へ行ってくれませんか。そういった
予約システムをつくったことで、変更する人だけ、この日はだめだとか、この病院
は嫌だという人だけやっていくということができると思います。

あと、いろいろ調べましたが、農林整備課で竹の粉碎機を、今、各行政区にお
貸ししたりしていると思いますが、そういったときの、今、利用状況をホームペー
ジで確認できるというところで、こういうのもすごいなと思った次第であります。

そうは言いながら、問題のやっぱり申請業務で紙がまだあるという部分、特に子
ども向けの施策で、保育園の入園の問題だったり、今回の5万円ですか、7万円で
すか、いろいろ様々な給付金がやっぱり紙で一応確認しますというところでやっ
ているというところがございます。

あと、子どもの予防接種は、紙の間診票を書いて、電話なり、それなりに予約し
ながらしなきゃいけないというところがまだまだあるなと思っております。

このような市民向けのサービス、先ほど冒頭に申しました。やっぱり便利なもの
を、便利なサービスを提供したいとうたっていて、ビジョンの中でもマイナンバー
を使ってオンラインのところをやっていききたいというふうに言っていますが、なぜ
そのような市民向けの行政サービスが、全部じゃないですけど、一部においてデジ
タル化が進まないのか、そこら辺の要因があればお示してください。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後３時１３分

開議 午後３時１４分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之議員。

[登壇]

○７番 田中教之 議員 先ほどの一般質問の発言の中で、一部不穏当発言がございましたので、議長のほうでしかるべき処置をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○水上隆光 議長 わかりました。それでは、一般質問を続けます。

北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、田中議員のご質問で、オンラインサービスで一部紙サービスとか、紙での書類申請とかが残っているということだったと思うんですけども、それについてお答えいたします。

オンラインサービスについては、市のホームページや広報きくちでオンラインフォームを案内し、新型コロナウイルスワクチン接種の予約ですとか、市民課や税務課関係の証明交付の事前申請、市道の破損報告、鳥獣による農林業被害速報、複合検診の申込みですとか、母子手帳受取予約、育児相談、各種講座受付などに、現在、対応しているところでございます。

また、本年１月から、国が整備したぴったりサービスのオンライン決済機能を利用いたしまして、市民課関係の証明書を郵送するサービスを開始しております。

このオンライン決済は、熊本県内では最初に、全国でも４番目に利用を開始したのになります。

一方、課題としましては、業務によってオンラインからの手続件数にばらつきがあり、まず周知不足というのが考えられます。

また、議員ご指摘のとおり、オンライン手続を今後さらに充実させる必要がありますけれども、給付金や補助金を支給する際に、根拠資料として添付される領収書などの原本確認や信憑性をオンラインでどのように担保するのかなどの課題もあります。

また、利用者側の課題としましては、オンラインになじみがないことなどの情報格差に課題があるというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 先ほど部長がおっしゃられた、多分要件の部分ですよね。多分こういった資料を出してくださいというところに対して、やはりそれは領収書だったら、領収書の紙、原本を持っていかなきゃいけないとか、そういった部分で、なかなかやっぱり窓口に来てもらうとかいうところが増えるのか、あと郵送ですよ。やっぱり郵送で送ってくださいというふうになるのかというところであります。

ただ、今、国税の業務に関しては、今、ほとんどスキャンしたデータとか、その確定申告においては、源泉徴収票はもう写真で撮って送るというふうになっております。なので、そこら辺の要件の緩和といいますか、緩和じゃなくて、要件の方法の代替案というのは、今後、これからいろいろな補助金とか給付金の要綱をつくっていく中で、やはり職員の方々も、代替案があるのであれば、そういった方向でデジタルの方向に変えていくということになると、かなり家で問診票を書けるとか、家から事前に申請できるというのが増えると、これは非常に便利になると思いますし、そういった実感が増えると、やっぱりマイナンバーカードを持ってよかったということになれば、ますます普及率もさらにもっともって増えていくのかなと思っております。

特に、資料の信憑性というところは、大分コロナのところで、緩和という言葉を使っちゃいけないかもしれませんが、はたから見ると、代替案で写真で撮って送るというのが一般化されたと思いますので、そういった代替案が今後増えていけば、市の業務というところも、職員もデータとして管理できるので、そうすると、相互チェックがしやすくなりますので、一部の職員がずっと資料を持ったままになったとか、そういったところも、全国的にそういったことが見受けられるところもありますので、これは職員の業務改善にもつながるのかなと思っております。

今後、そういった市民の方がデジタル化になってよかったなと思えるためには、先ほど部長のほうでも1回目の質問でありましたように、情報格差だったり、市民の方のリテラシーが向上するのも一つの要因だと思いますし、地域社会において、そういったデジタル化の範囲が民間事業者も含めて進むことが必要になっていくかと思えます。

基本方針に加えて、施政方針の14ページについて見ていきたいんですが、デジタル化の推進については、マイナンバーカードやオンラインを活用し、市民サービスの向上を図るとともに、全ての市民がデジタル技術の恩恵を享受できるように、デジタル推進コーディネーターなどを活用し、情報格差の解消や民間事業者のデジタル化による生産性の向上を図ります。またコンピューターへの定型作業を自動化する、いわゆるRPAやAIなどのデジタル技術を活用し、事務の効率化を図りま

す。

また、電子決裁の運用開始により文書の電子決裁化を進め、紙資源の削減と事務の効率化を図りますというふうになっております。

ここでは、デジタル推進コーディネーターという言葉が出てきたんですが、12月からですかね、赴任されたということで、今後、この施政方針を含めて、それから先ほどの部長の答弁含めると、今後、市民の方々とか、地域社会と行政をつなぐ、非常に大事な役割だと思いますが、3回目の質問なんですけど、このデジタル推進コーディネーターについて、その設置目的や具体的な今後の活動内容をお示ください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、デジタル推進コーディネーターについてのご質問でございます。

デジタル推進コーディネーターについては、市の関係部署と連携して、自ら足を運び、スマートフォンの操作研修ですとか、市のアプリケーションの紹介、オンライン回答の実体験などを通して情報格差の解消を図るとともに、ICT機器やデジタル技術の利活用を推進し、地域のデジタル化の底上げを図っていく予定としております。

このように、地域の皆様と直接接し、疑問や要望を聞きながら、課題解決、利便性の向上を図ることで、地域に根づくデジタル化を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 部長、すみません、さっきのご答弁の中で、施政方針の中では、デジタル推進コーディネーターを活用し、民間事業者のデジタル化による生産向上を図りますなんですけど、ここはどうですかね。民間事業者とここは係っているんですかね。デジタル推進コーディネーターの活用をして、情報格差の解消や民間事業者のデジタル化による生産性の向上を図りますので、このコーディネーターは、そういった菊池市の事業者さんにもある程度関与していくということを含めた回答でよろしいんですかね。もう一度、ちょっと確認してよろしいですか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

コーディネーターについては、市民の方の情報格差の解消とともに、市内の事業者の方たちへのデジタル技術の利活用を推進していくということで、地域のデジタル化の全体の底上げを図る予定で考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 すみません、ちょっと聞き漏らしていました。

菊池市内にも、やはりこういったデジタル化を進めたいという事業者さんと、デジタル技術を持っていて、それを菊池市の事業者さんにビジネスとして広げていきたいという方はいらっしゃると思いますので、その方への協力もあると、よりいいなと思ったので、確認した次第でございます。

先日、コーディネーターの方とお会いして、これからこういうことをやっていきたいというふうにお聞きしました。非常に期待しているところでございます。コーディネーターは1名でございますので、いろいろ限界あると思いますが、やはりデジタル庁、総務省含めて、国の活動への協力が必要だと思っております。

冒頭、1回目の質問で部長が答えられており、令和7年ですか、標準化システム、最初、デジタル庁ができるときに、地方議員向けの説明会では、とにかく全部国がつくりましますと。今、契約しているシステムがもしも残るお金もあれば、それも何とか補助したいと思っていますというふうにして、標準化することによって、システムの改修費用が、あ、これなくなっていくんだと。地方はもうほとんど、自分たちがやりたい部門の改修だけやっていけばいいと。そういった標準化されている業務に関しては、もう国のほうが予算的に取ってもらえるものだと思っているんですが、なかなか進んでおらず、むしろ標準化に対して、一部手出しも出るような状況の自治体もあるというところで、早く進んでいきたい、進めてまいりたいところなんですけど、なかなか進んでないという状況でございます。

熊本県のほうもなかなかいろんな、くまもとDX推進コンソーシアム等々ありますけど、いろんな予算の伴うような、こういった提言するような活動は、ほかの県と違って、なかなか見えてこない部分でございます。

菊池市、ある程度自力と申しますか、もちろん総務省等の協力も得ながらですが、自力でやってきて、これだけ進んできたんですけど、やはり国や県の動向を見ても、ちょっとあれなのかなと、進まないのかなと思っております。

やはりここは市長がリーダーシップをとってもらいたいと。市長も、今まで多分菊池市執行部、皆さん含めて、それなりのリーダーシップを発揮されてきたと思いますが、やはり目標は高いですので、さらにもっと市長のリーダーシップを発揮し

てもらいたいと思っております。

特に、T S M C、半導体関係が来ることに、そういった人材的な問題とか、あとそういったことに明るい人たちが住む可能性も、市民としてこういったサービスがあったらいいなと思うような方が住む可能性もございます。

2市2町でのそういったデジタル化推進の会議とかを主催したりとか、あと先進地域の自治体を集めたカンファレンスを菊池市で開催するとか、何かいろいろなそういった進め方があるのかなと思っております。

先日、B e g i nという雑誌で、市長とデンソーさんの対談も見まして、ああいった形でどんどんどんどん目立って行って、アピールしてほしいんですが、あとやはり市長には、職員に対してデジタル化が進んだときの思いというか、なぜ必要かと。

鳴門市はビジョンにやっぱり職員が幸せを感じる職場というところで、結局自分たちのためになるんだというところを説いておられます。その鳴門市は、2030年の理想の市役所像の一つとして、いつでもどこでもコア業務に専念できる環境というふうにうたっているんですね。つまり、誰がやっても同じ仕事はなるべくロボットだったり機械が行って、自分たちの部署の政策立案に対していろんなデータを活用して、そういった政策提言をする時間だったり、それこそ、市民とか、事業者さんに対して出向いて行って、実際、対話する時間を確保できたりというふうな、職員しかできないコアな業務に専念できると。デジタル化はその今までの業務のやり方を変えて行って、ちょっと窮屈だなと思っている職員がいたら、そうじゃないんだということも市長に説いてほしいと思うんですよね。

職員がそういうデジタル化に前向きになって、どんどんどんどん取り組むことによって、やっぱり市民サービスが回っていくというふうに、市民が便利な自治体だなと感じられますし、そういった自治体であれば、地域社会も底上げすると。この宣言の中の3つの項目というのはリンクしていくと私は考えております。

そこで、市長に4回目の質問ですが、施政方針等々にデジタル化推進のことをおっしゃっております。国や県、近隣自治体と連携を図るというふうにおっしゃっていますので、市長がこれまでもやってきましたが、これまで以上にリーダーシップを発揮して、職員に対することも含めて、そういった独自の活動ができればいいんですけど、私はそういった活動をしたほうがいいと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ご質問の趣旨はあれですかね、デジタル化推進について

の市長のリーダーシップを発揮しろということの趣旨かというふうに捉えました。

その中にいろいろ連携の話とか、デジタル化による市職員のモチベーションといえますか、いろんなことが、今、含まれていたのかなと思って聞いておりましたけれども、連携ということでは、さっき、ご提案のあったような形になっていますが、既に菊池市の提案主導で、菊池地域の2市2町ではシステム関係の連携会議をもう既に長くやってきているところでありまして、また、国や県が主導する共同調達・共同運用というの、今、検討を進めておりますし、また国の整備した決済機能を即活用していこうということでのぴったりサービスという新しい機能が生まれたり、そういった形で極力連携をしながら、効率的・効果的にやっていこうと既にやっているところでもあります。

それから、鳴門市さんのほうで、職員が楽になるといいでしょうか、ということでございましたけれども、これはそもそも本市でDXを推進するときに、私の第一声はそれを言うておるわけでありまして、これはみんなが受益者ですよ。これを進めると、みんなの仕事が楽になって、考える仕事のほうにより時間が費やせまうと。だから、その前段階としては、RPAとか、機械でできるものは全て機械に任せるということを先んじてこれまでもやってきているところでありまして、もちろんまだまだ途上でありまして、目指すところは大変高みにあるわけでありましてけれども、そういったことで進めてきておりますし、また、それを一層意識づけをするために、デジタル化推進宣言というのものもやったわけでありまして。

ですから、自分の業務だけではないよと。市役所の業務も合理化するけども、市民の目線からいったときに、市民も今はスマホをかなり使い込んでいらっしゃるから、スマホで全てがなるべくだったら完結できるようにする。そのためには、リテラシーのところも併せて私どもの職務の一つとしてやっていかなきゃいけませんし、それから、さっき申請等はもうデジタル化すべきだと。私もそのとおりだと思っております。

ただ、市役所が仮にそうできても、申し込まれるほうができいないとすれば、なかなか難しいわけありますから、じゃあ、そういう商工業をやっている皆さんの準備あるいは促進をどう図っていくか、そういうことがもろもろあるわけありますので、非常に目標は高いですけども、これはもうやらなきゃいかんと。やることによってのメリットは非常に大きいと。そこはもう確信を持っておりますので、引き続き全力でこれに取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 市長がこれやらなきやいかんというところでおっしゃっていただきまして、これからまた進んでいくと思います。

私はちょっと職員の方と打ち合わせているときに、やはり市役所の中ではやっているというところはもう本当にそれはそうだと思うんですけど、市民の方の実感にやっぱり届くのにはまだ時間がかかるのかなと思っていますので、そこでさらなるリーダーシップを期待したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の地域医療体制の質問に移ります。

この質問は、菊池郡市医師会の役員の方々等々から、結構随分前から似たような相談と申しますか、コロナ禍の前から、やっぱりいろいろ地域医療体制がなかなかうまく図れないところがあるというところで相談された経緯がありました。

コロナ禍を経て、菊陽町に大きな半導体工場が来るというところで、今後、地域の人々に対しては、やっぱり医療体制がしっかりするというのは、本当に住みよいまちになるんだろうなというところで、質問させていただきます。

特に、旧菊池市には病院も結構ありましたけど、最近、数件ですけど、やはり閉業だったり、もう高齢化によって引退されるという病院も、少しですが増えてまいりました。

この地域医療体制というのは、この菊池地域医療圏と申しますか、2市2町の話だということは十分承知していますが、やはり課題だったり、この内容というのは菊池市のことを中心にして進めていきたいと思っておりますし、実際、高齢化が進んでいるのは、事業者だけでなく、病院の先生も高齢化してて、なかなか事業承継が進まないところもあるというのも現状でございます。

もちろん病院だけでなく、介護施設だったり、保育園というところも、一つのそういった住みよい社会、住みよいまちをつくる要素の一つだと思いますが、今回はちょっと病院に、医療体制について質問させていただきます。

では、1回目の質問ですが、現在の地域医療体制の課題とその対策があればお示しください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 地域医療の体制の課題と対策ということでございます。

議員おっしゃったとおりでございますが、地域医療体制の課題と対策につきましては、本市だけではなく、本市を含めた、合志市、大津町、菊陽町の2市2町の菊池圏域での課題を踏まえて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

現在、熊本県におきまして、「健康」と「地域」の二つの視点から、保健医療に

関する様々な施策等について取りまとめられる令和6年から令和11年までの6年間を計画期間としました「第8次熊本県保健医療計画」の策定が進められておるような状況でございます。

その中で、各圏域ごとの課題と対策についても取りまとめられることになっておりますので、熊本県において取りまとめられました菊池圏域の課題につきましては、まず1点目、生活習慣病の早期発見と対応。2点目、医療機能の適切な分化と連携。3点目、外来医療に係る医療提供体制の確保。4点目、糖尿病対策。5点目、精神疾患。6点目、在宅医療。7点目、救急医療。8点目、災害医療。9点目、歯科保健医療対策。10点目、健康危機管理に関する体制。以上の10項目が菊池圏域における課題として挙げられているところでございます。

本市においても、おおむね同様のことが課題であるというふうに認識をしているところでございます。

また、熊本県、それから菊池保健所において開催されておりますが、菊池地域保健医療推進会議や、医療及び関係者や市町村などで構成されます地域医療構想調整会議におきまして、関係機関等と情報共有を図っているところでございます。

今後の対策につきましても、本市だけではなく、広域的に検討する必要があるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 2市2町の菊池地域医療圏のそういった広域の中で、先ほどおっしゃられました10項目の課題、確かに全て共通性もあるかなと思います。特に在宅関係は、これからニーズが増える中で、どういった対応をしていいのかわって、各病院の方はいろいろ迷われていると思いますし、あといろんな病院の先生からお話を聞くに、やっぱり医療従事者の確保が難しいというふうに聞いております。

先日、福祉厚生常任委員会の意見交換会の報告書にもありましたが、半導体関連企業の進出で、もちろんそういった意味で経済効果はインパクトはあるんですが、巡り巡ってと申しましょうか、そういった医療の従事者や介護士の方の確保が難しくなっているというところの意見を読みました。

また、菊池市にある看護学校の学生の入学が減っているところとか、地域医療調整会議へ行政も何か関わって何とかしてくれないかというような要望もその報告書には書かれておりましたが、特にその地域において病院というのは、もちろん病気を治すところだったり、そういったケアをするところはもちろんそうなんですが、いろんな複合的な視点で地域に必要な役割があります。

一つが、これまでですが、やはり女性の働く場所というところで、特に地域にとっては非常に重要な役割だったとっております。大分前ですけど、2014年に増田レポートというか、前の増田さんが書かれたところで、消滅可能性都市という中で、熊本県はほぼほぼいろんな市町村が可能性があるというところで、結構センセーショナルな本だったと思いますが、菊池市にはそうじゃないというところで、理由が、この増田さんの考え方としては、35歳以下の女性が定着しているというところは、いわゆる出産可能性があるというところで消滅しにくいと。若い男性は残ってても、若い女性が例えば都会に流出するとなると、なかなか人口減少を止めるのは難しいんじゃないかというところで、これはそのレポートの中の話ですけど、というところでありました。

また、医療機関というところは、医療・福祉という分野にまたがりますと、経済的なもちろん活動も行っていると、当たり前ですが。内閣府のRESAS（リーサス）という統計情報システムを見ますと、市内の、これはちょっと古いんですけど、2016年の売上額、企業単位になるんですが、製造業が1位で884億円、売上額はですね。医療・福祉は182億円ということで4位なんですね。

ただ、付加価値額を見ますと製造業は付加価値額も1位なんですが、158億円、医療・福祉になりますと106億円ということで、2位というところで、いわゆる地域に対して経済活動の中で、特に付加価値の活動をやっていると。

このRESASの付加価値額の算定額は、売上げからコストを引いて、給与、あと租税公課も含むというところで、給与だったり、どうしても福祉・医療分野というのは税金で賄える部分もありますので、そういった影響があることということでございます。

菊池市も含めた県内の市町村民経済計画書というのを熊本県統計協会というのが発行されているんですが、令和2年度版が2013年、昨年の5月に発行されました。熊本県内で菊池市のGDPは2、233億円、これは熊本市、八代市、合志市に次いで4位なんですね。ということは、やはりその中でも、そういった売上げを上げる中で、医療・福祉の方々は付加価値をずっと上げていただいているということで、医療機関があまり体制が整わなくなると、病院に行けないというだけでなく、それに対して雇用だったり、そういう付加価値によって、金額で貢献しているという、そういった部分が全部失われていくというところでございます。つまり、雇用がなくなるし、それを支えてくれた少子化の対策も進まなくなるし、経済的にも厳しくなるということで、地域医療を守るということは非常に大事な要素が複雑に絡んでいまして、これは守るべきだと思っているんですね。

その守り方なんですけど、今まで2市2町でいろんな支援とか、医療体制につい

てやられてきたと思いますが、今後、もうちょっと拡充したほうがいいと私は思っていますが、どのようなお考えでしょうか、お示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 医療体制の確保に係る支援の状況というところかと思えます。

現在、菊池圏域におきまして、菊池地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業や、在宅当番医制運営事業によりまして、休日や夜間における医療体制の確保を医師会のご協力のもと運営をしているところでございます。本市においてもその負担金を支出しているような状況でございます。

現在のところ、新たな支援の予定はありませんけれども、地域医療の体制確保につきましては、医師会及び関係医療機関のご協力が不可欠でございますので、引き続き、情報の共有と連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 休日医療、夜間医療は、子ども、小さいお子さんがいる方は本当に助かっていると思います。本当にそれはありがたいことだと思います。

やはり医師会等々を含めて、ぜひいろいろ議論していただきたいと思うんですが、いろんなお医者さんの方に聞くに、やっぱり医療確保、人材の確保が今後の課題だと。病院をやりたくても、やはり看護師さんとか、それに対する従事される方がいないと、病院が運営できないというのは切実な願いでございます。

幸い菊池市には看護学校、これは菊池郡市医師会立看護高等専修学校と。看護学校と呼ばせてもらいますが、ございます。今後、拡充したいと。医師会のほうで何とかもっと生徒が集まって、正看も取れるような体制を取りたいというふうに、今、構想段階ですが、こういった段階、その人材育成の分野で菊池市は貢献できないのかというところで考えております。

ほかの例では、奨学金ですね。菊池市内の病院に勤務する条件に奨学金を与えるとか、学校の実習とかの体制の補助金であったり、講師の派遣とか、あと教育委員会を通じて、学校のアピールを各中学校の校長先生にしてもらおうとか、何かそういったことはできないかなと思っておりますが、3回目の質問として、やはり人材不足というのが、どの分野もこれから出てくると思いますので、2市2町にそういった人材を送るというところでも、看護学校を持っている菊池市が何か協力できることがあれば、それをお考えできないか、これは提案でございますが、それについて

ご意見を聞かせてもらいたいと思います。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 先ほどから議員のほうからもあっておりますが、医療機関の閉院ですとか、医療機関で働く方々の人材不足につきましては、本市でも認識をしているところでございます。

そういった人材不足が続く中で、本市の地域に看護学校があることは大変望ましいことではありますが、実際には、入学生の減少、卒業生が菊池郡市以外の都市部のほうに就職しているというのが現実であるというふうに伺っているところでございます。

医師会のほうからは、具体的なニーズとかご要望について、市に直接お話は伺っておりませんので、現時点での看護学校への支援についての計画はございませんが、今後、市としてどのような協力ができるのか、引き続き、医師会、菊池保健所、近隣自治体等と協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 これからJASME、この前、開所式ございましたが、半導体関連で人口が増えると思いますし、それに応じて、やっぱり病院も増やしていかないといけないということで、そういった医療従事者に対して人材発掘していくと、2市2町の人材面から貢献していくと、そういった菊池市になればと思っておりますので、そのように何かしらコミュニケーションを取って、課題解決に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、最後に、本年3月で市役所を退職される全ての職員の方に改めて感謝申し上げます。今後の皆さんのご活躍を期待しております。

一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、2月27日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後 3 時 5 0 分

第 4 号

2 月 2 7 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和6年2月27日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、おはようございます。議席番号1番、本藤潔であります。通告に従いまして、本年度最後になりますけれども、一般質問をさせていただきます。

一年の計は元旦にありとよく言われます。私も毎年元旦に一年の計ということで、その年の思いであったりとか、計画を立てるわけですが、どうしても忙しさにかまけて、大体この時期に思い出して、考え直したり、方向転換したり、見詰め直したりすることが多いのですが、能登半島地震で被災された方々にとりましては、一年の計どころか、振り返りどころか、立てられない状況、厳しい現状を思うと、何とも言えないむなしさを覚えるものであります。早期の復旧・復興を願わずにはおられません。

今回の質問は、能登半島地震から2か月近くたちますけれども、テレビ画面では、いまだに崩れた家並みや、焼けたままの市街地が映り、私の友人や知人も被災をして、連絡を取り合っておりますが、熊本地震を経験した身からも、決して他人事ではなく、防災・減災の必要性を再確認するという観点で、また、地震工学者で名古屋大学の福和伸夫先生の言葉の中で考えさせられることがあり、菊池市の防災対策の現状と課題をお尋ねするものであります。

福和先生は石川県防災会議のメンバーであり、震災対策部会においては被害想定の見直しをされていたようなのですが、先日、このように述べられております。能登半島にある断層が動くことによる大地震のリスクが高まっているとの認識は専門家にも確かにあったが、群発地震が大地震につながる事例は多くないとの見

方もあった。今にして思えば、もっと強く警鐘を鳴らすべきであったと。大地震の可能性があると危機感を行政と住民との間でもっと共有していれば、耐震補強や家具固定、集落の孤立に備えた備蓄にもっと取り組めたはずで、それによって被害を少しでも軽減できたはずだと、こう述べられておりました。

専門家でさえも地震の予兆から近未来を予測することは困難であることに、判断、予測の難しさと同時に、いつどこでも起こり得る地震への備えを痛感した言葉でもありました。

自然災害が起こるたびに、防災・減災の必要性が高まることを踏まえ、菊池市地域防災計画について、防災対策について、質問をいたします。

防災計画は毎年見直しをされており、本年度も昨年5月26日に策定されて、改めて確認したところであります。令和5年菊池市地域防災計画（風水害対策編）204ページ、（震災対策編）139ページ、（資料編）92ページ、全405ページあるわけですが、改めて目を通して感じたことは、私は安心感でありました。常日頃から防災意識を高め、様々な状況を想定し、詳しい災害対応マニュアルのみならず、防災訓練、避難勧告等の区分、初動対応、避難所の運営・管理、被災者の生活支援等の取組等々、災害に強いまちづくりを掲げ、菊池市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害の未然防止や最小限に万全を期する思いが伝わるものであったからであります。

私たちもそうですが、行政にとっても、災害対応マニュアルに沿って市民と一緒にやって対応されるのは、熊本地震の際に経験済みかと思っております。ただ、自然災害の規模や範囲、発生時間帯によっては、計画と実務や行動は当然伴わないずれが生ずるときもあり、常に有事の際の行動を意識しておきたいと思っております。

そこで、防災対策について、まず3点お尋ねをいたします。

1つ目は、土砂災害特別警戒区域における対策について、お尋ねいたします。

菊池市の特性として、自然豊かな川の流域と様々な中山間の地形を有し、常に自然災害と向き合う暮らしがここにはあります。大規模な土砂災害等が発生すれば、民家はおろか、道路が遮断され、孤立化する集落もないとは言えません。土砂災害防止法に基づく警戒区域は何か所あるのか、また、特別警戒区域は何か所あるのか、そのうち、崩壊防止工事が実施されている、既にされたのは何か所あるのか、お尋ねいたします。

2つ目は、備蓄及び防災アプリについて、お尋ねをいたします。

能登半島地震の被害状況もあり、実は、社内や、近所や、友人、知人に、災害備蓄品を尋ねたところ、多くが熊本地震後はやっていたが、最近は備蓄していないと、用意をしていない、令和2年豪雨災害の後には非常食もあったが、使ってしまいまし

たとのことでした。

自助や共助の意識を継続していくには、お互いに啓発していくことが必要だと思いますが、現在の備蓄状況及び防災アプリの現状をお示してください。

3点目は、耐震補強について、お尋ねをいたします。

能登半島地震で、古い木造家屋の倒壊被害の深刻さが改めてクローズアップされました。自治体によっては、耐震化のための補助制度を設けているところもあり、耐震基準が適用となった1981年6月より以前に建てられた家屋の耐震化をどう進めていくか、課題であると感じています。

今回、質問いたしますのは、ライフラインである水道管の耐震補強についてであります。

先日、2月9日の西日本新聞の報道で「水道管の耐震遅れる県内」という記事が掲載されました。報道としては、どの自治体も悩ましい水道管の布設替工事に関連する耐震化の記事でありましたが、私が驚きましたのは、耐震適合率、いわゆる水道管が震度6強程度に耐えられるかを示すのを耐震適合率というそうですが、これは全国平均41.2%、熊本県の平均はそれに及ばない31%で、中でも菊池市は8%とありました。

経年劣化していきますから、老朽化した水道管は、順次布設替工事をされていると思います。ただ、あまり変わらない時代にインフラ整備をされたと推測しますが、他市町村よりも数十年も以前に配管設備をされたのであれば、なおかつ、物が違うとか、修理・修繕をしていないというのであれば、この数字は分からないではないのですが、他市町村と比べても断トツに低い、この耐震適合率が本市ではどのような状況なのか。

以上、3点お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、本藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の土砂災害警戒区域等についてでございます。

本市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数でございますが、県のホームページに掲載されております最新の情報では、土砂災害警戒区域が450か所、そのうち土砂災害特別警戒区域が411か所となっております。

また、その区域への対応につきましては、県により対策工事が行われております。県に確認したところ、過去10年間で砂防事業が9か所、急傾斜崩壊対策事業が6か所、合計で15か所の工事に取り組んでおられます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、私からは、備蓄品と防災アプリの状況についてお答えをいたします。

備蓄食料品の数量につきましては、熊本地震時に最大避難者数が1日当たり約5,000人でありましたため、その数を基準といたしまして、5,000人の3食分である1万5,000食を備蓄しているところでございます。

備蓄飲料水につきましても、1人当たりの1日必要摂取量2リットルを基準といたしまして、500ミリリットルペットボトルで1人当たり4本分の5,000人分となる2万本強を備蓄をいたしております。

また、備品等におきましては、避難所で使用するワンタッチテント90張り、毛布3,700枚、マット700枚などを備蓄しているところでございます。

そのほか、停電時のための蓄電池や発電機、投光器等も備えているところでございます。

なお、有事の際に不足する備品等が発生した場合は、災害協定に基づきまして、協定先の店舗から優先的に提供を受けれるようになっているところでございます。

さらには、国からのプッシュ型物資支援による緊急支援も実施されるところでございます。

これらのことから、大規模災害が発生した際におきましても、最低限の備蓄品は確保できているものと考えております。

なお、昨年3月に全世帯に配布いたしました防災マップや、自主防災組織及び各団体などの市民向けの出前講座におきましても、各家庭では最低3日分の備蓄をお願いしておりますが、可能であれば1週間分の備蓄を推奨しているところでございます。

次に、防災アプリにつきましてですが、令和6年1月末時点におけます防災アプリ「きくち防災・行政ナビ」のインストール件数は、1万1,956件でございます。

これまでの周知方法は、広報きくちへの掲載をはじめ、防災訓練や各イベントにおきまして、ブースを設けて周知やインストール支援を行うとともに、各会議等においても周知を図ってきたところでございます。

そのほか、市内の携帯ショップを訪問し、周知や防災アプリのダウンロード等の支援のお願いも行っておりましてまいっております。

なお、防災情報の機能の強化と、市が行う事業や取組などの情報を広く分かりやすく、確実に市民の皆様に伝えるため、今年度、防災アプリのリニューアル作業を実施いたしております。

現在の登録者数を引き継ぎつつ、より多くの方に登録していただけるよう、積極的な周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 おはようございます。耐震化適合率につきまして答弁させていただきます。

2月9日付西日本新聞での県内自治体における主要な水道管の耐震適合率の記事におきまして、本市は8.0%と県内でも低い水準となっており、これは水道統計として熊本県に本市から報告している数値でございます。

本報告における数値は、導水管、送水管及び配水本管など主要な水道管の延長に対し、ダクタイル鋳鉄管といった振動に対し柔軟性のある管に耐震性のある継ぎ手を採用したものなど耐震性のある水道管がどれくらいあるかの割合を示したものでございます。

本市が低い理由につきましては、令和3年度での水道管の本市における全延長が331.14キロメートルに対し、主要な水道管の延長が115.38キロメートル、全延長の約35%でございます。そして、このうち、未耐震化分、耐震化していない分が106.13キロメートルございまして、これを全て耐震化しようといえますと、約58億円、毎年の建設改良費の約21年分となりますので、更新による耐震化は長期間にわたるためでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

再質問ですが、3項目ありますので、議長の許可を得まして、より分かりやすいように1項目ずつにさせていただきますことをご了解いただきたいと思います。

まず、崩壊箇所、危険箇所に関して、いわゆる警戒区域、特別警戒区域、レッドゾーンと言われるところが411か所あるとのことで、そのうち、崩壊防止工事がされているのが15か所ということでした。

先ほども報告がありましたけれども、説明ありましたが、想定される災害リスクを示したこの総合防災マップですね。これに落とし込んでありますので、自分の

地域または自宅がレッドゾーンにあるのかどうなのか、または、ハザードがどこにあるのかというのが可視化できて、防災活動に当たっても非常に有効になるマップであると思って、ありがたく思っておるところであります。

警戒区域の当該地域の場合は、中山間地域の集落は道路の寸断等により孤立する可能性もあると先ほど述べました。急傾斜地の崩壊防止工事は、崩壊の危険度の高い場合は、崖の高さが5メートル以上で、斜面の角度が30度以上とか、民家が5軒以上とかの要件を満たされると、都道府県の許可を得て、擁壁等の工事ができるのですが、そこに1～2軒しかない場合は、自己責任で崩壊防止工事をするとか、別の安全な場所へ移住するしかないわけなんですね。

私が昨年、相談を受けた方はレッドゾーン内にあり、1軒、また離れてもう1軒あるぐらいで、指定を受けられないと困惑をされておりました。これは土砂災害防止法に基づく指針によって決められているのですが、私は地元との調整も踏まえていただき、数軒しかない土地所有者任せにするのではなく、急傾斜地法に基づく根本的な解決策となる対策工事を行うことを県に求めていくことが必要だと思いますが、市の見解を伺います。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

土砂災害危険箇所への対応ということでございます。

こちらにつきましては、先ほど議員のほうからご紹介がありましたとおり、総合防災マップでも土砂災害危険箇所を掲載しまして、危険箇所の周知を行うとともに、本市の地域防災計画にも記載しておりますけども、各対策における災害対応マニュアルの整備や、防災教育・防災訓練を実施しております。

また、土砂災害危険箇所への対応につきましては、事業主体であります県に対しまして、対策工事の要望等を毎年行っております。併せまして、県の制度である土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては、市民からの相談や手続などを行っているところでございます。

基本的に、要件を満たさない場合については、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金等を紹介したり、そういった対応を市としては行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

いろんな縛りがあるとは承知しておりますが、何とか県とも協議を続けていただければというふうに思っているところであります。

次に、備蓄に関しての再質問ですけれども、先ほど約5,000人分のという根拠の数字を示していただきました。熊本地震や豪雨災害の経験を基に、物資を備蓄されていると思いますが、私は、被災者や避難されている方への公平な配分の観点から、本当にこれで十分なのかと思ったことから、再質問をさせていただきたいと思っているんですけれども、今の説明でありますと、いろんな県、それから団体からの補給も含めて、計画的に考えをされているということでありました。

また、防災計画の資料の中には、今も説明がありましたように、ワンタッチテント、これシュルターテントが90個、それから折り畳み簡易ベッド等も備蓄されているということであり、非常にありがたいことだと思っております。

私は、熊本地震、それから令和2年豪雨災害のときに、避難所を回った際に、段ボールパーティションというのが非常に安価で実用的で、何より用途によって組み立てることができるということから、これは圧倒的にお勧めだと、益城町や阿蘇市、人吉市での避難所運営に関わった方から聞いておりましたし、私も実際にそのように思っていたところであります。何よりもプライバシー保護のためなんですけれども、用途によって自由に組立てが可能ということだったものですから、実際に多くの自治体でも物資として備蓄をされておられますが、段ボールパーティションを購入する予定が計画の中にあるのかどうか、再度、公平な配分の観点から十分と言えるのかと併せて、2点お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、段ボールパーティションの導入についてというご質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほどお答えをいたしました備蓄品におきまして、仕切り代わりにとなりますワンタッチテントのほかに、間仕切りを20組、段ボールパーティションの同規格の仕切りに使用できる断熱板130枚も備蓄をいたしているところでございます。

なお、段ボールパーティションにつきまして、実際に所有されている自治体に確認をいたしました際に、課題といたしまして、段ボールは湿度に弱いために、カビが発生することや、組立てに時間を要すること、さらには、折り曲げられないことから、保管スペースが広く必要であることを確認をいたしております。

以上のことから、現時点では、段ボールパーティションを導入する計画はございませんが、備蓄している資材を活用いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 丁寧な説明ありがとうございました。

今の備蓄にも関係することなんですけれども、防災アプリの防災・行政ナビについて、登録数が1万1,956件とのことでした。

今回、防災アプリというものはバージョンアップをされるということなんですけれども、とてもいい機会だと思いますが、登録者数を増やす、また、登録率を上げるために、どのような周知をされているのか、もう一度お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 防災アプリの今後の周知方法というところでお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、これまでも広報誌等への掲載や、様々な訓練、イベントにおきましてのその機会を活用しまして周知を図ってまいりましたし、市内の携帯店舗等にもご協力をいただきながら、インストールの支援のお願いも行っていました。

今後のことにつきましては、新たなアプリにつきましても、これを引き継ぎながら、現在の登録者数を引き継いだ上で、改めて、引き続きこのような機会、手段を用いまして、登録者数の増加を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 この登録者数に関しましては、多分目標とする数値を掲げていらっしゃると思うんですけれども、防災・行政ナビに関しましては、市長の施政方針の中にも、自然環境と暮らしの基盤についての中で、「防災情報が適時適切に届くようにきくち防災・行政ナビの普及促進を進める」とあります。災害が少なくなり、数年たつと、どうしても関心は薄れていくものかなと思っております。

そこで、家庭で災害備蓄品や非常食・保存食を継続的な備えとして用意していただけのように、防災アプリと、今言われた防災・行政ナビと非常食を結びつけて周知してはどうかかなと思っております。例えば、防災アプリで災害備蓄品を紹介することもできると思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 今後におきましても、防災アプリを活用しながら、災害備蓄品の内容の掲載、また、各家庭におきます非常用備蓄品の推進、こちらのほうはアプリ、また、その他の広報誌や市のホームページ、様々な手段と機会を持ちながら、推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 これは提案なんですけれども、非常食や保存食に防災アプリのダウンロード用の二次元コードをパッケージに掲載してもらう、またはシールを貼ってもらうことで、きくち防災・行政ナビの登録につなげることも、備蓄促進もできるのではないかと考えております。

例えば、これ愛知県の名古屋市では、オリジナルパッケージをえいようかんというものに導入されています。中身は普通のようなかんなんですけれども、長期保存が利いて、長く目に留まるというメリットもあり、担当者の方は、これまでラジオや広報誌で周知をしてきましたが、既存の方法では行動に結びつかなかった層にもアプローチができと言われておりました。

職員の負担や予算的にもとても取り組みやすかったとのことで、こういったものを防災関連イベントや、公民館のスマホ教室や、例えば敬老会のイベント等の際に配布して呼びかけることで、防災アプリの重要性、それから災害備蓄品の重要性も、ある意味、インパクトのある周知となるのではないかと思いますので、ぜひ検討いただければと思う次第であります。

次の再質問は、先ほど水道管の耐震適合率について詳しく説明があり、納得するものがありました。確かに膨大な費用をかけないと、これは解消できないということはよく分かるんですけれども、一般的な水道管の耐用年数は約40年、50年と言われます。地震などの災害が起こると、たちまち漏水もしてしまうものであります。

先ほど新聞の記事を紹介しましたが、この中に、他市町村のデータも含めて熊本市長のコメントもあります。熊本市は79.5%なんですけれども、熊本市は耐震化を急ぎ、適合率79%と高い。また、被害を受けていない自治体も急いでほしい。ですが、熊本地震では県内の43万戸近くが断水し、このうち32万6,000戸が熊本市内であったと。地震前から耐震化を進めていたが、取水量の3分の2を占める水源池が震源地に近かったこともあり、大きな被害を招いたと。市は国の財政支援などを活用し、耐震化や水源池のリスク分散に取り組んでいるという

ことも書いておりました。

国も耐震化に財政支援を行っているということですが、ただ、国の負担率は最大で2分の1、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進む中で、対策が追いついていないのが現状だということも報道されております。

菊池市の水道管インフラ整備の計画の中に、水道管の耐震補強の対策や計画は少しでもあるのか、計画があればどのような耐震計画があるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 水道施設の耐震化についてのお尋ねでございますが、計画といたしましては、国土強靱化地域計画に水道施設の耐震化等として主な施策・取組を掲げるなど、その必要性は十分理解しているところでございますが、中長期的な更新計画などを策定することまで、具体的な目標設定には至っていないところでございます。

来年度、現在の水道ビジョンの投資・財政計画を見直す予定でございますので、その中で耐震化の中長期計画の策定につきましても検討していきたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 話をお聞きしながら、過去の教訓を基に、やはり平時からどこまで防災インフラ等を整えるか、つまりは、どこまで予算をつけるかという議論をする必要性を感じた次第です。

被災地へ復興支援に派遣された市職員の方々にも話を聞きました。言うまでもなく、熊本地震の被害が大きかったまちの数倍、いや、数十倍ほどの被害状況で、住宅崩壊による犠牲者が多く、破損した水道管の修復もほとんど進んでおらず、水道復旧までには相当な時間を要するだろうと、現地に行かれた職員の話でありました。

自然災害発生リスクが高まる中で、これまで以上にハード・ソフト面で備えを強化する必要性が高まっていると思いますが、改めて、防災・減災に関しての市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、防災・減災に関する考えを述べよというご質問にお答えいたします。

今年の元日に起きました能登半島地震、本当に大変大きな被害が生じております。お亡くなりになりました方のご冥福を祈るとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

また、熊本地震で私どもも大変全国から助けいただきました。せめてもの恩返しということで、3月までに本市の職員も11名、順次、今、送っておるところでございます。

この元日に起きた能登半島地震というのは、まさに、いつ何どき災害が起きるか分からないという現実を突きつけたわけでございます。その3日後であった仕事始めにおきまして、私は次のように申し上げました。「今回の地震を踏まえて、市民の生命、財産を守るという私たちの命題に立ち返っていただきたい」ということ、そして「備えあれば憂いなし」ということから、改めて、市の方針であります「早め・強め・多め」の先取り安全策が最善であるということを職員に伝えたところでございます。

また、施政方針で申しましたとおり、「自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める」所存でございます。

またさらには、先ほど建設部長の答弁でもありましたように、土砂災害危険箇所への対策についても、県に対して要望してまいるなど、減災にもしっかり取り組んでいく所存でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

私たちも地域の防災力をできるだけ高めて、次の備えにしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、移住・定住支援制度について質問をいたします。

この質問の趣旨は、戦略的とも言える幾つもの移住・定住支援の施策がある中で、本市では本年度から、特に生産年齢人口を増やすべく、子育て世帯にターゲットを絞って、移住・定住支援制度を充実させようとスタートを切ったばかりであります。

子育て世帯移住支援事業について、もっと実質的で効果的なPRができないかという観点から質問をいたします。

先日、社会保険人口問題研究所が2050年時点での地域別推移人口を発表いたしました。2020年と比較したデータでは、15歳から64歳の生産年齢人口が、1,747の全市町村の4割に当たる699の市町村が半数未満に減るとの報道がありました。どの市町村でも何も対策をしなければ、この菊池市でも2050年に

は、振り幅はあるものの、3万2,894人に減ると報告をされております。

今の現状、今の人口を維持または増やしていくには、出生数を劇的に増やすか、市外から移住・定住してもらうか、市外への流出を完璧に防ぐしか方法はありません。

昨日の平議員の一般質問にも重複することかもしれませんが、まずは令和5年度の子育て世帯移住支援事業の数値目標と実績を教えてください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 皆様、改めて、おはようございます。ただいまの本藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の実績と数値目標ということでございました。令和5年度の実績につきましては、申請件数が現在17件でございます。数値目標のほうは32件となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 数値目標は32件で、申請件数が17件とのことでした。そのできれば内訳が分かれば、昨日の答弁でも市内の住宅地ゾーニングが示されましたが、そこに限定するのではなくて、全市内域で進めるということでしたので、例えば地域別とか校区別とかが分かる範囲でよろしいので、教えていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

地域別ということでお答えさせていただきます。地域別では、旧菊池地域が3件、七城地域が3件、旭志地域が2件、泗水地域が9件となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

来年度の実績を上げるための参考値として貴重なデータだと思っております。

移住促進のこの施策を進めるに当たりまして、どのような発信をされているのか、教えてください。

この移住・定住支援制度、幾つものすばらしいといいますか、施策を展開されて

いらっしゃいます。共感を得る発信ということに関して言えば、方法論とコンテンツの両面をブラッシュアップする必要があると感じています。

例えば、地域おこし協力隊の皆さんも、それぞれの立場で活動を通して発信されているのも承知をしておりますが、何を魅力アップとしていくのかを考えるに当たっては、どの世代がどういう理由で菊池市に転入・転出しているのか、転入者のニーズや抱えている不安などを把握して制度設計されていると思います。既に分析されていると思いますが、それを踏まえて、こういった戦略的なPRをされているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問、PRについてのご質問だったかと思います。

移住促進のPRにつきましては、市のウェブサイトや移住ポータルサイト、移住相談会、移住体験会等を通じて、癒しを求める方や、安心・安全な子育て環境を求める方をターゲットに、本市ならではの豊かな自然や温泉等の地域資源をPRするとともに、本市の移住定住支援制度をまとめたパンフレット等を配布しております。

また、本市への転入者及び転出者を対象としたアンケート調査や、移住相談の場等も活用しながら、転出入の目的や理由などを把握・分析しながら施策に反映をしているところでございます。

例えば、アンケート結果から福岡県からの転入が増加していることが分かったため、福岡県で移住相談会を開催しております。また、子育て環境や就農・起業の問合せが増えたことから、子育てや仕事をテーマにしたオンライン移住相談会や移住体験ツアー等を実施しております。

さらに、空き家バンクに関する相談件数の増加に伴い、空き家の現地調査の実施、また、子育て世帯の転入が増加傾向であることから、子育て世帯移住支援事業補助金の制度化につなげております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 分かりやすい説明ありがとうございました。

移住定住策のこれは子育て世帯の移住を支援する施策ですよね、子育て世帯の。私は人口減少の社会で、今後、人口が増えるかといえば、一般的に言えば、非常に厳しく、企業を呼ぶにしても、5G回線がこれだけ整備されて、これだけテレワークが浸透してきた中で、新たに工場を地方に造るとなると、よっぽどのことがない

限り、厳しいと思っております。

今回のサプライチェーン関連企業の進出は、T S M C の進出というよっぽどのが百年に一度のチャンスで舞い込んだということだと思っております。このチャンスに思うことは、定住促進と雇用と子育て支援をパッケージにして取り組んでいただきたいということでもあります。子育て支援をおろそかにしているところは企業も人も来ません。企業が来なければ定住促進にならないという現実もあります。

本市の子育て支援をより充実させて、P R することはないのでしょうか。すくすく子宝祝金も、保育所等の副食費の助成による多子世帯への支援も非常にありがたいものだと思っております。が、しかし、待機児童がないということは、なかなかこれはP R にもならない状況であるということはいわずもがなであります。

実は昨年、合計特殊出生率2.95%の奇跡のまちと言われ、全国から注目を集めている岡山県の奈義町というところへ、有志と一緒に視察に行ってまいりました。中国地方のど真ん中の過疎町であります。行政規模や背景、歴史が違うので、一概には比較しにくいものでありますが、子育てに安心感を与える様々な施策のパッケージがあり、特記すべきことが多々ありました。

子育てしやすいまちづくりというのは、補助金や交付金の大小の額ではないと私は思っており、市民の気持ちに寄り添った経済的支援と精神的支援、いわゆる安心感を感じられること、そのための独自の子育て支援策の充実が必要だと思っております。

そこで、子育て世帯の移住に注力するのであれば、本市において、例えば子育て応援宣言だとか、子育て環境日本一など、それに見合う施策を充実させて、キャッチコピー等を出すことはないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。子育て支援施策に関する宣言ですとか、キャッチコピーをやることはないかということでございます。

現在、子育て支援施策における情報発信としましては、まず、市のホームページを明確で分かりやすく充実させてまいりたいというふうに考えるところでございます。

また、先ほど議員のほうからご提案がございました子育て支援宣言、キャッチコピーにつきましては、貴重なご意見として受け止め、必要性について検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございました。

例えば、移り住む際のキーワードというのは、私は安心感とわくわく感だと思います。PRという点で言えば、イメージキャラクターの存在も大きいのかと思っております。例えば、今現在人気を集めている、非公認ゆるキャラ「きくちくん」を公認のキャラクターにして、その旗振りの一翼を担うということも考えられるのではないかと思います。

先日、熊本に移住者を呼び込むために、魅力を発信する県の「くまもと移住アンバサダー」にタレントのスザンヌさんや井上晴美さんなど数名が任命されました。

「きくちくん」もいろんなところで菊池市のPRをされていますよね。菊池市の移住アンバサダーとしてもいいと思いますが、そのような、例えばですけれども今のは、例えばそういうイメージキャラクターという存在をもってPRするというお考えはないのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 公認キャラなどを作ってはどうかというご提案でございますけれども、市としましては、公認キャラを設定する考えというのはございません。貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ぜひ、きくちくんとも協議をしていただければと思います。

最後に、子育て世帯の支援事業のPRにつきまして、市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、子育て世代を含めた移住に対するPRについての考えを述べよということでございました。

もう既にご承知のことではありますけれども、本年2月に宝島社が発行する田舎暮らしの本という中で「第12回住みたい田舎ベストランキング」というものが発表されまして、人口3万人以上5万人未満のまちのランキングにおきまして、本市が、若者世代・単身者部門で第3位、子育て世代部門で第4位、シニア世代部門で第9位と、3部門でトップテンにランクインすることができました。

また、これとは別に、人口規模別によらない北部九州エリアの総合ランキングに

おきましては、総合部門で第9位、若者世代・単身者部門で第3位、子育て世代部門で第4位、シニア世代部門で第10位と、4部門でトップテンにランクインをしたところでございます。

これ、実は各自治体の移住策や子育て支援策を数値化して、ランキングしたものでありまして、そういう意味では、これまでの本市の様々な努力が評価されたものというふうに考えております。

実はこの雑誌というものは、読者のほとんどが移住したいと考えている読者でございますので、この上位ランキング入りに対して、私どもがこれまで努力を重ねてきましたのも、もともとこうしたPR効果を狙ってのことでございました。やっとこの結果が出たということで、大変うれしく思っております。

今後はTSMC進出に伴いまして、本市及び近隣自治体への大きな人口流入が見込まれることと思いますので、このチャンスを生かして、今回のランキング結果を大いに生かして、さらに本市の魅力をPRしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ぜひ効果的なPRも含めて、内容のコンテンツも充実させていただきたいと思っております。

次に、公共施設等総合管理計画について、公民館支館の個別施設計画についての質問をいたします。

この質問は、令和4年9月の第3回定例会にも質問しましたが、過去には木下議員、田中議員も一般質問されており、スケジュールで言えば、中間点を過ぎたあたりの今回、改めてお尋ねしたいと思っております。

時間がないので、まとめてご質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、今後、データの利用者の状況の説明もあったんですけども、今後、目的に沿った計画がなされて、公民館利用が活発になって利用率が上がった場合は、これ、延期であったりとか、また、現状維持も含めた見直しがあるのかどうかのお尋ねです。

2点目は、前回の一般質問で、私は総論賛成各論反対の議論の中で、第三者に諮問して意見を聞くことはあるかとの質問に、第三者等の意見が必要な事案があれば、その際に検討したいとのことでしたが、今後、アンケートも実施されるとのことですが、地元の合意形成ができない場合はどのように対応するのか、お尋ねします。

そして最後ですけど、3番目ですが、公民館の方針について、最終的にはどのよ

うに判断をなされて決定されるのか、お示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、ただいまの本藤議員のご質問にお答えします。

仮に利用者が増加した場合はどうかということでございますが、個別施設計画は、菊池市公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の管理に関する基本方針を踏まえ、公民館支館の建物状況や利用状況を基に課題を整理し、方針を定めたものでございます。

公民館支館においては、コロナ禍以前から利用者が減少し続けていることや、支館のある地域の人口も減少している等のことから、「地域移管」との方針を定めております。

仮に、今後、公民館支館の利用者が増加した場合、個別施設計画を見直すかのお尋ねですが、計画でも示しております公民館支館が抱える課題と、利用者の状況等も比較考量し、総合的に、教育施設としての必要性について、判断していくことになると考えております。

次に、今後のスケジュールはということでございますが、令和6年度において、支館別に地域住民へのアンケートを予定しております。その後、支館別の区長説明会を開催し、アンケート結果の説明、周知を行い、支館の管理運営方針について協議する予定としております。

地元との合意形成ができるよう、地域住民の方々の事情も酌み取りながら、丁寧に進めてまいります。

最後の質問ですが、公民館の最終的な判断は何かということでございますが、最終的な判断は、公民館支館を利用される地域住民の方々の合意形成はもとより、施設利用者の数の状況や施設の老朽化による将来負担の増加等、様々な要因を視野に入れ、総合的に判断したいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 公民館支館が5つある中で、それぞれの状況等が違うということを感じておりますが、それぞれの今までの歴史的な背景であったりとかも含めて、今後の利用状況のその価値というものをもう一度私なりに検討していきたいと思っております。

今、今後の説明会も含めたスケジュールが示されましたけれども、区長さんも新

たに替わられる区も多々あります。より丁寧な説明を重ねていただきたいということ強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時05分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 皆様、おはようございます。猿渡美智子です。通告に従いまして、質問いたします。

1月1日に起きた能登半島地震は大きな驚きでありました。犠牲になられた方々のご冥福を祈り、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

熊本地震から8年、今回の地震は再び防災を見直す機会となり、今回の質問につながりました。

まず、水道設備の耐震化について質問します。

先ほどの本藤議員の質問と重複する部分があると思いますが、ご容赦ください。

能登半島地震では、各地で断水が発生し、長期化したことが大きな問題となりました。被災された方々が大変な苦勞をされている様子が繰り返し報道されました。石川県知事は記者会見で、水道の耐震化工事が進んでいなかったことがダメージの大きさに直結していると述べました。

厚生労働省のホームページで見えますと、令和3年度末で水道の管路全体の耐震適合率は全国平均で39%、熊本県は25%とありました。令和2年に策定された菊池市水道ビジョンには、市内管路の耐震化率の現状については2割弱という表記があります。

そこで、2点質問します。

まず、本市における水道施設の耐震化の現在の状況はどうなっているのか、お示しください。

次に、熊本地震においても44万戸以上が断水するという経験がありながら、県下でも本市においても耐震化が進んでいない状況があります。水道の耐震化を進めるに当たって、どのような課題があるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 まず、耐震化の現状につきまして申し上げます。

水道施設におきましては、現在、水道局で管理している配水池、浄水場、水源池など、水道施設の総数は77施設となっております。そのうち、配水池におきましては33施設ございますが、耐震性能を有する配水池は10か所で、耐震化を必要とする配水池は5施設でございます。残りの18施設は、配水系統の統廃合等によりまして対応いたしたいと思っておりますので、施設自体の更新はしない方向で考えているところでございます。

次に、水道管につきましては、本藤議員の一般質問にもありましたとおり、水道統計の数値で、耐震適合率として、令和3年度に8％となっております。

耐震化の課題でございますが、一番の課題といたしましては、財政的課題でございます。水道施設の耐震化、特に水道管の耐震化を進めるに当たりましては、耐震性のある材質の管や、管の継ぎ手部分に抜け出し防止機能が装着された高規格の管が必要となります。したがって、おのずと資材が高額となりますので、事業費が高額となるものでございます。

したがって、工事費の財源となります企業債の借入額が大きくなりまして、財政的負担が大きくなるものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 耐震化率をどう算定するかということについては、本藤議員の質問の中で、分母をどれだけにするかということと関わってきますので、この8％という数字はどうかと思っておりましたが、8％だという答弁をいただいて、水道ビジョンでは2割弱と表現してありましたので、もう少し高いかと思ったら、さらにちょっとびっくりしたという状況です。

課題としては、何よりも財政的な問題が多いと。耐震化には多額の費用を要するという答弁をいただきました。それでも、水道施設の耐震化は避けては通れないと考えています。市長も菊池市水道ビジョンの冒頭で、創設から64年を経て、水道施設や管路の老朽化が深刻になっており、将来を見据え、持続的な事業運営を図っていくためには、これらの更新や耐震化が不可欠であると認識を示されています。

菊池市国土強靱化地域計画にも上水道に関する3項目がありますので、これに沿って、耐震化の進め方について、再質問いたします。

1 点目、水道施設の耐震化については、アセットマネジメント等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとありますが、どのように取り組んでおられますか、策定のめどはいつごろになりますか、お尋ねします。これも先ほどの答弁にもありましたが、再度お尋ねいたします。

2 点目に、国庫補助を活用した水道施設の耐震化を促進するとありますが、活用できる国庫補助にはどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

併せて、これまでの活用実績と、今後は国庫補助をどのように活用していかれるのかもお示してください。

3 点目、国土強靱化計画には既設配水路の管種及び経年の状況により耐震性のある管へ順次更新するとあり、菊池市水道ビジョンにおいては、令和 2 年から令和 11 年までの 10 年間で 27 億円をかけて管を更新し、更新に併せて耐震化していくとあります。令和 11 年までの取組で耐震率はどのくらいになると想定されておられるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 それでは、まず、中長期的な更新計画につきましてお答えいたします。

現在、水道局では、令和元年度に策定いたしました水道ビジョンを基に整備を実施しており、基幹管路の整備を進めておりますが、中長期的な更新計画策定には至っておりません。

中長期的更新計画の策定のめどにつきましては、現在、開発行為の増加による新規の水道管布設、増径の検討も必要となっておりますので、策定のめどは未定でございますが、来年度の水道ビジョンの投資・財政計画の見直しとともに策定も促進していきたいと考えております。

それと、国庫補助金の種類につきましては、水道施設の耐震化に係る国庫補助といたしまして、厚生労働省管轄の生活基盤施設耐震化等交付金がございますが、本市におきましては、当該交付金が交付対象地域等に該当しませんでしたので、活用実績はございません。

その理由といたしましては、この交付金の中には水道管路耐震化等推進等のメニューがあるところでございますが、大規模地震対策、南海トラフ地震対策などの特別措置法に基づく地域指定があるものや、地域指定はないとしても、災害復旧事業と併せて行うもの、広域化を検討するものなどであったからでございます。

続きまして、令和 11 年度までの耐震化の計画につきましてでございますが、まず、実績といたしましては、先ほどありましたとおり、水道統計における、導水管、

送水管及び配水本管などの主要な水道管の耐震適合率は、令和３年度で８％、令和４年度では８．６％となっております。

しかし、計画といたしましては、現在の水道ビジョンにおきまして、ご質問の令和１１年度までの進捗率、すなわち、最終年度である令和１１年度の耐震化率の目標は定めておりません。

先ほども申し上げましたが、令和６年度、来年度に水道ビジョンの投資・財政計画を見直す予定でございますので、その中で耐震化の目標値につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○１４番 猿渡美智子 議員 今の答弁をお聞きしますと、計画を立てるのも非常に難しく、国庫補助を受けるのも困難性があり、２７億円かけても耐震化がどの程度まで伸びるか見込めない。国庫補助については、今後も使えないというふうに理解してよろしいですかね。今のところは国庫補助も使える見通しはないということです。じゃあ、菊池市の水道の耐震化率というのは一桁台で足踏みをしていくのか、それでいいのかというような、非常に重たいことになるのではないかと思います。

公共施設等総合管理計画では、上水道の更新にかかる費用は、４０年総額で３１４．６億円、年間で約７．９億円かかると述べてあります。対して更新投資可能額は１年に２．８億円で、必要額の３５．７％であって、更新が厳しい状況だとも述べてあります。可能投資額の２．８億円というのは、水道ビジョンで示された予算額とほぼ一致をしている額になっています。

７．９億円の必要枠に対し２．８億円では、全く予算が足りていません。先ほど国庫補助も難しいのだという答弁がありました。それなら耐震化は一体どうなるのかと思います。この予算不足の現状についての市の見解をお願いいたします。お尋ねします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 公共施設等総合管理計画におきましては、議員がおっしゃるとおり、将来更新投資額が今後４０年で年間約７．９億円かかると予想されているのに対し、更新の投資可能額は年間で約２．８億円と約４割と試算されております。これは、平成２８年度策定当時に管理している施設をそのまま更新する場合の投資額で試算されているところでございます。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、配水系統の統合などにより、対応が可能

な施設は更新しない方針で考えていますので、現在試算途中ではございますが、将来の更新投資額は減少するものと考えられます。

また、更新に伴いまして、このような方針で進めていくとともに、旭志地域や中山間地域におきましては、水道事業においては地方債の充当額（後に発言の申出があり、「充当額」を「充当率」へ訂正）が低くなりますけれども、交付税措置がある過疎債や辺地債なども活用していき、財政的負担を軽減していくという考えでございます。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。先ほど地方債の「充当額」と申し上げましたけれども、正確には「充当率」でございます。大変申し訳ございませんでした。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 統廃合等によって、将来の投資必要額は減少する見込みであるとの答弁もありました。また、旭志地域などでは過疎債の活用も考えられるということですので、活用できるものはしっかりと活用して取り組んでいただきたいと思います。

しかし、現状8%という耐震化率が、今、局長が答弁された内容でどれだけ伸びるかということは、甚だ疑問ではないかと考えています。水道施設の耐震化が必要であるという認識においては、市長も、水道局も、もちろん私も同じであると考えています。

大きな地震が起きて、断水が長期化するようなことになれば、市民の命と暮らしが危くなるということを東日本大震災でも、熊本地震でも、能登半島地震でも、私たちは目の当たりにしてきました。南海トラフも、布田川・日奈久断層による地震も予想されている中であります。熊本地震がいきなりの出来事であったことを忘れず、対策を講じなければなりません。国は水道の耐震化率目標を60%と定めているようですが、そこまでの道のりは、はるかかなたにあると言わざるを得ません。

市の防災計画には、先行的な措置により被害の最小化に努めると述べてあります。全くそのとおりです。私は財政調整基金から毎年一定額の繰入れを行ってでも、水道施設の耐震化は進めるべき課題であると考えます。このことについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、水道施設の耐震化についての考えを申し述べます。

水道事業というものは、ご存じのとおり、独立採算の事業であるわけであります。一般会計からの繰入金ということは、給水区域以外の市民の方の税金も投入することになりますので、国が定める基準以外の繰入れというのは望ましくなく、災害復旧などに資金不足を生じる場合など、本当にやむを得ない場合にのみ限られるというふうに考えております。

したがいまして、基本的には、耐震化というものは水道事業の中で、水道料金の検討や経営努力等により進めていくべきものと考えております。

大変厳しい状況ではありますが、さきに議会に提案してご承認いただいた検針業務の合理化というの、まさにこうした一環であるわけであります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おっしゃるとおり、水道会計は独立採算であります。

しかし、市民の多くの命を預かる最も大切なインフラです。配慮があつていいのではないかと私は考えています。

今、経営努力によってという言葉もありましたが、前回の水道検針を隔月にする取組の中で、やるだけの経営努力はやってきたのだというような水道局からの説明がありました。そのところは全くそうだと私も説明を聞いて感じております。経営努力をやるだけはやってきて、その結果が耐震化率8%という現実にあります。ここをどう打開をしていくか、市民の皆さんと一緒に考えていかなければならない問題だと思います。思い切った施策が必要ではないかということを申し述べておきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、災害で断水した場合のトイレ対策についてです。

1月6日、熊日新聞に「避難所トイレもう限界」という見出しで、能登地方の現状が報道されました。記事には「誰も排せつできない状況だ。被害の大きい県北の珠洲市の泉谷市長ら、被災地の市長はオンライン出席する県の対策会議で、連日、避難所のトイレをめぐり悲痛な叫びを発する」とありました。半島特有の交通事情の悪化によって、仮設トイレの設置が遅れたということも影響したとのことですが、熊本地震においても、同じようにトイレ状況の悪化が益城町や大津町の避難所で起きています。

能登半島地震発災後、テレビやラジオでは、トイレに行く回数を減らそうとして水分摂取を控えると体調の悪化につながります。しっかりと水分を取ってくださいという趣旨のアナウンスが繰り返されておりました。しかし、劣悪な環境のトイレ

には誰も行きたくはありません。災害で断水したとしても、一定のトイレ環境を保持することが重要です。大規模災害で断水が長引いた場合のトイレ対策について、市はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、断水しました災害時のトイレ対策の件についてお答えをいたします。

発災直後におきましては、市が備蓄する使い捨てトイレの配布、また、地域防災計画に基づきまして、県を通じて関係団体に仮設トイレの提供を要請しまして、速やかな設置を進めたいと考えているところでございます。

そのほか、避難所におきましては、プールの水を活用するなどして対応してまいりたいと考えております。

また、各家庭での備蓄品におきましても、使い捨てトイレの備蓄を今後周知啓発してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。

再質問します。

先ほど触れました熊日新聞の記事には、小学校に避難している方の一番欲しいのは水という訴えが載せてありました。生活用水が確保できれば、トイレの環境はかなり改善できます。先ほどプールの水も活用したいという答弁もありました。

能登半島地震では、避難所ばかりではなく、自宅にいる方々も雨水をためたり、雪を解かしたり、川からくんできたりして、トイレに流すための水を工面しておられました。

私は2022年9月議会で、熊本市が95か所の民間事業者と災害時の井戸水利用についての提携を結び、ホームページで公開している例を挙げて、菊池市でも災害時協力井戸の登録に向けて取り組むべきではないかという質問をいたしました。執行部からは、災害時の井戸水の提供に関して、協力いただける民間事業者と市が協定を締結する事業がある。本市でもこの事業の導入について検討していきたいと答弁をいただきました。

国土強靱化地域計画を見ますと、ここにも生活用水の確保については、市と事業所における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図ると述べられています。

では、この協定締結に向けて、取組がどのように進んでいるのかをお尋ねをいたします。

2点目に、マンホールトイレについてお尋ねします。

国土強靱化地域計画には、避難所開設時に備えてマンホールトイレを整備すると書かれていました。先ほどの答弁で仮設トイレを挙げられました。仮設トイレは、これまでの災害でも多数使われてきましたが、災害時の運搬や数の確保に時間がかかるという難点もあります。その点、マンホールトイレの場合は、前もって整備しておくことで、すぐに使える、段差がない、洋式トイレになっている、くみ取りが要らないといった利点があります。

熊本地震でトイレ問題に直面した益城町では、指定避難所になっている町内全ての小中学校7校と、総合体育館にマンホールトイレの整備を進めています。23年度内に整備を完了するということでしたので、今頃は既に整備を終えているのかもしれない。

菊池市ではマンホールトイレの整備は進んでいるのかもお尋ねします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

令和4年9月議会におきまして、議員から提案がございました、災害時の民間事業所の井戸水、これらを地域住民の方へ提供していただくという件でございますけれども、これまで7か所の協定事業所を確保しております状況です。

そのほか、昨年熊本県が地下水採取量報告書を対象に実施をいたしました災害時の井戸水提供に関するアンケート調査、この結果について、県より情報提供を受けたところでございまして、提供可能と回答された13事業所と今後協定を結ぶなど、災害時の水の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目のマンホールトイレの件でございますけれども、本市におきましては、これまでマンホールトイレを整備した実績はございません。

今後は、設置する際の場所の選定、費用の算出、そのほか課題など先進地の事例等を調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 井戸水利用の協定については、既に7か所と協定が結ばれており、県の調査で13か所が可能であるというようなことが分かったということで、少しずつ進んでいるのは大変うれしく思います。

昨年の6月議会で、私、地下水保全について取り上げたときに、市内事業者の地下水利用について届出をしている井戸水が353本、許可を得ている井戸が43本、合わせると400本ほどの井戸を事業者が持っていて、この方々は地下水という公共の財産を利用して営業しておられるわけですから、ぜひとも災害時には協力をいただけるように、さらに取組を進めていただきたいと思います。

また、せっかく協定を結ばれても、市民がそれを知らないというのでは、いざというときに役に立ちませんので、ぜひともホームページ等による公表ということに歩みを進めていただきたいと思います。

マンホールトイレについては、まだこれからだということでしたが、国土強靱化計画にはちゃんとそのことが明記してありますので、ぜひこれにも積極的に取り組んでいってください。

マンホールトイレは国も進める施策であり、2分の1の国庫補助もあります。まずは1か所からでも取りかかっていたいただきたいと思います。

1回目の答弁で示された使い捨てトイレや、仮設トイレ、再質問で取り上げたマンホールトイレ、それぞれに長所短所があり、どれかを選択するというのではなくて、様々な形でいろいろに備えておくことが必要ではないかと考えます。

備えの一つの形として、トイレトレーラーについての提案をいたします。

私はトイレトレーラーについては、能登半島地震で初めて知りました。ニュースなどでご覧になったかもしれませんが、NPO法人助けあいジャパンが災害派遣トイレネットワーク「みんな元気になるトイレ」という取組を行っています。全国1,741市区町村が1台ずつトイレトレーラーを常備し、いざというときには、被災地に速やかに集結できたなら、災害時のトイレ不足問題を大きく解消できます。トイレトレーラーを災害大国日本の強靱化のために、助け合いのネットワークをつくりましょと呼びかけられています。賛同した全国19自治体が既に導入し、300自治体が検討中であるということです。

議長の許可を得ましたので、写真をお示しします。

[写真を示す]

こういったものがトイレトレーラーです。地震での活動の様子を日経新聞の記事で紹介いたします。

全国の自治体が所有する移動式のトイレトレーラーが能登半島地震の被災地に集結している。導入を支援する助けあいジャパンによると、1月16日現在で、七尾市、輪島市、珠洲市、能登町の4市町に16台を派遣、災害時の相互派遣を原則に移動トイレのネットワークを広げており、さらに派遣の申出を受け入れている。

一番乗りの京都府亀岡市がトイレトレーラーの支援に向かったのは、地震発生翌

日の2日午後2時、市長同士の交流があった七尾市から直接依頼があり、即断で派遣を決めた。通行可能な道をネットで探りつつ、同日午後11時過ぎに到着、その日のうちに利用を始めた。その後も群馬県大泉町、大阪府箕面市など、支援の申出が続いた。

「みんな元気になるトイレ」と名づけられたトレーラーには、4つの個室の洋式便座がある。ソーラーパネルにより、停電、断水時でも最大1,500回使用できる。普通自動車による牽引が可能なほか、備付けのシャワーで衛生を維持する。トイレ設置後は、現地で注水やくみ取りを続ければ長時間稼働できる。

ここからです。導入にかかる費用は、為替動向などで変動するが、およそ2,500万円、国の緊急防災・減災事業費を利用すれば7割の負担を軽減できる。さらにふるさと納税型のクラウドファンディングを使うことで、自治体負担はほぼゼロとなる。

千葉県君津市は、企業や市民からの寄附で導入費用の半額以上を集めた。同市は房総半島などに甚大な被害をもたらした2019年9月の台風15号で、静岡県富士市と西伊豆町、愛知県刈谷市から派遣を受けた。その恩返しの意味からも、新たにトレーラーを導入し、今回の派遣プロジェクトに参加した。

以下は省略しますが、こういった記事が紹介されていました。

災害時だけではなくて、平時はイベント等で使うこともできます。菊池市でもトイレトレーラーの導入に向けての取組を始めることを提案いたしますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、トイレトレーラーに関する質問についてお答えをいたします。

トイレトレーラーにつきましては、道路が寸断されたような場合については移動に支障を来すこと、また、先ほど議員からもありましたように、高額な導入費用がございしますので、本市の現状といたしましては、市が備蓄する使い捨てトイレの配布でありましたり、仮設トイレの設置などで対応してまいりたいと考えていますために、導入の検討についてはしていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今は検討していないという答弁でありましたが、先ほども述べましたように、災害時のトイレ対策については、なるべく様々な選択肢が

取れるように、いろんな形で備えておくということが大事ではないでしょうか。ですから、トイレトレーラーも、我が自治体のことだけではなく、周りとの助け合いの精神を持って、検討をいただけたらと思っております。ぜひとも今後考え直していただければありがたいです。

最後に、防災について、男女共同参画、ジェンダーの視点をどう取り入れるかについて質問します。

昨年9月議会において、全く同じ視点で東奈津子議員が、生理用品、赤ちゃんのミルクや紙おむつなどの備蓄についてと、防災担当課に女性職員を配置することについて質問されました。

答弁は、生理用品もミルクも備蓄していない。市内店舗と災害協定を結んでいるので、災害時には優先的に提供してもらうことになっているという内容でした。私は当然これらのものは備蓄してあるものと思い込んでいましたので、大変驚きました。

災害時には、能登半島地震がそうであったように、着の身着のまま命からがら避難するということが起こります。例えば発災が夜だった場合に、協定を結んでいる店舗が開いて、支援物資を調達できるのに一体何時間かかるのでしょうか。その間、赤ちゃんはミルクも飲めず、おむつも換えてもらえず、生理中の女性はナプキンも手に入らずに過ごすのでしょうか。赤ちゃんは3時間置きには授乳が必要です。

質問します。

防災備蓄の品目についての検討や決定は、どのような場で行われていますか、また、その場には女性が参画していましたか、お尋ねいたします。

2点目です。内閣府が全市区町村を対象に、22年12月時点の備蓄状況を調査した結果が2月4日に発表されています。新聞報道等でご覧になっていると思います。生理用品は82.5%、ミルクは72.5%、乳幼児用のおむつは66.9%の自治体が備蓄しています。しかし、女性用下着や離乳食等々、内閣府がチェックシートに記載しているもろもろの女性や妊産婦、乳幼児向けの備蓄は進んでおらず、また、防災部署に女性が一人もいない自治体が6割に上るという結果でありました。菊池市もこれに該当するわけです。

内閣府は取組が進んでいないとして、自治体ごとの女性職員割合や、備蓄状況を色分けして、今後、ホームページ上で公開し、改善を促すとしています。この内閣府の発表については、どのように受け止めておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

備蓄用品の検討・決定等につきましては、これまで防災交通課において実施してまいりましたために、女性の参画はございませんでした。

本年度からは人権啓発・男女共同参画推進課と情報交換や協議を行いまして、備蓄用品などについては、男女共同参画の視点を取り入れるよう連携を行っているところでございます。

なお、令和6年度当初予算案におきまして、先ほどありました液体ミルク、生理用品等の備蓄予算についても計上しているところでございます。

2点目につきましてはですが、内閣府の調査で、災害時における女性や乳幼児向け用品の備蓄が進んでいない状況、また防災部署に女性職員の配置がない自治体が6割以上ある実態が明らかになったということは把握をいたしております。

災害時の避難所運営でありましたり、備蓄品の調達など、男女共同参画の視点は大変必要であると感じておるところでございます。

現状、災害対応におきましては、防災会議や庁内検討委員会の構成、災害対応業務の庁内体制の中で、男女共同参画の視点を踏まえ進めているところでございます。

担当部署のみにかわらず、様々な女性の視点を生かすことは重要なことであると考えておりますので、今後も庁内の各部署や市内各種団体等、幅広く多様な意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 備蓄については、これまでは防災交通課が担っていたので、女性の参画がなかったという答弁をいただきました。そこは今後は改善していくという方向性も示されましたので、ぜひとも、ご自身言われたように、女性の視点というのを大切に、これから備えていっていただきたいと思います。

備蓄の内容について、生理用ナプキンやミルクについては、予算計上しているとの答弁もいただいて、これもほっとしたところです。しかしながら、ミルクだけあっても、哺乳瓶がなければ、赤ちゃんはミルクは飲めません。そういったことに気がついていくためには、やはり女性の参画は不可欠だと思っております。

1月末、女性議員の会のグループラインに、次のようなメッセージがありました。読みます。友人である石川県七尾市の女性開業医から緊急のお願いがありました。避難所で女性や子どもの性被害が起こっているそうです。トイレには電気がなく、真っ暗な状態、防犯ブザー、ホイッスルを送ってほしいという緊急なお願いです。一口1,000円で賛同いただける方はご連絡くださいというものでした。その日

のうちに10万円が集まり、防犯ブザー付きのライト120個を送ったという報告も来ました。

テレビやラジオでは、女性やお子さんは一人ではトイレに行かないでくださいという注意喚起が行われていました。残念ながら、避難所では女性や子どもの安全が脅かされる現実があります。

菊池市の地域防災計画、避難所の運営管理の方針について、次のようにあります。市は避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。この際、避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めていくものとする。本当に全くそのとおりだと思います。この防災計画の中に述べられていることは、先ほどの部長答弁ともびったり重なる内容だと認識しました。避難所の運営管理にも女性の視点は欠かせません。

内閣府男女共同参画局がつくった防災復興ガイドラインは、各自治体の男女共同参画担当部局の果たす役割は大きいものであるとして、地域防災計画等においては、その役割を位置づけるように求めています。菊池市で言えば、男女共同参画係がそれに当たると思います。

菊池市地域防災計画にも、さきに述べた方針を現実のものとして生かしていくために、男女共同参画係の役割を明記することが必要ではないでしょうか。今の防災計画はそうになっておりません。ジェンダーの視点からの避難所の課題とニーズをきちんと把握し、改善するキーマンとしての役割は、男女共同参画係に担っていただきたいと考えます。

内閣府のチェックシートを活用して、避難所の巡回指導を行ったり、担当職員や避難所の相談を受けたり、ジェンダーの視点から、現場のニーズを防災本部につないだり、必要な啓発を行ったりすることなどがそれに当たるのだと思います。

地域防災計画にきちんと男女共同参画係の役割を位置づけることに対して、市の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、男女共同参画担当部局の役割を地域防災計画の中への明記ということでのご質問に対してお答えをいたします。

現在、本市の地域防災計画の中におきまして、人権啓発・男女共同参画推進課は総務対策部に所属をしております。応援班として、総務対策部内及び本部室への応援を行うことを業務としております。

このような体制の中で、地域防災計画におきましては、これまで、先ほど議員の

ほうからご案内ございました「避難所の運営における男女共同参画の推進」や、「女性や子ども等の安全への配慮」、また「避難所班につとめて女性職員を含めていく」と、こういった男女共同参画の視点を盛り込んだ改正をこれまでも行ってきたところでございます。

また、「菊池市避難所運営マニュアル」におきましても、防災に男女共同参画の視点を取り入れることを行っているところでございます。

このように、女性の視点からの災害対応に関する必要な取組はこれまでも行っているところでございます。災害時の適切な支援につながるよう努めてまいりました。

今後も地域防災計画におきまして、男女共同参画の視点に立った担当部局としての役割を明記していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 熊本地震のときは、当時は男女共同参画課でありましたが、男女共同参画課のお二人が避難所を実際に巡回しながら、女性への配慮がきちんとなされているかどうか、見て回ったんだというようなお話も伺っています。そのことがきちんと役割として防災計画に位置づけられることが重要だと思いましたが、その方向で取り組んでいただけたということだったので、とてもよいというか、安心をいたしました。ありがとうございます。

また、内閣府の調査では言われましたが、災害対応の部署に女性が一人もいない自治体が6割を占めるということで、ここにも改善を求められています。私も防災担当課に女性を配置することがとても重要ではないかと考えています。しかし、長い間、男性ばかりだった部署に、たった一人、女性が配置されても、意見の言いにくさや活動のしにくさがあるかもしれません。そこで、男女共同参画係に防災担当を兼任していただくことができないかと考えました。

内閣府のガイドラインに7つの基本方針が示されています。抜粋します。

その1、平常時からの男女共同参画の推進が防災復興の基盤となる。その4、男女の人権を尊重して、安全・安心を確保する。その5、女性の視点を入れて、必要な民間との連携・協働体制を構築する。これらの項目は男女共同参画係の日常の活動と全く重なります。

市の防災計画には女性の視点が必要だと明記されています。また、男女共同参画計画にも、防災における男女共同参画を推進するという文言があります。双方からその必要性というのは認め合っているところであります。

男女共同参画計画の具体的施策の中に、防災用物資の備蓄、避難計画等の検討を行うに当たり女性の参画を拡大しますとありました。これはずっと以前からこういう文言があります。しかしながら、昨年まで、実際には備蓄品の検討に当たっては、男性のみで決定されてきたという事実もあります。計画のとおりにはなっておりませんでした。担い手がはっきりしていなかったからではないかと思います。

防災について、ここは女性の視点が必要だという場面には、男女共同参画係がそれを担うということを組織的にはっきりさせておけば、改善ができるのではないのでしょうか。防災交通課との兼任という形を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

これまでお答えをいたしましたように、防災分野におけます男女共同参画推進の必要性は認識をしております。これまでも防災交通課と人権啓発・男女共同参画推進課は、情報交換や協議を行ってきたところでございます。

今後も、発災時に女性の困難やニーズに対しの確に応えることができますように、さらに密接な連携を図ってまいりたいと考えております。

男女共同参画課が防災部局との兼任というご質問でございますけれども、職員の配置につきましては、庁内の組織体制に関わる件でございますので、貴重なご意見として受け止めさせていただきまして、今後の課題の一つとして捉えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 方針の中や計画の中では男女共同参画がきちんとうたわれているのに、現実の動きの中では、そこが抜け落ちているというようなことが今後起きていきませんように、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。兼任がいかげなものかということであれば、前に東議員が質問されましたように、専任の防災交通課に女性職員を配置するという方向で考えていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午後0時01分

開議 午後１時００分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○１５番 荒木崇之 議員 皆さん、こんにちは。議席番号１５番、荒木崇之です。

初めに、病児保育について質問いたします。

病児・病後児保育については、これまで複数の議員が質問されております。令和５年９月議会において、古田議員の質問の中で、現在菊池市で病児・病後児保育サービスをされている菊池みゆきこども園のカンガルーのポケットが令和４年度に利用者に対してアンケートを行ったところ、泗水地区に病児保育があったらいいとの意見があったとのことで、保育園以外の事業者で病児保育を設置できないかと質問されております。その答弁として、中尾健康福祉部長は、令和元年度に一部の保育園や医療機関に対して実施の意向確認はしたが、場所の問題などの理由で事業者を確保できなかったとのことでした。

市長は、今年度の施政方針の中で、２か所目の病児保育事業所を開設すると明言されていますが、これは去年も同じことを言われて、結局、できておりません。

そこで、質問いたします。

令和元年度以降、泗水地区で病児保育を開設したいという事業所または保育園はあったのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、荒木議員のお尋ねでございます。病児保育についてということでございます。泗水地区で開設を希望した事業所はあったのかというお尋ねかと思います。

まず、病児・病後児保育施設の２か所目を増設する計画に至った経緯について、簡単にご説明をさせていただきます。

○１５番 荒木崇之 議員 あったか、なかったかでいいです。

○中尾孝浩 健康福祉部長 よろしいですか。

本年度に入りまして、利用件数もコロナ前の状態に近づきつつあることということもございまして、先ほど議員のほうからもございましたが、泗水地区の利用者が多いということでございましたので、管内の泗水地区の保育園に対しまして、病児・病後児保育事業の事業内容や利用状況等を説明しながら、実施の意向を確認したところでございます。

その結果、1か所の保育園から、事業の実施について、前向きに検討したいと回答をいただいております。

今後は、事業実施を検討されている保育園と、事業実施に向けた具体的な協議を行い、開設に向けた準備を進めていくところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁は、もう毎回言っていますけど、聞かれたことだけ簡潔明瞭によりしくお願いいたします。

泗水の保育園が1園、病児保育の開設に前向きとのことでありますが、私もその話は聞いております。

では、その保育園が病児保育の開設に当たり、市への要望として、合志市、菊陽町、大津町の病児保育事業所に、2市2町の子どもであれば利用できる連携、つまりは、病児保育の広域連携を要望されていますが、これ、11月に相談してて、菊池市から前向きな返答がないとのことであります。なぜ1市2町との病児保育の広域連携については消極的なのか、お尋ねします。

併せて、1市2町との広域連携については消極的な菊池市ですが、熊本市とは広域連携を令和元年に結んでいます。

お尋ねします。

熊本市とは広域連携を結んでいるのに、消防もごみ処理も一緒に、生活圏内が同じ合志市、大津町、菊陽町と、病児保育の広域連携ができないのはなぜですか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質問にお答えをします。

本市の今の利用体系でございますが、菊池管内、それから山鹿市におきましては、住所または勤務地を有する自治体であれば、事業利用の事前登録を行い、施設の予約を取れば、病児・病後児保育施設を相互に利用することができる広域的な利用対象者と定めておるところでございます。

加えて、今、議員のほうからもございましたが、連携中枢都市圏に係る連携協約を締結しております熊本市につきましても、本市と熊本市の方が本市及び熊本市相互の施設を利用することができるということでございます。

先ほど少し申し上げましたが、本事業の利用件数が徐々にコロナ以前に戻りつつあるということで、施設の利用定員を超えた利用希望があるというふうに認識をし

ております。利用対象者であっても、施設の利用をお断りすることが発生しておりますので、それに含めまして、施設の増設を計画しているところでございます。

そういったことから、広域連携の対象者の範囲を広げ過ぎると、先ほど述べました本来の広域的な利用対象者が利用できなくなる懸念もありますので、まずは、本来の現状の利用対象者がお断りされることもなく施設を利用できるよう、整備していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 中尾健康福祉部長が言われているやつは、それは在住・在勤というやつなんですよ。在住・在勤と広域連携は大きく違いますので、ちょっと在住・在勤というのと広域連携の違いというのを示したいと思っておりますが、在住・在勤というのは、利用者が菊池市に住民票があるか、勤務しているということが条件なんです。勤務している利用者は、勤務している根拠書類が必要で、事業者からですね。利用者目線ではない。何より仕事をしていないと病児保育に預けることができません。これが在住・在勤です。今、市がおっしゃっているやつはですね。

ただ、広域連携となると、市町村同士が契約しますので、今の熊本市と一緒にですね。そのまちに住んでさえいれば使える。その市に住んでさえいれば使える。両方、連携しているところは。仕事をしてなくても、在勤の縛りはないので、例えば上の子が参観日だったとしても、下の子が発熱したと。その家庭の理由で、自身の病気が通院とかがあったときに、たまたま子どもと一緒に病気になったときには、仕事をしていない方も預かりができる。これが広域連携であります。

現在の病児保育というのは、仕事をしていなくても預けれるのが主流、市長風に言うと、トレンドであります。これが今の主流というふうに言われていますね。子ども家庭庁が示しているのはですね。

それと、先ほど言われた広域連携をすると、よその自治体からも来て、菊池市の子どもが利用できなくなる。いわゆる菊池市の子ども優先というのを打合せの中で子育て支援課長から言われたことについては、社会福祉主事の資格を持つ私としては残念でなりません。福祉に優先順位をつけるのかという思いがあるからです。

広域連携をすれば、利便性のいい連携している市や町の病児保育施設を使えるということにもなりますので、逆に、十分に菊池市民の市民サービスになるという考えは、今の子育て支援課にはないのでしょうか。そうは言いましても、病児保育事業にはお金がないとできません。

ここで、病児保育の運営費となる交付金の算定についての表を示します。福島議員にお手伝いをいただきます。初めての試みです。

[パネルを示す]

私の顔は隠れてしまいますけども、パネルをしっかり見ていただきたいと思います。

まず、病児保育施設には、基本分として、これ、703万円が交付されます。右上の基本分というところですね。その他、利用者数に応じて加算分があります。年間の利用者が100人未満だと100万円、一番上ですね。200人だと300万円といったように加算分が交付され、例えば赤い点線の囲みになりますが、700人の利用ですと800万円が交付されて、基本分703万円プラス800万円で、1,503万円が交付金、いわゆる病児保育施設の運営費の内容になるわけですね。では、次のパネルを示します。

その1,503万円の国、県、市の負担割合でありますけども、これは3分の1ずつ、つまりは、国が501万円、赤字で書いているところです。県が501万円、市が501万円となります。菊池市が病児保育の広域連携に消極的なところはここにあるかと考えます。

例えば、700人の利用者の半分以上が市外からだったとします。大津町、菊陽町から来られたとします。そうすると、350人の市外の子どものために、菊池市の税金が使用されることになるので、利用対象者を市内に限定したいのではないかと考察しますが、それが一番の原因なのではないですか、答弁をお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、費用の件につきましては、今、議員がお示しいただいたとおりでございます。

本市が消極的な理由、そこにつきまして、費用の面かというようなお話かと思いますが、先ほども申し上げたんですけれども、非常にお断り件数あたりが、今、現状でも増えてきているというような状況を認識しております。

そこで、まず、やはり現在の対象者、広域的な利用が、現在でも広域的な、荒木議員のおっしゃるところとはちょっと違うかもしれませんが、利用できなくなる懸念もございますので、まずは現在の本来の利用対象者がお断りされることなく施設を利用できるよう、整備をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 一般社団法人全国病児保育協議会の本部事務局は、これは熊本市にあります。私は病児保育の広域連携は、これからの子育て政策において、非常に重要な一助になると考えておりますので、事務局長にお願いして資料を送っていただきました。ガイドラインとか、こども家庭庁の広域連携の資料とか頂きました。これは子育て支援課も持っておられます。もちろん担当の子育て支援課では、病児保育に関する資料を熟読された上での答弁だと思っておりますが、病児保育広域受入ガイドラインという資料が2022年度版という資料がありますが、これは毎年、厚生労働省、現在のこども家庭庁が全国の市町村を対象として実施している、子ども・子育て支援推進調査研究事業の結果を基に作成されたものです。菊池市も、もちろん回答されています。

その中で、広域連携をするメリットとして、まず、利用者視点から申しますと、1、居住する市町村に病児保育施設がない場合でも、市外の病児保育施設を利用できる。2、就労や家庭生活の事情に合わせて、病児保育施設を利用できる。これは先ほど私が申したものです。それと、3、逆に、市内の病児保育施設に空きがない日に、市外の病児保育施設を利用できるなどが考えられます。

自治体のメリット、これは、1、自治体の施策として、子育て支援を前面に打ち出せるということです。2、市町村格差の是正につながる。3、単独で病児保育施設を設置するところが困難な人口が減少している地域の人口規模によって生じる、利用者のニーズをカバーできる。これちょっと分かりにくいですが、例えば、旭志の方には申し訳ないですけど、今現在、旭志はちょっと子どもの数が少ない。そういったところに病児保育をつくってくださいといっても、受ける事業者がいないわけなんですよ。利用者が少ないから、パイが少ないからですよ。そういうときに大津町にあれば、大津町と広域連携しとったら、旭志の人たちは大津町にも行けるし、菊池にも泗水にも行けると。合志市も利用できると。これが、市町村としては自分のところで設置しなくていいから、これが市町村のメリットであります。

最後に、病児保育施設の視点でのメリットは、1、市外在住者が利用することで、利用者数が増加する。これは先ほど言いました、旭志に例えばつくったとする。そして、利用者が少ない。けど、大津町から来てくれる。菊陽町から来てくれる。そうすると利用者はどうにかペイできるということで、これは病児保育施設のメリットがあると。もちろん利用者数が増加すると、交付金が増額されるということでもあります。

では、広域連携をしたことで、市内の子どもたちが利用できなくなるというのを菊池市は懸念されている。いわゆる菊池市の子ども優先と答弁されましたが、こど

も家庭庁の市町村の調査では、これに書いてあるんですけど、広域連携をして利便性が向上したが60.8%、利用できない人が減ったが20.8%、利用者が増えることで予約できないケースが増えたという、菊池市が懸念するケースは何と3.4%という結果が出ています。ですから、市内利用者が使えなくなるという答弁は何のエビデンス、根拠もないということを申しておきます。

それから、市外の利用者が増えると、菊池市の持ち出し分の3分の1が増えるということに対する、これは提案ですが、私からのですね。ここに、こども家庭庁が令和5年12月12日に出した「地方自治体における病児保育事業の広域連携について」という国からのお達しがあります。お達しといいますか、これは紹介事例ですね。ここに大分県の広域連携事業を実例として挙げています。

パネルを示します。福島議員、またお願いします。

[パネルを示す]

病児保育に要する費用として、国、県、市の負担割合が3分の1ずつというのは先ほど申しましたが、市の3分の1の負担のうち、主管市、つまりは広域連携の軸になるという市になれば、主管市というんですけども、協力自治体から協力金が支払われます、連携自治体から。協力金というのを取っていいんですよ、これは。つまりは、市外の利用者が増えれば、その分を連携自治体に請求できるので、主管市は税負担が増えるどころか、逆にお金が入ってきます。

実際、菊池市は、熊本市を主管市として、熊本市は9市町村とこの連携を結んでいるんですけども、主管市として連携していますので、毎年、協力金を支出しているということは、中尾部長も決裁を押されているのでご存じかと思います。

もし、大津町、菊陽町、合志市と広域連携するなら、菊池市が主管市としてやってやらないと、協力金が入ってきません。今日、大津町の議員も来られていますけど、私の質問を聞いて、これは大津町が主管市になろうって、大津町が主管市になったら金が入ってくるということで、主管市になった場合、協力金を払う側は菊池市、つまりは熊本市と同じ連携になってしまいます。主管市はこの協力金の中から事務費を取ることができるんですよ。全部が全部、病児保育施設にやる必要はない。事務費を取って、人をその分、広域連携の事務に充てることもできるんです。これはちゃんとこども家庭庁の通達であっていますから、これはもうご存じだと思います。

だから、主管市となって、大津町、菊陽町、合志市に先を越されることなく、主管市となって病児保育の広域連携をすべきと考えますが、市内の子ども優先というのは懸念、これはもうアンケートで、今、ないと。3.4%であると。逆に増えた。逆にもう利便性が増えたというのはあっております。費用負担に対する懸念事

項というの、今のを私が示しましたんで、全て解決できるかと思いますが、これでもやっぱり在住・在勤にこだわるのか、江頭市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 病児・病後児保育に関する広域の考え方を述べよと、そういう趣旨のご質問だというふうに思います。

健康福祉部長が申しましたとおり、本来、この病児・病後児保育の仕組みというのは、当然ですけれども、菊池市の税金で賄いますので、本来は自市の市民向けというのが基本的な考えであります。

しかしながら、菊池郡市におきましては、菊池市民の方がお隣、合志市あるいは大津町、菊陽町で勤務する。また、その逆もまた真なりということで、勤務地は相互にクロスするわけでありますので、勤務地に向かう途中で、このお子様を、病児・病後児を預けることができれば一番合理的なわけであります。そこは2市2町は非常に、今、お住まいと職場というのがもうクロスしていますので、2市2町で協議しました結果、じゃあ、そこはお互いさまですねと。基本は自分の市民の子どもたちをお預かりするけども、そこに合志市の方であれば、菊池市に勤務地があると。そうすると、わざわざこちらにお見えになる途中でお預けになると。じゃあ、その逆もやりましょうということで、やっているのが今の趣旨でございます。

以前は、そのお断りの件数というのがまだ1桁のパーセントで済んでいたんですけども、この令和3年ぐらい、令和4年ぐらいになりますと、急にやっぱり上がってきて、それは新型コロナウイルス感染症も一応収束に向かいつつある中で、だんだん安心感も出てきたというふうに思うんですね。それがもう20数%にすら、お断り率がなってきたと。つまり、本来対象になる人が、もう実はそれぐらい受入れができない状態になっているんですね。

議員さんが広域とおっしゃっている意味は、実はもっと広義のお話であって、例えば熊本市にいる人は全部菊池市に持ってきていいよと。そうすると何人来るか分からないことになるわけですね。あるいは、それは合志市、菊陽町、こちら辺が全部拡大しちゃいますと、とてもではないけども、それは税金で賄えないおそれが非常に増大するわけであります。

実は、熊本市とは広域連携のありようがちょっと違いまして、熊本市は連携中枢都市圏というのをやっていますので、熊本市が音頭を取って、さっきおっしゃっていただいた9つの市町がそれにつながっているわけですね。実はそこでは勤務地の条件は入っておりません。それは実際には熊本市と菊池市の間は非常に距離がありますので、菊池市に勤務地がないのに、わざわざ熊本市からいらっしゃるという方

は非常に実は少ないんですね。受入れ件数自体も、熊本市からいらっしゃっている方は実は非常に少ないので、特段、今、運営上の支障はないわけでありますけども、これが2市2町ベースで同じ状態になりますと、恐らく受入れが今まで以上に困難になると。支障を来すということを変心配しております、2市2町も恐らく同じ考えではないかと、これは私が推測するわけでございます。

以上の状況でございますので、これ以上、新たな広域連携の対象を増やすことはなかなかできないと。本来の利用対象者がしっかりと利用できるような仕組みにしたということでありますので、病児・病後児保育事業については、現在の実施方法を継続した上で、施設の増設に向けた準備を進めていきたいと、そういうふうに考えている次第です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 市長、この20分ぐらい、私の質問を聞いていましたか。

ちょっと言いたいの、熊本市と広域連携やっているんですよ。さっき言ったでしょう。在住・在勤にかかわらず、熊本市の方であれば利用できると。熊本市みたいに中枢市、主管市になってやらないかと言っているわけなんですよ。そしたら、税負担とおっしゃったけど、逆に入ってくる、お金は。これ、年間ゼロから50人だったとしても、1人当たり23万円入ってくるんですよ、最高で。市長、分かっていますか。50人来たら幾らですか。1,000万円近く入ってくるじゃないですか。だから、私はそれを事務費として菊池市が主管市でやればいいと言っているわけなんですよ。

今言われる在住・在勤と、広域連携をごちゃ混ぜにされたら、これ困りますよ。2市2町は、うちは入ってくるだけじゃないです。こちらからも向こうに預けれるから、在住・在勤もやれるけど、広域連携すると、それは家庭の事情ですよ。要は勤めている勤めてないにかかわらずやれるから、広域連携で主管市になればお金も入ってくる。ウィン・ウィンじゃないかっていうふうに思うわけですけど、市長があんまり理解されてないんで、仕方はないというふうに思っていますが、こども家庭庁では、病児保育の広域連携を積極的に進めることは、市町村間の地域格差の解消につながり、子育て政策を展開するに当たり重要であると示しております。病児保育は子育てにおける家庭支援と地域支援において、セーフティーネットとして大きな役割を果たしていると、はっきり書いてあります。市長が読まれたかどうかは分かりませんが、このこども家庭庁の中にはですね。国の子育て政策と相反する菊池市の病児保育への認識の甘さには残念で私はなりません。

病児保育の広域連携に消極的な理由が、これ、やっていない市町村の理由というのがちゃんと書いてあるんですよ。この回答とメリット、懸念に対する回答というのを、私、全部読みましたけど、これ、やってないところが言っているのが、一つ、導入の際の自治体間の調整が面倒と。こちらから、うちが主管市になるので、大津町、菊陽町さん、どうですかというのが面倒、言い出しっぺになりたくないというのが1。2、補助金の申請が煩雑になる。これは逆に統一されるから、補助金の申請は楽になるんですよ。3、導入方法が分からず、足踏みしている。これは正直ですよ。4、契約を結ぶなど事務負担が増えるのが嫌。自分たちの仕事が増えるのが嫌と言っているんですよ。この役所の理由で広域連携をしないのであれば、私はこれは市民サービスを怠っているとしか思えませんので、やっぱりこれはちゃんとやっていただきたいと。また、そういう意識ではやってないということを、この市町村アンケートのような理由でないことを信じて、次の質問に移りたいと思います。

次に、菊池市の公共交通政策について質問いたします。

この質問は、令和元年の6月に行っておりますが、それから近隣自治体と本市を取り巻く状況が大きく変わっていることから、再度質問すべきと考えた次第です。

令和3年11月9日に、世界的半導体メーカーであるTSMCがお隣の菊陽町に進出することが報道され、はや2年と3か月がたち、先週の2月24日には第1工場が稼働しました。その間、TSMCの経済効果は菊陽町だけにとどまらず、近隣の自治体に大きな経済効果、不動産特需をもたらしています。

合志市では、御代志駅付近に商業施設が、私が住む泗水地区の福本から目と鼻の先の辻久保地区にはゆめマートが進出し、合志市は人口と同じで勢いは増すばかりです。

本市でも、泗水地区にはアパートがたくさん多くなったように見えます。ある不動産屋さんとお話をしたところ、菊陽町や大津町は土地の価格が上がり、買えなくなっているので、旧泗水町と西原村の土地を求める開発業者の問合せが急増しているとのこと。しかし、残念ながら、本市では目立った企業の進出はおろか、人口も増えていないのが現状であります。

交通面では、株式会社TaKuRo o、これは旧電鉄タクシーからミハナタクシーになって、TaKuRo oというふうになりましたけど、合併して、ここが令和5年12月31日で菊池営業所を閉鎖しました。もう近隣では山鹿営業所だけになってしまいました。

また、泗水地区では、あいのりタクシーという事前予約制のタクシーが運行されていますが、利用者が少なく、事業者が撤退を考えている旨の相談もあった次第で

す。

前回も私は紹介しましたが、合志市はレターバス事業と乗合タクシー事業をされていて、レターバス事業が、路線が3路線で、年間の運行費が令和4年度の決算ベースで約7,900万円の支出、乗合タクシー事業費として、5路線に1,350万円、合計約9,250万円を公共交通施策に支出されています、独自の自分たちで自前の公共交通施策に。私が聞きました令和元年のときは、予算額は6,500万円でしたから、そのときと比べて3,000万円ぐらい予算を上げてやっていらっしゃるということでもあります。

菊陽町は、菊陽町のキャラクター「キャロッピー」をモチーフにした市内循環バスが、中央環状線や西部線、南部線の3路線を運行されていて、運行費として約2,400万円を支出、令和元年は運行していなかった乗合タクシーを令和2年度から運行されるようになり、運行費は年間500万円とのことです。合計3,000万円を自前の公共交通施策に支出されています。

一方、菊池市の交通施策では、きくちべんりカーとあいのりタクシーというんですか、乗合タクシーの運行費は合わせて2,370万円です。

菊池市の令和5年度の一般会計予算273億円に対して、合志市が263億円、菊陽町は182億円と、菊池市よりも予算規模は少なくなっています。しかし、JR路線や菊池電車、さらに民間バス路線が多数ある合志市と菊陽町が、自前で巡回バスの運行をされていることは、いかに公共交通施策に力を入れているかというのがお分かりかと思います。

お尋ねします。

菊池市の公共交通政策は、現在の政策で十分だと考えますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの荒木議員のご質問にご回答いたします。

先ほど議員もおっしゃられましたように、現在、TSMC進出に伴う宅地開発等の環境が激変する中で、おっしゃられたとおり、その人口減少の影響ですとか、あと、路線バスやタクシーの利用者の減少、乗務員の担い手不足など、様々な地域課題が顕在化している状況でございます。

こうした状況の中、交通政策は非常に重要なテーマと捉えておりまして、各市町でもそれぞれの特性を踏まえた施策に腐心をされておられると思っております。

議員がおっしゃられた予算というか、数値に関しては、コミュニティ交通に係る

予算をおっしゃっていただいたというふうに思っておりますけれども、鉄道のない本市においては、既存の路線バスにも多額の補助を行っているなど、地域ごとに実情が異なるので、公共交通予算の全体を見る必要があるというふうには捉えております。

こうした観点から、本市の公共交通予算全体が必ずしも低いというふうには考えていない状況でございます。

いずれにしても、やっぱりこのような環境が激変するという中で、令和6年度に市民や公共交通機関、及び国・県・有識者による会議体を組織いたしまして、本市の公共交通のマスタープランとなります菊池市公共交通計画を策定することを今計画しております。その中で、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークを今後形成していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今の政策で十分かというお尋ねをしたんですけども、今からまた変えていくということは、十分ではないと。これで要は到達点にはないというところですかね。

私も十分でないという認識は、これは私も同じです。なぜかといいますと、5年前、10年前、20年前と比べて、その頃は各行政区に一つずつぐらい商店、何とか商店というのがあったと思うんですよ。どんなに田舎でも、どんなに山間部でも、どんなに町なかでも、大体何とか商店というのがあって、ちょっとしたものを売っていたと思うんですけど、もうそれが、今、泗水では1か所ぐらいしかなくなっているんじゃないかなというふうに考えるわけなんですよ。

さらに、移動販売車、これは木下議員が常に言われていましたけど、移動販売車も、もう来なくなったところもあって、買物難民は、私は5年間ですごく増えているというふうに思います。菊池市の高齢化率も上がっていますから、増えていると思います。やっぱりそれを、その証拠として、私は毎回、毎議会ごとに広報を配りますけども、桜山地区というところに1つショップがあったんですけども、そこがなくなって、桜山の方が言われるのは、本当に困ると。コンビニが合志市の竹迫というところあるんですけど、そこまでも行けないから、どうにかこの交通手段を確保してくださいということは言われております。

やっぱり何というか、国は免許を返納しろと簡単に言いますが、この免許がなくなったら、もう家に籠もってくれと言っているようにしか思えないんですよ、私はですね。免許がなくても、買物にも困らない、ごみ出しにも困らない、そうい

うのがやっぱり行政のあるべき姿じゃないかというふうに思うわけです。

皆さんは、よく公共交通を充実させると、今度、逆にアンビーに買物に行ったり、熊本市に買物に行ったりしてしまうんじゃないかと思いがちですけど、結構高齢者の方に話を聞くと、いやいや、隈府にでん何年かぶりに買物に行きたいとか、マルショックで十分とか、そういう声は聞くわけなんですよ。

だから、ぜひ、皆さんはまだ車に乗れるからいいです。ただ、車に乗れない人たち、過去に私はシニアカーの提言もいたしましたけども、シニアカーに30分も乗っていると、これ痔になりますよ、痛いから。やっぱりシニアカーで、せめて2キロぐらい行って、そこからバスに乗って買物に行けるような、そんな施策をぜひ考えていただきたいというふうに思っているんですが、ここに、令和3年5月27日に市内タクシー業者から連名で、べんりカーをタクシー業者で、これ、べんりカーというのはコミュニティバスですね。隈府地区を走っているコミュニティバスをタクシー業者で運行させてもらいたいとの要望書が上がっております。その中身というのが、詳しい内容として、現在の定員29人の小型バスをタクシー業者が所有する10人定員のジャンボタクシーに変えることで、市の運行委託料の削減と、バスが入れないところ、狭いところへの運行地域の拡大ができるので、べんりカー事業の見直しをお願いしたいとの要望書であります。

また、乗合タクシーを利用したいという泗水地区の方から、中心部に近いからということで、このあいのりタクシー、乗合タクシーを利用できないというふうに言われたそうです。隣の行政区は利用できるのにとの苦情もあり、調べてみましたところ、泗水地区の16行政区が、民間バス路線から公民館が500メートル以上離れているからとの理由で利用できないとのことというのが分かりました。

例えば、富の原の東区というところは利用できる。同じところですよ。富の原の西区は利用できないけども、東区は利用できる。久米一区は利用できるけども、久米二区は利用できない。でも、そこというのは行政区で分けてもらおうと、入ってきているんですよ。入ってきているというか、混じり合っているところがあるんですよ。久米も先から先までは、端から端までは1キロメートル以上あるので、同じ久米一区といっても大分違うわけですよ。そこは行政区、どこでもそうだと思うんですけども、その行政区で分けているということで、この乗合タクシーが利用できない。これが泗水地区で16行政区あるということが分かりました。

そこで、お尋ねします。

菊池市は令和4年度から5年度にかけて、菊池市全体に公共交通のアンケートを取っておられますけども、泗水地区において、べんりカーのいわゆるコミュニティバス導入に関する要望の声というのはあったんでしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

アンケートの概要についてご説明をさせていただいてから、件数を申し上げてもよろしいでしょうか。

まず、菊池市公共交通アンケートの概要についてですけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、様々な課題が顕在化しているということも踏まえて、路線バスや「きくちべんりカー」、「きくちあいのりタクシー」等、本市の公共交通サービスの利用状況や満足度を調査し、市民のご意見を今後の公共交通施策に反映することを目的に、先ほどおっしゃられましたように、令和4年度に旭志地域、令和5年度にそれ以外の地域で、市内全戸を対象にアンケート調査を実施しております。全体の回答数は3,682件、回答率は22.5%となっています。地域別では、旧菊池地域が16.7%、七城地域が34.3%、旭志地域が34%、泗水地域が27.2%となっております。

議員が今ご質問の件ですけれども、泗水地域での巡回バス運行に関する記述の件数ですけれども、これは「菊池の公共交通に対する意見、要望」の自由記述欄において確認をさせていただいておりますが、全体で54件、表記がっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が思っているようなことを54件の方も思っていられちゃうということでもあります。中にはやっぱり声を上げれない人というか、お話をすると、やっぱりもうタクシーじゃなくて、そういう巡回バスがなという声はよくお聞きするんですよね。

また、まだ乗れる方、俺はまだ大丈夫だもんねという方は、なかなかこのバスというか、市がしているようなコミュニティバスには興味がないというところが多いんじゃないかと思うんですけども、54件あったということで、これを基に、前回の令和元年の一般質問でも提案しましたが、改めて泗水地区に路線型のジャンボタクシーの導入を提案したいと思います。

なぜ泗水地区だけと言われるかもしれませんが、それは私が暮らしているので、泗水地区の生活形態は分かります。しかし、旭志地区、七城地区、菊池地区のことを、暮らしてないのに語ることは机上の空論だと考えますし、各地区に必要なだと考えるなら、その地区の議員が一般質問なり提案をすればよいと思っています。私の質問を受けて、たしか福島議員が七城地区でもジャンボタクシーを使ったコミュ

ニティバスをとすることは過去に言われています。

まず、私はモデルケースとして、泗水地区に路線型のジャンボタクシーの導入を提案したいと考えますが、泗水地区はまちの中心を国道３８７号という背骨が通っています。そこを中心に南北に半径２キロメートルと、東西に半径５キロメートルと、非常にコンパクトであります。また、国道３８７号には熊本電鉄が運行します民間の路線バスが走っていますので、例えば道の駅のところにある泗水バス停まで乗り入れれば、利用者は民間の路線バスに乗って、隈府にも熊本市内にも行けるようになります。

それと、買物はスーパーと道の駅、ドラッグストア、病院、歯医者、銀行が１か所に集中していますので、ここに来れば、町外に出なくとも生活用品を購入することはできます。ほぼほぼ泗水の方はそうされています。

さらには、今度、合志市辻久保に開発されていますゆめマートの商業施設までは、泗水の道の駅からバスに乗って３駅のところにありますので、つまり、泗水地区は町内だけで生活が自己完結できる点にあります。

そこで、お尋ねしますが、１０人乗りのジャンボタクシーを路線型、要は各行政区の公民館などに乗る場所を決めて、泗水地区を道の駅を中心に八の字で運行する、巡回する泗水地区巡回バスの導入をすべきと提案しますが、導入の考えがあるか、市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ご質問のほうで、泗水地区におけるべんりカーの考えはないかということでございます。

菊池市の全体のこうした公共交通というものは、各地区の特性も踏まえると同時に、全体の視点で考える必要がございます。冒頭に政策企画部長が申し上げましたとおり、様々な地域課題が顕在化しております。特に各種運転手の方の確保が難しい。また、タクシー業界も非常に今、困難に直面していらっしゃる。そういう担い手、運営側の問題もございます。

また一方で、TSMC進出をきっかけに、本市への人口流入の増加も期待されているところであります。特に人口を増やしていけば、国道３２５号を中心に、今度は渋滞の問題も出てまいりますので、その方面に向けた、例えばバス路線等も、ある意味では、テーマに今後なってくると思いますし、熊本電鉄さんとせんだって意見交換する機会がございましたけども、こうしたことにはかなり前向きな感じをお持ちでございました。

もう一つ、全体交通政策の上で、泗水地区を考える上でも、考えておかなきゃい

けないのは、合志市などと違いまして、うちは実は路線バスに対する補助が非常に大きいんですね。合志市さんはあまり大きくはありません。恐らく人口密度が非常に高いので、事業自体として、ある程度の採算が取れているのかなと、これは私が推測しているわけでございます。

私どもの場合は、路線バスに大きく多額の補助を出していますので、残りがべんりカーとか乗合タクシーに向かっているわけであります。それは地域特性が違うので、しょうがないんですね。でも、それは全体を合計してみますと、先ほど政策企画部長申しましたとおり、公共交通に対する私どもの支出というのは、決して小さいほうではないということなんです。そういう全体の中で、この泗水地区でのべんりカーの件につきましては、ちょうど冒頭にお話ししたように、いろいろ環境が激変しつつあるわけでありますので、令和6年度4月以降に、もう泗水地区も当然含めた全体の公共交通計画というのを本市において策定をしてみたいと思います。その中で、市民の方々あるいは交通機関のご意見、有識者等の助言もいただきながら、巡回バスも含めて、どういうふうな公共交通サービスが最適なのか、あるいは最善なのか、そうしたことを検討してみたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 検討するということでしたので、私からすれば、私が言っているから、やらないというだろうと思っていたんですけど、私としては、前向きな回答だったかなというふうに思っております。

ぜひ有識者を含めて、コミュニティバス、泗水地区巡回バスの導入をしていただきたいというふうに思うわけですが、今現在、テレビをつけますと、菊陽町の問題であります。開所式でモリス・チャンさんが来たとか、大臣が来たとか、景気のいい話があります。

ただ、T SMCの経済効果や人口の波及効果が菊池市ではまだ実感していない。一部の方は実感していると思います。不動産とかは、実際、家賃も上がっているし、地価も上がっていますので、一部の方は実感しているかというふうに思われますけれども、まだ私はそんなに、やっぱり市民の方から、わあ、来たけん、にぎわうごんなったねと。飲み屋街もそんなににぎわっていませんしね。逆に、今度、タクシーと代行が減って、帰りが大変だから飲みに行けないというのを聞くぐらいですから、あんまり実感として効果が出てないというには思うんですけど、まだここまで波及していないというふうに思っているんですけども、私は人口が減っている自治体の共通の原因は、上下水道などのインフラが整っていないというのはもちろんです

が、一番の原因というのは不便だからなんです。買物や病院に行くのに車以外の手段がない。不便だから若い世代の人口が流出する。人口が減ると物が売れない。だから、商店が撤退する。店がないと働く場所がなくなる。そうすると、民間バス路線も廃止になる。若い世代が減ったので、小中学校だけでなく、保育園も高校も定員割れとなる。まさに負のスパイラルであります。菊池市はもうこの負のスパイラルに陥っているのではないのでしょうか。

私が、この負のスパイラルから脱出するため、人口増加が見込める地域へのインフラ整備、企業誘致による雇用の創出、最初の質問でもしました市独自の子育て施策、そして、高齢者が困らない公共交通施策をこれまで提案してきたことをご理解されているでしょうか。

桜を植えても、ラブベンチなる椅子を作っても、公園を造っても、住みたい田舎に選ばれても、人口が増えてないことは、もう市民の皆さんも、市の職員の皆さんも、お気づきのはずです。

住んでいる人が、住んでいて何も不自由がない、市民の不満を満足に変えていくような提案をこれまでも、これからも一般質問の場において行っていきたいというふうに思っております。

最後に、今年度で退職される方の退職のはなむけの言葉を言いたいと思います。私は一時期、市の職員をしておりましたので、その方たちから、自治体の職員とは何かというのも習いましたし、一緒に野球をしたり、消防団に入れてもらったり、酒の飲み方も教えてもらったり、すごく一番に、皆さんが市民のこと、町民のことを考えていらっしゃるというのは私は思っております。

まだまだこれから人生100年時代です。100年時代と言われています。折り返しをちょっと過ぎたと思って、これからも皆さんの人生に幸多からんことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時50分

開議 午後1時57分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、こんにちは。議席番号8番、福島英徳です。

この冬は、皆さんおっしゃっていましたが、元旦の痛ましい石川県能登の地震に始まり、羽田空港での飛行機事故や、全国各地で火災も多く発生しております。被災や被害に遭われた方々には、心よりご祈念申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

また、2月に入り、例年であれば一番寒い時期にもかかわらず、ジェットコースターのように気温が乱高下しております。体には十分気をつけてお過ごしください。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

菊池川流域日本遺産について。

菊池川流域日本遺産の菊池川流域3市1町、菊池市、山鹿市、玉名市、和水町は、「米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」をテーマに、平成29年に日本遺産に認定されました。

これに関する一般質問を認定された平成29年、2017年の6月議会で泉田議員と柁原議員が、また、令和元年の6月議会では二ノ文議員がされております。

2015年から文化庁が、東京オリンピック開催予定だった2020年までの6年間に100件の認定を目指して始まり、最終的には104件が認定されました。また新規認定の募集については、2020年度の募集をもって、当面最後とされております。認定地域は、熊本県では人吉・球磨地域が18番目、菊池川流域が54番目、最後の104番目に八代市が認定されております。

そこで、お尋ねします。

そもそも菊池川流域の日本遺産認定に向けた申請に至る背景をお示しください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えします。

日本遺産の認定に向けた背景はということでございます。

まず、日本遺産制度とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定する制度でございます。認定されたストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化群（後に発言の申出があり、「文化群」を「文化財群」へ訂正）を活用し、地域活性化を図ることを目的としております。

日本遺産に認定されるには、歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーであることが必要とされております。

菊池市、山鹿市、玉名市、和水町及び県が協議をし、菊池川流域にまたがる構成文化財の数々が、約二千年前から培われてきた菊池川流域の米づくりに対する思い

と、歴史や技術を現代に伝えるものであり、日本遺産にふさわしいと考えて申請を行い、平成29年度に「米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」として認定されたものでございます。

以上、お答えします。

答弁の訂正をお願いします。先ほど「文化群」と申し上げましたところ、これは「文化財群」の間違いでございます。おわびして、訂正申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 大きな何ですかね。私が聞きたかったのは、結局、こういうことをしたい、もっとやっぱり絞った、そのような背景というのがあるのかなと思って聞いたつもりだったんですけども、全体的なことを言われてしまいました。

先ほどのお話にもありましたように、ホームページには「今後も、より多くの方に菊池川流域日本遺産を知っていただけるように、日本遺産を活かした観光事業や普及啓発事業等を行っていきます」とありますが、認定されてからの6年間、菊池市単独ではどのような観光事業及び普及啓発事業の活動を行ってきたのか、また、3市1町の広域での活動内容も併せてお示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

平成29年度の認定を受けてから6年間の菊池市及び団体等の取組はということでございます。

菊池川流域日本遺産協議会は、菊池市、山鹿市、玉名市、和水町の3市1町、熊本県、国土交通省、構成自治体の商工会、観光協会、農業協同組合、物産関係団体、文化財関係団体により構成されております。その協議会の中に観光推進部会、「食と農」推進部会、文化財保護活用推進部会（後に発言の申出があり、「文化財保護活用推進部会」を「文化財保存活用推進部会」へ訂正）を設置し、それぞれの分野で事業を展開しております。

観光推進部会では、SNSや各種メディアを活用した情報発信事業、モニターツアーやモデルルートの造成等、観光事業化を進めてまいりました。また、インバウンド誘客に向け、台湾・香港の出版社、ブロガーを招聘し、意見交換も行ってきたところでございます。

「食と農」推進部会では、地域の飲食店との連携により「ヲムスビ」をテーマに菊池川流域の米や食材を使った新メニュー開発、地域のお米をテーマに、ロゴマーク入りののぼり旗やステッカーの作成、地域の飲食店をウェブサイトや冊子で紹介

するなどの情報発信やイベント出店を行い、おいしい地域ブランドの確立・PR事業を進めてまいりました。

文化財保存活用推進部会では、認定ガイドの育成事業、ホームページ、パンフレット等の作成、毎年、日本遺産の日に合わせたパネル展示、出前講座や出前授業による普及啓発事業を行ってまいりました。

全体的な事業としまして、取組を行うための持続可能な体制の維持・確立を目指して、ガイド派遣事業の委託、広報誌でのリレー連載、構成文化財の統一デザイン説明板の設置、シンポジウムの開催、PR事業等を進めてまいったところでございます。

このほか、民間主体の取組としましては、各種団体による菊池川の自然や川遊びの体験等が行われております。

市としましては、三部会それぞれに担当者が参画し、事業を展開する一方、本市独自の取組としましては、米・食味コンクール、竜門ダムフェスタ、全国のきくちさんサミット等で日本遺産ブースを出展し、PR事業を行ってきたところでございます。

以上、お答えします。

訂正をお願いします。最初、「文化財保護活用推進部会」と申しましたが、正しくは「文化財保存活用推進部会」でございます。おわびして、訂正申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そういった活動内容が評価されて、昨年、令和5年には菊池川流域日本遺産が再認定されたことだと思います。

令和5年7月14日に文化庁から発表された継続審査結果には、大きく2つの評価項目がありまして、1つ目の計画目標の達成に対する評価においては、日本遺産を活用した集客・活性化、日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化、日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立の3項目。

2つ目の取組内容による評価におきましては、組織整備、戦略立案、人材育成整備、観光事業化、普及啓発、情報編集・発信の7つの項目で、総合評価は可の判定で認定継続となりました。

教育部長、これ、分析されているのであれば、どの項目が優れていて、どの項目が改善されるべきだと思われていますか。分析されているのであれば構いません。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいま福島議員のご質問にお答えします。

どの項目が評価されたのかという区分に関しましては、まだ分析はできておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ここに、見えないと思うんですけど、文化庁から出された評価が記載されております。おおむね設定とか計画については評価できるとありますが、さらなる検討・具体化が望ましいとされている内容を一部読み上げますね。

ストーリー資源の活用という点で、これらを具体化する事業面での対応について、さらなる検討・具体化が望ましい。

古代の米作り、その後の日本列島民の歴史における展開をどのように地元、来訪者に伝えていくのか、具体的な内容が不明確である。モデルツアーの検証を行い、どのようにガイド育成につなげていくのか、さらなる検討・具体化が望ましい。

ストーリーへの国内外への戦略的、効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進というところでは、組織としては適切な体制が維持されているものの、現時点では自立・自走ができる状態には至っておらず、さらなる検討・具体化が望ましい。

こういったさらなる検討・具体化が望ましいといったような総合評価を受けておりますので、またこのあたりは読んでいただけたらと思います。

このような評価結果を受けまして、次の認定継続までの3年間をどのように取り組む考えなのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにち。私のほうから、認定更新後の取組についてお答えいたしたいと思います。

先ほども議員のほうでおっしゃられたように、令和4年度末に、平成29年度からの6年間の取組を総括しました実績報告書の作成と併せまして、令和5年度からの3か年の計画を示した地域活性化計画を策定しております。

そして、令和5年6月、これらの資料と現地確認による認定更新の審査が行われ、7月に認定継続となったところです。

この計画では、協議会組織の維持・強化のための定期的な会議・研修や、観光事業としてのイベント開催及びストーリーに関連する食メニュー等の商品開発、また普及啓発のための構成文化財の公開や出前講座の開催などに取り組むこととしております。

市としまして、米コンクール等をはじめとする様々なイベントや物産展等の際には、ノベルティグッズを活用した日本遺産の認知度向上、また市民向け講座の実施による普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ありがとうございます。

今、いただいた答弁内容が実現することを期待したいところなのですが、本当に大丈夫なのかな、実現するのかなといった懸念も拭えません。なぜなら、例えばといますか、令和元年6月議会で二ノ文議員が菊池川流域日本遺産についての一般質問をされており、そのとき、歴史文化には相当力を入れているようだが、食のほうは少し寂しいので、菊池市米・食味コンクールを菊池川流域産米・食味コンクールと銘打って、3市1町で持ち回り開催をするのはどうかとの質問をされております。

当時の経済部長からは、議員の提案の件については、この日本遺産の協議会構成自治体4市町でございます。この協議の中で、うちのほうから改めてまた提案をしていきたいと思っております。今後、日本遺産の魅力につながるような食のイベント等につきましては、積極的に取り入れたいというふうに考えておりますので、よろしければ、今日ご提案いただいたものも併せて提案し、4市町連携して取り組めるように頑張っていきたいと思えます。そう頼もしい答弁をされていますが、私の記憶では、菊池川流域3市1町での食のイベント等を行われていないと思いますが、この件は、今、どうなっているのか、経済部長にお聞きします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の件につきましては、議事録等について承知をしているところでございますけれども、経緯については確認が取れておりません。

しかしながら、昨年11月に開催されております菊池米食味コンクールの会場におきまして、菊池川流域日本遺産料理コンテストというものが開催されておまして、非常に好評だったとは聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ただ、当時の経済部長はしっかり、ほかの市や町とも図っ

ていきながら、取り組んでいきたいというふうに言われておりますので、ぜひともこういったものは実現していったほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

菊池川流域日本遺産には米作りもテーマになっており、関連した質問にもなりますが、今後の稲作農業についてお尋ねします。

菊池川流域に美しく広がる田園風景をこれからも守っていくには、若い人材が欠かせません。しかしながら、実際は高齢化が進み、小作に出される方々も少なくはない状況において、稲作農家の将来はどうなっていくのかでしょうか。栽培放棄によって荒地が増えていくことを危惧する次第です。

稲作農業を行うのにはいろんな機械を購入しなければならないのですが、購入するために補助金を申請しようにも、そのハードルが高いのは現状ではないでしょうか。また、購入したからには、取れ高が少なくても、その返済は重くのしかかり、簡単にやめるわけにもいかず、今後、高齢になることを考えると不安でたまらないといった声も聞きます。

そこで、質問します。

一口に稲作と言っても、一般的な食用米、主食用米といたしますか、あと酒用や米菓用の加工用米、それにWC Sを含めた飼料米に分けられると思います。米価の取引価格はどのように決められているのか、先ほど申しました主食用米、加工用米、飼料米ごとに教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、主食用米につきましては、JA菊池出荷の場合、出荷量の見込み、市況、過去の販売実績などに基きまして、熊本県経済連で基準価格が示された後、JA菊池の「米穀共同計算委員会」で品種や等級に応じて農家に支払われる概算の金額が決定し、農家に支払われます。

実際に最終的な価格が決定するのは、出荷から約1年半後に米の販売が終了する時点になり、その時点で手数料を除いた精算金が農家に支払われることになります。

JA菊池出荷者のうち、七城地域で栽培された主食用米は、七城町銘柄米センターを通じて経済連の基準価格より高値で販売されますので、その差額は銘柄米奨励金として農家に支払われております。

JA菊池以外の業者に出荷される場合につきましては、経済連が示す基準価格や市場価格などを参考にしながら、価格が決定されていると伺っております。

主食用米を個人間で販売される方をはじめ、加工用米や酒米につきましては、出

荷先が様々で栽培内容や品種、生産コストでも価格設定が異なりますので、出荷先との話し合いや交渉等によって価格が決定されているものと考えております。

次に、飼料用米及びWCSにつきましては、水田活用の直接支払交付金が国から支払われておりまして、基本的な交付金の単価は、主食用米の価格や生産コストなどを参考に国が決定することになります。

基本的な単価以外の加算金などの部分につきましては、前年度の交付額及び国の予算額を参考に、菊池市農業再生協議会で協議され、単価が決定することになります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 加工用米に関しても、様々な形態があるというふうに理解したらいいですね。確かに様々な取引形態がありまして、一概に幾らとは判断しづらいことがよく分かりました。

それでは次に、栽培方法についてお尋ねします。

主食用米と酒米に関しては無農薬、化学肥料や堆肥を使用しない無肥料栽培が増えているとも聞きます。環境面からも、農薬や化学肥料を使用しないことは推奨されるところと考えますが、大まかで構いませんので、現在、無農薬・無肥料で栽培されている割合はどれぐらいなのかを教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、無農薬・無化学肥料の割合ですけれども、まず、本市の主食用米の作付面積につきましては、令和5年度（後に発言の申出があり、「令和5年度」を「令和5年産」へ訂正）で1,506ヘクタールとなっております。

このうち、本市で把握しております無農薬・無化学肥料での栽培、いわゆる有機農業で栽培されております主食用米の面積は約149ヘクタールとなっておりますので、本市で生産される主食用米の約1割が有機農業で栽培されているということになります。

また、七城地域におきましては、有機農業による栽培のほかに、大半の農家で農薬及び化学肥料の使用を慣行栽培より50%以上低減されております特別栽培米の栽培が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 1割程度ということですね。無農薬や無化学肥料への移行にはまだまだ先が長そうだということのようです。

肥料メーカーが作る日本肥料アンモニア協会のコメントには、日本の稲作は、稲の成長を促すため、田植えや夏場に複数回、肥料を与える必要があり、農家の方は肥料が入った重いタンクと機械を背負って田んぼの中を歩き回らなければならないことを考慮すると、高齢化や農地の大規模化に伴って、大きな負担になっていたようです。また、必要以上に肥料を与えることは水環境への負荷になり、課題だったとあります。

そこで、考え出されたのが肥料の表面を薄いプラスチックで覆い、一定の水分が浸透すると殻が破れて、中身が溶け出す仕組みのマイクロプラスチック肥料です。この肥料は、ほかの肥料と一緒に使うと、一回まくだけで時間差で異なる効果があり、農家の手間の低減や水環境への負荷も減らせることから、被覆肥料や一発肥料などと呼ばれ、今では日本の水田のおよそ6割で利用されているといえます。

しかし、気になるのが化学肥料における大量のマイクロプラスチックが田んぼから川に流れ、海にたどり着きます。これは昨日、泉田議員もおっしゃってありました。2ミリから4ミリほどの小さなプラスチックであるため、魚は餌と勘違いして、大量に摂取するとも聞いております。肥料を与える負担を考慮すると、マイクロプラスチックでコーティングした肥料を使用することで、負担が軽くなることは理解できます。

また、このマイクロプラスチックは、長時間紫外線に当てると分解するとのことですが、分解する前に川から海まで流れて出てしまうのが現状です。しかし、川に流さないようにすることは容易ではありません、特に小ちゃいからです。

市長の施政方針では、有機農業をはじめ、化学合成肥料や化学合成農薬の低減など、環境にやさしい農業の推進を強化すると述べられました。どのような計画なのか、国の方針に追従するのか、また、市として独自の方針があるのであれば、それをお示しく下さい。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えします。

その前に、先ほど作付面積につきまして、「令和5年度」で1,506ヘクタールと申し上げましたけども、「令和5年産」で1,506ヘクタールというところになります。おわびして、訂正いたします。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

農薬とか化学肥料を使用しない有機農業の目標面積というのが、「みどりの食料システム戦略」で定められてはおりますけども、農作物全体で定められておりますので、水稻栽培における国の目標という数値はございません。市としても、水稻の有機農業の目標数値はないところです。

しかしながら、ただいま申し上げました「みどりの食料システム戦略」ということで、2050年までに有機農業の面積を耕地面積の25%というところで掲げられておりますので、本市としても国の目標に沿いまして、有機農業を推進していくという必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 やはり目標というのはきちんと定めるべきであると思います。目標を掲げることで、それに対する分析もできると思いますので、ぜひともそのようにやっていただきたいと思います。

行政として、環境にやさしい農業の推進強化であり、また、無農薬や無肥料栽培への普及啓発を行う考えがあることは理解できました。高齢化が進み、後継者がなくなる傾向の今後の稲作農業、稲作農業者に対する取組をどのように考えているのか、行政だけではなく、JAともどのように連携して推進していくのか、具体的な市長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問ですけども、市長へのご質問ということになりますけども、まず私のほうから具体的な取組の内容につきまして、答弁させていただきます。

耕作放棄地を増やさないと、そういったことに取り組むことが大事なことでありますので、増やさないための取組としまして、農作物の作付を行う担い手の確保・育成というものは非常に重要だと考えております。

これまでも、本市独自の新規農業就業奨励金の交付や国の各種支援制度の活用をはじめ、本市で雇用しております営農指導員による農業技術や経営の助言・指導など、農業者に対するサポート体制を充実させまして、新規農業者を確保し、優れた農業者の育成に努めてまいったところでございます。

また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業により、農業者だけではなく地域が一体となって農地や農道、水路等を守る活動に対しましても、支援を行ってまいったところでございます。

今後も引き続き、こうした支援を継続して行いたいと考えております。

また、この有機農業の推進につきましては、普及啓発ということで、これまでも環境負荷低減を行う農業者を支援するために、「環境保全型農業直接支払交付金事業」、また本市独自の取組であります「菊池基準」の制定、また、米食味コンクールでは「環境王国菊池基準登録部門」を設けまして、有機農業をはじめとした環境にやさしい農業の推進を図っていたところでございます。

また、令和3年に国が策定しております「みどりの食料システム戦略」や昨今の生産資材の高騰によりまして、化学肥料や農薬に頼らない農業への転換が求められている現在の状況を踏まえたと、本市としまして、これまで以上に有機農業を推進していくという必要があると思っております。

そのための取組の一つとしまして、地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」を目指し、現在、急ピッチで準備を進めているところでございます。JA菊池や有機農業に取り組んでいる農業者などを交えた話合いの場を設け、有機農業の普及拡大に向けた具体的な取組の検討を現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま経済部長が申しましたことを踏まえて、私のほうの考えを述べたいと思います。

まず、耕作放棄地についてですけども、先ほど来、部長が述べましたとおり、本市の農業を支える担い手の確保・育成というものが大変重要でございますので、引き続きこれに努めるとともに、中山間地域等直接支払事業などによる地域活動への支援等々、耕作放棄地を増やさないための取組を続けてまいります。

また、無農薬・無化学肥料の普及啓発についてでありますけども、これまでお話をさせていただいた菊池基準であるとか、あるいは、米コンクールにおける環境王国菊池基準部門を設けるといったふうな、いわゆる環境保全型農業を推進するということを農家の皆さんと一緒に地道にやってまいりましたけれども、近年、国の「みどりの食料システム戦略」が打ち出されたということで、これまで取り組んできた方向というのは、これでよかったんだということを改めてうれしく思っているところでございます。

今後も引き続き、オーガニックビレッジを目指すということを一つの共有目標にして、耕作放棄地の発生防止であるとか、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の実現に向けた各種施策を展開するとともに、安心・安全な農作物をPRしながら、本市の基幹産業である農業の持続的な発展に向けて取り組んでまいりたいと、

そのように考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今、おっしゃったような取組が早く実を結ぶように期待して、最後の質問に入ります。

菊池川河川管理について質問いたします。

この質問は、これまで3回行っておりますので、少しだけおさらいをしておきます。

令和3年度までは七城地区の河川美化作業は、市が会計年度任用職員を雇用して行ってきましたが、猛暑や高齢化が進み、作業効率が悪化し、草刈りが遅れて通行に支障を来し、苦情が出た。よって、令和4年度からは業務委託契約に切り替えたとのことでした。その委託先は1補助団体であり、指名審査会へ提出することを免除する団体でないにもかかわらず、単独随意契約で委託契約したことが適切だったかの疑問を呈しました。

令和3年12月27日の当時の土木課長決裁の報告書では、単独随意契約となると非営利団体であることが条件であると書かれております。要するに、非営利団体であるがゆえ、単独随意契約ができたところじつけられております。

経済建設常任委員会で、非営利団体として単独随意契約で委託契約しているにもかかわらず、契約先である七城ふさとコスモスマつり実行委員会の令和4年度決算では、284万974円の利益が出ているが、市に返還するべきではないのかと質問したところ、土木課からの回答は、利益を出すのは企業努力だから、問題ないとのことでした。

しかし、それは適切な入札を経て、契約に至った場合であれば理解できますが、この案件は単独随意契約であることから、不当であると考えます。

また、作業終了後の適切な検査が行われていないにもかかわらず、税金である委託費を遅延なく支払われていること、なぜこれほどまでに急いで業務委託にする必要があったのか、全てにおいて拙速感が否めません。

それでは、質問に入ります。

まず、令和3年度まで、会計年度任用職員さんが七城地区の河川美化作業を行っていたが、苦情があったために委託契約に変更した。しかし、苦情内容の文書控えはないと建設部長は答弁されました。文書の控えもなく、苦情があったから会計年度任用職員さんを首にした。これがまかり通るのであれば、冤罪をつくろうと思えば簡単にできるシステムであると考えただけでも恐怖を覚えます。

そこで、本日は、実際に苦情を寄せられている七城支所長にお尋ねしたいと思います。

令和3年度までは会計年度任用職員さんが作業をされておりました。その期間の苦情件数と内容があればお聞かせください。

また、委託契約に移行された令和4年度と令和5年度の苦情件数と内容が分かれば、簡潔で構いませんのでお聞かせください。

併せて、七城区長会からも河川美化作業について要望が出され、苦情も寄せられていると聞いておりますので、以上3点をお尋ねします。

○水上隆光 議長 古田七城支所長。

[登壇]

○古田十咲 七城支所長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、委託前後の七城支所への河川除草に関する苦情等の状況についてお答えいたします。

まず、委託前の令和3年度の状況につきましては、河川除草に関する要望は、記録は残しておりませんが、年に数件ほどあっております。その内容は、堤防の一部になりますが、除草をしてほしいといった内容でございます。

要望に対しましては、土木課に連絡し、なるべく優先的に除草ができるように、作業員のスケジュールの調整を行いまして、数日内に対応していた状況でございます。

次に、委託初年度の令和4年度の状況ですが、支所で記録している限り、7月から11月にかけて、電話及び支所への来庁により、16件の要望等が寄せられております。内容につきましては、菊池川や迫間川、また鴨川の河川敷の道路やのり面の草刈りについて、今年はできていないとのご意見や、早急にしてほしいといった要望等でございます。

最後に、令和5年度の状況ですが、支所への要望は減ってきておりますが、内容については、令和4年度と同様に、河川敷の道路の安全性の確保や、河川の環境整備に関する要望が寄せられております。

それから、区長会の要望もあっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 丁寧な答弁ありがとうございます。

苦情が出たから等の理由で委託契約に変更されたにもかかわらず、令和3年度までの会計年度任用職員さんが作業していた時期には、ほとんど苦情はなく、住民からの要望に応じて美化作業をしていたとのことですが、委託契約した令和4年度に

は多くの苦情、16件というふうにおっしゃいました。要望が寄せられているとのことでした。また、これは全て文面で残され、日付と名前も記載されているようです。これが当たり前といえば当たり前なんですが。

苦情内容は、令和3年度まできちんと刈られていた場所が、令和4年度には刈られていなかったことが多いようです。令和5年度には人身事故も発生しております。景観だけではなく、事故まで起きるありさまです。業務を委託契約に切り替えてから、このような苦情が増えているのはなぜなのか。委託契約書には仕様書や約款も当然あります。作業を仕様書に基づき、約款にのっとって行われているのであれば、このような苦情はなかったのではないのでしょうか。

美化委託要項には、草の刈取り高は最大10センチメートル程度とするが、できる限り短く刈るものとするとしております。また、管理委託内訳書には、七城地区のみ、刈り取った草の集草梱包と記されておりますが、どの場所を見ても集草梱包はされておらず、刈ったまま放置されており、草の刈取り高は10センチメートル以上の箇所があちこちで見受けられているのが現状です。なぜ契約書の要項が履行されていないのか。履行されていないにもかかわらず、支払いができるのかを建設部長にお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

国の契約におきましては、その刈り高は10センチメートルというような形で、10センチメートル程度ということで規定をされております。うちから委託をするときに、その10センチメートルという規定については定めておりませんけども、できるだけ短く刈ってほしいという形でお願いをしているところでございます。

いろいろその苦情を寄せられているという部分につきましては、以前からも苦情はもちろんありました。今回、議員のほうからご紹介がありましたとおり、高齢化であったり、夏場の猛暑の環境であったり、会計年度任用職員を募集してもなかなか集まらないとか、そういった部分で持続性を考えたときに、今の地域の団体にお願いしたほうがスムーズにいくという考えの下に、今現在、委託をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 答弁になっていないと思うんですよね。履行できていないにもかかわらず、お金を払っている。税金なんですよ。やはりきちんとそうやって

いくべきだと思います。

会計年度任用職員さんが集まらないというふうにおっしゃったんですけども、実際、今刈っている人たちよりも、そのときの会計年度職員さんが刈っていたときのほうが人数は多いです。何か答弁に矛盾が生じていると思うんですよね。でも、もうこれ以上言っても、多分同じ答弁だと思いますので、次に行きます。

令和4年度の委託先である1補助団体の決算書を見ますと、修繕費に約46万円、リース料、これは大型トラクターですとか、小型除草機、刈払機に約167万円が計上されております。しかし、令和3年度までは会計年度任用職員さんの作業時に使用する草刈り用の機械類はほとんど市の所有物だったはずですが、委託の場合には、市が所有している機械を使用することはできないのでしょうか。使用することができかできないかでお答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

委託につきまして、市の所有物である機械について使用できるかということでございますが、そちらについては、申込みにより使用することも可能になってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そうです。使用できるんですよね。市が保有している機械を使用できるにもかかわらず、なぜ多額のリース費用が発生するのか。なぜ市が保有している機械を使わずにリースするのか。結局、市の保有物を使うのであれば、修繕費も発生しないはずなんですよ、当然市が行いますから。なぜそういうふうなことが起きているのか、理由をお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

当初の委託といたしまして、人件費の部分であったり、機械であったり、機械損料であったり、そういった部分は委託料に含めていたところなんですけども、令和5年以降につきましては、機械については、市のほうで購入をして、貸し出すという形に切り替えておりますので、そういうことで申込みがあれば、機械の貸出しも可能という形で進めてまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そういうのは市から貸し出して、委託料を下げるべきだと思いますよ、委託を継続するのであれば。

強引に非営利団体として単独随意契約で委託を行い、令和4年度には多くの苦情が出たにもかかわらず、決算では、先ほど申しました284万974円の利益が出ても、市に返還することなく、委託先であるコスモスまつり実行委員会への補助金400万円は従来どおりです。

例えば、補助金の400万円に利益分の約250万円を充当すれば、市からの補助金は約115万円で済むわけです。河川美化作業を会計年度任用職員から業務委託に替えたメリットがあればお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員から委託のほうに替えたメリットということでございますけども、基本的に、先ほどから申し上げておりますとおり、会計年度任用職員での継続性が非常に難しくなったというところでございます。地域の団体で組織しております菊池市商工会七城支所の青年部等も含まれておりますし、区長会あたりも含まれておりますので、地域の方たちの一体感と、祭りとの兼ね合いで一体的に行ったほうがより効果的であるということで、その委託のほうに切り替えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 私にはデメリットだらけに映ります。委託業者へのあっせんによる丸投げ、会計年度任用職員さんの管理が不要になるなど、自分たちのメリットとしか感じられません。

最後に、福岡県嘉麻市では、市内の草刈り業務をめぐって、官製談合防止法違反の疑いで、今月、2月16日に4人の逮捕者が出ました。

実績のない1補助団体との委託契約の在り方につきましては、官製談合の疑いがある旨の指摘をしてまいりました。しかし、執行部からは何ら問題ないとのことです。福岡県嘉麻市の二の舞を踏むことがないように忠告して、私の一般質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、２月２８日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後２時４９分

第 5 号

2 月 2 8 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和6年2月28日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、稲継智康です。本日は2月28日です。ちょうど私の誕生日ということで、すごく今日、一般質問が非常に有益な意味となりました。

それでは、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

1番目は、きくち起業塾ときくち未来創造塾に関して質問させていただきます。

きくち起業塾が3年、きくち未来創造塾が2年行われております。本会議1日目にも市長から令和6年度の施政方針で取り上げられていた事業です。また熊日新聞にも、つい最近の2月21日号に「地域活性へ人材塾がタッグ」と題して、若手経営者が後押し、起業塾生ということで、新聞にもちょうど紹介されました。ですけど、この事業、なかなかどういう事業かということを市民の方もご存じないことが多いです。実際、予算も使われていますけども、この事業をもう少し私なりに中身をお聞きしたいと思って、今回、質問させていただきました。

それでは、改めて1回目の質問をさせていただきます。

きくち起業塾・未来創造塾の取組内容と予算を教えてください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、2つの事業の取組内容とこれまでの予算額についてお答えいたします。

初めに、きくち起業塾につきましては、菊池市内で起業を考えている方を対象に、必要なスキルを学び、菊池市内での起業に向けて、令和3年度より行っているものです。

きくち起業塾につきましては、業務委託により事業を進めておりまして、現役の経営者や専門家などによる全13回の講座及び受講生一人一人が起業に向けて作成する事業計画書へのアドバイスを行い、最終講座では塾生によるビジネスプランの発表を行うものです。

予算額としましては、本事業の委託料としまして、令和3年度が350万円、令和4年度が662万2,000円、令和5年度が同じく662万2,000円となっております。

次に、きくち未来創造塾につきましては、産官学金が連携した組織体制によりまして、地域課題の解決と地域経済活性化の実現を図ることを目的に、令和4年度より行っているものです。

内容としましては、熊本大学との共同研究により事業を進めており、大学教授や専門家による講義及び事例学習、その内容を踏まえたグループ討議などの全15回の講座を行うものとなっております。

この塾につきましては、地元の若手経営者や後継者が参加しておりまして、地域の課題と自社の課題を明確にし、本業や地域資源を生かしながら持続可能なビジネスモデルの創出に向けて取り組んでおり、最終講座では塾生によるビジネスプランの発表を行っております。

予算額としましては、事業予算としまして、令和4年度が153万2,000円、令和5年度が164万8,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ちょっとなかなか難しい事業内容だということですが、今、ご説明いただいて、少し中身のほうは理解したところであります。

また、予算ですが、令和5年度ですが、きくち起業塾に約660万円ほど、きくち未来創造塾に160万円ほど使われているということですが、この金額をどう考えるかということだと思います。

また、先ほどの答弁で、きくち起業塾に関しては、新規で起業を考えている方に菊池市で起業を促す施策、まとめますとですね。私なりに菊池市の起業支援ということ考えた場合ですが、以前は都市部に集中していた起業家が、近年では都心ではなく、地方が開業の地に選ばれることも珍しくありません。また、起業を検討しているが、どこで開業するか迷っているとか、都会での暮らしに疲れ、地方でその地域の特色を生かしたビジネスがしたいなどの意見もあるそうです。

また、この人口減少の時代に、少子高齢化への対策として、スタートアップの風土が根づけば、多くの起業家が集まります。地方経済に活気生まれるだけでなく、新たな雇用創出により、人口の流出も抑えられるでしょう。

起業をする場合、どこで開業するかはビジネスの成功を左右する重要な要素です。以前は情報や人材が集中する都心が起業の地になっていましたが、都心には競合が多い上に、コストがかかるというデメリットもあります。そこで、地方で開業するという選択肢も出てくるそうです。

また、地方で開業するメリットの中に、やはり固定費を削減できる、地元企業との協力が可能、地方のブランドイメージを活用できる、また、ライバルの少ない場所で営業できるなど、コスト削減につながる事が挙げられます。

特にコスト削減に関しては、大きく2つの要素があります。1つ目は、固定費が安いことですね。やはり都心より物件費、家賃ですね。人件費なども安いですし、また2つ目は、自治体からの優遇措置が受けられると。本市でも創業支援という形で、その後、そういう補助金などもつくっていただいております。

また、きくち未来創造塾に関しては、今、既存のビジネスを生かしながら、新たなビジネスモデルを創出し、地域課題をビジネスで解決していくことで、地域と企業とウィン・ウィンの関係を構築して、共通価値の創造の実現を目指して、人材を育てていくということで理解しております。また、菊池市内で事業者として新たなビジネスチャンスを求めて、自分で作り出す場所だということも分かりました。

また、この未来創造塾に関しては、熊本県内にも菊池市外で5か所行われているそうです。今期で八代市が4期目、玉名市が3期、阿蘇地区も3期、天草地区で3期、山鹿市は令和5年度から始められております。やはりこの辺は全て人口減少問題のある地域で、地域創生につながる役割として、自治体のほうも認識されて行われているんだと思います。

それでは、この予算を使って、この卒業された塾生の方が、その後、どういう活躍、どういう形で起業の実績とか、その辺をお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、2つの事業の成果としまして、受講者数と起業家数などをお答えいたします。

初めに、きくち起業塾の受講者数としましては、令和3年度が20名、令和4年度が16名、令和5年度が14名です。うち起業家数につきましては、令和3年度生から5名、令和4年度生からゼロ、令和5年度生から3名となっております。

塾の卒業生への支援としましては、定期的な進捗ヒアリングによる現状の把握や視察研修の実施などを行っております。

次に、きくち未来創造塾の受講者数としましては、令和4年度が8名、令和5年度が10名です。

1期生のビジネスモデルの実施率は50％となっております。

塾卒業後の支援としましては、定期的な進捗ヒアリングや卒業生間による情報交流等を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今、きくち起業塾のほうの起業された方が、令和3年度が5名、令和5年度が3名ということで、起業されていることとお聞きしました。

起業に関しては、きくち起業塾が終了したので、すぐ起業しますというわけにはなかなかいかないということは十分分かっております。やはり自己資金であるとか、実際に起業するまでに、またそれから1年、2年かかるということも十分存じ上げております。

まず、きくち起業塾の卒業者の方と、その後、何人かお話ししました。創業支援の相談会なども参加されている方もいらっしゃいますし、卒業生同士が交流されて、何か新しいビジネスができないかな、何社が組んでやれないかなというような形で、交流をその後もされていることもお聞きしております。なかなか一人できくち起業塾を受けて、一人で起業ができないと感じれば、共同で今後も起業される可能性もあると思います。

また、私がきくち起業塾の方の卒業生の方で古民家を使った民泊をされている方の施設の見学に行かせていただきました。深川地区にありまして、建物とか、周りの景色なんか、やはりいい感じのところ建っております。現在、昼間は間借りのランチみたいなことの貸出しと、民泊のほうは見させていただきましたけれども、まだまだ十分活用されているという形ではありませんでしたけれども、サウナなどを新しく導入されたりとか、少しずつ改装していく予定らしいので、徐々に採算ベースに乗っていくのではないかと思います。

また、きくち未来創造塾に関しては、なかなか目に見えて成果というものが出るものではないかなというふうに感じました。このきくち未来創造塾の方のお店にお伺いして、ちょっとお聞きしました。御所通りにあるんですけれども、以前からこの店の方はよく存じ上げておりまして、店舗活用について悩んでおられました。きくち未来創造塾で知り合った方々の商品を店舗のほうに委託販売をされていたんで

すよね。その店舗に置かれている業者さんも、菊池市の中で販売箇所がないかなと
いうことで探されたということで、お互いがこのきくち未来創造塾で知り合って、
異業種といいますか、業種が違う方が一緒に取組をされていかれるということで、
やはり本当になかなか目に見えないことですが、こうやってつながっているん
だなということを現場に行ってすごく感じさせていただきました。

また、その2階でイベントをやっているんですけども、ちょっと私、この間に行
けなかったんですけども、イベントに関しても、そのきくち未来創造塾の方から
委託で販売されている方たちが自分たちで計画して、イベントを行っているとい
うことで、なかなか卒業生の方もいい感じになっています。

また、二つに共通して言えるのが、菊池市を何とかしたいという方が結構いらっ
しゃるんですよね。実は、私もきくち起業塾のほうは2回ほど参加させていただきましたし、きくち未来創造塾のほうも1回参加させていただきましたけども、菊池
市を何とかしたいから、菊池市で何か商売をしたいとか、空き家がどうにかなっ
ているんで、私が空き家問題を解決して起業したいとか。皆さん、結構菊池愛を持っ
ている方が多いなということもすごく感じました。

また、こういう思いを持った人たちが、現在、菊池市が抱えるやはりイベント、
いろんなイベントなんかのマンパワー不足というのが、非常にどこの団体でも問題
になっております。こういうことが一つの始まりとして、人と人をつなげることに
よって、今ある課題に少しでも光が見えてくるのではないかというふうにはちょっ
と感じました。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今申し上げたことで、少しずつ進んでいるようには思いますけども、この2つの
事業の問題点、課題点はやっぱりあると思うんですよね。その辺を菊池市としては
どういうふうに認識されているのか、お答えください。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、きくち起業塾の課題としましては、募集対象者への周知と塾終了後の定期
的な支援であると認識しております。

次年度も周知に力を入れ、商工会とともに、より多くの受講生が集まるような募
集を行っていき、受講終了後も定期的な進捗ヒアリングによる現状の把握をしっか
りで行いたいと考えております。

また、きくち未来創造塾の課題としましては、募集対象者への周知と卒業後の輪
を広げていくことでありまして、こちらも同じく商工会とともに、受講終了後の進

歩ヒアリングを通した支援をしっかりと続けていくことが大切であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

やはり私も、きくち起業塾に関しても若干人も減っておりますし、やはり人材を、いい塾があっても、いかに人材を集めるかということがやっぱり必要だと思います。もちろん菊池市にいらっしゃる方が、きくち起業塾に関しては、起業していただくということが一番ベストであります。なかなかそこも限界があるのかなということも考えられます。

チラシも毎回こうやって作らせていただいていますけども、ちょっと何か、みんなに分かりにくいかなと。もうちょっと気楽に、確かに、これ1人参加費1万円払わなきゃいけないんですけども、もうちょっと何か軟らかいような、ちょっと表現しにくいんですけども、新しく菊池市でお店を始めましょうとか、そういうふうな軟らかい文字も使って、特に対象者のところなんかも、現在、菊池市在住または市内勤務の方、菊池市で起業を考えている方というふうにありますので、なかなか菊池市外の方が取り組みにくいのかなということもありますし、先ほど申し上げましたとおり、都会の方から、やっぱりIターンとかUターンにつながるような募集の仕方も一つの案ではないかと思います。最終的に、特に今、ウェブで何でも済みますので、ウェブでの参加なども加えれば加えていただいて、そういうふうにもうちょっと広い形で周知していただくと、もっと菊池市のこのきくち起業塾も広がっていくのかなと思います。

また、こういう地域の課題で、きくち起業塾であるとか、きくち未来創造塾というのが、地域創生とか、やっぱりビジネスの成功にチャンスをつなげて、また、菊池市が一番抱えておりますのは人口減少の問題ですね。やはりその辺の人口増加ということにもつながっていくんではないかなと思います。

それでは、最後に市長にお伺いします。

きくち起業塾、きくち未来創造塾が令和6年度の予算にも入っております。今後のきくち起業塾、きくち未来創造塾に対する市長のお考えをお答えください。よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。きくち起業塾、そして

また、きくち未来創造塾に関する考えを述べよということでございます。

近年の少子高齢化と人口減少というのは加速する一方でありまして、このまま、もし手を打たなければ、地域の経済がますますしぼんでいくという可能性があるわけでありまして。こうした問題解決の一つとして、両塾とも大変意義のある事業であるというふう考えて着手してきているわけでありまして。

せんだって、御所通りで両塾の塾生によるコラボイベントが行われたわけでありまして。これはきくち未来創造塾の1期生と、きくち起業塾の3期生とが繋がって、1期生の店舗を借りて、起業を考えている3期生がミニマルシェのコラボイベントを行ったということで、先ほどご紹介があったとおりであります。たくさんの方々が集まりまして、地区の皆さんも、大変活気が出たということで喜ばれておりました。

このイベントは、塾の卒業生により自発的に行われたものでありまして、実は、近年、カレーマルシェなど、様々なマルシェあるいはイベントが定着しつつありますけれども、こうしたものはこのきくち起業塾の前身に当たります「フューチャーラボKIKUCHI」を2期にわたってやりましたが、その卒塾生が中心になって定着させてきたものなんですね。このフューチャーラボまで含めると、たくさんの方々が受講していただいて、10社以上が起業を行っているということでありますし、かなりの数のマルシェイベントが季節の風物詩になってきているということでございます。

そういう意味では、大変当初期待していたような望ましい反応が、今、起こりつつあると。こうした一つ一つの起業としても成功していただきたいし、こうした若い人たちがグループになって、全体として菊池市の活性化の中心になっていくと。このことが期待しているもう一つの大きな理由であります。

課題としては、起業というのは、つまり、起こす業というのは、やはり言葉では言いますが、大変な事業であるというふうに考えております。ですから、その後のフォローアップやサポートというのが極めて大事になってくるわけでありまして。

また、既存の商工関係者の方々との交流、これも非常に大事でありまして、そこでの化学反応を通じて、この塾生だけではなくて、既存の商店街の皆さん、商工関係者の皆さんも活性化していただくと。こういうことを期待しているわけでありまして、ぜひとも商工会さんに果たしていただく役割はもっともっと大きくなるというふうに思っておりますので、一緒になってこの事業を支援しながら、大きく育てていきたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

今、市長のほうが言われましたとおり、やっぱりグループで、一つ一つのグループが活性化していくと。また、私もそれが一番重要だと思います。先ほども申し上げたとおり、やはり今の各種団体ですね。いろんな祭りに携わっている各種団体のいわゆるもう40代、50代ですけど、青年部と言われる人たちがいます。なかなかその後の人たちが育っていないということは現実です。人がいないんで、イベントに関しても、もうできないんじゃないかなというような声をよく聞きます。やはりその下の代がもう一つ育っていない、その下の代がなかなか育っていないという、実際、菊池市も問題があります。そういう形で、こういうきくち未来創造塾とかきくち起業塾を通して、少しずつでもグループが菊池市のことを活性化していただいて、またつながって行って、大きなものができていく、いわゆる菊池市が抱えるマンパワー不足、その一役も補ってくれるんじゃないかと思います。

また、フォローアップもやはり大事なことだと思います。特に、今、菊池市の商工業というのは、一番後継者不足、悩んでいる事業者が一番いらっしゃいます。やはり起業したい方が、後継者不足に悩んでいるところにつないでいただくとか、そうすれば、やはり一番初めに関わる開業資金なんかもかなり安くできますし、その辺もやはりフォローアップしながら、事業承継とか、そういうふうにつなげていていただきたいと思いますし、また、特にメリットが大きいのは創業などのやっぱり応援税だと思います。現在も創業支援の補助金などもつくっていただいております。また今後もその辺を十分にお願ひしたいと思います。

また、今回、一般質問で、何か菊池市以外の方を菊池市に呼び込むということがちょっと重点ですというふうに聞こえたかもしれませんが、あくまでも菊池市民の方がやっぱり起業していただいて、菊池市を盛り立てていただくということがやはり大前提であるということに間違いがないと思います。

今後も、この2つの塾からいろんな塾生の方が出て、菊池市が少しでも盛り上がる、先に見えるような、光があるような一端を担っていただければいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、本市のスポーツ施設の利用状況・活用についてお聞きいたします。

この質問に至った経緯は、学童とか、成人のスポーツチームの方々から、グラウンドを使おうと思っても、なかなか空きがないと。いざ使おうとしても、菊池市外の方たちの大会が既に予約で埋まっていると。なぜ菊池市の人が使えないのというようなことをよく聞かれます。ちょっとその辺の予約の状況、予約の仕方とか、その辺がいろいろホームページを見ても、あまりはつきり出てないんですよね。それ

でちょっと今回、一般質問させていただこうという思いになりました。

また、ちょっとたまたま昼間、体育館などを見ていると、ほぼやっぱり使われておりません。どこの自治体も一緒だと思うんですけども、何かうまく空いている時間を活用できないかなと思って、1回目の質問をさせていただきます。

まず、市内利用者の予約方法、料金と、市内利用者との違いや、市外利用者の使用されている状況を教えてください。また、今回は体育館、グラウンドとなるとちょっと広がりますので、今回はグラウンドのみで結構です。

また、現在、今度は体育館になりますけども、体育館でスポーツ以外でどのように活用されているかということをお教えください。

以上、2つお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えします。

まず、グラウンドの利用における予約方法並びに利用料金、市外利用者の割合についてお答えします。

予約の方法につきましては、菊池市公共施設予約システムによります、インターネット上での予約と、窓口での予約と2通りございます。

まず、予約の順番としましては、まず社会体育課において、12月から1月にかけて、次年度の市の主催事業、市内外の種目団体による大会開催日の調査を行い、次年度の年間予約を行います。

12月から1月の期間以後に開催が決定した大会等においては、窓口で予約を受け付ける形になります。

その後、市内の方は利用月の2か月前から、市外の方は利用月の1か月前から予約システムによる予約が可能となります。

なお、使用料につきましては、グラウンドの市外の利用料金につきまして、市内の利用料金の2倍と条例で定めております。

次に、グラウンドの市外の利用者の割合でございますが、令和5年度における菊池公園多目的グラウンド・七城総合グラウンド・旭志グラウンド・泗水グラウンドの4施設におきまして、大会等の利用日が多い土曜、日曜、祝日においてでございますが、549件中、市外の利用件数は52件でございます。率にしますと9.6%でございます。

次に、体育館におけるスポーツ以外の利用についてということでございますが、体育館におけるスポーツ以外での利用状況につきましては、令和5年度は、菊池市

総合体育館・七城体育館・旭志体育館・泗水体育館の4施設において、消防団の活動やかたる大会、研修会、吹奏楽等の活動がございました。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まず、ちょっと市内、市外の利用についてですけども、今、村田部長のおっしゃるとおりに、1月ぐらいまでに市内の大会が入って、その後、県大会が入ることですけども、一般の方は2か月前に予約するという形で、一般の方に関しては、2か月前に予約しますということは周知されているんですよね。どっちかという、その前に、2か月前に入れたときに、既に埋まっている。どうなっているのというところが一番周知できていないところだと思うんですよね。

県大会に関しても、どういう県大会なのか、どこまでの県大会なのかということ、なかなか、実際、書面で来るわけですから、県の主催の県大会なのか、個人でやられているところの各チームでやられている県大会なのかという、その辺のすみ分けが書面では難しいとは思いますが、なかなかその辺が、市民の方、各種スポーツ団体の方にはなかなか周知ができていないところかなと思います。

実際的に10%も市外の方が使っているのはないということですけども、どうしても何か、それでも目立つんですよね。自分たちが使おうと思ったら、ああ、ほかが使っているじゃんというような話になってしまうので、やはりその辺のルールがこうなっているんですよということをもうちょっと周知をしていただいて、早めに取り立ていただく。例えば菊池市のチームが自分たちの大きな大会をしたいのであれば、早めに出してくださいよというようなことをやっぱりしていく必要があるのかなと思いました。

また、平日の体育館は、もちろんやっぱり利用は少ないと思います。ただ一方、キクロスなんかは結構平日もいっぱいなんですよね。今、やはりキクロスにかなりイベント関係とか、いろんな教室とか、例えばあそこでもヨガなんかもやっております、鏡がありますので。駐車場も平日に行くととめれないような状態のときもあります。何か少し体育館で使えるものに振り分けることができないかなというような形も思いました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、市内の方が予約を入れる際に、この大会に関してのこういう決め事というのがなかなか周知されないように感じますが、どのように周知をされるか、今後ですね。その考えをお願いいたします。

また、特に利用が少ないということは、やっぱり収益が少ない施設が体育館は結構あります。その施設の昼間の活用について、本市として何かお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

グラウンドにおける大会等の利用に関しましては、先ほども述べましたとおり、通常利用の予約方法とは異なり、大会開催が決定したときに、随時、予約可能となっております。

大会等の予約を先行する理由としましては、大会の準備や申込期間に時間を要すること、また、大会の開催に伴い市内への宿泊や食事等の経済効果があり、地域活性化につながると考えているためでございます。

通常の利用につきましては、市内の利用者が市外の利用者より1か月早く予約ができますので、先に予定の入っている大会等の日程を見ながら、早め早めの計画を行っていただきたいと考えます。

今後、予約方法や予約時期につきましては、市内の利用団体や各種団体及びクラブチーム等への周知を行い、引き続き本市体育施設を利用していただきたいと思えます。

また、体育館でのスポーツ以外の利用の考えはということでございますが、体育館は、「市民の体育及び文化の向上を図るとともに、公共の福祉を増進するため」に沿った利用が原則でございます。

今後、スポーツ以外の利用につきましては、利用目的や内容を伺いながら、適宜判断していきたいと思えます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まず予約の件ですけれども、菊池市のチームの方とにかく周知して、早めに予約を取っていくかということがやっぱり優先だと思います。もちろんグラウンドと体育館等を空けなくて使うということがやっぱり一番大事だと思いますし、また、ちょっと野球に関して言いますけれども、野球ってグラウンドはどうしても予備日を取っているんですよね。予備日で翌週の土日を取りましたら、翌週の日曜日が予備日という形になるんですけども、やはり早く、予備日が外れることが遅いんですよね。大会が予備日を使わないのであれば、もう早く予備日を外していただいて、やはり

そこを周知していただくことで、少しでも、あ、予備日が外れた、空いたんだということができますので、その辺の周知の仕方だと思うんですね。

今、スポーツ協会さんありますけども、なかなかちょっと学童に関しても、任意の団体を立ち上げていただいて、少しずつ学童クラブチームの組織みたいなのをづくりかけてはいますけども、なかなか進んでいません。やはりそういう組織づくりをしていただくと、市のほうも、ある程度、各種大きな団体に周知していくこともできますので、やはりその辺のスポーツ団体の組織づくりというのにも必要なかと思えます。

また、これは山鹿市なんですけども、山鹿市は、年間調整会議で決定した大会以外で、県大会以上の規模というのは、山鹿市内に宿泊予定の合宿とか、そういうものがある場合には、事前に先行予約が取れるという形の規約ですか、そういうのもされております。特に、その前ですか、女子のソフトボール大会がありました、この辺を全部使って。1週間ぐらいいらっしゃったんですよね、各チーム、市立の。各旅館さん、本当によかったと言われていました、ああいう形が、一週間宿泊していただいて。

どうしても菊池市の現在の宿泊施設というのは、1人1部屋という形の宿泊施設じゃないところが多いです。やっぱり中学生とか、高校生が相部屋で入っていただくということが一番稼働率が上がるところでありますので、その辺もしていただいて、ちょっと話違うかもしれませんが、上天草市なんかではスポーツ合宿しようという施策があります。スポーツ合宿等誘致推進助成金というのがあって、1人1泊当たり1,000円助成していただくみたいです。しかも、上天草市の宿泊施設に泊まってくださいと。上天草市の宿泊施設から各会場までは送迎もしていただくというようなことでやられているということもあります。

ちょっと話が前後しますけども、平日の利用なんかも、やはり合宿なんか来ていただくと、今はボートの合宿が中心です。やはり体育館ありますので、いろんな競技があります。その辺で、夏合宿とか、冬の合宿とか、そういう形でその辺もしていただくと、平日の利用なんかもできるんじゃないかと思えます。

また、平日の利用に関しては、前回、本藤議員が質問されたドローンなんかも活用かなと思います。ただ、菊池市立体育館条例の第4条の第3項に「いずれかに該当すると認めたときは、体育館の利用を許可しない」、同項第4号に「その利用が施設等を損傷し、または滅失するおそれがあるとき」というふうにあります。この理解をどう考えるかと思うんですけれども、ドローンに関しては、結構いろんな企業さん、林業とか、そういう方たちも、今、使われています。練習する場所がないんですよねなんていうお話も、ちょっとこの間、聞きましたし、ほかの自治体を

ちょっと調べましたら、ドローンの条例をつくっているところもありました。もちろん体育館を使う場合には、床が壊れないようにマットを敷くのも使用者が負担、施設を破損した場合も使用者が復元するというふうなきちとした条例を使っておられましたんで、その辺も、今後、いろんな利用価値があるのかなと思います。

また、企業の展示会とか、そういうのもやはりどんどんどんどん今から企業が進出してきます。どこかで各ブースを置いて、展示会をしていただくという場所がなかなかないですよ、やっぱり体育館を使わないと。今、文化会館の小ホールですか、大体ああいうところで使うところが多いんですけども、もっと企業が増えたら、やはりそういうふうな形のいろんな使い方もありますので、その辺をちょっと検討していただけないかなというふうに考えます。

以上が、私なりの活用方法ですけども、これを全部すぐやってくださいというわけにはやっぱりいけないと思います。まずは本市の担当課でこういう協議を始めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、稲継議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

体育館の利用につきましては、「市民の体育及び文化の向上を図るとともに、公共の福祉を増進するため」に利用することが原則でございますので、今、議員から提案がありましたドローンの講習、展示会等の開催については、スポーツ以外の利用につきましては、利用許可条件の規程を考慮しながら、内容や利用方法を伺いながら、適宜判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ぜひ、まずは議論の場にさせていただくことが必要かなと思います。

また、この体育館に関してですけども、第3次菊池市総合計画にも「体育施設の老朽化により多額の維持管理費を要しています。利用者が安心して施設を利用できるように、適切な修繕などを行う必要があります」とあります。やはりかなり施設もどこもちょうど老朽化の時期に来ております。やはり施設自体の方向性をもう考える時期に来ているのではないかと思います。

これで、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

た。

○水上隆光 議長 これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午前10時46分

開議 午前10時53分
—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、一般質問を行います。

まず最初に、会計年度任用職員について質問します。

住民の生活を支える自治体の業務は、本来、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものであります。しかし、近年、政府が推し進めてきた新自由主義的な政策により、官から民への掛け声の下、自治体では、公務公共部門の民営化が進み、公共の役割がゆがめられてきました。

同時に、自治体には総務省から総人件費削減、定員管理計画が押しつけられ、正規職員は1980年代の320万人から、2022年には270万人余りへと削減されてきています。

その代わりの調整弁のごとく、置き換えられてきたのが非正規職員でした。とりわけ2005年以降の増加はすさまじく、2020年には69万人を超えています。

一方、非正規公務員の劣悪な処遇は官製ワーキングプアとやゆされ、国と自治体による無責任な雇用の在り方が社会問題となりました。

それらの指摘を受け、2020年4月から、その処遇改善を一つの目的とする地方公務員法及び地方自治法改正による会計年度任用職員制度の運用が全国の自治体で始まりました。

会計年度任用職員は、会計年度ごとの1年契約を原則とする非正規公務員です。会計年度任用職員制度は期末手当を支給するなど、非正規の待遇改善を名目として、2020年4月から導入されたものですが、実際には待遇改善にはつながっておらず、公務労働の多くを非正規公務員が担うことを固定化する役割を果たしています。

会計年度任用職員は、フルタイム、パートタイムなどを合わせると全国で90万人、うち女性は約8割の70万人を超えるとされています。保育士、看護師、介護士、司書、消費者相談員、婦人相談員、調理師など、女性が多く占める専門的な資

格職ほど非正規化が進んでおり、会計年度任用職員となってきました。

しかし、年収２００万円未満の人が６割も存在し、しかも職員の４分の１が家計の主たる担い手であり、そのほとんどが女性です。まさに、自治体自身がワーキングプアと女性差別をつくり出しており、会計年度任用職員の処遇改善は急務である、私はこの思いを強くしています。

それでは、最初の質問に入っていきます。

菊池市の実態についてお聞きします。

合併以降の正規職員と非正規職員の推移と、おのこの賃金総額の推移を５年ごとにお示してください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、東議員のご質問にお答えをいたします。

平成１８年以降の５年ごとの正規職員数及び非正規職員数につきまして、各年の４月１日時点の数値によってお答えをいたします。

なお、会計年度任用職員制度は、先ほどありましたように、令和２年度から適用しておりますので、それ以前につきましては、臨時・嘱託職員の数値で算出しております。

まず、平成１８年、正規職員数６０４人、非正規職員数２４９人。平成２３年、正規職員数５１４人、非正規職員数３３８人。平成２８年、正規職員数４８９人、非正規職員数３４４人。令和３年、正規職員数４８０人、非正規職員数３３８人。令和５年、正規職員数４７６人、非正規職員数３５８人でございます。

次に、人件費につきまして、共済費を除きました決算額としまして、令和３年度分までを、これは概数になりますが、お答えいたします。

平成１８年度、正規職員約３４億８，２１９万円、非正規職員約４億２，７６３万円。平成２３年度、正規職員約２８億２，６５１万円、非正規職員約５億３，５３１万円。平成２８年度、正規職員約２９億２，６８２万円、非正規職員約５億８，６４７万円。令和３年度、正規職員約２６億３，５９２万円、非正規職員約６億４，３１１万円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 答弁で菊池市の実態が示されました。

まず、職員数ですが、正規職員が平成１８年に６０４人から、令和５年には４７

6人、マイナスの128人、約8割まで減っています。一方で、非正規職員は平成18年が249人、令和5年が358人、プラス109人、約1.4倍へと増加しています。

正規職員に占める非正規職員の割合を見てみますと、平成18年が29%、令和5年には43%、非正規職員の割合が半分近くになっている状況です。

この間、地方自治体においては、後期高齢者医療制度などの新しい制度の導入や、近年では災害の多発や感染症対策など、現場での仕事は大幅に増えています。この仕事が増えた分を会計年度任用職員が担っているということではないでしょうか。

賃金の面においてはどうか。答弁では総額が示されました。ここでも正規職員と非正規雇用会計年度任用職員の間で格差が如実にあらわれています。

令和3年度で比較してみますと、正規職員の賃金総額約26億3,592万円、1人当たり約549万円に対して、会計年度任用職員は賃金総額6億4,311万円、1人当たり約190万円で、正規職員の約35%にとどまっています。様々な働き方、時給や働く時間もおのおの違うので、一概には言えませんが、大きな格差があることは否めません。

ここで、自治労連（日本自治体労働組合総連合）が行ったアンケート結果を紹介します。

2022年5月末から9月末にかけて、全国で働く会計年度任用職員を対象に行われています。用紙回答、オンライン回答を合わせて2万2,000人から回答が寄せられ、その内容を見ると、改善してほしいこと上位に、賃金を上げてほしい59%など、上位4位を賃金に関する要求が占めています。また、継続雇用にしてほしい33.6%など、生計の維持の前提となる雇用の維持を求める声が多数上っています。また、回答者の86%が女性であり、会計年度任用職員制度のほとんどが女性で成り立っている制度であることがこの結果からも明らかとなっています。

ここで、再質問をします。

令和5年度の会計年度任用職員の年齢構成についてお聞きします。

20代、30代、40代、50代、60代以上では、それぞれどうなっているのでしょうか。

また、会計年度任用職員における男性職員と女性職員のおおの数の数をお示ください。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

令和5年4月1日時点における会計年度任用職員の年齢構成につきまして、29歳以下、16人。30歳から39歳、50人。40歳から49歳、74人。50歳から59歳、90人。60歳から69歳、111人。70歳以上、17人となっております。

次に、同じく令和5年4月1日時点の会計年度任用職員の男女の割合につきましてですが、男性74人で20.7%、女性284人で79.3%でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 答弁がありました。まず年齢構成、30代から50代が214人、全体の6割を占めています。働き盛りの年代であり、少なくない方が主な家計維持者と思われます。この世代がこのような賃金水準、雇用形態でいいのかが問われています。

次の女性の占める割合についてです。79.3%、約8割であります。地方自治体における会計年度任用職員制度が女性労働の上に成り立っている制度であることが、本市の実態からも明らかとなっているのではないのでしょうか。会計年度任用職員制度の低過ぎる処遇が、女性労働を中心とするワーキングプア世帯を地域に生み出す装置となっていることが分かります。男女の賃金格差が社会問題化する下で、ジェンダーの視点からも、行政として速やかに実効性のある処遇改善が図られなければなりません。

次に、雇用のルール、雇用の継続について、質問をします。

ご承知のように、会計年度任用職員制度は、会計年度ごとの1年契約を原則とする仕組みです。しかし、自治体によっては、勤務実績に基づき、2回までは、つまり、最大3年間は公募によらない継続雇用が可能となっています。しかし、3年目を迎えたら、勤務実績が評価されても、毎年、公募での採用に直面し、不安定な雇用形態を強いられます。いわゆる3年目の壁と言われるものです。本市においては、会計年度任用職員の雇用継続についてはどのような実態になっているのでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

議員からただいまご案内がありましたとおりでございますが、会計年度任用職員につきましては、任期を国の指針に基づき、一会計年度以内として任用をいたしております。

また、継続の雇用につきましてですが、菊池市会計年度任用職員の任用等に関す

る取扱要綱におきまして、公募によらない任用は、人事評価による能力実証を行うことで、同一の者について原則２回まで更新できるという取扱いとしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 今、答弁でありましたように、菊池市においても３年目の壁が存在することが明らかとなりました。

自治労連のアンケート、記述式の欄には、不安の声が多数寄せられています。幾つか紹介します。

会計年度任用職員制度が始まって最初の年に採用されました。３年過ぎたら、毎年公募をくり抜けて、試験に受からないと雇用を継続してもらえないのが一番の悩みです。３０代女性、一般事務。

現在４期目を務めさせていただいています。毎回試験の時期が憂鬱になります。この仕事はとてもやりがいがあるので好きです。しかし、もし合格しなかったらと思うと夜も眠れません。５０代女性、一般事務。

このような全国からの切実な声からも分かるように、継続的任用の保障は急務であります。

今回、自治労連のアンケート調査からは、もう一つ、重大な実態が浮かび上がってきました。それは常勤職員を配置すべき職に会計年度任用職員を配置している実態です。

例えば、自治体の戸籍や介護保険、生活保護などの窓口業務、保育園の保育士や調理師、これらの業務は恒常的に存在し、本格的な業務であるにもかかわらず、多くの会計年度任用職員によって運用されています。さらには、常勤職員が配置されず、会計年度任用職員のみ配置で運営されているケースもあるということです。

菊池市の実態はどうか。総務課より令和５年度の各課の会計年度任用職員の配置の資料を取り寄せ、調べてみました。自治労連の調査結果と重なる実態がありましたので、お示しします。

まず、保育園、菊之池保育園では、正規職員１１人に対し、非正規の職員さんが１２人。花房保育園の正規職員１０人に対し、非正規の職員が１３人。どちらも非正規職員のほうが多いという実態です。

福祉課付の消費生活相談員、消費者被害防止相談員は非正規職員のみ。子育て支援課付の女性相談員も２名とも非正規職員。この女性相談員に関しては、３年前の２０２１年に猿渡議員と申入れを行っております。コロナ禍で女性の自殺が増え、

DV被害や虐待の事例が全国でも相次ぐ中で、女性相談員の体制強化、正規職員の配置を要望いたしました。

ほかの分野では、学校給食調理員37名全員が非正規職員。図書館司書については、正規職員が1名だけ司書の資格を有していますが、残りの司書、支援専門員26人全員が非正規職員です。

公務の専門性、継続性、公平性、平等性を担保し、全体の奉仕者としての使命を果たすためには、任期のない身分保障された常勤職員の配置が必要であることは必須です。市民サービスに直結する問題です。自治体が行うべき安定した業務に従事する職員は、全て常勤職員を任用するという大前提に立ち返るべきであることを指摘しておきます。

ここで、再質問をします。

会計年度任用職員の賃金引上げと、継続雇用の保障など処遇の改善を図っていくべきと考えますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

賃金につきましては、従前の非正規職員と異なりまして、同一労働、同一賃金の考えの下、菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例等により、原則、正規職員の給料表を基準に報酬額を決定いたしているところでございます。

そのため、さきの令和5年人事院勧告に基づき、正規職員の給料表の改定を行いましたので、令和6年度の会計年度任用職員の時給単価も上がることになります。

また、令和6年度から期末手当に加え、勤勉手当の支給、さらに、正規職員と同様に、給料表の改定が行われた場合は、遡及して支給できるように関係条例の改正を今定例会に上程させていただいているところでございます。

雇用の継続につきましては、先ほどお答えしましたように、本市では公募によらない任用は、同一の者について原則2回まで認めているところでございます。

しかしながら、現制度におきましては、成績主義の原則や平等取扱いの原則を踏まえ、雇用の継続を保障することは困難であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 賃金に関しては、時給が上がる、また、期末手当、そして、4月からの来年度においては勤勉手当が図られるということで、もちろん改善が図られていることは承知をしています。しかし、質問の中でも明らかとなったよ

うに、本市においても、会計年度任用職員の賃金が1人当たり平均で190万円、200万円以下の状態です。官製ワーキングプアの実態は否めません。抜本的な改善を求めます。

また、雇用継続について、継続の保障は難しいという答弁でありましたが、ここで、国の総務省の通達、マニュアルの変更を示させていただきます。

ここに、その通達があります。2020年12月の会計年度任用職員制度の適正な運用等についてという通知があります。この中では「3年目の公募については、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能である。地域の実情等に応じつつ、適切に対応していただきたい」、こう述べられています。

この通達を受けて、総務省マニュアルも変更され、Q&A方式で書かれてあるところでは、公募によらず、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができるのは原則2回までとする国の取扱いと同じ扱いをしなければならないかとの問いに、具体の取扱いについては、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ適切に対応されたい、こう書かれてあります。つまり、自治体は必ずしも3年目の公募にこだわらなくてもいいという内容です。

付け加えて紹介しますが、国の非常勤職員に関しても、2023年の12月に人事院勧告で、3年目の公募問題については、今、大きな社会的な課題となっており、制度の在り方を検討し、今年3月にも結論を出すとのことを聞いています。国自身が非常勤職員の雇い止めとなるような雇用の在り方について、見直しを進めている状況です。

最後に、市長にお聞きします。

1点目、市の業務における会計年度任用職員の位置づけの認識をお伺いします。会計年度任用職員は、市の業務の中でどのような存在だと考えますか。

2点目、ジェンダーの視点での認識です。会計年度任用職員の賃金は正規の35%、200万円以下の水準にとどまっており、雇用も3年目を迎えたら、勤務実績を考慮しても、毎年の試験が強いられる。そして、8割近くが女性である。私はジェンダーの視点でも問題があると考えますが、この点での市長の見解はどうかをお聞かせください。

3点目は、賃金や雇用継続など、会計年度任用職員の処遇改善を図っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 会計年度任用職員の雇用に関するお尋ねでございます。

まず、私の認識をということですが、会計年度任用職員の制度につきましては、非正規職員の適正な任用及び勤務条件等を確保するために、令和２年度から始まったものであります。

本市でも各部署において、様々な職種で業務を行っていただいております。その多くが正規職員の業務の一部を担っていただいております。市民サービスを維持する上で、大変重要な役割であるというふうに認識しております。

次に、賃金でありますけれども、賃金につきましては、先ほど総務部長がお答えしましたように、制度や関係条例等に基づいて適正に決定しておりますので、これまでと同様に取り扱っていきたいというふうに考えております。

処遇面の件でありますけれども、令和２年度の制度開始に伴いまして、従前の非正規職員に比べ、処遇面では大幅な改善が図られております。

特に、令和６年度から新たに支給予定の勤勉手当は、会計年度任用職員の業務意欲向上にもつながることが期待される一方で、これまで以上に会計年度任用職員の方々の能力・資質の向上が求められるものというふうに考えております。

今後も、制度に基づきまして、安心して働くことができる環境整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 私が質問した２点目、女性が８割を占めて、低賃金に置かれているというジェンダーの視点での市長の認識が、今、答弁で入っておりますので、その点を改めて聞かせてください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 賃金に関しては、女性、男性というふうにやるわけではございませんで、あくまで制度や関係条例等に基づいて、適正に決定しておると。その中に含めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 会計年度任用職員については、市の業務の中で重要な役割を担っているという答弁でありました。そこについては、とても重要な答弁であったと思います。

しかし、この処遇改善のために導入された会計年度任用職員の制度は、繰り返し

ますが、様々な制度改正が行われても、やはり低賃金、不安定な雇用、まさしくワーキングプアを生み出す制度になっているのは事実です。

また、会計年度任用職員の8割近くが女性であるという実態、市長は、今、これは制度上の問題だと。男性、女性は無関係ないと言われましたが、私はそうは思いません。家計は男性が主な稼ぎ手で、女性は補助だと想定しなければ成り立たない制度です。これは女性に対する間接差別ではないかと私は思います。困難を抱える女性や、子育て支援や、相談など、専門性と信頼性を築く継続性を求められる業務や、公共性の高い業務は、現在、非正規の女性のやりがいに支えられているのではないのでしょうか。これは大変重要な問題であると思います。市長にも、ぜひその問題意識を共有していただきたい、こう思います。

地域から官製ワーキングプアを生み出さず、安心して働き続けられる。これは菊池市にとって、よりよい住民サービスを提供し続ける鍵です。早急に会計年度任用職員の処遇改善が図られることを再度要望しまして、次の質問に移ります。

次に、重度心身障がい者医療費助成制度について質問します。

重度心身障がい者医療費助成制度とは、重度の心身障がい者の方が病院などで診察を受けた場合、医療費の一部負担金を自治体が助成する制度です。

この質問はおととしの12月議会の一般質問に続き、2回目となる質問です。おととしの質問では、助成される部分が一旦本人立て替えとなっており、私は立て替えなしでと制度の拡充を求めました。質問での執行部と市長の答弁は、現状では様々な課題があり、困難であると考えている、このような答弁でした。この答弁を聞いて、実現するのは難しい、時間がかかるなど率直に思いましたが、質問後も寄せられる当事者や家族の方からの要望、そして、昨年来、大津町や菊陽町が助成の拡充のための準備を進めているとの情報を耳にして、改めて質問をしてみようと思った次第です。

それでは、最初の質問に入ります。

本制度の菊池市での助成内容はどうなっているか。

また、2023年度の受給資格者数、利用者数、助成額など、現状はどうなっているか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、皆さん、おはようございます。東議員のご質問にお答えします。

まず、制度の内容ということでございます。

重度心身障がい者に対する医療費の助成制度につきましては、「県の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」及び「菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に基づきまして、医療費の自己負担額の一部を助成するものでございます。

受給資格者につきましては、身体障害者手帳の１級または２級に該当する方、療育手帳の最重度（Ａ１）または重度（Ａ２）に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の１級の方など、重度の障がいをお持ちの方を対象としております。

支給方法につきましては、医療機関窓口におきまして、医療費の自己負担分を一旦全額負担され、同一月の診療分の領収書を添えて、福祉課または支所市民生活課に申請をしていただきまして、重度心身障がい者医療費助成制度の自己負担額を除いた額を助成する「償還払い」で対応をいたしております。

重度心身障がい者医療費助成制度の自己負担額につきましては、同一月の診療分につきまして、１医療機関等につき、入院が２，０４０円、外来が１，０２０円というふうになっております。

また、資格者数、それから助成金額等々ということでございますが、本年１月末現在、本市における重度心身障がい者医療費助成の受給資格者数につきましては１，０３２人、令和４年度の医療費助成の延べ件数でございますが、１万２，３０８件、助成額は約８，４１４万円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 今、答弁で述べられたように、通院で１医療機関につき月額１，０２０円を超えた額、入院では１医療機関につき月額２，０４０円を超えた額に助成があるということです。

しかし、助成される額を窓口で一旦本人が立て替えをしなければならない。後日、市役所に領収書と必要な書類を提出して、申請後、口座に振り込まれる。いわゆる償還払いとなっています。

答弁でもありましたように、直近時点での実績で見ましても、利用人数、金額ともに相当の数です。相当の金額です。これだけの金額を当事者の方々が立て替えなければならない。この実態をしっかりと見ていただきたい、こう思います。

今回の質問でも、立替払い、償還払いの問題について、質問を続けていきます。

前回同様、当事者の方のご家族にお話をお聞きしました。毎月、熊大病院と森都病院に受診、先日は熊大病院でMRIの検査を勧められたが、事前に検査の予約をしておらず、当日、たまたま空きがあったので検査を勧められたとのことですが、

財布の中身を見て払えないと思い、検査を断ったとのこと。検査代が高くて、その負担が大変だにご家族の方はおっしゃられていました。

また、検査と同様に、費用の負担が大きいのが薬代とのこと。痛み止めを服用しているので、便秘がちになり、下剤が必要となるが、体に負担の少ない下剤は、これまた高価であり、服用を控えているとのこと。

また、地元の泌尿器科も定期的な受診が必要だが、1回につき1万6,000円の負担があり、ここも定期的な受診はできていないとのこと。

みんな医療費のことを考えながら受診している、こうおっしゃられていました。立て替えた分の申請事務についても負担があると言われていました。

ご承知のように、月ごと、病院ごとに仕分をして、市役所の窓口に出向かなければなりません。以前、子ども医療費の助成も、同様に償還払いがあった時期があり、私自身もその手間の大変さを経験していますが、重度の障がいを抱えている当事者や、家族の負担はそれ以上です。もちろん郵送という手段も保障されていますが、手間がかかるのには変わりありません。経済的な負担はもちろん、申請に当たっての負担は、当事者や家族にとってどれだけ大変か、ぜひ想像していただきたいと、こう思います。やはり重度心身障がい者医療費助成制度については、助成の部分の立て替えをなくし、窓口では自己負担分だけになるように、制度の拡充が必要だと思います。

県内でも、おとしし質問をした時点で、私がつかんだ範囲では、天草市と熊本市が70歳未満の方で、高額医療や自立支援の制度を利用している方以外は、原則立て替えなしの現物給付となっていました。

冒頭でも述べましたが、昨年来、熊本県国民健康保険団体連合会のシステム改修などが行われ、近隣自治体でも現物給付の準備が進んでいるとお話を聞いています。

ここで、再質問します。

県内の現時点での現物給付導入、立替払いを解消している自治体の状況はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質問にお答えします。

現物給付を導入している自治体というお尋ねかと思いますが、令和6年2月時点におきまして、現物給付を導入している県内の自治体で、これは13市中3市、先ほどおっしゃいました熊本市、天草市、それから宇城市が追加されているということでございます。それから、県北を調べておりますが、そちらで導入している自治

体はございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 県内では熊本市、天草市、ここまでは前回の質問のときに確認できた自治体です。そして、新たに宇城市さんが開始をされています。それ以外、確認ができていないということでもありますけど、追加で紹介しておきますと、近隣の自治体では、大津町、菊陽町が今年8月からの現物給付開始に向けて、もう既に準備を開始されているということです。

私も独自に、宇城市、大津町、菊陽町の担当課の方にお話をお聞きしました。3市町村とも、現物給付へと制度の拡充を行った理由は、共通して話されたのは、当事者の方の負担軽減であるとのことでした。後期高齢者の方や、高額医療対象の方など、様々な課題は残されていますが、まずは69歳以下で高額医療の対象とならない方からでも、制度の拡充を行っていききたい、こういうお話でした。

菊陽町の方からは、今回の拡充で重度心身障がい者医療受給申請者の方の約半数が拡充の対象となるとのことのお話でした。予算についても、初年度にシステム改修をすること以外は、それほど大きな負担はないとのことでした。

ここで、再質問をします。

菊池市でも、制度上可能な方からでも現物給付、立て替えなしへと制度の拡充を図っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、自己負担額のみを医療機関等の窓口で支払う「現物給付」の導入によりまして、対象者の一時的な経済的負担の軽減、それから窓口での申請が不要になること、そういったことから、利便性の向上につながるものという認識はいたしております。

しかしながら、先ほど議員のほうからも課題としてありましたが、もう1点、現物給付を行う場合、国民健康保険におきまして、国庫負担が減額調整されるということがございます。このことで、国保財政運営への影響が危惧されるということになります。

それから、令和6年1月より、現物給付の処理が国保連に委託することができるようになったということもございます。システム改修の問題ですとか、事務フローの組立てなど、現時点では様々な課題があるということですので、この点につきま

しては、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

さらに、国におきまして、マイナンバーカード等を利用したオンライン化に伴う資格確認ですとか、現物給付の動きもございます。そういったことを踏まえまして、今後、他自治体ですとか国保連の情報収集に努めるとともに、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 研究していきたいと。他自治体や国の動向も注視していきたいという答弁でした。

私は、制度上、可能なところからでも進めていくべきではないかと思います。既に開始している自治体や、大津町、菊陽町など準備を開始されている、この自治体も、今言われたような、同じように課題を抱えています。しかし、だから、全ての対象の方をやらないというのではなく、どうやったら一人でも多くの重度の心身障がい者の方の負担が軽減できるかということで努力をされています。自治体として大事なことはないでしょうか。

宇城市さんのお話では、後期高齢者の分については、現時点では現物給付とはならないが、自動償還払いというシステムを取っており、市役所に出向いて申請しなくても、口座のデータが取得できれば、振込で助成額が償還されるとのことでした。

宇城市を参考に準備をしている大津町さんも、同じように、自動償還払いシステムの導入を準備しているとのことでした。

また、菊陽町のお話では、後期高齢者の方や70歳以上の方が、システム上、利用できない状況だが、今、国が令和8年度をめどに、現物給付できるようにシステムを改修できるよう検討を始めているとのことでした。

部長の答弁では、国におけるペナルティーがあると言われましたが、これに関しても、私は菊陽町の担当課の方にどうですかとお聞きしましたら、全国知事会からペナルティー廃止の要望ももう既に上がっており、担当課としては、今後は解消していくと思うと。だから、今回、できるところから現物給付に踏み切ったと、こう心強いお答えがありました。

また、その菊陽町の担当課の方は、この現物給付に変更する自治体が増えることが、支払基金への自治体の負担が減っていくことにつながるの、県内の多くの自治体が現物給付に拡充してほしいと、こういう要望も併せて言われました。

最後に、市長にお聞きします。

重度心身障がい者の方々が、制度はあるものの、窓口で一旦支払いをしなければ

ならず、経済的にも、申請の手続にも、負担が大きい現状があります。市長はこの負担感についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

また、大津町や菊陽町の近隣自治体でも、制度上可能となる方を対象に、立て替えが必要とならないような制度拡充導入開始の準備が始まっています。現物給付への制度の拡充を制度上可能な方からでも、菊池市でも進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、重度心身障がい者医療費助成制度の現物給付の件についてのお尋ねでございます。

まず、当事者の皆さんの負担感に関する考えということでございますけども、医療機関窓口において、医療費の自己負担額を一旦全額ご負担いただく必要がございますし、また、一時的な経済負担のみならず、本市窓口での事務手続についても負担を感じておられるだろうというところは、認識しているところでございます。

現物給付に対する考えでありますけども、先ほど部長からの答弁にも申し上げましたとおり、現物給付の導入につきましては、令和6年1月から国保連で委託が可能となったということもある一方で、現状ではシステムの問題や事務フロー等がどういうふうになるのか、また、それからマイナンバーが活用できるできないで、相当その事務フロー等も変わってきますし、合理化等も格段に違うわけでありますので、そうしたことを総合的に考える必要がございますので、ただいま情報収集に努め、分析をしているところだということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 前回の答弁では、課題があって困難であるという答弁でした。今回では、情報収集をして、分析をしているということで、答弁として、私は一歩前進であると確認をしたいと思います。

ただ、情報収集をしているだけでは前に進みません。ほかの自治体は、もう既に開始に向けての検討を始めています。

負担感については、市長からも認識しているという答弁でした。ここはしっかりと共有をしていただけていると思います。重度心身障がい者の方は、文字どおり、最も重い障がいをお持ちの方です。経済的な面をはじめ、様々な面で、私たちが想像する以上の苦労や負担を抱えていらっしゃいます。その方々の命綱とも言える医

療の経済的な負担を少しでも軽くする、これが制度の趣旨ではないでしょうか。大津町や菊陽町で開始の決断がされました。菊池市でできないはずはありません。

先ほど来、紹介している難病を抱え、重度心身障がい者医療費助成制度の受給者の方のお母さんのお話を最後にさせていただきます。

息子は難病なので、完治しないのなら、もう病院には行かないと度々言います。医療費だけがかかって、結局、治らないのならと治療を諦めることがあります。でも、症状が進んで動けなくなると、もっと医療費がかかる。薬に関してもお金がかかって、本当は必要な薬は全て飲まないといけなと思うのだが、お金のことを考えると、何か削れないかといひ考えてしまう。このようにお話をされました。

必要な医療が経済的な理由で受けられない。あつてはならないことです。菊池市でも、制度の拡充に関して、早急な検討実施を再度求めまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

—————○—————

休憩 午前11時40分

開議 午後 1時00分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願いします。

今年は元日の能登半島地震、そして、翌日には日本航空機、海上自衛隊機の衝突事故が起こり、多くの方が犠牲になられ、全国が悲しみに包まれました。

被災に遭われた方々、関係者の皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところです。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

本市で1月20日午前2時頃に、隈府高野瀬において、一般建物火災が発生しました。その際、残念ながら、一人暮らしの1名の方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたします。

そこで、今回は、過去5年間の本市の火災発生件数と火災発生時の死傷者数はどれくらいなのか。併せて、菊池広域連合の構成市町、合志市、菊陽町、大津町の火

災発生件数と火災発生における死傷者数をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、二ノ文議員のご質問にお答えをいたします。

本市を含め菊池広域連合消防本部の構成市町を含めました、過去５年間の建物火災、林野火災をはじめとする全ての火災発生件数につきまして、菊池広域連合消防本部に確認をいたしました数字をお答えいたします。

令和元年、菊池市１９件、合志市２４件、大津町９件、菊陽町６件、計５８件。

令和２年、菊池市２２件、合志市１０件、大津町１０件、菊陽町１１件、計５３件。

令和３年、菊池市２４件、合志市１０件、大津町９件、菊陽町１１件、計５４件。

令和４年、菊池市３６件、合志市１８件、大津町８件、菊陽町１３件、計７５件。

令和５年、菊池市２８件、合志市１７件、大津町１６件、菊陽町５件、計６６件でございます。

同じく、過去５年間の火災発生における死傷者数につきましては、令和元年、菊池市３人、合志市４人、大津町１人、菊陽町０です。

令和２年、菊池市２人、合志市３人、大津町０、菊陽町３人。

令和３年、菊池市４人、合志市１人、大津町１人、菊陽町０。

令和４年、菊池市４人、合志市１人、大津町２人、菊陽町２人。

令和５年、菊池市３人、合志市２人、大津町３人、菊陽町０でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○１７番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございました。

再質問をいたします。

今、数字を教えていただいたわけですが、ざっと見た感じ、やはりこの菊池市が火災件数、それから死傷者数と、いずれも菊池市が多いという形ですが、もちろん菊池市のこの広さもありますし、山火事だとか、そういうのも含めたところではないかなというふうに思いますけども、ただ、死傷者数が、やはり菊池市はちょっと多いのかなというふうに、今、感じたところです。

火災現場にも足を運ばせていただきました。住民のお話では、火災発生後の消防車到着後、放水しても、少量の水しか出ず、いわゆる放水の共倒れ状態であったと考えられます。消火の際、道路が狭く、消防署の大型の高機能消防車は、残念ながら、現場近くまで入れず、消防車が複数でも消火栓連携が十分機能していない状態

が起きていたと予想されます。

住民の方は、火災現場で鎮火するまで、身近に迫る火の粉に不安と恐怖を感じて過ごされ、火災の後、火災現場近くの方から、消火栓を近くに設置してほしいという要望がありました。

確認したところ、現場の１００メートルほどの距離に消火栓はありました。消火栓が数多くあればいいのか、地形や場所を考えた防火水槽、消火栓の設置が必要ではないかと考えます。

火災は、発生時の消火活動がスムーズに行われることが必要なので、こうした消火栓、防火用水の確認も重要と言えます。私の記憶でも、二、三年前になるかと思っています。菊池市藤田の火災の際も１名の方が亡くなられ、放水開始が遅かったという住民の方から苦情があったと聞いております。

今回、この２件の火災も深夜から未明に起きた火災でした。火災の場合は、早期発見が火災の延焼や被害拡大を防ぐことが可能なのですが、火災発生 of 早期発見につながる住宅用火災警報器があります。

この住宅用火災警報器は、平成１６年（２００４年）消防法の改正により、平成１８年より新築住宅への設置義務となり、順次既存の住宅に義務化され、平成２３年までに全ての住宅が対象となりました。総務省消防庁が令和４年に発行している情報資料では、全国設置率８４％となっております。熊本県の設置率は８２．１％と全国設置率とほぼ変わらない数値を示しています。

当市を管轄している菊池広域連合消防本部を見ると、６４％という非常に低い数値となっております。菊池広域連合消防本部管轄の自治体の住宅用火災警報器の設置状況はどうなっているのか、気になるところです。

そこで、質問ですが、現在の菊池市の消火栓及び防火水槽は、各地区でどれほどの数量があるのか、また、その設置基準はどのようになっているのか、菊池市、合志市、菊陽町、大津町の２市２町の住宅用火災警報器の設置率をお示しください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

消火栓及び防火水槽の設置数につきましては、消火栓は、本市で８７５本ございまして、防火水槽については５６６か所ございます。消火栓、防火水槽につきましては、地元の区長さん、また消防分団長の連名によりまして、防災交通課に申請をいただきまして、それを基に、消火栓であれば水道局と協議の上、設置の方向に進めてまいるということになります。防火水槽については、防災交通課のほうで設置を進めております。現在の防火水槽の規格としましては、４０トン級の防火水槽を

進めているというところでございます。

火災警報器の設置率につきましては、火災警報器については、住宅火災による死者が急増したことや、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高かったことを背景に、先ほど議員からもご案内がありましたように、新築住宅は平成18年に、既存の住宅は平成23年に、消防法の改正を受け、義務づけがなされております。

そこで、本市におきましては、火災警報器の推進に向け、平成21年に国の経済対策によります補助金を用いて火災警報器設置事業を実施し、65歳以上のみの世帯や重度心身障がい者世帯に約4,000個を配布いたしたところでございます。

ただ、本市では、火災警報器の設置率につきましては把握をいたしておりません。このため、設置率につきましては、菊池広域連合消防本部において調査しました結果をお答えいたしたいと思っております。

この調査は、消防庁が指定しました無作為抽出による選定方法により選定された、菊池広域連合管内96世帯以上を調査した標本調査の数字でございまして、菊池広域連合管内の令和5年6月1日時点での設置率は80%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

防火水槽、消火栓、それぞれに設置基準というものがあって、消火栓が875本、防火水槽が566か所、これが適正な数かどうかは私にはちょっと分かりませんが、この間、火事のあった現場の方からは、100メートル先にもありましたけども、やはり消火栓をつけてほしいと。私が考えるに、やはり消火栓が何本でもあっても、結局は送水管は1本ということで、50メートルごとにあっても、一斉に放水すれば、先ほどお話ししましたように、共倒れですか、そういったふうになると思います、私も消防団でおりましたから。

この間、火事が高野瀬であったわけですが、あの場所に、やはりあのようなところには、私個人としては防火水槽を設置したほうがいいのではないかと。やはりそういった火事があったところ、そういうところをやっぱり見ていただき、あ、こういうところ、ここにはやはり防火水槽が要るなとか、そういうのを現場に一度足を運んでみたらいいと思うんですよ。そういったところに足を運ぶ、これが大事だと思いますので、その辺は、やはり総務部長、お願いしておきます。行きなはったですか。

それでは、再質問をいたします。

発生する火災の原因は様々ですが、大切なのは被害を最小限に食い止めるため、火災発生をいち早く確認し、初期消火につなげることと考えます。この手助けになるのが火災警報器かと思います。

先ほど総務部長のほうから、平成21年でしたか、国の指針で4,000世帯に配ったとおっしゃられますが、たしか火災警報器の使用年数といいますか、そういうのはたしか10年前後だろうというふうに、今、思っておりますけども、そういったのがもう12～13年たっておるわけですね。そういったところもやはり調査の対象にして、設置率を、さっき、何件かを集めてはかったら何%だったというふうにおっしゃいますけども、やはりそこら辺をしっかりと調査をしていただいて、そして、火災警報器をつけるところには助成金を出すなり、そういったことをしてほしいんですよ。

そういったことを勘案しまして、お尋ねをします。

菊池市における火災発生時の課題と対応策をお示してください。

また、火災後の近隣住民の不安解消、やはり火事のあった近くの人はトラウマになるわけですよ。この間の火事は、あれは風がなかったんですよ。延焼がなかった。あれがもし風があったときは、相当燃え広がると思います。すぐ隣は家ですから、そういったことも不幸中の幸いだったかなというふうには思いますけども、近隣の方は大変な不安があると思います。そういったような不安解消策はどのように考えていらっしゃるんですか。

さらに、火災発生後の残骸処理、さっき、朝、私ちょっと見に行ったんですけども、やはり手つかず、そのような状態でした。その残骸、やはりそういったことも近隣の人はちょっとトラウマになっているかなということをお聞きしておりますので、そういった残骸処理も含めてお答えください。

最後に、火災警報器の設置が被害を最小限にすることも可能かと思いますが、特に高齢化している本市はこうした対応が必要だと思いますが、新しい設置、もう結局、13～14年たっているわけですから、それに対しても火災警報器の補助金を出すお考えはありますか、お答えください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、火災発生時の課題といたしましては、やはり火災発見による消防本部への速やかな通報、これが重要であると考えております。

市民の皆さんへの啓発といたしまして、毎年秋の全国火災予防運動期間中に、1

19番への通報を啓発するチラシを、消防団を通して各世帯に配布をいたしているところでございます。

今後も様々な機会、また手段を用いまして、市民の皆さんへの啓発を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の近隣の住民の方々の不安解消という点でございますけれども、火災が鎮火しました後は、消防団が残火確認を行っております。当日だけではなく、翌朝も確認をするなど、しっかりと対応しているところでございます。

また、火災発生が続いた際には、火の取扱いの注意喚起を促すために、防災行政無線や防災ナビ、安心メールで周知をしてきたところでございますし、消防団におきましても、担当地区の注意喚起の広報活動など、しっかり取り組んでいるところでございます。

残骸処理等も含めまして、今後も市民の火災による不安解消を図るために、消防団と消防本部の連携強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

3点目の火災警報器設置に対しましての補助制度という点でございますけれども、現状、本市におきましては、火災警報器の設置に係る補助金はございません。

近隣の市町も確認をいたしました但、補助制度は設けていないというところでございます。

先ほど議員からもご案内ありまして、住宅用火災警報器の設置義務が施行されて10年以上が経過をしていることなども踏まえまして、現状では、補助金を設ける考えはございませんが、住宅用火災警報器の設置義務、これが施行されておりますので、この点については、改めて周知啓発に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今のところ、その補助金を出す考えはない、よそがしとらんけんせんとか、そういう答えであったかと思ひます。

私が調べたところによりますと、近隣ではありませんけれども、やはり新潟県の糸魚川市でしたか、愛知県の津島市でしたか、たしかそういうところは補助金制度があるようです。

特に高齢者、一人暮らしのそういったところを条件に、しっかりと考えていただきたい。やはり補助金を出すことで、各家庭への火災警報器設置の啓発活動にもなると思ひれます。ぜひ検討をお願いして、補助金がつくように努力を、財政の人とちよつと検討していただいて、出るようにしてください。

実際、この菊池市がこの構成4市町の中では一番死傷者数も多いし、火災発生率も高いわけですから、よその3市町よりも先んじてやっていくように努力をお願いします。

次の質問に移ります。

次に、本市にとって、地域振興にはなくてはならない産業が観光だと考えています。この観光業について、今まで幾度となく質問をしてまいりましたが、本市の観光業はまだまだ進展が見られていないように感じます。

我が国の現在のインバウンド数は、コロナ禍前の2019年度と比較して、約8割の2,500万人と回復傾向にあるものの、この菊池市においてはどのようなになっているのか気になるところです。

ちょうど1年前の令和5年3月議会において、菊池温泉街の現状について質問し、その中で、令和5年度の予算書の中で菊池温泉街魅力創出事業対策とはどのような対策かとお聞きしておりますが、その答弁の中で、今回、市民と温泉街の旅館の皆様と、観光協会の皆様と一緒に、温泉街の魅力創出を考える事業との答弁がありましたが、この事業が本市にとって、また温泉街にとっての観光戦略の一環であると私も考えています。

ここで、お尋ねですが、この事業はいわゆる菊池温泉街リブランディング事業だと考えられますが、この事業内容と進捗状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年5月のコロナ5類に移行後、各種イベント開催に伴います人出の回復、インバウンド需要の持ち直しなどで明るい話題も増えた一方で、宿泊施設や飲食店などでは、人手不足が深刻な問題になっているところです。

中でも、温泉街の宿泊施設では、個人旅行ニーズの変化に対応できておらず、投資の停滞による施設の老朽化、経営者の高齢化や後継者問題、人手不足から宿泊者を制限せざるを得ないといった現状があります。

そこで、昨年5月に熊本県の温泉街リブランディング事業のモデル地域に選定いただきましたので、菊池温泉街の再生に向けまして、温泉街に関係する事業者や商工会、銀行、市民等で温泉街の課題抽出、解決への道筋を検討し、将来のありたい姿及び取組方針をまとめた基本構想の策定を行ってまいったところでございます。

2月16日に決定機関であります検討委員会を開催しまして、基本構想（案）についてご承認をいただいたところです。

今後につきましては、各関係団体が自らの役割を認識し、互いに連携しながら実行計画の策定、また構想の取組方針であります「旅館等の経営基盤強化」及び「食を通じた温泉街魅力化」、「景観まちづくり」の3つの柱に基づきまして、温泉街の再生、活性化に取り組むことになるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問いたします。

菊池温泉街が大変なにぎわいを誇っていた時期がありました。30年から40年前になりますが、温泉街の大通りや路地に浴衣姿の客が、肩と肩が触れ合うほどにあふれていたと記憶しています。あの時期は戦略的に客層が成人男性寄りで、職場、地域団体、慰安旅行など、集団での宴会形式で客があふれておりました。しかし、今や時代の変化とともに、価値観の変容、ニーズの変化が観光業の変容を求めています。

そこで、質問ですが、このリブランディング事業を通じて、現状をどのように把握し、どのような顧客層をどのような方法で集客しようとしているのか、お答えください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、以前は団体旅行を中心とした宴会型の温泉街ということのにぎわっていたというところになります。しかしながら、急激な変化に伴いまして、団体旅行から個人でのグループ旅行というふうにシフトして、宿泊者数が大幅に減少してきたと考えております。

そのため、こちらのほうとしましては、リブランディング事業につきましても、ターゲット層について定めておりまして、国内であれば福岡、熊本都市圏というところの家族、夫婦、パートナーとか、そういったものをターゲットとしておりますし、また、海外、インバウンドに対しましては、台湾の夫婦、パートナー、家族というものをターゲットとして、現在、進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今の答弁では、福岡、地元以外からということですけども、ぜひ地元の客も気軽に行けるような、そんなことも考えていただきたいなど

いうふうに思っているところでは。

平議員も何かおっしゃっていたと思いますが、今までのいろんな策を用いまして、何ら変わることがないような、そういう気がしています。

やはりこのリブランディング事業、私は大変期待をしております。職員といいまして、観光協会の中に大変な優秀な方をお迎えして、その方にいろんな知恵を出していただいているということも聞いておりますけども、その方のいろんな事情もあると思います。今、あの方が何年目かは知りませんが、あの方に対する、これから先の処遇であったりとか、そんなところもやはり考えていただきたいというふうに思っておりますし、この地域のリブランディング事業は、地域生き残り事業とも言われ、時間、予算も要します。地域リブランディングでは、地域の違いを明確にし、地域ならではの強みをどのようにブランド化していくのが重要です。官民一体となって着実に前進するために、戦略、戦法を明確にしていくこと、そのかじ取りをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、本市のまつりについて質問します。

この件については、令和5年第3回定例会に続き質問させていただきます。

前回の質問では、菊池白龍まつりと菊池秋まつりに絞って質問をいたしました、今回も前回に続き質問させていただきます。

前回の質問では、菊池白龍まつりの課題と反省点、菊池秋まつりについては、実施の有無、実施する場合の課題、対応策についての質問に答弁をいただきました。その質問の一つに、菊池白龍まつりと菊池秋まつりの課題や反省点を踏まえ、祭りの一本化を提案しました。その答弁では、祭りの一本化、実施時期については、地元区長、関係団体で構成している祭実行委員会にて協議するとの答弁がありました。

そこで、質問ですが、秋まつりも終わり、祭実行委員会が実施されたと聞いておりますが、協議内容、検討結果について、どのような内容だったか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

9月議会で二ノ文議員の一般質問にもありまして、祭実行委員会のメンバーであり、実働的な存在である白龍會より、担ぎ手不足の問題や近年の猛暑によりまして、担ぎ手の負担がかなり大きいというご意見が挙がっておりました。

白龍まつりの開催時期の変更につきましては、祭実行委員会の企画委員会及び祭実行委員会で審議いただきまして、白龍まつりを秋に開催することとし、秋まつり

と統合した祭りを開催することになりました。

今後は、白龍まつりにつきましては１０月１５日に近い土曜日の開催となり、本年につきましては１０月１２日の土曜日に開催するところで準備を進めることになります。

祭りの詳細な内容につきましては、これから企画委員会等で検討を行っていくことになりますけども、これまでの白龍まつりで披露しておりました白龍の商店街の練り歩きや、市民広場での演出、花火の打ち上げ、ステージイベントなどを行う予定としております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○１７番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

再質問いたします。

ただいまの答弁で、菊池白龍まつりと菊池秋まつりが一本化され、開催日は１０月１５日に近い土曜日、つまり、１０月１２日に実施予定で、実施内容は、今後、検討を重ねていくということだろうと思います。

ただ、あれだけにぎわった祭りですね。８月の第１土曜日だったのですかね。来客数も５万人と。それをなくすわけですから、そして、それを秋のほうにもっていく。これは相当宣伝を、宣伝といいますか、啓発を速やかにやっていただかないと、ちょっと手遅れになってからでは、あ、もう来たけど、何もありませんだったということではちょっと困ると思いますので、そこら辺は早く内容を考えていただいて、そして、啓発、宣伝に努めていただきたいということを申し上げておきます。

本市にも多くの祭りに意義、伝統、つながりがあります。しかし、少子高齢化による市町村の抱える祭りの課題も多く、改善、解決が必要となっています。今回、多くの方の意見を吸い上げた祭実行委員会での決定がなされたことは、現時点ではベストとして実施していく必要があると考えます。

今回、２つの祭りが一本化されることで、８月初めの菊池夏まつりが１０月になります。これまで盛大に行われていた８月の祭りがなくなるのは寂しさもあります。が、８月末にきくち盆踊りも行われていました。このきくち盆踊りを８月の初めに変更ができないのか。また、きくち盆踊りへの支援策がどのようなになっているのか調べたところでは、県から３年間は支援金があるように聞いていますが、３年経過後、何らかの支援金の継続を検討する考えはあるのか、また、冬季に市民広場を輝かせているイルミネーション事業においても同様かと思いますが、継続して支援する考えはあるのか、お伺いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、昨年で2回目となった市民主催の「きくち盆踊り」というのがあっております。また、イルミネーションのほうもされているところですが、こちらにつきましては、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金というのを活用されているお祭りとなっております。

この2つの祭りは、地域住民の皆さんが交流促進、地域のにぎわいというところでされているということで、大変有意義なイベントであるということで認識をしております。

祭りの運営に係ります市の方針としましては、目的に応じまして、役割を分担して、目的を達成するために実施団体及び地域住民の皆さんと連携しながら、祭りの開催を支援するというところになりますので、この夢チャレンジ推進補助金が終わった後の支援等については、今後、協議をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

盆踊りににつきましては、たしか10月の広報だったですか、あれで紹介された写真等がありましたけども、実に楽しくにぎやかに、盛会のうちに終わったように感じ受けました。実際、私はちょっとその日が用事がありまして行けなかったんですが、ぜひそういったところにも光を当てていただきたいというふうに思ったところです。よろしくお願いします。

前にも申しましたように、全国には大小合わせて約30万件の祭りが開催され、経済効果は約1兆円ということです。この祭りが毎年約100件ほど、様々な事情により消滅しているようです。直近では岩手県奥州市の蘇民祭です。以前、駅構内のポスターの掲示をめぐり、論議が起きたこともあります。千年以上歴史を持つ祭りです。勇壮なこの祭りは大変人気があり、祭りの見物客もかなりの人数になりますが、この祭りも今年17日を最後に、惜しまれつつ幕を閉じました。その理由は、地域全体の高齢化が進み、担い手不足ということです。近年、こうした担い手不足という理由で、伝統の祭りが消えるという傾向があります。

この菊池市も同じような事情を抱えていると言えます。祭りを見る側も、実行する側も、安全に楽しく存続していくにはどうしたらいいのか、今後もあらゆる意見を吸い上げ、知恵を絞り、官民一体となって検討を重ねていくことが必要かと思

ます。

最後に、本市の祭りが末永く続くことを祈念申し上げて、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時40分

開議 午後1時47分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。まずは、能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福と、被災に遭われた皆様に対してお見舞いと、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

熊本地震を経験した菊池市として、市民の生命、財産を守るために、避難所等の拡充の必要性を再認識したところであります。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、国道387号、西迫間寺小野線、古川伊倉線、立石野間口線の進捗状況と今後の計画について、お尋ねをいたします。

まず、国道387号については、これまでに重味地区篠倉集落部分の改良も完了しておりますが、その後も豊間地区、戸豊水の交差点から菊池北中学校までの整備の要望を一般質問等で続けております。

これまでに地元県議とともに、県、市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をいただいていると思われませんが、いずれにしましても、国道ですので、市としては、国・県に対しての要望となります。

私も令和元年5月に、地元区長、関係者の方々と、地元県議への要望活動を行っております。その後、県議のご尽力によって、令和3年10月に事業説明会が行われましたが、当初の計画は、曲線部の是正を目的とした改良でしたので、私としては急カーブの是正はもちろんです。が、歩道の設置を含む改良が必要不可欠でありますので、改めて県北広域本部に歩道の必要性を要望させていただきました。

県としても歩道の必要性を十分理解され、令和4年12月に改めて歩道を含めた設計の見直しの事業説明会が行われております。市としても、県との連携、要望と

なりますが、現在の進捗状況をお示してください。

次に、西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性もありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。

これまでに第1寺小野橋の工事も完了して、部分的には整備が進んでおりますが、まだまだ全体的な整備には至っておりません。今後の整備の計画をお示してください。

次に、古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。

現在は橋りょう部分の施工が行われ、新しい道路が完成するまでの通行止めが始まっておりますので、地元住民の方々には迂回路による協力をお願いしている状況であり、ご不便をおかけしております。

市としても、早期の完成を目指して整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。

現在、平成29年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 皆さん、改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えします。

まず、国道387号の豊間地区道路改良事業につきましては、管理者である県に確認を行ったところ、今年度の進捗としましては、「用地測量を行い事業用地の地権者と境界立会を実施し、用地交渉に着手した」とのことでした。

市としましては早期完了に向け、引き続き県に要望を行ってまいります。

次に、西迫間寺小野線につきましては、令和2年度末までに寺小野地区から第1

寺小野橋に接続するまでの道路改良事業と橋りょうの架設工事が完了し、狭窄道路の問題点の解消を図っております。

また、第1寺小野橋から市野瀬区までの区間の改良につきましては、現在、着手している他の路線の早期完成を目指しておりますので、改良工事の着手につきましては難しいところがございますが、今後、現地調査等を行い、検討を行ってまいりたいと思います。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事を着手してまいりました。

現在、橋りょうの上部工29.5メートル及び道路拡幅工事210メートルを行っております。

また、長きにわたり用地買収が難航していました箇所130メートルにつきましても、昨年、完了いたしましたので、併せて拡幅工事を行ってまいります。

今後につきましては、令和7年度中に全線開通を目指してまいります。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工及び一部拡幅工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法などについて同意が得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。

全体延長約730メートルに対し、本年度までに約330メートルが完了し、残り約400メートルとなっております。今後につきましても、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしても、道路改修によって地域の環境改善ともなり、人口増にもつながることだと思いますので、それぞれの路線の整備の推進をお願いしておきたいと思います。

それでは次に、迫水小学校跡地のエミュー観光牧場の現状と地域貢献について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、これまで市が主催する関係地区の説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューとい

うまだなじみのない動物を飼育することには不安がありますので、頭数等の確認、地域とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について、確認をさせていただきました。

その後、平成30年6月12日に行われました進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大変期待しておりました。しかしながら、コロナ禍の影響等もあり、予定の事業計画とはかけ離れた状況となっております。

また、令和3年10月7日には、エミューが脱走し、捕獲するために、市職員、消防団が動員され、地元住民にも大変な迷惑をかけてしまいました。

これまでに地域貢献の観点から、地元区長会より、令和2年9月にはエミュー観光牧場併設のレストラン等の要望も提出されておりますが、いまだに具体的な時期も示されておられません。

そこで、幾つか具体的に改めてお尋ねをいたしますが、当初、地元として大いに期待された地元雇用創出の現状、レストランの食材は地元食材を使用、牧場ののり面等の管理の状況、校舎の一部を避難所として地元住民へ開放についての状況、また、昨年は福岡県古賀市で鳥インフルエンザが発生し、飼育されていたエミュー、約430羽が殺処分されました。本市としても、鳥インフルエンザに対して防疫対策、今回はエミューについての対応をお示ししたいと思えます。

次に、令和3年7月から、菊池水田ごぼうのチップをめんべいに練り込んだ「菊池めんべい菊池水田ごぼう味」が販売されております。私も菊池物産館で購入して、特に市外へのお土産等に活用させていただいておりますが、これまでにめんべいどれだけの量が利用されたのか、菊池水田ごぼうめんべいの売上げ、ふるさと納税の状況もお示ししたいと思えます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、レストラン計画についてということで、地元の雇用、地元食材の活用状況も含めてというご質問でございますけれども、レストラン計画については、改めて熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社へ確認しましたところ、進出前の地元説明会や令和2年8月17日に開催した旧迫水小学校区区長への説明のとおり、まずは、東京農業大学からアドバイスをいただきながら、エミューの飼育に着手しているところであり、このエミュー飼育事業をしっかりと軌道に乗せたいと伺っております。

また、令和4年のゴールデンウィークには、オープニングイベントを開催し、地

元のキッチンカーなどにも出店のご協力をいただいているところでございます。オープンを機に、鳥インフルエンザ予防対策に配慮しながら、高原性鳥インフルエンザ（後に発言の申出があり、「高原性鳥インフルエンザ」を「高病原性鳥インフルエンザ」へ訂正）特別防疫対策期間以外の週末のみの開放という期間限定での公開となっておりますけれども、施設内ホールにおいて菊池水田ごぼうめんべい等の物産販売も行われているところでございます。

続きまして、鳥インフルエンザの感染防止の面でのご質問だったかと思います。

鳥インフルエンザ感染防止対策については、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社にも確認いたしましたところ、エミューの衛生管理では、ダチョウ類として家禽飼養のための「飼養衛生管理基準」が定められており、熊本市城北家畜保健衛生所及び市の農政課の指導の下、関係法令を遵守し、十分な感染防止対策を講じているということを伺っております。

また、近年の鳥インフルエンザの発生状況に鑑み、より強固な感染防止対策を講じるため、全面防鳥ネットを配するなど、鳥インフルエンザ対策に対する設備投資を最優先事業として飼育を行っておられます。こうした取組につきましては、管轄家畜保健衛生所の優良事例として事例発表が行われているというふうに伺っております。

埋設場所の確保について申し上げますけれども、令和2年8月17日に開催しました旧迫水小学校区区長説明会等でご説明したとおり、関係法令に基づき、飼育数に応じた埋設箇所を敷地内に十分確保できているということを伺っております。

仮に鳥インフルエンザが発生した場合の管理についてですが、感染予防対策と同様に、熊本市城北家畜保健衛生所及び市の農政課の指導の下、関係法令に基づき蔓延防止対策を行っていくということでございます。市としましては、引き続き徹底した感染防止対策についてお願いしてまいります。

最後にですけれども、「菊池水田ごぼうめんべい」の売上げということでございますが、個別民間企業の情報になりますので、公表が可能な企業に確認しましたところ、了承をいただくことができましたので、ご説明をさせていただきます。

2023年売上ベースで、菊池、福岡地域等で、約1,500万円、うち菊池地域では総売上げの約3分の1となっているところでございます。

ちなみに、菊池産の水田ごぼうの使用量というのは、水田ごぼうのチップを年間約300キログラム使用し、菊池水田ごぼうめんべい以外の商品にも使用されており、水田ごぼうで換算すると約1.3トン使用していただいているという状況であるということを伺っております。

あと、ふるさと納税につきましては、昨年12月には本市のふるさと納税の返礼

品として、エミューの卵を登録していただいております、話題の返礼品としても寄附実績もあり、地域の話作りにもご尽力いただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

すみません、ただいま、一番最初のレストラン計画のところ、「高病原性鳥インフルエンザ」というのを「高原性鳥インフルエンザ」と申し上げました。おわびして、訂正いたします。

以上でございます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

地元としては、コロナ禍もありましたけれども、大変な期待でございましたものですから、とにかく、今、エミューだけの飼育という形でとどまっておりますので、地元の雇用ができます、また、レストランの食材は地元食材を使用しますというのが、誘致のときの条件みたいになっておりましたので、そのことも含めて、やはりその当時の一緒に見に行った区長さん方から、レストランのほうはどうなったかいと、そういうことをよく聞かれますし、期待の裏返しだと思っております。いずれにしても、相手がいらっしゃることですから、とにかく地元の期待に沿うような対応をしていただきたいと思います。

それと、ちょっとお答えがなかったんですけど、牧場ののり面に除草作業も含めて、周りにクヌギの木が結構大木になっておまして、それが、あそこ下に古川兵戸井手という水路があるんですが、そこに落ちるので、そのことも何とかしていただきたいという要望も上がっていることもお知らせしておきたいと思います。

いずれにしても、市長がきちんとした形で誘致をされたエミューでございますので、市長として、地域貢献も含めて、どのように今後やっていただけるのか、答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、菊池エミュー観光牧場の地域への貢献への期待ということで申し上げます。

まず、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社というのが正式名称でありますけれども、当該会社の今後の計画としましては、「地域貢献については、菊池市への進出理念であり、当初の予定どおり何ら変わるものではありません。また、物価高騰等の社会情勢の変化に対応しながら、継続力のある企業進化を目指すものであり、引き続きご理解をいただければ幸いです」というご報告をいただいております。

これから長いお付き合いになります。資産は全て購入していただいております。かつ事業計画というものは、これは民間企業の計画でありますから、今後のご計画の進捗をぜひ見守っていきたいというふうに思っております。

当該会社におかれましては、鳥インフルエンザ感染防止策をきっちりと講じながらも、土日については一般開放もされておりまして、市民や観光客が訪れているほかに、バスツアーのスポットにもなるなど、新しい観光スポットとしての認知が広がっているところでございます。昨年１０月には県内１４市の市長さん方が全員で視察をいただきまして、その際には、菊池市らしい、非常に新しい魅力のある拠点ですねということで、大変評価をいただいたところでもございます。

また、土産物のラインアップとして人気の菊池水田ごぼうめんべいだけではなく、エミューの羽で作ったお守り等のオリジナルグッズも販売されておりますし、また、昨年１２月には、ふるさと納税の返礼品として、エミューの卵を登録していただき、早速購入実績もあるということで、地域の話作りにも大変ご尽力をいただいているところでございます。

熊本県菊池エミュー観光牧場としては、これまで同様に、地域や本市と連携して事業を進めていきたいという強い思いをお持ちでございますので、市としても、地域と企業との間に立って、共存共栄に向けて事業計画の遂行をお願いしてまいりますので、どうか温かく見守っていただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○１９番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

次に、菊池市ふるさと創生市民広場についてお尋ねをいたします。

この菊池市ふるさと創生市民広場は、平成２７年から市民検討委員会で検討を重ねられて、市民広場再整備計画が完成し、平成２９年１２月から工事が着工され、平成３１年３月２３日に菊池市の魅力を発信し、にぎわいを創出する拠点として、市民広場が新たに生まれ変わりました。

オープン直後は、コロナ禍もございましたので、質問を控えておりましたが、今回は市民広場再整備の検証と費用対効果についてお尋ねをいたします。

まず、これまで再整備にかかった費用、途中で追加工事もあったと記憶しておりますが、その後も観光物産館トイレの横が崩落したり、回廊に雨水の浸水等もあり、苦情も出ているとのこととあります。私も毎週、日曜朝市に顔を出して、出店者、買物客をはじめ、市内、市外の方々のお声をお聞きしておりますので、そのような観点も踏まえ、検証の必要性を感じましたので、今回、質問させていただきますが、

先ほど申し上げたこれまでの総工費、また、市民からの再整備後の評価も含め、指摘、要望等があったのか、お示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市民広場の再整備事業につきましては、市内外からの多くの人が集い、菊池神社、商店街、温泉街など各種拠点施設の連携と、街なかの回遊性を高めるためのハブ拠点として、また、にぎわいを生み出す場所として、平成31年3月に完成したところです。

総事業費が約7億5,000万円で、第1期は土木工事で約1億6,200万円、第2期は建築工事で約4億5,000万円、そのほかに体育センター等の解体、設計関係及び用地取得などに約1億3,800万円となっているところでございます。

施設ごととしましては、大屋根広場が約1億1,500万円、屋根付き回廊及び屋根付きの障がい者用駐車場が約9,300万円、観光交流館の改修に約3,800万円、物産館のバックヤード棟が約1,400万円、足湯が約400万円、遊具設置に約1,500万円、それ以外に芝生広場や駐車場などに約3億3,200万円となっているところでございます。

次に、再整備後の利用者の状況や費用対効果についてお答えいたします。

再整備前の広場については、指定管理者による管理ではなかったため、芝生広場につきましては、社会体育課が所管する中央グラウンドとして、キッズサッカーやグラウンドゴルフなどの利用申請書に基づき算出しております。

また、利用申請の必要がない、例えば遊具等で遊ばれる来場者については、正確に把握できておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

きくち観光物産館の利用者を除きました市民広場の利用者としましては、再整備前の平成29年は約19万1,000人、令和5年は約28万8,000人でした。

物産館の平成29年度の店内来客数が約12万8,000人、令和4年度が約10万5,000人となっております。

整備後に新型コロナウイルス感染症の拡大がありましたけども、現在は大屋根広場でのバーベキューや遊具で遊ぶ親子連れの利用者もコロナ禍前に戻りまして、観光協会や市民団体によるマルシェも定期的に開催されるなど、新たなにぎわいも創出されておりますので、費用対効果は上がっているものと考えております。

今後もこのようなイベントを通しまして、農産物や特産品、観光資源など、自然豊かな菊池市の魅力を広く発信して、さらなる集客促進と交流によるにぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

先ほど木下議員がおっしゃられました回廊に雨水が流れ込むということでしたけども、ご指摘のとおり、強い雨の日は雨水が流れ込みまして、朝市などで出店されている方や、ご利用の皆様にご不便をおかけしております。

また、集中豪雨のときは、物産館回りの側溝が機能せず、年に数回、物産館の中に雨水が流れ込むことがありました。

通常の雨であれば側溝に流れ排水されますけども、より多くの雨水を集水させるために、コンクリート蓋からグレーチング蓋への入替えを予定しております。

市民広場及び物産館をご利用の皆様に、ご迷惑をおかけすることがないように対応したいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

トータルでどれだけかかったか、ちょっと計算ができておりませんが、私の情報では約7億5,000万円ぐらいかかったということでお聞きしております。7億5,000万円かけて、なかなか費用対効果は、部長のほうでは出たということですが、私が地元というか、その現場で聞く話では、ある面では前のほうがよかったんじゃないかという声も聞きます。

できた後、部長からも報告もありましたが、側溝の蓋の改修をやらなければいけないとか、せつかくの回廊に雨水が入るとか、そういうのも含めて、最初に整備するときにもっときちんとしたやっぱり施工のやり方を考えてやっていただきたいかったですと思います。

この件は、ここで終わりたいと思います。

それでは次に、九州産廃事業所廃止後の地元水迫地区への環境整備基金の活用状況について、お尋ねをいたします。

令和4年10月21日に、議会月例会で九州産廃菊池事業所が法律に違反したことによる措置命令に対しての改善が令和4年3月29日付で完了したことが報告されました。

今後は処分場内の地下水及び水処理施設、その他処分場周辺の河川水などの水質検査も引き続きお願いしたいと思います。

また、これまでの一般質問等において要望しておりますが、私としては、九州産廃の熔融キルン式焼却施設の閉鎖後の解体を、これまで長い間、産廃反対問題、風評被害等で苦しんでこられた地域の方々のためにも、早急に行っていただきたいと思いますが、執行部の確認では、会社としては解体する予定ではあるが、時期は未

定であるとのことでありました。

この件につきましては、引き続き、市としても強く要望をお願いしておきたいと思います。

これまで環境整備基金につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続け、また、これまでの地区地元区長の方々と協議を重ね、私としては、長い間、産廃問題でご迷惑、ご苦勞をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

おかげさまで、令和5年度の水迫地区長様によって、各地区の要望を取りまとめでいただき、水迫地区としての陳情書が令和5年12月11日付で提出されております。内容としては、水迫地区全体としての要望と、各地区のそれぞれの要望が出されておりますので、市としても、緊急性、公平性等を考慮していただき、特に地区全体の要望については、早急に対応をお願いしたいと思いますが、現状をお示しください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、こんにちは。水迫地区から提出をされた陳情書に係る本市の対応状況についてお答えいたします。

この陳情書につきましては、令和5年12月27日に、水迫地区長ほか水迫地区関係区長8名の連名により、環境整備基金活用による全18項目にわたる要望がなされているところでございます。

本市における対応状況としましては、要望書への記載内容に関しまして、主に水迫地区関係行政区ごとの要望事項となっていることや、要望事項全体に対する概算費用と基金積立額に差異が生じていることもあり、水迫地区全体の総意としての内容としていただくよう、見直しや要望事項に係る優先度などについて、水迫地区でご検討いただくようお願いしているところでございます。

併せまして、各要望事項に関する具体的内容や要望箇所・位置などの詳細について、現地確認を行ったところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 それぞれのやっぱり9地区については緊急性、また公平性というのがあるのがもう当たり前だと思います。

私も先般の一般質問の中でも申し上げましたが、9地区全体、水迫地区全体の要望についてを、やっぱり早急にできる部分については早急にやっていただきたいと

いう思いがありますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 地区全体の総意としての要望についての項目でございます。

繰り返しになりますけれども、水迫地区全体の総意としての内容としていただくよう、見直しや要望事項に係る優先度などについて、水迫地区でご検討いただくようお願いしているところでございます。

今後におきましては、水迫地区における検討結果等を伺った上で、それを踏まえながら、円滑かつ丁寧な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長、水迫地区区長会のほうから、もう2つの点については、もう総意でちゃんと確定してあるんですよ。それについての優先順位を含めてやっていただきたいということですけど、それについてのお答えをいただきたいんですよ。9地区のほかの部分とは違いますよ。もうちゃんと水迫地区区長会から、1つ、2つと出ております。金額もちゃんと見積りで取られて、ちゃんと正式に要望を出されていますから、そのことについて、スピード感を持ってやっていただきたいということでお願いしている部分ですから、もう一回答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 ただいまの質問にお答えいたします。

水迫地区陳情書に、確かに各地区の要望内容と同時に、水迫地区区長会という項目で、陳情が出されているのは了解しているところでございます。

ただ、本市といたしましても、環境整備基金条例等の趣旨に基づきまして、全体で考えていく必要がございますので、そのみの判断ではなく、この陳情書に書いてある内容全体につきまして、協議を地区のほうにまたお願いをしているというところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 地区はちゃんと協議をした上で、9地区の全体の総意で出されている部分についての要望の確認をしているわけですよ。だから、また今、

部長がおっしゃるように、また地元のほうで協議をお願いするようにしていますという形の答弁じゃ全然話にならないと思いますよ。

この環境整備基金については、地震後の協力金の問題も含めて、もうあえて言いませんけど、この問題については、いろんなあれがあります。もうこの協力金も含めて、環境整備基金の歴史を知っている議員は何人もいらっしゃらないです。ですから、そのことを踏まえて、私はずっと地元のことの代弁者として申し上げてきたつもりでございますので、しっかりそのことも踏まえて、今後、この対応についてもよろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。私はそのときにも申し上げましたが、その後も一般質問等で一貫して各支館の地域移管の問題、廃止になっている重味グラウンドについては、見直しを含め、指摘、要望を続けております。

市のこれまでの答弁では、現状の個別計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したもので、避難所などの別用途として利用している公共施設の個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていききたいと同じ答弁の繰り返しであります。

これまで何度も申し上げましたが、令和3年7月の総務文教常任委員会所管事務調査委員長報告では、本市の指定避難所等の総数は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名であります。コロナ禍における収容人員は、国、県からの指示は3分の1程度であるという点であります。

そのような中、公共施設等総合管理計画において、中山間地における指定避難所、避難場所等の計画をされていることは、コロナ禍における避難所運営の視点に立った場合、車中泊スペースを含め、避難所、避難場所の確保に十分留意し、慎重に行うことが重要であると指摘がありました。

本市でも完全に収束していない新型コロナウイルス感染症の問題、熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかり考慮して検討を進めなければなりません。現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない、計画を一方的に押しつけています。

私は迫間地区に住む者として、迫間支館、重味グラウンドについては、市民の生命を守る施設として、従来どおり、市で管理するべきであると考えます。これまでの一般質問の中でも何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一

致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営していただくように要望しておられます。昨年１１月９日に行われた迫間支館の区長説明会でも、迫間地区区長会長が代表してはっきりと発言されております。

しかしながら、執行部の現在の取組は、各区に啓発用DVDだけを送りつけて、視聴するようにしてありますが、私が初寄り等のときには、各区長の意見はDVDだけでは区民に見せることはできないとの苦情が多数出ておりました。市民の命を守る施設に対する取組については、丁寧さに欠けた対応だと思われます。

今後もアンケート実施を計画されているようですが、その必要はないと思います。既に迫間地区の住民の代表である区長会の意思統一はできており、あえて無駄に税金を使ってアンケートを取る必要はないと考えます。

先ほどから申し上げておりますように、区長会としての考えは決まっておりますので、計画の押しつけではなく、地域の意見を尊重して、見直しの必要性があると思われませんが、今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えします。

迫間支館と重味グラウンドの今後の取組についてということでございますが、迫間支館につきましては、昨年１１月９日に地元区長説明会を開催した後、個別施設計画の方針等を地域住民の方々により理解いただくため、今、議員おっしゃいましたように、説明内容を録画したDVDを各戸に配布し、視聴いただくようお願いしたところでございます。

また、重味グラウンドにつきましては、１０月１９日に区長説明会を開催しております。

次に、迫間支館の今後のスケジュールにつきましては、ただいま議員おっしゃいましたように、令和６年度に地域住民へのアンケートを予定しております。その後、区長説明会を開催し、アンケート結果の周知を行い、支館の管理運営方針について協議をする予定としております。

要望書の内容も踏まえながら、合意形成ができるよう丁寧に進めてまいります。

また、重味グラウンドにつきましては、明日２月２９日に、社会体育課のほか、今回は施設マネジメント課、防災交通課も含めた３課で改めて訪問し、地元区長の皆様との意見交換会をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長のほうの答弁では、とにかく丁寧にやっていくと。

基本的に先般の11月9日ですか、行われた説明会のときに、このような資料を区長様方にお渡しになっております。私はそのときにオブザーバーになっているような約束もしておりませんでした、ある面では、欠席者の方の分を私が取ったということになっておりますが、これを見たときに、私は地元の議員として、こういうのは事前説明があつてしかりだと思います。ですから、今回、地元から要望も出ておりますので、基本的には、その総務文教常任委員会の所管のほうに、もちろんこの事前説明はあつていると思われませんが、区長様にこういう資料を先に渡すんじゃないくて、やっぱり議会に先に事前説明をした上で、やっぱり啓発をやるのが普通だと思います。

それと、先ほどDVDのことを言いましたけど、やはりDVDを渡すのであれば、その設置する機械みたいなのも一緒に貸し出して、それぞれの地域にそういう機械まであるというのは確認できておりませんか、そのことも含めて、丁寧というのはそういうのが丁寧な取組だと思います。

要望については、いずれにしても、所管の総務文教常任委員会のほうで要望書についての審議もしていただくとしますので、この事前にこういう区長に渡す書類も含めて、しっかりと委員会で検討していただきたいと思います。

部長答弁は要りません。

それと、市長のほうに、この年頭の職員に対しての訓示の中で、まずは防災、防疫面の再点検、能登半島地震を踏まえ、まず、市民の生命、財産を守るという基本的な命題に立ち返ってほしいということで、訓示をされておりますが、今、私どもの地域でお願いしているのは、やはり避難所はこれまでどおり、やっぱり行政のほうで管理してほしいと。ドクターヘリの発着場も、やっぱり市民の命に直結する場所でございますから、そういうことを踏まえて、お願いをしているわけでございますので、市長として、こういうことをおっしゃっているのに、私たちの地元のほうでは避難所を地域移管とか、廃止とか、そういう形で推進しておられますので、そのことについてもお答えをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、公共施設の今後の在り方についてのお話ということで、回答させていただきます。

2つの施設についてのお話がありましたけども、それぞれの施設の状況や課題等も視野に入れながら、提出された要望書を踏まえまして、教育分野のみならず、防災や健康といった分野から見た施設の必要性についても検討を深めて、地元との

合意形成に向けて今後も取り組んでまいります。

先ほど地域移管、廃止だと、一方的だというお話がございましたけども、それは私が言っているわけではございませんで、各担当部署が正しい答えを出すためのたたき台として出しているわけでございますので、ご存じのとおりだと思いますけども、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、重味グラウンドにつきましては、明日、意見交換会を開催することとしておりますので、そこで地元の皆様の声を直接お聞かせいただきながら、方向性を固めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○ 19 番 木下雄二 議員 答弁は常にたたき台であるからということでおっしゃっておりますが、ある面では、もうその選択権がないような資料に基づいての説明会なんですね。ですから、そのことを踏まえて、今回は地域のそれぞれの迫間地区、そして水迫地区の区長さん方が連名で、今までどおり、市のほうで管理していただきたいという要望が出ておりますので、そのことについては、しっかりと受け止めてやっていただきたいと思います。

それでは次に、国道 387 号沿いの迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに、条例の確認をさせていただきました。

菊池市も条例違反を認め、菊池市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消に至っていない状況であります。

特に、令和 5 年 2 月 17 日、菊池市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者の提案と地域住民からの排水の問題、また、これまでの開発業者が示した 6 基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、結果的には、物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接に 8 基程度の追尾型太陽光発電設備が設置されて、現在は目視、稼働音、経済産業省コールセンターへの確認によって、売電しているのが現状であり、地元としても開発業者の誠意のない対応に憤慨されておられます。

そこで、昨年の 11 月 11 日付で、菊池市を經由して、開発業者に迫間地区における太陽光発電事業の開発に係る協議について、協議内容は施設内の里道に関すること、施設内の排水に関すること、施設開発に伴う隣接地の補償に関すること、居

住地に隣接する太陽光発電機器の撤去に関することでありますが、迫間区長、大柿区長、平野区長によって提出されました。しかしながら、令和6年1月15日付で、開発業者代理人より連絡があり、協議に応じることはできないとの返事がありました。

この開発は、当初、菊池市環境基本条例違反からスタートしており、いまだに地域住民の不安の解消に至っていない状態が続いておりますので、今後も引き続き、菊池市としても、市民の命を守ることを第一に、開発業者への対応をお願いしたいと思いますが、現在の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 迫間地区太陽光発電事業計画に係る令和5年第4回定例会以降における市の対応状況についてお答えいたします。

迫間地区太陽光発電事業に関しましては、本市環境基本条例に基づき、現在、事前協議を行っている案件でございます。

本市の対応状況としましては、まず、事業計画地外からの目視による現地確認を継続して行っております。

また、昨年11月末に、経済産業省が所管する再生可能エネルギー電子申請情報等に係る公表用ウェブサイトにおきまして、迫間地区事業計画地内に設置されている一部の発電設備による運転開始の状況を確認したことから、開発事業者代理人弁護士に対しまして、事業計画地において開発事業者が行っている雨水排水対策に係る施工状況及び国道沿い発電設備6基に係る変更や移設に関する進捗状況等を確認するための現地立会いを求めたところでございます。

しかしながら、現状といたしまして、現地立会の実施までには至っていない状況でございますので、今後におきましても、引き続き開発事業者に対する求めなどを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

私も何度も申し上げますように、地域住民としては、もう本当に不安の解消にはなっていないわけです。この施設帯に里道がありますけど、里道の件については、市がやっぱりその当事者に対してちゃんと立会の要請ができると思います。

今後もやっぱり私どものほうも、しっかりそういうことも踏まえて、また改めて今度は市のほうに要望を出す予定でもございますので、そのときにはしっかりとし

た対応をお願いしたいと思います。

最後に、３月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、合併前の市町村の時代から、それぞれの地域の発展のためにご尽力をいただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

今後もこれまでの行政経験を生かして、菊池市発展のために、さらにご尽力をいただきますようお願いを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、３月１９日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後２時４２分

第 6 号

3 月 5 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 議案第29号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第16号）

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 議案第29号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第16号）

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時02分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第29号 上程・説明・質疑・委員会付託

○水上隆光 議長 日程第1、議案第29号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第29号、令和5年度一般会計補正予算（第16号）は、民間宅地開発支援事業について繰越明許費を設定するものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第29号、令和5年度一般会計補正予算（第16号）でございます。

4ページをお願いいたします。

補正の内容といたしましては、民間宅地開発支援事業につきまして、繰越明許費を設定するもので、予算総額の増減はございません。

5ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正でございます。

内容といたしましては、民間宅地開発支援として実施をしております「民間宅地開発補助金」につきまして、民間事業者施工の宅地開発において、建設資材不足等により、資材調達に不測の時間を要しておりまして、今年度中の事業完了が困難な

ことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、質疑をいたします。

急に出されてきたんであれなんですけど、これ、事業番号の807で間違いないですか。807の民間宅地開発補助金1,200万円が減額されているんですけど、減額で、この800万円は繰越明許というのがちょっと意味が分からないんですけど、残った800万円が間に合わないからということなんですか。総額が書いてないけん分からんけんですね、そこのちょっと説明をもっと詳細に、この令和5年の補正予算書を基に、もっと詳細をお願いします。再質疑はしません。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、荒木議員の質問にお答えします。

民間宅地開発補助金につきましては、総枠予算としましては2,500万円、当初予算で計上をしております。そのうち1,200万円については使うことがないということで、減額をさせていただいています。残りの部分について、1,300万円部分なんですけども、500万円部分については既に完了をしておりますので、こちらについては、令和5年度で補助金として交付をするという形になりますけども、残りの800万円部分、これについてが、3月に入りまして資材の調達が難しいということでご連絡をいただきましたので、本年度中の完了が難しいということで、今回、繰越明許をさせていただいたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第29号は、予算決算常任委員会に付託します。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時08分

第 7 号

3 月 1 9 日

令和6年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
第2 意見書案第1号 学校給食費の無償化を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
日程第2 意見書案第1号 学校給食費の無償化を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
11 番	平 直 樹
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎

17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七城支所長	古 田 十 咲
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞

議 会 係 河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末317～337頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る2月22日及び3月5日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第4号から議案第29号まで、及び陳情第1号並びに陳情第2号の28案件について、各常任委員長から審査結果の報告等がありますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、陳情1件の4案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第4号については、執行部より、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、パートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するとのことだが、会計年度任用職員の中で支給されない職員はいるのかとの質疑に対し、執行部より、支給対象は、任期の定めが6月以上の職員で、1週間の平均時間が15時間30分以上の者となるので、それ以外の方は対象とはならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、勤勉手当は評価が必要だと思うが、勤務評価についてはどの

ようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっては、常勤職員の取扱いとの均衡を踏まえて定めるとなっており、人事評価を適切に反映していく必要があると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、人事院勧告によって期末手当等の改正があっても、会計年度任用職員は遡及ができないという実態があったが、今回の改正によって、会計年度任用職員も遡及が可能になるということかとの質疑に対し、執行部より、これまでは遡及ができなかったが、今回の改正で遡及できるようになったとの答弁がありました。

次に、議案第5号については、執行部より、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業している会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象とするため、条例改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第6号については、執行部より、本案は、地方自治法の改正により、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、職員の賠償責任に係る根拠規定において、同法を引用している情報にずれが生じることから、これを合わせるために改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第2号については、迫間支館及び重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情であり、所管部署より状況確認を行いました。執行部より、公民館支館は、地域活性化のために尽力されている地域住民にとって、公民館施設としての制約を取り払い、自由な用途に供することが施設活用につながるとの考えから、施設を地域へ譲渡するという計画を定めた。これに伴い、これまで地元説明会を行ってきた。重味グラウンドは廃止という方針で検討しており、これまで地元との意見交換会を行ってきた。その中で、体育施設としての利用がないことから、教育財産としての用途廃止後、地元の管理または地元での利用の要望がない場合は、売却等による処分を考えているという説明をしてきた。しかし、市としてもヘリポートの維持を考えており、まずは社会体育施設としての用途廃止を行い、ナイターとトイレの撤去を考えており、そのことを伝えている。今後も住民の意向を酌みながら、継続して合意形成を図っていききたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、両施設については、区長会もしくは役員会等で説明されてきたが、今回の陳情書が出たことについては、地元との合意形成がしっかりできていないのではないかと感じる。他の住民の皆様に対する合意形成については今後どのように進める予定なのかとの質疑に対し、執行部より、公民館支館については、令和6年度に地域住民を対象としたアンケートを取りたいと考えており、それに基づき住民の意向を確認し、さらなる合意形成を図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から、迫間支館における熊本地震を含めた避難所としての利用状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、熊本地震の際、迫間支館は避難所としての開設はしていない。その際は、旧迫水小学校体育館や菊池北中学校体育館を避難所として開設している。近隣の住民が自主的な安否確認のために、迫間支館に集まられたということは聞いている。また、それ以降も避難所としての利用はないとの答弁がありました。

議員間討議では、陳情第2号について、今回の地域移管・廃止については、たたき台であって、現在地域から意見を聞かれている。やはり地域との合意形成が足りないことによって、こういった陳情書が出てきていると思うが、そのことは大変遺憾であり、市はしっかりと合意形成の中で進めていただきたい。地域の思いというのは分かるが、今後の状況等を見ながら判断していく案件であり、継続審査としていくものではないかと思うとの意見や、地元は市との協議がうまくいっていないから議会にどうか賢明な判断をと陳情しているわけであり、継続審査にするものではないとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第4号、議案第5号及び議案第6号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号については、委員から、議員間討議で述べたとおり、賛否について判断することが難しく、今後も継続して審査すべきといった継続審査の動議が出されました。

採決の結果、陳情第2号については、賛成多数により継続審査とすることに決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案6件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第7号については、執行部より、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準並びに子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 8 号については、執行部より、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この改正は、国が示したものだから、菊池市だけ改正しないことはできないということでのいかとの質問があり、執行部より、菊池市だけ改正しないことはできないとの答弁がありました。

次に、議案第 9 号については、執行部より、国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この改正によって、事業所の仕事の負担が増えたり、市職員の事務量が増えたりすることがあるのかとの質疑に対し、執行部より、事業所にとって、管理者等の人員基準の緩和については、人手不足の解消につながるのではないかと。重要事項のウェブへの掲載や、新興感染症発生時等における医療機関との連携体制の構築の義務化については、それぞれきちんと行う必要がある。市職員にとっては、事業所へ義務化された事項について実地調査等により確認を行う必要が出てくるとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療機関との連携が必要とのことだが、医療機関であればどこでもよいのかとの質疑に対し、執行部より、第 2 種協定指定医療機関と定められており、菊池市では菊池郡市医師会立病院だけであるとの答弁がありました。

次に、議案第 10 号については、執行部より、国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 11 号については、執行部より、国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 12 号については、執行部より、国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第 8 号について、今回の改正で介護保険料の段階が 9 段階から 13 段階となり、高額所得者の保険料は、最高で年間 5 万 2,920 円の負担が増えることとなるため、今後、丁寧な説明をお願いしたい。予算決算常任委員会福祉厚生分科会において、令和 6 年度の介護保険料の歳入について、条例改正された後の金額を予算計上されると思っていたが、反映されていなかった。同じ定例会に予算案を上程するのであれば、改正後の保険料額について説明を行ってほしかったとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第 7 号から議案第 12 号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう

お願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、陳情1件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第13号については、執行部より、都市公園の利活用を見直すに当たり、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今までほかの公共施設の土地については、占用料を取っていたと思うが、公園については、今まで取っていなかったということかとの質疑に対し、執行部より、占用料は、条例に規定されているもの以外については、行政財産使用料のほうに占用の規定があるので取れている。しかし、使用料に関しては、都市公園では、条例で規定している公園しか取れないため、今回、条例改正を提案しているとの答弁がありました。

また、委員から、地域の夏まつりなど、地元が依頼して出店していただく場合も、この条例どおりの使用料を支払わなければならないのかとの質疑に対し、執行部より、条例の中に使用料を減免する規定があり、公共的な団体において公共の用に供するために必要と認められるときには、減免していきたいと考えている。また、行商については判断が難しいことから、事前にご相談いただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号については、執行部より、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、焼け跡は、空家には全然含まれないということかとの質疑に対し、執行部より、県に燃えた家に対して空家と規定できるのかと確認したところ、原則として空家には該当しないとの回答があった。しかし、この件については、他部署も含めて今後の対応を考えさせていただきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、管理不全空家について、全く管理をされていないところもあれば、年に数回帰ってきて掃除をする物件もあると思うが、その線引きはどの質疑に対し、執行部より、空家の定義は、完全に人がいない状態で1年以上経過しているものと考えているが、定期的に何らかの管理をされておられる場合は、空家、特定空家、管理不全空家とは考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第15号及び議案第16号については、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第1号については、「重点支援地方交付金」に関する陳情であり、質疑を行いました。

委員から、陳情の趣旨の中に、離農する酪農家が増加しているとするが、本市の実情はどうかとの質疑に対し、執行部より、令和5年度で4件の酪農家が廃業されているとの答弁がありました。

議員間討議では、陳情第1号について、令和5年度の補正予算で上がっていた国の予算に推奨事業メニューとして0.5兆円だったと思うが、酪農経営の負担軽減など酪農経営に特化したメニューが個別に出ており、国も酪農経営のことを重点的に支援したいという考えだと思っている。よって、菊池市の基幹産業である酪農ということも鑑みた上で、必要な事業への支援は行ったほうがよいと思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び陳情第1号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。少々長くなりますが、よろしくお願いします。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第17号から議案第29号の13議案です。

2月22日、3月5日及び14日に予算決算常任委員会を、3月4日から7日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第17号については、そのほとんどが事業実績または見込額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、国際交流費の国際交流推進事業について、執行部より、旅費142万7,000円及び委託料233万円等の減額については、韓国友好都市への交流訪問の中止、また、台湾宜蘭市との了解覚書締結に向けて働きかけを図ってきたが、その実現に至らなかったことによる経費の減額であるとの説明があり、質疑を行いました。

た。

委員から、台湾宜蘭市との交流推進については、今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、執行部より、国内の関係自治体と連携の上、福岡の弁事処を通じて今働きかけを行っており、来年度の実現に向けて準備を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、昨年、市内の経済団体が集まり、交流についての意見交換会があったが、この灯が消えないように継続的に協議を進めて盛り上げた上で協定を結んでいただきたいとの意見がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から、ワクチン接種の公的補助は今年度で終わると思うが、接種率はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、令和5年度は春と秋に接種を行い、接種率は延べ人数で62%であるとの答弁がありました。

次に、雑入の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金については、執行部より、補助金の不正受給が発覚し、令和5年6月28日付で、補助金額1億5,140万1,000円の返還命令を行っており、相手方より被害弁償金が出されたことから、補助金返還額の一部として受け入れるため、845万円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、補助金返還の見通しはとの質疑に対し、執行部より、明確な計画は立っていないが、顧問弁護士や同様の案件を抱えている大津町とも連携し、また国・県と相談しながら、計画を立てていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第21号については、資本的収入の加入金について、執行部より、給水装置工事申請の増加に伴い、水道加入金が増加するなど、2,130万7,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、家が増えたと考えてよいのかとの質疑に対し、執行部より、アパートがほとんどである。アパートが少ないところでも10戸、20戸とか、多いところでは30戸あり、20戸で2棟等の形もあり、件数としては増えているが、建物としては一戸建ての家が増えたというわけではないとの答弁がありました。

次に、議案第23号中、その主なものを申し上げます。

まず、企画費の合併記念事業について、委員から、市民劇を開催する意味はとの質疑に対し、執行部より、市民の一体感の醸成を図るものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和7年3月22日に開催を予定しているとのことだが、この時期は観光協会の桜のイベントや文化会館では文化協会の音楽祭もある。いろんなところでいろんなイベントがあっているのでは調整すべきではないかとの質疑に対

し、執行部より、庁内で調整し連携を図りたいとの答弁がありました。

また、委員から、合併記念事業の開催は、市民からの意見ではなく、執行部からの提案とのことだが、市民の一体感の醸成というならば、各種団体の意見を聞くべきと思うとの意見がありました。

次に、防災管理費の防災行政無線等整備事業について、委員から、今後、整備するデジタル型戸別受信機のアンケートを取ってあるが、アンケートでは防災・行政ナビのアプリを入れていない場合に限り配付を希望しますかという項目に進むようになっており、防災・行政ナビを入れていると戸別受信機は配付されないのかとの質疑に対し、執行部より、あくまでもアプリを推進しており、アプリを利用されている世帯についてはアプリのほうを、アプリを利用できない世帯で戸別受信機の設置を希望される世帯に配付するというので、アンケートを作っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、アプリが入っていたら配付されないとのことだが、例えばその後、携帯電話を買い替えてアプリを入れなくなったときは、追加で配付されるのかとの質疑に対し、執行部より、そのときは検討したいとの答弁がありました。

次に、環境対策費の地下水対策事業について、委員から、七城の水質検査に係る費用については、全て一般財源とのことだが、T SMCの稼働に伴い周辺地域の地下水質保全への影響があると思われるため、県に対して費用負担を求めてもよいのではないのかとの質疑に対し、執行部より、T SMCがある菊陽町は、江津湖を共通の地下水盆とする熊本地域に属しており、本市においては、泗水地域及び旭志地域が属している。七城地域については、熊本地域には属していないものの、県主催の環境担当者会議の場などにおいて、事務局レベルではあるが支援に関する要望等を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の子ども食堂運営支援事業について、委員から、県が全額補助していた事業で、令和6年度から3分の2の補助となるようだが、今後補助の割合が減ってもこの事業は続けるのかとの質疑に対し、執行部より、県の補助があるうちは継続する考えである。補助がなくなった場合はそのときの状況等により協議を行いたいとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者ふれあい事業について、委員から、生きがい通所（ふれあいデイ）委託料が、1, 218万円計上されているが、必要性をどう判断すればいいのかとの質疑に対し、執行部より、介護認定を受けていない高齢者にデイサービスを行い、介護予防を行う事業であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、概要は理解できるが、何名が利用し、どういう効果があったかを確認できるようにする必要があるのではないのかとの意見がありました。

次に、観光費の観光プロモーション事業について、委員から、菊池温泉街リブランディング事業の基本構想を立てるのはいいが、もっと具体的に、現状がどうなのか。観光協会が何かをやる、市が何かをやる、周りが幾ら何かをやろうとしても、温泉を経営されている人たちが自らやろうという気持ちがないと、まず成功しない。こういったところから入るべきだ。台湾の方に宿泊してもらうためには、1人1部屋でなければ難しい。旅館の方々も、後継者不足でお金を注ぎ込みたくない。こういった事業でお金を投入するより、1人1部屋のホテル等を誘致するなど発想を変えることが必要ではないかとの意見がありました。

次に、文化施設費の限府一番地複合施設管理運営費について、委員から、年々予算が増えているようだが、今後の方向性をどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、現在、まちなかデザイン会議の中で、今後の利活用について検討しており、町なかを周遊する際の拠点施設の一つとして一番館を利用していこうと検討が進められているとの答弁がありました。

さらに、委員から、会議の中でカフェとして利用できないかとの意見もあるが、現在の条例ではできない。様々な用途に利用できるように、条例改正も含めて令和6年度中には方向性を示してほしいとの意見がありました。

また、委員から、今後廃止も含めて検討しているのかとの質疑に対し、執行部より、廃止ではなく、利活用方法を検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第24号の一般会計繰入金については、委員から、一般会計からの繰入金は年々増えていくのかとの質疑に対し、執行部より、法定内の繰入れであり、少しずつ増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、制度的に繰入額が増えていくのは仕方がない部分もあると思うが、基金の活用方法も含め、今後どのような見通しを持っているのかとの質疑に対し、執行部より、基金については、過去に取り崩したこともあったが、少しずつ利息分から積立てを行ってきた。現在2億9,000万円程度となっているが、月の医療費に約4億円程度払っているため、基金は一月分の医療費にも満たない状況であり、非常に心配なところである。令和12年から県下保険料の統一の話があり、令和6年度から本格的な協議を行う予定である。市民にとって一番関心があることは、保険料が上がるのか下がるのかということだと思うが、非常に厳しいと考えている。具体的にどうなるかは基金の運用も含めて試算していくが、議会には報告を行うとの答弁がありました。

また、委員から、今後は税率を上げる必要も出てくると思うが、市民に理解をしていただくよう、早くから試算を行い、周知を行ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第26号の包括的支援事業・任意事業費の任意事業費について、委員

から、おむつの補助を行っていると思うが、支給の要件はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、本市に住所を有する要介護３以上の高齢者で、常時おむつの使用が必要な方。なおかつ住民税非課税世帯で介護保険料に滞納がない方に支給しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、菊池市においては非課税世帯の要件があるが、他市においても要件があるのか、ないようであれば他市の状況も調査し統一していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第２７号については、水道事業について、委員から、水質検査委託料等として約１，７００万円が計上されているが、議会全員協議会で話が上がっていた有機フッ素化合物についての検査も含まれているのかとの質疑に対し、執行部より、令和５年１２月の予算決算常任委員会において、令和５年度予算で何とか検査できないかとの意見があったことから、令和５年度で発注しているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第２３号については、まず令和６年度予算において新しい事業がかなり増えている。減っている事業があまり見受けられないので、スクラップアンドビルドで事業の見直しを検討していただきたいとの意見がありました。

次に、防災行政無線等整備事業について、防災行政無線の戸別受信機は、７５歳以上の方であれば配付されると思っていたが、防災・行政ナビのアプリを利用していたら配付されない。前回採択した陳情とは違う解釈となっているので、希望する人には行き渡るようにお願いしたいとの意見がありました。

また、合併記念事業について、執行部において計画を立ててあるが、市民の一体感の醸成を目的とするならば、そこはしっかりと市民が参画した計画、立案というものも考えていただきたいとの意見がありました。

次に、高齢者ふれあい事業について、こういった費用対効果があるのかよく分からない部分があった。この事業だけではなく、全ての事業において費用対効果が分かるようにしていただきたい。費用対効果が数字では見えにくい事業もあると思う。議員も各事業の中身を理解する必要があるのではないかとの意見がありました。

次に、鳥獣捕獲事業について、強化期間等は、状況に応じて工夫されているが、捕獲する方々を育成、または増やしていく必要性を感じている。協議会の方々と一緒に捕獲隊のメンバーを育成し、増やすということにも取り組んでいただきたいとの意見がありました。

また、菊池温泉街リブランディング事業について、温泉旅館を経営されている方々がどう盛り上げていこうかという気持ちがないと、ファミリー層、台湾等の１人１部屋というような形態は難しい。こうしたところを織り込んだ形の基本構想を

もう一度練り直す必要がある。事業承継をどうしていくのかが大きな課題で、これがきちんと定まれば、思い切った取組や、投資もできていくのではないかと感じている。事業承継は、個々の取組では難しい面があり、どう支援していくのかを配慮していただきたい。基本構想の中に、「他力／人任せより共創とあり、誰かの一步を待つのではなく、一人一人の覚悟と実行」との記載がある。ぜひ、ホテルや旅館の民間の方がそれぞれ覚悟を持ってやっていく、今まで人が集まって何かをやっているが、結局、主体が見えなかったところにも原因があると思うので、ここも掘り下げていったほうがよいのではないかな等の意見がありました。

次に、小中学校のトイレにおける生理用品の配備について、令和6年度予算に配備の予算が含まれていない。多くの自治体が小中学校で配備をする中で、菊池市がいまだに学校任せにして、全校への配備を進めないというのはいかななものか。学校任せではなく、教育委員会が責任を持って、早急に全ての小中学校のトイレに生理用品の配備を進めていくことを、この分科会で総括提言として要望してほしいとの意見があり、総務文教分科会において総括提言することを全会一致で決定したので、執行部に対し、総括提言通告書により通告を行いました。

次に、議案第27号については、水道事業について、水道整備費は2億4,850万円を計上し、2.3キロメートルの更新ができるとのことだが、本市の管路の総延長は300キロメートル以上あることから、一周して回ってくるまでには150年以上かかる計算となり、とても心配している。これでは、管路の老朽化に追いつかないどころか耐震化も進まないと思うので、予算面でどうしていくのかは、これからの課題として考えていかなければならない等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、総務文教分科会から総括提言がありましたので、執行部より、生理用品の購入の予算は各小中学校の保健衛生費の消耗品の中で確保している。生理用品の設置場所、保健室やトイレなど、どこに置くかは学校の判断を尊重し、各学校に一任している。多くの学校では、衛生面、管理面、また相談による児童生徒の状況の把握のため、保健室に設置しており、トイレに設置している小学校2校についても、学校での判断によるものであり、令和5年第4回定例会の一般質問でも答弁したように、今後も学校からの意見や状況を尊重しながら、児童生徒の意見も聞き、必要な生理用品の配備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、各分科会長報告に対する質疑を行いました。

委員から、観光施設整備事業について、菊池神社の第一鳥居横の砂利駐車場をアスファルト舗装する工事は、もともと駐車場の下に文化財があるので、アスファルト舗装をしないようにしていたはずだが、このタイミングでアスファルト舗装をす

るとなると整合性が取れない。金額も7,000万円弱かかるとのことだが、金額の妥当性についても全体的にどういった議論があったのかとの質疑がありました。

まず、アスファルト舗装をすることになった経緯については、経済建設分科会長より、委員から、予算決算常任委員会のときに、市民広場駐車場のアスファルト舗装代6,900万円は高過ぎるのではないかという質疑に対し、執行部より、雨水対策を行う必要性が出てきたという説明があったが、分科会では委員から、その雨水対策の内容はとの質疑があり、執行部より、もともとは側溝を入れないで舗装するよう考えていたが、土木課と協議したところ、雨水が全て芝生のほうに入って芝が痛むのではないかとの指摘があり、側溝を約180メートル作ること、駐車場部分の側溝の雨水を、県北広域本部のある県道側に流すよう設計をやり直した。また、この舗装についても、一般的な舗装ではなく、透水性のある水が下に落ちていく舗装に変更したために、このような金額になったという説明があったとの答弁がありました。

さらに、文化財の保全については、経済建設分科会長より、委員から、最初は遺跡があるので舗装しない方針であったが、苦情等が出ているので、本格的な舗装ではなく、簡単な舗装をするように変わったとのことだが、遺跡との関連性はこの質疑があり、執行部より、文化財の担当課と協議し確認調査を行ったところ、遺跡はあるが舗装は行ってもよいと確認が取れている。ただし、舗装を行い、将来、文化財の掘削等が必要になった場合は掘削等ができるように、市の単独事業で対応するとの説明があったとの答弁がありました。

また、金額の妥当性については、経済建設分科会長より、側溝整備などの変更の説明があり、文化財等の担当との協議の結果を踏まえ、総合的に議論があった以外には、その妥当性にこだわった議論は特になかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第17号から議案第22号、及び議案第27号から議案第29号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第23号については、委員より、婚活事業で、JAと菊池高校にそれぞれ10万円ずつを計上してあるが、税金を投入して婚活事業をすることに疑義がある。議会費の議員に配られているタブレットを今回500万円かけて買い直すとのことだが、現在のタブレットはまだ使えるし、使えるものを大事に使うのがSDGsだと考える。市民の暮らしと営業は危機的な状況であり、その暮らしを思い支えるという点では不十分である。高過ぎる国保税が据え置かれたとはいえ、引下げが求められる介護保険料等へ、一般会計から繰入れを行うべきである。会計年度任用職員への処遇改善等も、国の施策を超えるものはない。財政調

整基金は、令和４年度の決算値で６６億円を超えており、基金を活用して暮らしを支える予算の執行が待たれる。国の進めるデジタル化予算には、様々な懸念があり、多額の推進費用には反対である。部落解放同盟への補助金は、前年度比で約３０万円の減額となっているが、さらに適正な予算措置が行われるべきであるといった反対討論がありました。

次に、議案第２４号については、委員より、保険税が高過ぎることから、払える保険料にするために、一般会計からの法定外の繰入れを行い、引き下げるべきであるといった反対討論がありました。

次に、議案第２５号については、委員より、制度そのものに反対である。また、来年度から保険料がさらに値上げされるためであるといった反対討論がありました。

次に、議案第２６号については、委員より、第９期の事業計画において、標準保険料が据え置かれている点では評価できるが、高齢者の経済的負担は限界であり、保険料は引き下げるべきである。また、特別養護老人ホームの計画的な増設、介護職員確保に向けた処遇改善への市独自の努力など、サービス提供の面での措置が足りていないといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第２３号から議案第２６号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの委員長の審査経過報告で、継続審査でありました陳情第２号を除き、各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は３回までとなっています。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４号から議案第２９号まで、及び陳情第１号の２７案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

〔登壇〕

○１２番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。

議案第８号から議案第１２号まで、議案第２３号から議案第２６号まで、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第8号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

本議案では、第9期の保険料が示されています。第9期においては、基準額、標準保険料は、基金を活用して据え置かれており、この点での執行部の皆さんの努力は大変評価できるものであると思っています。

しかし、以下2点の点で、本議案には賛成できない点があります。

1点目は、今、高齢者の方々の暮らしの実態に照らせば、保険料は据置きではなく、引き下げるべきであります。12月の一般質問でも明らかとなりましたが、介護保険料は、合併当初と比較しても、月額4,100円だったものが、保険料が現在6,300円、約1.5倍にも跳ね上がっています。

一方、この20年間で年金は平均で約3万2,000円、2割引き下げられています。一般質問でも明らかにしましたが、ニーズ調査では、市民の方が現在の暮らしについて、やや苦しい、大変苦しい、合わせて3割を超えている。また、経済的なことで困っていると回答した方が約4割にも上っています。

基金は半分活用したとお聞きしていますが、引き下げるために、基金は積み増すのではなく、保険料引下げに活用すべきものであり、さらなる基金の活用、一般会計からの繰入れも含め、第9期は引下げを行っていくべきと考えます。

2点目は、本議案では、国の指針に従い、高齢者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇分を抑制する措置が行われています。9段階に分かれていた区分が、新たに10から13段階を創設し、保険料率も最大2.6倍に引き上げられています。低所得者の保険料が軽減されることは大事ですが、その財源を高齢者間で賄うべきではありません。国庫負担と地方自治体の財政措置で行うべきであります。

以上の理由から、議案第8号には反対であります。

次に、議案第9号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本会議の質疑で明らかになりましたが、本条例の改正において、事業所管理者の兼務の範囲が緩和されている点であります。同一敷地内であれば差し支えないとされていた要件が、さらに緩和されています。

委員長報告の中では、人手不足の解消になるのではないかと執行部の説明がありますが、人手不足を理由に介護の質を下げるような改正は認められません。数年前にも兼務要件の緩和が行われ、今回はさらなる緩和であります。人員確保という

のであれば、報酬単価の引上げ、介護職員の処遇改善こそ求められる施策であります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第10号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第9号と同じであります。

次に、議案第11号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第9号と同じであります。

次に、議案第12号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第9号の管理者の兼務要件の緩和である点と、もう一つ、ケアマネジャーの取り扱う人数が緩和されている点であります。現在、利用者35人に対し1人のケアマネジャーの配置が、条例の改正で44人に1人と緩和されます。改正された理由は人手不足の解消ということです。人手不足を理由にどんどん緩和を認めていけば、結果、ケアマネジャー1人にかかる負担はさらに増え、さらなる人手不足へと悪循環に陥るだけであります。また、利用者へのサービス低下につながる懸念も大いに心配されるところです。国や自治体の公費負担を増やし、報酬単価の引上げ、介護職員の処遇改善でこそ、人手不足の打開を図っていくべきであります。

以上の理由から、議案第12号には反対とします。

次に、議案第23号、令和6年度菊池市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、かつてない物価高騰で市民の暮らしと営業は危機的な状況の中、令和6年度の予算案は、その暮らしを守り支えるという点では不十分であるという点です。

民間シンクタンクみずほリサーチ&テクノロジーは、今月14日、2022年度から24年度の3年間の物価高騰により、21年度と比べた24年度の年間会計負担が1世帯当たり28万円増えるとの試算を公表しました。

後の討論でも述べますが、高過ぎる国保税、据え置かれたとはいえ、引下げが求められる介護保険料などへ一般会計からの繰入れを行い、負担軽減へと施策を進め

ていくときです。

また、一般質問でも指摘、要望しましたが、会計年度任用職員への処遇改善なども国の施策を超えるものではありません。財政調整基金は令和４年度の決算時で６６億円も超えています。今こそ基金を活用して、暮らしを支える予算の執行が待たれています。

また、国の進めるデジタル化予算、紙の保険証廃止を進めるマイナンバーカード推進予算についても様々な懸念があり、多額の推進費用には反対であります。

部落解放同盟への補助金については、前年度比で約３０万円の減額となっておりますが、さらに適正な予算措置が行われるべきであります。

以上の理由から、議案第２３号には反対であります。

次に、議案第２４号、令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

反対の理由は、保険税が高過ぎるという点であります。払える保険税にするために、一般会計からの法定外の繰入れを行い、引き下げるべきであります。

以上の理由から、議案第２４号には反対であります。

次に、議案第２５号、令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は２点です。制度そのものに反対である点、２点目は、来年度から保険料がさらに値上げされるという点であります。１人当たりの平均保険料が６万６，２１９円から７万４，２６４円へと８，０４１円も負担が増えます。また、賦課限度額の上限も６６万円から８０万円と引上げがされます。

以上の理由から、議案第２５号には反対します。

次に、議案第２６号、令和６年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今回の予算は、３年に１度の見直しが行われる第９期の事業計画、最初の年の予算であります。

本予算に賛成できない理由を述べます。

１点目は、介護保険料であります。議案第８号の討論でも述べましたが、据え置かれた執行部の努力は評価しますが、高齢者の経済的負担は限界であり、引き下げるべきであります。

２点目は、第９期の介護報酬改定で、訪問介護事業所の基本報酬の引下げが行われているという点であります。高齢者の自宅をヘルパーが訪れて、食事などのサービスを行う訪問介護事業所の基本報酬の２から３％の引下げが含まれています。

厚生労働省が行った調査では、全国の訪問介護事業所の３６％、４割近くが２０

22年度に既に赤字となっており、今回の基本料引下げは、経営の厳しい中小事業者の収支悪化や、サービス低下が一層懸念される事態となっています。

地域に訪問介護がなくなれば、高齢者が住み慣れた自宅で暮らせなくなります。今でもホームヘルパーの有効求人倍率は、2022年度で15.5倍、8割の事業者が人手不足を訴えています。12月の一般質問でも紹介しましたが、菊池市が行った事業所への調査でも、市内34ある事業所の47%が職員不足、取りあえず足りていると回答した事業所でも、今後を見据えると、職員を募集している事業所は76%にも上っています。

このような国の施策を受け入れていくだけでは、事業者が閉鎖に追い込まれ、当事者は在宅放置となり、国と自治体が掲げる地域包括ケアシステムが成り立たなくなってしまう。

3点目は、特別養護老人ホームの計画的な増設など、サービス提供の面での市独自の措置が足りていないという点であります。今後、高齢者が増えることが予想される中で、高齢者の負担を増やさず、サービスの提供を維持するためには、国の財政負担25%引上げを求め、同時に自治体独自の負担も見直していくべきであります。

以上の理由から、議案第26号には反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号までに対する反対討論がありましたので、まず、議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号に対する討論を行います。

議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号までについて、賛成者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議席番号11番の平直樹です。

議案第23号、令和6年度一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案については、令和6年度の全事業、全施策を示す予算案となっております。その中で、私は福祉厚生分科会で集中審議をしました。当然他2分科会でも集中審議されたことは、先ほどの予算決算常任委員長報告でもあったとおりです。一議員として、全事業、一つ残らず納得ができたとは言えない部分も確かにございます。ですが、少なくとも自分の分科会での質疑や提言、そして、分科会長報告への質疑などを通して、一定の理解はできました。

気になるポイントは、今後も継続して注視していこうと考えていますし、それに

答える形で、執行部にはきちんと費用対効果を示してもらいながら、鋭意課題の抽出と改善策を模索してもらいながら、適切な執行をお願いしたいと考えております。

そういった形で、本議案、本予算とこれからも向き合っていくという前提での判断をしつつ、市民の命や生活に直結する施策や事業も含んでいる本議案が、菊池市民と菊池市にとって有効な予算案であると捉え、本議案に賛成といたします。

○水上隆光 議長 議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号までについて、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第23号、令和6年度一般会計予算について、反対討論いたします。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費の備品購入費492万円については、議員が使うタブレットを1台20万円のiPadに買い替えるとのことで計上されていますが、今のiPadはまだ十分使えますし、導入から4年ほどです。使えるものを長く大切に使うのがSDGsではないでしょうか。

また、さきの選挙での無投票当選を受け、現在、議会改革検討特別委員会においては、議員定数削減も審議されています。買い替えるのは議員定数議論が終わり、次の改選後で十分だと思います。

さらには、令和4年と令和5年に2度の議員ボーナスアップを可決したことに対して、市民から憤りの声が届いていると思います。物価高騰で市民の生活が苦しいと寄り添う気持ちがあるなら、タブレット購入を2年間我慢することなど、たやすいことだと思いませんか。

裏金問題などで、国会議員だけでなく、政治家全体に厳しい目が向けられている今だからこそ、質素儉約に努めるべきです。議員の皆さん、市民は見ていますよ。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目9地域振興費の事業番号65、婚活チャレンジ補助金事業については、そもそも税金を投じて婚活事業を行うこと自体に疑義があります。

また、菊池市は令和4年7月にパートナーシップ制度を導入していますが、結婚制度という価値観により、婚活事業を推進する一方で、パートナーシップという価値観を推進しているのに、片方だけ補助金をつけているのは均衡が保てていないと考えますので、反対いたします。

以上の理由から、議案第23号には反対です。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。

これで、議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号までに対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第4号から議案第7号、議案第13号から議案第22号、議案第27号から議案第29号、陳情第1号について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号までを除き、一括採決します。

お諮りします。議案第4号から議案第7号、議案第13号から議案第22号、議案第27号から議案第29号及び陳情第1号の18案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の18案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決・採決することに決定しました。

ここで、10分間暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時03分

開議 午前11時09分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論がありました議案第8号から議案第12号まで、及び議案第23号から議案第26号まで、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

次にお諮りします。議案第１０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第１０号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第１１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第１２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第２３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第２４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第２５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第２６号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 意見書第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 それでは、意見書案第1号、学校給食費の無償化を求める意見書について、申し述べます。

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。食育は教育活動の一環であり、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっており、望ましい食習慣を養うなど教育効果も大きい。また、地産地消の活用を通じて地域の農業、畜産業等の産業振興にも寄与している。

物価高騰の影響等により市民生活が厳しくなっている中、子育て世帯における教育費の負担は多岐にわたっており、大きな負担となっている。とりわけ、給食費の負担も例外ではなく本市においても、一人当たり月額平均は小学校で4,618円、中学校で5,338円（令和5年度）となっている。

このような状況は、子どもの貧困対策や少子化対策にも大きな障害となると同時に、地産地消の推進、安心安全な給食の提供にも大きな影響を及ぼしかねない。とりわけ、基幹産業が農業である本市においてもその影響は避けて通れない。

全国の自治体の中には、給食費の無償化や一部補助を実施している自治体がある。一方で、多くの自治体は財政余力が乏しく、実施が困難な状況にある。こうした中、岸田首相も「異次元の少子化対策」の中で、給食費の無償化について「課題の整理」を明記し、全国規模での実態調査の結果を公表し、6月以降に結論を出すと説明している。

義務教育の家庭負担において自治体間で格差が生じることは問題であり、どこに住んでいてもひとしく義務教育を受けられるようにするためにも、国の責任において学校給食費の無償化を進めるための財政措置を講じること、またそのためには「学校給食法」の改正を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

熊本県菊池市議会議長 水上 隆光

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
文部科学大臣	盛山 正仁	様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、学校給食法に基づき、学校では給食を通じた食育が行われ、学校教育の大きな柱となっており、地域の産業振興にも寄与しています。

給食費の無償化や一部補助を実施している自治体がある一方で、財政的な理由から実施が困難な自治体もあります。義務教育の家庭負担で自治体間格差が生じることは問題であります。

よって、関係行政庁に対し、「学校給食法」の改正を行い、国の責任において給食費の無償化を進めるための財政措置を講じることを求め、意見書を提出するものです。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 それでは、意見書案第1号、学校給食費の無償化を求める意見書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本意見書の学校給食費無償化に関して、私は子どもの食費を親が賄うのは当然であるというのが基本的な考え方です。現在の保護者が支払うべき費用を社会に負担させるということは、回り回って、その子どもたちの将来にツケを回していることにつながると考えています。

これまで、私は何度も学校給食に対しての一般質問を重ねてまいりましたが、本意見書案に関しましては、1点目、生活困窮者の給食費補填の社会保障制度は、生活保護や準要保護等、既にあります。これ以上財政負担を増やすことで、社会全体の公平性が損なわれていく懸念があること。2点目、菊池市の特性を生かした質の高い給食にするための差額分の補填としての財政負担であれば、ぜひ推進したいと考えております。

この2点を前提として、一番重要なポイントとしましては、とはいえ、仮に国会等で議論が尽くされた結果、その学校給食費は国が負担するなどの方針が国または自治体から示されたとすれば、素直にそれに従うべきとは考えていますが、こちらから国に給食費を無料にしろと要求すること、そのこと自体が私の信念とは合いません。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

意見書案第1号、学校給食費の無償化を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由の1点目は、憲法26条第2項では、義務教育はこれを無償とするとうたっており、給食は教育の一環であり、授業料や教科書と同じように無償化であると考えからであります。

賛成の理由の2点目は、学校給食の無償化や一部補助を実施する自治体が広がっている中で、教育の一環である学校給食において、自治体間で格差が広がることがあってはならないと考えるからであります。

日本農業新聞が昨年11月、12月に行った都道府県を含む全国121自治体へのアンケート結果で示されたのは、地方間や自治体間で広がる格差への危機感でした。今年1月5日付の農業新聞では、アンケートに答えた自治体の中から、住む場

所によって格差が広がっているという懸念が示され、7割が国の全額国庫負担による恒久無償化を求めているということが報じられています。

賛成の理由の3点目は、国が進めようとしている施策を後押しするという点であります。国自身が地方からの同様の意見書が上がるなどの意見を踏まえ、子育て未来戦略方針を閣議決定し、給食無償化に向けた課題整理のための実態把握を今始めており、結果の公表を6月までに行い、その上で、法制面を含めた課題整理をして、結論を出すとしています。まさにこの意見書を全国と同様に上げていくことが、国の背中を押す力になると考えています。

賛成の理由の4点目は、意見書案にも述べられている、基幹産業、農業の振興に寄与するという点であります。

現在、物価の高騰の影響で、給食費の保護者負担も今年4月から値上げとなっています。年間で約840万円の負担増であります。物価高騰が今後も予想される中で、食材の地産地消を進めていこうと思えば、給食費の保護者負担との兼ね合いが懸念されます。値上げが続けば、できるだけ安価な食材となる声も出てくることも十分予想されます。そのような状況になれば、地場の食材の提供という視点はどうしても後景に追いやられていくのではないのでしょうか。

意見書案でも述べられていますように、基幹産業の農業への給食における影響という点でも、国において学校給食費の財政措置が行われることが望ましいと考えます。

以上の理由から、意見書案第1号には賛成の立場であります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました意見書案第1号は、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

を議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について
- 2 陳情第2号 迫間支館および重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情書

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議がありましたので、委員会の閉会中の継続審査並びに調査については、起立により採決します。

お諮りします。委員会の閉会中の継続審査並びに調査について、継続審査並びに調査申出一覧表のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、継続審査並びに調査申出一覧表のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和6年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 稲 継 智 康

菊池市議会議員 古 田 浩 敏

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 3 件、陳情 1 件の 4 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 4 号**については、執行部より「本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員について令和 6 年度より勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「パートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するとのことだが、会計年度任用職員の中で支給されない職員はいるのか。」との質疑に対し、執行部より「支給対象は、任期の定めが 6 月以上の職員で、1 週間の平均時間が 15 時間 30 分以上の者となるので、それ以外の方は対象とはならない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「勤勉手当は評価が必要だと思うが、勤務評価についてはどのようなになっているのか。」との質疑に対し、執行部より「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっては、常勤職員の取扱いとの均衡を踏まえて定められており、人事評価を適切に反映していく必要があると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「人事院勧告によって期末手当等の改正があっても、会計年度任用職員は遡及ができないという実態があったが、今回の改正によって、会計年度任用職員も遡及が可能になるということか。」との質疑に対し、執行部より「これまでは遡及ができなかったが、今回の改正で遡及できるようになった。」との答弁がありました。

次に、**議案第 5 号**については、執行部より「本案は、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業している会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象とするため条例改正するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 6 号**については、執行部より「本案は、地方自治法の改正により、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、職員の賠償責任に係る根拠規定において、同法を引用している条項にずれが生じることから、これを合わせるために改正するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第 2 号**については、迫間支館及び重味グラウンドを公共施設として存続を求め

る陳情であり、所管部署より状況確認を行いました。執行部より「公民館支館は、地域活性化のために尽力されている地域住民にとって、公民館施設としての制約を取り払い、自由な使途に供することが、施設活用につながるとの考えから、施設を地域へ譲渡するという計画を定めた。これに伴い、これまで地元説明会を行ってきた。重味グラウンドは廃止という方針で検討しており、これまで地元との意見交換会を行ってきた。その中で、体育施設としての利用がないことから、教育財産としての用途廃止後、地元の管理、または、地元での利用の要望がない場合は売却等による処分を考えているという説明をしてきた。しかし、市としてもヘリポートの維持を考えており、まずは社会体育施設としての用途廃止を行い、ナイターとトイレの撤去を考えており、そのことを伝えている。今後も住民の意向を酌みながら、継続して合意形成を図っていききたい。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「重味グラウンドについては5年間利用がなかったとのことだが、熊本地震時にごみの仮置場として使った後に、きちんと整備してなかったために使えない状態だったのか。」との質疑に対し、執行部より「平成28年から平成29年にかけて、ごみの仮置場として利用しており、利用が終わった後に本来の目的に沿ったグラウンド整備を行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後はドクターヘリの発着場としての利用は可能な状態で、維持管理を行っていくという考えなのか。」との質疑に対し、執行部より「除草作業等を行い、発着場として利用できるように管理していく考えである。」との答弁がありました。

また、委員から「両施設については、区長会、もしくは役員会等で説明されてきたが、今回の陳情書が出たことについては、地域との合意形成がしっかりできていないのではないかと感じる。他の住民の皆様に対する合意形成については今後どのように進める予定なのか。」との質疑に対し、執行部より「公民館支館については、令和6年度に地域住民を対象としたアンケートを取りたいと考えており、それに基づき住民の意向を確認し、さらなる合意形成を図っていききたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「避難所としての役割を住民の方が強く求められているが、もしも地域管理は不可能となって廃止になったときに、避難所としての代替案の考えはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、庁内で協議を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「迫間支館における熊本地震を含めた避難所としての利用状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「熊本地震の際、迫間支館は避難所としての開設はしていない。その際は、旧迫水小学校体育館や菊池北中学校体育館を避難所として開設している。近隣の住民が自主的な安否確認のために、迫間支館に集まられたということは聞いている。また、それ以降も避難所としての利用はない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「現在の迫間支館の維持管理費は、概算で幾らか。また、避難所としての利用は今のところ実績はないとのことだが、現在どのような利用がされているのか。」との質疑に対し、執行部より「維持管理費は年間60万円程度で、これは浄化槽等の維持管理料である。また、利用で一番多いのが、地域の会合で年に数回と聞いている。他には、近隣の住民の方々が、カラオケなどでも利用されている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**陳情第2号**について「今回の地域移管・廃止については、たたき台であって、現在地域からの意見を聞かれている。やはり地域との合意形成が足りないことによって、こういった陳情書が出てきていると思うが、そのことは大変遺憾であり、市はしっかりと合意形成の中で進めていただきたい。地域の思いというのは分かるが、今後の状況等を見ながら判断していく案件であり、継続審査としていくものではないかと思う。」との意見や「地元は市との協議がうまくいってないから議会にどうか賢明な判断をと陳情しているわけであり、継続審査にするものではない。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第4号**、**議案第5号**及び**議案第6号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**陳情第2号**については、委員から「議員間討議で述べたとおり、賛否について判断することが難しく、今後も継続して審査すべき。」といった継続審査の動議が出されました。

採決の結果、**陳情第2号**については、賛成多数により継続審査とすることに決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和6年3月19日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 6 件です。

3 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 7 号**については、執行部より「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準並びに子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 8 号**については、執行部より「介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この改正は、国が示したものだから、菊池市だけ改正しないことはできないということではいか。」との質疑があり、執行部より「菊池市だけ改正しないことはできない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 9 号**については、執行部より「国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この改正によって、事業所の仕事の負担が増えたり、市職員の事務量が増えたりすることがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「事業所にとって、管理者等の人員基準の緩和については、人手不足の解消につながるのではないかと。重要事項のウェブへの掲載や、新興感染症発生時等における医療機関との連携体制の構築の義務化については、それぞれきちんと行う必要がある。市職員にとっては、事業所へ義務化された事項について、実地調査等により確認を行う必要が出てくる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「医療機関との連携が必要とのことだが、医療機関であればどこでもよいのか。」との質疑に対し、執行部より「第 2 種協定指定医療機関と定められており、菊池市では菊池郡市医師会立病院だけである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 10 号**については、執行部より「国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 11 号**については、執行部より「国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 12 号**については、執行部より「国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第 8 号**について「今回の改正で介護保険料の段階が 9 段階から 13 段階となり、高額所得者の保険料は、最高で年間 5 万 2,920 円の負担が増えることとなるため、今後、丁寧な説明をお願いしたい。」「予算決算常任委員会福祉厚生分科会において、令和 6 年度の介護保険料の歳入について、条例改正された後の金額を予算計上されると思っていたが、反映されていなかった。同じ定例会に予算案を上程するのであれば、改正後の保険料額について説明を行ってほしかった。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 7 号**から**議案第 12 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 6 年 3 月 19 日

福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 4 件、陳情 1 件の 5 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 13 号**については、執行部より「都市公園の利活用を見直すに当たり、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今まで他の公共施設の土地については、占用料を取っていたと思うが、公園については、今まで取っていなかったということか。」との質疑に対し、執行部より「占用料は、条例に規定されているもの以外については、行政財産使用料のほうに占用の規定があるので取れている。しかし、使用料に関しては、都市公園では、条例で規定している公園しか取れないため、今回、条例改正を提案している。」との答弁がありました。

また、委員から「地域の夏まつりなど、地元が依頼して出店していただく場合も、この条例どおりの使用料を支払わなければならないのか。」との質疑に対し、執行部より「条例の中に使用料を減免する規定があり、公共的な団体において公共の用に供するために必要と認められるときには、減免していきたいと考えている。また、行商については判断が難しいことから、事前に相談いただきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 14 号**については、執行部より「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「焼け跡は、空家には全然含まれないということか。」との質疑に対し、執行部より「県に、燃えた家に対して空家と規定できるのかと確認したところ、原則として空家には該当しないとの回答があった。しかし、この件については、他部署も含めて今後の対応を考えさせていただきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「管理不全空家について、全く管理をされていないところもあれば、年に数回帰ってきて掃除する物件もあると思うが、その線引きは。」との質疑に対し、執行部より「空家の定義は、完全に人がいない状態で 1 年以上経過しているものと考えているが、定期的に何らかの管理をされておられる場合は、空家、特定空家、管理不全空家とは考えていない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 15 号**、及び**議案第 16 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第 1 号**については、「重点支援地方交付金」に関する陳情であり、質疑を行いました。

委員から「陳情の趣旨の中に、離農する酪農家が増加しているとあるが、本市の実情はどうか。」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年度で 4 件の酪農家が廃業されている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**陳情第 1 号**について「令和 5 年度の補正予算で上がっていた国の予算に推奨事業メニューとして 0.5 兆円だったと思うが、酪農経営の負担軽減など酪農経営に特化したメニューが個別に出ており、国も酪農経営のことを重点的に支援したいという考えだと思っている。よって、菊池市の基幹産業である酪農ということも鑑みた上で、必要な事業への支援は行ったほうがよいと思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、及び陳情第 1 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 6 年 3 月 19 日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 17 号**から**議案第 29 号**の 13 議案です。

2 月 22 日、3 月 5 日、及び 14 日に予算決算常任委員会を、3 月 4 日から 7 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 17 号**については、そのほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、国際交流費の国際交流推進事業について、執行部より「旅費 142 万 7,000 円及び委託料 233 万円等の減額については、韓国友好都市への交流訪問の中止、また、台湾宜蘭市との了解覚書締結に向けて働きかけを図ってきたが、その実現に至らなかったことによる経費の減額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「台湾宜蘭市との交流推進については、今後どのように進めていくのか。」との質疑に対し、執行部より「国内の関係自治体と連携の上、福岡の弁事処を通じて今働きかけを行っており、来年度の実現に向けて準備を進めていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「昨年、市内の経済団体が集まり、交流についての意見交換会があったが、この灯が消えないように継続的な協議を進めて盛り上げた上で協定を結んでいただきたい。」との意見がありました。

次に、情報化推進費の地域おこし協力隊費について、執行部より「401 万 3,000 円の減額は、地域おこし協力隊の決定が 12 月となったため報酬等を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「協力隊の活動内容は。」との質疑に対し、執行部より「高齢支援課等と協力して、地域間のデジタル人材育成、ネットワーク構築に向けた準備を行っている。また、地域に出向いてのスマホ教室に向けた準備を行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「市民向けのスマホ教室は、公民館講座でも行っており、どちらか一本で良いと思うが新年度予算では協議してあるのか。」との質疑に対し、執行部より「こちらのスマホ教室は地域に出向いて行うものであり、公民館講座の教室とはすみ分けを考えており、今後調整をしながら無駄がないように進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、財政管理費の平成 28 年度熊本地震復興基金について、執行部より「積立金 9,396 万円の増額については、県からの追加交付分について、今後の防災や災害対策等の事業の財源として活用するため、市の復興基金に積み立てるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回積み立てて基金残高は概算でどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「2 億 2,000 万円程度になる予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「この基金はいつまでに使ってしまうなければならないという期間は定められているのか。」との質疑に対し、執行部より「基金条例の期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとなっている。」との答弁がありました。

次に、雑入の生活保護費返還金について、委員から「返還された件数は何件か。」との質疑に対し、執行部より「現年度分が 100 件、過年度分も 100 件である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「申告については、うっかり忘れていたこともあるが、そうではないケースもあると思うが、その時にペナルティーはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「生活保護法第 78 条により、明らかな不正受給の場合は、40%加算することができる。」との答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から「ワクチン接種の公的補助は今年度で終わると思うが、接種率はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年度は春と秋に接種を行い、接種率は延べ人数で 62%である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「ワクチンの廃棄については国が行うのか。」との質疑に対し、執行部より「廃棄は市町村が行うことになるが、費用は国から交付されることになる。」との答弁がありました。

次に、農業委員会費の農業委員会一般事務事業については、執行部より「農業委員報酬について、担い手への農地集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止・解消に係る活動の実績及び活動に伴う成果実績に応じて、農業委員及び農地利用最適化推進委員へ報酬として支払うことになっており、140 万 7,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今年度は、昨年度より農業委員等のこういった活動が減ったのか。」との質疑に対し、執行部より「農地パトロール等の活動実績が、若干減っているものである。」との答弁がありました。

次に、雑入の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金については、執行部より「補助金の不正受給が発覚し、令和 5 年 6 月 28 日付で、補助金額 1 億 5,140 万 1,000 円の返還命令を行っており、相手方より被害弁償金が示されたことから、補助金返還額の一部と

して受け入れるため、845 万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「補助金返還の見通しは。」との質疑に対し、執行部より「明確な計画は立っていないが、顧問弁護士や同様の案件を抱えている大津町とも連携し、また国・県と相談しながら、計画を立てていきたい。」との答弁がありました。

次に、商工総務費のグルメ推進事業については、執行部より「グルメ菊池ロゴマークの募集について、ポスターやチラシの制作を計画していたが、職員でデザイン等を行ったことにより不要となった 12 万 1,000 円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「商工振興課の職員がデザインしたので、経費がかからなかったとのことだが、しっかり、やる気を持って、今後も頑張してほしい。」との意見がありました。

次に、**議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 21 号**については、資本的収入の加入金について、執行部より「給水装置工事申請の増加に伴い、水道加入金が増加するなど、2,130 万 7,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「水道新規加入金が 2,000 万円あまり増えているが、件数ではどれくらいになるのか。」との質疑に対し、執行部より「600 件くらいになる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「家が増えたと考えてよいのか。」との質疑に対し、執行部より「アパートがほとんどである。アパートが少ないところでも 10 戸、20 戸とか、多いところでは 30 戸あり、20 戸で 2 棟等の形もあり、件数としては増えているが、建物としては一戸建ての家が増えたという訳ではない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 22 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 23 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、企画費の合併記念事業について、委員から「市民劇を開催する意味は。」との質疑に対し、執行部より「市民の一体感の醸成を図るものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和 7 年 3 月 22 日に開催を予定しているとのことだが、この時期は観光協会の桜のイベントや文化会館では文化協会の音楽祭もある。いろんな所でいろんなイベントがあっているので調整すべきではないか。」との質疑に対し、執行部より「庁内で調整し連携を図りたい。」との答弁がありました。

また、委員から「合併記念事業の開催は、市民からの意見ではなく執行部からの提案とのことだが、市民の一体感の醸成と言うならば、各種団体の意見を聞くべきと思う。」との意見がありました。

次に、地域振興費のふるさと納税促進事業について、委員から「令和6年度の目標は5億円ということだが、令和5年度の実績は。」との質疑に対し、執行部より「令和6年1月末の実績は3億4,000万円ほどである。」との答弁がありました。

また、委員から「ふるさと納税促進にはPRを積極的に行う必要があると思うが、PR事業についてはどのようにしていくのか。」との質疑に対し、執行部より「令和5年度は関西、関東の企業に出向いて試食等を提供して、菊池市のPRを行っている。また、ブランド推進室が行うイベント等でパンフレットや返礼品等を提供してのPRも行っている。引き続き、内部で検討して、ふるさと納税に繋がるような宣伝効果があるものを考えて実施していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「返礼品の農畜産物については菊池産の割合はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度法改正があっており、地区内返礼品との関連性のある組合せは、7割以上が地場産でないと認められず、基本的には地場産のものが大半を占めている。」との答弁がありました。

また、委員から「返礼品については、商工会やJAにも呼びかけながら農産物の加工品等を含めて、宿泊型などいろいろな点で模索していかないとふるさと納税額は上がらないと思うがどう考えるのか。」との質疑に対し、執行部より「新たな返礼品を入れることによって、ふるさと納税に繋がっていくと思うので、そういう団体等の意見を聞きながら、返礼品の数を増やしていきたい。」との答弁がありました。

次に、情報化推進費の電算管理費について、委員から「地方自治体情報システムの標準化の業務委託については、財源はどうなっているのか。また、国からは標準化のシステム移行を令和7年度までと示されていると思うが、かなり高度な移行だと聞いており、菊池市はこのスケジュールに間に合うのか。」との質疑に対し、執行部より「財源はデジタル基盤改革支援補助金1億2,861万1,000円を充てる。また、スケジュールは令和7年度で考えているが、一部のシステムについて間に合うかどうか微妙な状況が1件あり、現在調整をしている。」との答弁がありました。

次に、防災管理費の防災行政無線等整備事業について、委員から「今後、整備するデジタル型戸別受信機のアンケートを取ってあるが、アンケートでは防災行政ナビのアプリを入れていない場合に限り配付を希望しますかという項目に進むようになっており、防災行政ナビを入れていると戸別受信機は配付されないのか。」との質疑に対し、執行部より「あくまでもアプリを推進しており、アプリを利用されている世帯についてはアプリのほうを、アプリを利用できない世帯で戸別受信機の設置を希望される世帯には配付をするということで、アンケートを作っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「アプリが入っていたら配付されないとのことだが、例えばその後、携帯電話を買い替えてアプリを入れなくなったときは、追加で配付されるのか。」との質疑に対し、執行部より「そのときは検討したい。」との答弁がありました。

また、委員から「アンケートの裏面にいつ設置されるかという説明が書いてあり、アンケートを出してしまったら全然書類が残らないが、後から通知するのか。それは2度手間と思うが、今後どのように周知するのか。」との質疑に対し、執行部より「設置前には事前にお知らせしたいと思っており、そのために連絡先は確認させていただいている。」との答弁がありました。

次に、住民基本台帳経費の戸籍住民基本台帳費について、委員から「マイナンバーカードの現在の交付率と、令和6年度の目標値はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「1月末現在の交付率は、76.74%。令和6年度は交付率86%を目指している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「コンビニでの証明書の交付はどのくらいあるのか。」との質疑に対し、執行部より「全体の約9%程度である。」との答弁がありました。

次に、環境対策費の地下水対策事業について、委員から「七城の水質検査に係る費用については、全て一般財源とのことだが、TSMCの稼働に伴い周辺地域の地下水質保全への影響があると思われるため、県に対して費用負担を求めてもよいのではないか。」との質疑に対し、執行部より「TSMCがある菊陽町は、江津湖を共通の地下水盆とする熊本地域に属しており、本市においては、泗水地域及び旭志地域が属している。七城地域については、熊本地域には属していないものの、県主催の環境担当者会議の場などにおいて、事務局レベルではあるが支援に関する要望等を行っているところである。」との答弁がありました。

次に、地籍調査費の地籍調査事業について、委員から「龍門地区の山間部で行う航測法によるリモートセンシング技術を活用した地籍調査とはどのような方法で行うのか。」との質疑に対し、執行部より「セスナやドローン等の技術を使い、上空からレーザー光を発射し測量したうえで、筆界案を作成し、公民館などで確認をする方法である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「県内で先進的に取り組んでいる自治体はあるのか。精度はどの程度か。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度は八代市、令和5年度は八代市と山都町が行っており、菊池市は県内で3番目である。精度については、GPSを利用しデータを収集するため、かなりの精度があるが、樹木の葉等にレーザーが遮られることがあり、多少の誤差はあるということである。」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の地域福祉推進事業について、委員から「重層的支援体制整備事業委託料と基幹相談支援センター事業委託料の主要事業の説明資料には、どちらも障がい者への支援とあるが、すみ分けはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「基幹相談支援センターにおいては、障がい者等からの相談や支援等を専門的に行い、重層的支援体制整備事業においては、全体的にコーディネートし、関係課等と連携を行い支援等を実施する予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「重層的支援体制整備事業及び基幹相談支援センター事業については、新しい事業だと思うが、他課との連携はどう行うのか。」との質疑に対し、執行部より「重層的支援体制整備事業は、誰も取り残さない支援体制を構築することが目的であるため、学校教育課やこども家庭センターとも協議を行いながら進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の保育所管理経費について、委員から「公立保育園の保育士に不足はないのか。」との質疑に対し、執行部より「保育士の確保はできている。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の子ども食堂運営支援事業について、委員から「県が全額補助していた事業で、令和6年度から3分の2の補助となるようだが、今後補助の割合が減ってもこの事業は続けるのか。」との質疑に対し、執行部より「県の補助があるうちは継続する考えである。補助がなくなった場合はその時の状況等により協議を行いたい。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者ふれあい事業について、委員から「生きがい通所（ふれあいデイ）委託料が、1,218万円計上されているが、必要性をどう判断すればいいのか。」との質疑に対し、執行部より「介護認定を受けていない高齢者にデイサービスを行い、介護予防を行う事業である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「概要は理解できるが、何名が利用し、どういう効果があったかを確認できるようにする必要があるのではないか。」との意見がありました。

次に、ブランド推進費のブランド推進事業について、委員から「九州お米食味コンクールがあるとのことだが、菊池市では毎年行っている菊池米食味コンクールが予選になるということか。また、市外から出品されるところは予選みたいなものがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「本市の場合、菊池米食味コンクールに申し込みをされた方の分をそのまま九州お米食味コンクールに出品している。また、他の自治体では、予選会を兼ねた自治体独自のコンクールをされるところや、直接、九州お米食味コンクールに申し込まれるところもある。」との答弁がありました。

また、委員から「入賞された方に賞を与えて、それをアピールしていただく等の付加価値を付けているのか。」との質疑に対し、執行部より「九州お米食味コンクールで入選された方は、例えば物産館等に出されているのであれば、九州お米食味コンクールで入賞したなどと、個人ごとに付加価値をつけて販売されており、市として特別なことは行っていない。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業について、委員から「有害鳥獣の捕獲に関して、D Xの導入等の効果は。」との質疑に対し、執行部より「2年間の重点期間の1年目であり、まだ

対策の効果を明確に示すことができないが、特に捕獲対策に関しては、国等の助言により科学的根拠に基づき実施していることから、高い効果が表れるものと考えている。引き続きデータ等を入手しながら、その効果等について検証していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「予算を拡大したことや、捕獲強化月間を設けたことに対し、捕獲される方々から何か意見はあったのか。」との質疑に対し、執行部より「ほとんどを猟期内で捕獲されていた高齢の方や、夏場など少し天候が暑いと体が無理する方々には、猟期においてイノシシの捕獲報奨金の単価を2分の1減額することに納得されるまでに少し時間がかかったが、最終的には納得いただいた上で、協定を結ばせていただいた。」との答弁がありました。

次に、観光費の観光プロモーション事業について、委員から「菊池温泉街リブランディング事業の基本構想を立てるのはいいが、もっと具体的に、現状がどうなのか。観光協会が何かをやる、市が何かをやる、周りが幾ら何かをやろうとしても、温泉を経営されている人たちが自らやろうという気持ちがないと、まず成功しない。こういったところから入るべきだ。」
「台湾の方に宿泊してもらうためには、1人1部屋でなければ難しい。旅館の方々も、後継者不足でお金を注ぎ込みたくない。こういった事業でお金を投入するより、1人1部屋のホテル等を誘致するなど発想を変えることが必要ではないか。」との意見がありました。

次に、都市計画総務費の都市計画マスタープラン等策定事業について、委員から「プランの策定委託に関して、2年間かけて立地適正化計画の見直しを行うと計画されているが、策定にあたっては民間や市民の方を交え、どのように進めていくのか。」との質疑に対し、執行部より「都市計画審議会の開催やパブリックコメント、市民へのアンケート調査等も必要となってくる。できるだけ多くの皆さまの意見を聞きながら、計画を進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、事務局費の外国語指導事業について、委員から「ALT派遣の意義は。」との質疑に対し、執行部より「ALTの派遣委託は、基本的に学校の授業に補助として入ってもらい、生徒たちのコミュニケーション能力を上げることを目的としている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「学習指導要領にALTの活用は明確にうたわれているが、ALTを設置するかどうかについて、市教育委員会の判断でできるのか。」との質疑に対し、執行部より「学習指導要領では、日常的に外国語に触れる機会の充実についてうたわれており、これに基づきALT派遣を行っている。」との答弁がありました。

次に、社会教育総務費の青少年教育活動事業について、委員から「少年少女発明クラブの事業立ち上げの経緯と内容は。」との質疑に対し、執行部より「経緯はTSMCの進出などを機に、子どもたちに科学技術に関する興味や発明の楽しさなどを体得させたいという思いから発足するものであり、県内では本市が3番目となる。内容は、熊本高専の先生などを講

師として、プログラミングの基礎やロボットプログラミング、身近な道具での科学実験などを実施したいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「ネーミングについては少年少女発明クラブではなくて、子ども発明クラブのほうがいいのではないか。やはり L G B T Q ということで、Qのところはどちらにも判断できない当事者もいる中で、教育委員会が主催するものには適切ではないと思う。」との意見がありました。

次に、文化施設費の隈府一番地複合施設管理運営費について、委員から「年々予算が増えているようだが、今後の方向性をどのように考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、まちなかデザイン会議の中で、今後の利活用について検討しており、町なかを周遊する際の拠点施設の一つとして一番館を利用していこうと検討が進められている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「会議の中でカフェとして利用できないかとの意見もあるが、現在の条例ではできない。様々な用途に利用できるように条例改正も含めて令和 6 年度中には方向性を示してほしい。」との意見がありました。

また、委員から「今後廃止も含めて検討しているのか。」との質疑に対し、執行部より「廃止ではなく、利活用方法を検討している。」との答弁がありました。

次に、体育施設費の旭志グラウンド遊歩道照明増設工事について、委員から「施工時期の計画はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「施工の時期は、予算が通れば早い段階で着手したいと考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「財源において、地方債の過疎対策事業債 680 万円のうち 490 万円が今回の遊歩道の照明ということだが、残り 190 万円についてはどのようなものに充当するのか。」との質疑に対し、執行部より「遊歩道の横に住まいがあり、照明対策としてのフェンスの設置や樹木の伐採に充てるものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 24 号**の一般会計繰入金については、委員から「一般会計からの繰入金は年々増えていくのか。」との質疑に対し、執行部より「法定内の繰入れであり、少しずつ増えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「制度的に繰入額が増えていくのは仕方がない部分もあると思うが、基金の活用方法も含め、今後どのような見通しを持っているのか。」との質疑に対し、執行部より「基金については、過去に取り崩したこともあったが、少しずつ利息分から積立を行ってきた。現在 2 億 9,000 万円程度となっているが、月の医療費に約 4 億円程度払っているため、基金はひと月分の医療費にも満たない状況であり非常に心配なところである。令和 12 年から県下保険料の統一の話があり、令和 6 年度から本格的な協議を行う予定である。市民にとって一番関心があることは、保険料が上がるのか下がるのかということだと思うが、非常に厳しいと考えている。具体的にどうなるかは基金の運用も含めて試算して行くが、議会には報告を行う。」との答弁がありました。

また、委員から「今後は税率を上げる必要も出てくると思うが、市民に理解をしていただくよう、早くから試算を行い、周知を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、**議案第 25 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 26 号**の介護サービス等諸費の介護サービス等諸費について、委員から「住宅改修費の上限は 20 万円となっていると思うが、いつからか。」との質疑に対し、執行部より「平成 12 年からである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「現在は当時に比べて物価が上がっていて、上限を上げる必要があると思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「介護保険法で上限は決まっておりますこととはできない。」との答弁がありました。

次に、包括的支援事業・任意事業費の任意事業費について、委員から「おむつの補助を行っていると思うが、支給の要件はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「本市に住所を有する要介護 3 以上の高齢者で、常時おむつの使用が必要な方。なおかつ住民税非課税世帯で介護保険料に滞納がない方に支給している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「菊池市においては非課税世帯の要件があるが、他市においても要件があるのか、ないようであれば他市の状況も調査し統一していただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第 27 号**については、水道事業について、委員から「水質検査委託料等として約 1,700 万円が計上されているが、議会全員協議会で話が上がっていた有機フッ素化合物についての検査も含まれているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年 12 月の予算決算常任委員会において、令和 5 年度予算で何とか検査できないかとの意見があったことから、令和 5 年度で発注している。」との答弁がありました。

次に、**議案第 28 号**については、下水道事業について、委員から「七城中央浄化センターの耐水化工事とは、具体的にどのような工事か。」との質疑に対し、執行部より「近年の集中豪雨、また河川の氾濫、内水面の増水が懸念されており、本市にある 8 つの下水処理施設の浸水対策に関する調査を実施したところ、七城の加恵地区にある七城中央浄化センターのみ、耐水化が必要と判断し、下水の処理運転に最低限必要である機械を操作する管理室、また、電気の供給がない場合が予測されるための非常用発電機の 2 か所について、窓の縮小、扉の防水化等の工事を行うものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 29 号**については、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業について、委員から「建設資材が不足しているとのことだが、こういった建設資材が不足しているのか。」との質疑に対し、執行部より「泗水のほうでは、大型の排水路の布設替えを行っており、排水関係の資材になる。また、もう一つのほうでも同じように、道路側溝、集水ます、給排水

施設、L型擁壁等の資材がどうしても入りにくくなっていると報告を受けている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 23 号**については、まず「令和 6 年度予算において新しい事業がかなり増えている。減っている事業があまり見受けられないので、スクラップアンドビルドで事業の見直しを検討していただきたい。」との意見がありました。

次に、防災行政無線等整備事業について「防災行政無線の戸別受信機は、75 歳以上の方であれば配付されると思っていたが、防災行政ナビのアプリを利用していたら配付されない。前回採択した陳情とは違う解釈となっているので、希望する人には行き渡るようにお願いしたい。」との意見がありました。

また、合併記念事業について「執行部において計画を立ててあるが、市民の一体感の醸成を目的とするならば、そこはしっかりと市民が参画した計画、立案というものも考えていただきたい。」との意見がありました。

また、ふるさと納税促進事業について「職員の 147 人、約 3 分の 1 が市外から来られている。これに関しては憲法で保障されているので、何も言うつもりはないが、市外からの職員については、なるべくふるさと納税で市に寄附をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費について「コンビニでの証明書交付率が 9 % 程度しかないのであれば、事業として見直す必要があるのではないか。」「利便性は向上していると思う。交付率が上がるのはもう少し時間がかかるのではないか。」との意見がありました。

また、高齢者ふれあい事業について「こういった費用対効果があるのかよくわからない部分があった、この事業だけではなく全ての事業において費用対効果が分かるようにしていただきたい。」「費用対効果が数字では見えにくい事業もあると思う。議員も各事業の中身を理解する必要があるのではないか。」との意見がありました。

次に、鳥獣捕獲事業について「昨年度から大幅に予算を増やしていただき、DX 導入等で管理等もやりやすくしていただき、ありがたく思っている。」「今年度も引き続き、個体数削減のために予算を確保していただき、子どもが生まれる時期等に一番、手厚くしていただけるよう引き続き事業を行い、個体数削減に向けて努力していただきたい。」「強化期間等は、状況に応じて工夫されているが、捕獲する方々を育成、または増やしていく必要性を感じている。協議会の方々と一緒に、捕獲隊のメンバーを育成し、増やすということにも取り組んでいただきたい。」との意見がありました。

また、菊池温泉街リブランディング事業について「ターゲットを台湾の方に絞るのであれ

ば、1 部屋に何人でも泊まるという今の旅館の形態ではなく、1 人 1 部屋型の宿泊施設が必要になってくるものと考える。」「ターゲットの中に、福岡や熊本市内のファミリー層とあったので、ファミリーで利用するということを考えた場合は、今ある旅館の活用ということもまた見えてくる部分ではないかと思う。両立させるのは難しい面もあるかとは思いますが、ビジネスホテルのように 1 人で泊まれるような施設と、ファミリーで楽しめる施設と両立できたらいいいのではないか。」「温泉旅館を経営されている方々がどう盛り上げていこうかという気持ちが無いと、ファミリー層、台湾等の 1 人 1 部屋というような形態は難しい。こうしたところを織り込んだ形の基本構想をもう一度練り直す必要がある。」「事業承継をどうしていくのかが大きな課題で、これがきちんと定まれば、思い切った取り組みや、投資もできていくのではないかと感じている。事業承継は、個々の取り組みでは難しい面があり、どう支援していくのかを配慮していただきたい。」「基本構想の中に、他力／人任せより共創とあり、誰かの一步を待つのではなく、一人一人の覚悟と実行との記載がある。ぜひ、ホテルや旅館の民間の方がそれぞれ覚悟を持ってやっていく、今まで人が集まって何かをやっているが、結局、主体が見えなかったところにも原因があると思うので、ここも掘り下げていったほうがよいのではないか。」「行政側も観光振興課だけではなく面で攻めていかなければ、この構想も今までやってきたような頓挫する構想になってしまうのではないかと危惧している。」等の意見がありました。

次に、小中学校のトイレにおける生理用品の配備について「令和 6 年度予算に、配備の予算が含まれていない。多くの自治体が小中学校で配備をする中で、菊池市がいまだに学校任せにして、全校への配備を進めないというのはいかかなものか。学校任せではなく、教育委員会が責任を持って、早急にすべての小中学校のトイレに生理用品の配備を進めていくことを、この分科会で総括提言として要望してほしい。」との意見があり、総務文教分科会において総括提言することを全会一致で決定したので、執行部に対し、総括提言通告書により通告を行いました。

次に、**議案第 27 号**については、水道事業について「水道整備費は、2 億 4,850 万円を計上し 2.3 キロメートルの更新ができるとのことだが、本市の管路の総延長は 300 キロメートル以上あることから、1 周して回ってくるまでには 150 年以上かかる計算となり、とても心配している。これでは、管路の老朽化に追いつかないどころか耐震化も進まないと思うので、予算面でどうしていくのかは、これからの課題として考えていかなければならない。」等の意見がありました。

次に、**議案第 28 号**については、下水道事業の七城中央浄化センター耐水化工事について「1 億 8,000 万円ぐらいかけて行うそうだが、費用対効果としてどうなのか。七城中央浄化センターに加えて、七城北部浄化センターも大雨のときに浸かる可能性が高く、耐水化工事をするよりも、湛水防除を設置することによって、もっと経費が抑えられ、1 か所ではなく 2 か所に対応することも可能ではないか。ぜひ、見直していただきたい。」等の意見があり

ました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、総務文教分科会から総括提言がありましたので、執行部より「生理用品の購入の予算は、各小中学校の保健衛生費の消耗品の中で確保している。生理用品の設置場所、保健室やトイレなど、どこに置くかは学校の判断を尊重し、各学校に一任している。多くの学校では、衛星面、管理面、また相談による児童生徒の状況の把握のため、保健室に設置しており、トイレに設置している小学校2校についても、学校での判断によるものであり、令和5年第4回定例会の一般質問でも答弁したように、今後も学校からの意見や状況を尊重しながら、児童生徒の意見も聞き、必要な生理用品の配備を進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、各分科会長報告に対する質疑を行いました。

委員から「観光施設整備事業について、菊池神社の第一鳥居横の砂利駐車場をアスファルト舗装する工事は、元々、駐車場の下に文化財があるので、アスファルト舗装をしないようにしていたはずだが、このタイミングでアスファルト舗装をするとなると整合性が取れない。金額も7,000万円弱かかるとのことだが、金額の妥当性についても全体的にどういった議論があったのか。」との質疑がありました。

まず、アスファルト舗装をすることになった経緯については、経済建設分科会長より「委員から、予算決算常任委員会の際に、市民広場駐車場のアスファルト舗装代6,900万円は高すぎるのではないかという質疑に対し、執行部より雨水対策を行う必要性が出てきたという説明があったが、分科会では委員から、その雨水対策の内容はとの質疑があり、執行部より、元々は、側溝を入れないで舗装するよう考えていたが、土木課と協議したところ、雨水が全て芝生の方に入って芝が痛むのではないかと指摘があり、側溝を約180メートル作ることで、駐車場部分の側溝の雨水を、県北広域本部のある県道側に流すよう設計をやり直した。また、この舗装についても、一般的な舗装ではなく、透水性のある水が下に落ちていく舗装に変更したために、このような金額になったという説明があった。」との答弁がありました。

さらに、文化財の保全については、経済建設分科会長より「委員から、最初は遺跡があるので舗装しない方針であったが、苦情等が出ているので、本格的な舗装ではなく、簡単な舗装をするように変わったとのことだが、遺跡との関連性はという質疑があり、執行部より、文化財の担当課と協議し確認調査を行ったところ、遺跡はあるが舗装は行ってもよいと確認が取れている。ただし、舗装を行い、将来、文化財の掘削等が必要になった場合は掘削等ができるように、市の単独事業で対応するとの説明があった。」との答弁がありました。

また、金額の妥当性については、経済建設分科会長より「側溝整備などの変更の説明があり、文化財等の担当との協議の結果を踏まえ、総合的に議論があった以外には、その妥当性

に拘った議論は特になかった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました、**議案第 17 号から議案第 22 号、及び議案第 27 号から議案第 29 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 23 号**については、委員より「婚活事業で、J A と菊池高校にそれぞれ 10 万円ずつを計上してあるが、税金を投入して婚活事業をすることに疑義がある。議会費の議員に配られているタブレットを今回 500 万円かけて買い直すとのことだが、現在のタブレットはまだ使えるし、使えるものを大事に使うのが、SDGs だと考える。」
「市民の暮らしと営業は危機的な状況であり、その暮らしを思い支えるという点では不十分である。高過ぎる国保税が据え置かれたとはいえ、引き下げが求められる介護保険料等へ、一般会計からの繰り入れを行うべきである。会計年度任用職員への処遇改善等も、国の施策を超えるものはない。財政調整基金は、令和 4 年度の決算値で 66 億円を超えており、基金を活用して暮らしを支える予算の執行が待たれる。国の進めるデジタル化予算には、様々な懸念があり、多額の推進費用には反対である。部落解放同盟への補助金は、前年度比で約 30 万円の減額となっているが、さらに適正な予算措置が行われるべきである。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 24 号**については、委員より「保険税が高過ぎることから、払える保険料にするために、一般会計からの法定外の繰り入れを行い、引き下げるべきである。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 25 号**については、委員より「制度そのものに反対である。また、来年度から保険料がさらに値上げされるためである。」といった反対討論がありました。

次に、**議案第 26 号**については、委員より「第 9 期の事業計画において、標準保険料が据え置かれる点では評価できるが、高齢者の経済的負担は限界であり、保険料は引き下げるべきである。また、特別養護老人ホームの計画的な増設、介護職員確保に向けた処遇改善への市独自の努力など、サービス提供の面での措置が足りていない。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 23 号から議案第 26 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和6年3月19日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和6年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月16日・3月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和5年度菊池市一般会計補正予算 第14号)	原案承認
議案第4号	菊池市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市給水条例並びに菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第16号	菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第15号）	原案可決
議案第18号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第19号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第20号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第21号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第22号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第23号	令和6年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第24号	令和6年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	令和6年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	令和6年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和6年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第28号	令和6年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第29号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第16号）	原案可決
意見書案		
意見書案 第1号	学校給食費の無償化を求める意見書	原案可決
陳 情		

議 案 番 号	件 名	審議結果
陳情第 1 号	「重点支援地方交付金」に関する陳情	採 択
陳情第 2 号	迫間支館および重味グラウンドを公共施設として存続を求める陳情書	継続審査